2012年版 政府開発援助(ODA)白書

日本の国際協力

JAPAN
Official Development Assistance

外務省

2012年版政府開発援助（ODA）白書

日本の国際協力

外務省

【表紙写真説明】

エクアドル東部に位置するパスタサ県の小学校で、子どもたちに算数を教える青年海外協力隊員(理数科教師)の平松あい子さん
(写真：金山珠実)

【裏表紙写真説明】

福岡県北九州市において受入先の消防署と共同でセンター消防訓練に取り組む研修員たち
(写真：今村健志朗/JICA)

本書は、外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/)上でも閲覧可能です。また、政府開発援助(ODA)に関し、日本の実績だけでなく、諸外国の援助や国際機関の活動などについても記載している「参考資料集」も同ホームページで閲覧可能ですので、あわせてご参照ください。

巻 頭 言

日本を取り巻く国際環境は日々大きく変化しています。その中で、最も重要な外交手段としての政府開発援助（ＯＤＡ）の役割はこれまで以上に大きなものとなっています。日本は以下に掲げる三つの柱に沿ってＯＤＡの戦略的、効果的活用を進めていきます。

第一に、我が国は、自由で豊かで安定した国際社会を実現するために、自由や民主主義などの普遍的価値や戦略的利益を共有する国を支援するとともに、民主化や国民和解に向け努力する国をＯＤＡを通じて後押ししていきます。

第二に、途上国の成長を達成するためには、人間の生命と尊厳を守り、一人ひとりの能力の開花を国と社会の発展に結びつける「人間の安全保障」の考え方が欠かせません。2012年9月に我が国のイニシアティブにより採択された国連総会決議も踏まえ、日本は、この理念を引き続き柱に据えてＯＤＡを実施していきます。そして、国際社会における日本の存在感と日本への信頼を揺るぎないものにしたいと考えます。

第三に、ＯＤＡを通じ、日本の持つ世界最先端のインフラシステムの輸出を後押しするとともに、優れた技術を持つ中小企業をはじめとした日本の民間企業や地方自治体の国際展開を積極的に支援することで日本経済の再生に貢献していきます。途上国と日本が共に成長する国際協力をＯＤＡの基本理念として改めて明確にする考えです。

また、途上国が抱える様々な課題に効果的に対処するためには、中央政府だけでなく、地方自治体、ＮＧＯ、中小企業を含む民間企業、個人など多様な担い手が力を結集することが大切です。それぞれの比較優位を活かして、知識や経験、技術、資金を持ち寄ることにより、日本の強みを最大限に発揮できると考えます。オールジャパンとして国民全体で手を携え支えていく途上国支援を進めていきます。

東日本大震災により、日本人誰もが改めて防災の重要性を深く認識しました。数多くの自然災害を克服してきた経験を生かし、我が国の教訓を世界と共有していく必要があります。防災を国際協力の重要な柱とし、災害に負けない強靱な社会をつくるため、日本が先頭に立って主導していきます。

日本には、様々な困難をくぐり抜けてきた過程で会得した知恵と経験があります。また、優れた技術も持っています。その総力を結集することで、世界に対し、日本にしかできない貢献を行うことが可能となります。それを実現するために、日本の国益に適うＯＤＡの戦略的、効果的活用に取り組んでいきます。

2013年3月

外務大臣

岸田文雄

第Ⅰ部

共に歩み、共に成長する国際協力

第1章　共に歩むODA …… 2

■第1節　自由で豊かで安定した国際社会を実現するためのODA
－民主化、国民和解を後押しする …… 2
■第2節　日本への信頼を強化するODA
－貧困削減を実現するための成長 …… 7
■第3節　人づくりを通じた成長の諸側面 …… 11
■第4節　新たな領域における取組 …… 14
■第5節　国民全員参加型の途上国支援
－援助の新たな担い手たち …… 18

第2章　共に成長するODA …… 22

■第1節　民間資金の流入と途上国の成長 …… 22
■第2節　ODAによる途上国支援と中小企業の海外展開 …… 24
■第3節　インフラ輸出を通じた成長への貢献 …… 26
■第4節　豊かな潜在力を持つメコン・インド・アフリカ …… 29

第Ⅱ部

災害に負けない社会づくり

― 日本の防災協力 ―

第１章　防災を世界に発信する …… 34

■第１節　東日本大震災の教訓を世界と共有 …… 34
■第２節　2015年第３回国連防災世界会議に向けて …… 37
■第３節　震災復興とODA …… 38

第２章　防災協力の実際 …… 40

■第１節　ASEANに対する協力 …… 40
■第２節　災害援助と防災対策
　　－タイの洪水被害への対応 …… 42
■第３節　防災・災害後復興分野での国際機関との協力 …… 44
■第４節　島嶼国への防災協力 …… 46

第Ⅲ部

2011年度の政府開発援助実績

第1章　実績から見た日本の政府開発援助 …… 48

第2章　日本の政府開発援助の具体的取組 …… 54

■第1節　政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組 …… 55
1. 政府開発援助大綱 …… 55
2. 政府開発援助中期政策 …… 55
3. 国別援助方針 …… 55
4. 分野別開発政策 …… 56
5. 国際協力重点方針 …… 56
6. 事業展開計画 …… 56

■第2節　課題別の取組 …… 57
1. 貧困削減 …… 57
(1) 教育 …… 57
(2) 保健医療・福祉、人口 …… 61
(3) 水と衛生 …… 66
(4) 農業 …… 69
(5) ジェンダー …… 73
2. 持続的成長 …… 75
(1) 経済社会基盤 …… 75
(2) 情報通信技術(ICT) …… 76
(3) 貿易・投資、ODA以外の資金との連携 …… 78
(4) 政策立案・制度整備 …… 80
(5) 文化復興・振興 …… 83
3. 地球規模課題への取組 …… 85
(1) 環境・気候変動問題 …… 85
(2) 感染症 …… 93
(3) 食料 …… 96
(4) 資源・エネルギー …… 97
(5) 防災と災害援助 …… 101
(6) 国境を越える犯罪・テロ …… 104

4. 平和構築 …… 107
(1) アフガニスタンおよびパキスタン支援 …… 110
(2) イラク …… 115
(3) パレスチナ …… 116
(4) スーダン・南スーダン …… 117
(5) 不発弾および対人地雷・小型武器等 …… 118
■第3節　地域別の取組 …… 120
1. 東アジア地域 …… 121
2. 南アジア地域 …… 126
3. 中央アジア・コーカサス地域 …… 130
4. 中東・北アフリカ地域 …… 132
5. サブサハラ・アフリカ地域 …… 136
6. 中南米地域 …… 144
7. 大洋州地域 …… 149
8. 欧州地域 …… 153
■第4節　援助実施の原則の運用 …… 155
■第5節　援助政策の立案および実施における取組 …… 157
1. 援助政策の立案および実施体制 …… 157
(1) 一貫性のある援助政策の立案 …… 157
(2) 政府と実施機関の連携 …… 157
(3) 政策協議の強化 …… 157
(4) 現地機能の強化 …… 158
(5) 様々な担い手との連携 …… 159
2. 国民参加の拡大 …… 169
(1) 国民の理解と支持の促進の重要性 …… 169
(2) 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる途上国支援への直接参加 …… 169
(3) NGOへの支援や活動への参加 …… 170
(4) ODAの現場体験 …… 170
(5) 議論や対話の促進 …… 170
(6) 開発分野における人材育成と研究 …… 171
(7) 開発教育 …… 171
(8) 広報・情報公開・情報発信の強化 …… 172
3. 戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項 …… 173
(1) 戦略的な援助の実施 …… 173
(2) 効果的な援助の実施 …… 173
(3) 適正な手続きの確保 …… 176
(4) 援助関係者の安全確保 …… 176

2012年版政府開発援助(ODA)白書で紹介されている案件リストは、巻末をご参照ください。

第Ⅳ部

資料編

第1章　日本の政府開発援助予算 …… 178

■第1節　2012年度政府開発援助予算（当初予算） …… 178
図表Ⅳ-1　政府開発援助予算 …… 178
図表Ⅳ-2　政府開発援助一般会計予算（政府全体） …… 178
図表Ⅳ-3　政府開発援助事業予算の内訳 …… 179
図表Ⅳ-4　政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳（政府全体） …… 179
図表Ⅳ-5　政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 …… 180
■第2節　各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要 …… 181
図表Ⅳ-6　省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算） …… 181
図表Ⅳ-7　省庁別政府開発援助予算推移（事業予算） …… 181
図表Ⅳ-8　各省庁の事業予算（2012年度事業予算）と事業概要 …… 182

第2章　日本の政府開発援助実績 …… 190

■第1節　開発途上国への資金の流れ …… 190
図表Ⅳ-9　日本から開発途上国への資金の流れ …… 190
■第2節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績 …… 191
図表Ⅳ-10　二国間政府開発援助の所得グループ別実績 …… 191
図表Ⅳ-11　二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較 …… 192
■第3節　国別実績 …… 193
図表Ⅳ-12　二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳 …… 193
図表Ⅳ-13　二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国 …… 198
図表Ⅳ-14　日本が最大の援助供与国となっている国一覧 …… 200
図表Ⅳ-15　日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2011年実績まで） …… 201
■第4節　分野別実績 …… 202
図表Ⅳ-16　二国間政府開発援助分野別配分 …… 202
■第5節　緊急援助実績 …… 203
図表Ⅳ-17　緊急無償案件（2011年度） …… 203
図表Ⅳ-18　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与案件（2011年度） …… 203
図表Ⅳ-19　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績（2011年度） …… 204

第3章　二国間援助案件リスト …… **205**

■第1節　二国間贈与 …… 205
図表IV-20　無償資金協力案件一覧 …… 205
■第2節　二国間借款 …… 209
図表IV-21　有償資金協力案件一覧 …… 209

第4章　国際機関を通じた政府開発援助実績 …… **211**
図表IV-22　国際機関に対する政府開発援助実績の推移 …… 211
図表IV-23　主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位5か国） 212

第5章　政府開発援助に関する主な資料 …… **214**

■第1節　日本の政府開発援助をめぐる動き（2011 年10 月～ 2012年10 月） 214
■第2節　政府開発援助に関する政策 …… 216
1. 政府開発援助大綱（2003年8月閣議決定） …… 216
2. 政府開発援助に関する中期政策 …… 222
3. 現行の分野別開発政策一覧 …… 235
■第3節　重債務貧困国（HIPCs）一覧 …… 236

（参考）諸外国の政府開発援助 …… **237**

■第1節　DAC 諸国の政府開発援助実績 …… 237
図表IV-24　DAC諸国の政府開発援助実績（2011年） …… 237
図表IV-25　DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2010年） …… 238
図表IV-26　地域別実績における主要DAC援助国（2010年） …… 239
図表IV-27　DAC諸国の贈与比率 …… 240
図表IV-28　DAC諸国の贈与額 …… 240
図表IV-29　DAC諸国のグラント・エレメント …… 241
図表IV-30　DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス 241
図表IV-31　主要DAC加盟国の政府開発援助の比較 …… 242
図表IV-32　主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2010年） …… 242
図表IV-33　主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関に対する拠出額の割合 …… 243
■第2節　DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ …… 244
図表IV-34　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2010年） 244
図表IV-35　DAC諸国のNGOによる援助実績 …… 245
■第3節　DAC 援助受取国・地域リスト …… 246
図表IV-36　DAC援助受取国・地域リスト（2011年） …… 246
■第4節　非DAC 諸国・地域の政府開発援助実績 …… 247
図表IV-37　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績 …… 247

案件紹介リスト …… **I**

略語一覧 …… **III**

用語集 …… **IX**

索引 …… **XIV**

図表

第Ⅲ部　2011年度の政府開発援助実績

図表Ⅲ-1　2011年の日本の政府開発援助実績 …… 49
図表Ⅲ-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移 …… 50
図表Ⅲ-3　主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移 …… 51
図表Ⅲ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額 …… 52
図表Ⅲ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比 …… 52
図表Ⅲ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比の推移 …… 53
図表Ⅲ-7　二国間政府開発援助の地域別実績(2011年) …… 120
図表Ⅲ-8　東アジア地域における日本の援助実績 …… 125
図表Ⅲ-9　南アジア地域における日本の援助実績 …… 128
図表Ⅲ-10　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績 …… 131
図表Ⅲ-11　中東・北アフリカ地域における日本の援助実績 …… 134
図表Ⅲ-12　サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績 …… 139
図表Ⅲ-13　中南米地域における日本の援助実績 …… 147
図表Ⅲ-14　大洋州地域における日本の援助実績 …… 151
図表Ⅲ-15　欧州地域における日本の援助実績 …… 154

扉写真提供

第Ⅰ部　タジキスタンの首都ドゥシャンベとアフガニスタン国境を結ぶ国道の建設現場
(写真：久野真一/JICA)

第Ⅱ部　エチオピア・アバイ渓谷の地すべり箇所を調査する中澤専門家
(写真：今村健志朗/JICA)

第Ⅲ部　住居の入り口から中を覗(のぞ)こうとするエチオピアの子どもたち
(写真：今村健志朗/JICA)

援助の現場から

1 田んぼで魚を養殖し、農村の生活が向上 ～ミャンマーでの小規模養殖の普及事業～ P9

2 国際航路を守るマレーシアの「海猿」たち ～海上保安能力向上プロジェクト～ P17

3 連携が生み出すアフリカの栄養改善 ～味の素が取り組む新しい離乳食～ P21

4 保健ボランティアの育成を支援し、母子健診を実現 ～東ティモールで活動するNGOシェア～ P64

5 島から島へ技術を伝え、きれいな水を届けたい ～宮古島市がサモアの水道公社を支援～ P68

6 炭と酢と堆肥を使って、フィリピンの土を元気に！ ～土壌に配慮した安全野菜の生産・流通～ P72

7 モンゴルで日本人が法案起草委員に ～調停制度の法制化を支援～ P82

8 アマゾン奥地での調査と衛星データで炭素量を解明 ～ブラジルの熱帯林保全に協力～ P88

9 独自技術で取り組む太陽光発電 ～ガーナで活動するシニア海外ボランティア～ P100

10 国家試験制度を実現し、看護師の質を向上させる ～ネパール初の導入に日本人が尽力～ P129

11 文化や生活の理解が湿原の危機を救う ～イラン・アンザリ湿原の環境管理～ P135

12 メイド・イン・ボツワナ 手づくり工芸品で生活向上を ～少数民族の定住地域で活動する青年海外協力隊～ P143

13 上下水道の整備支援で住民の健康と生活を改善 ～ペルー・リマの水を支える円借款～ P148

14 太平洋の孤島キリバスでいのちをつなぐ港を作る ～ベシオ港で大型船舶の接岸を可能に～ P152

15 ザンビアで乳幼児死亡率の改善を図る ～AMDA社会開発機構が取り組む小児保健システム強化プロジェクト～ P161

16 貧困層でも買える冷蔵庫、インド発のチョットクール ～製造業のリーダーを育成～ P164

17 ベトナムと共にモザンビークの稲作を改善する ～稲作生産向上のための技術改善プロジェクト～ P168

開発協力トピックス

1 ミャンマーの少数民族に対するODAを通じた支援 P5

2 官と民、日本とタイが協力し、洪水に立ち向かう －タイ洪水被害に対する国際緊急援助活動 P43

3 持続可能な開発とリオ＋20 P90

4 日本の環境技術のODAへの活用 P99

5 アフガニスタンに関する東京会合 P112

6 アフリカ開発の現状とTICAD Vへの課題 P140

7 ポスト釜山と新興国 P167

日本の政府開発援助（ODA）

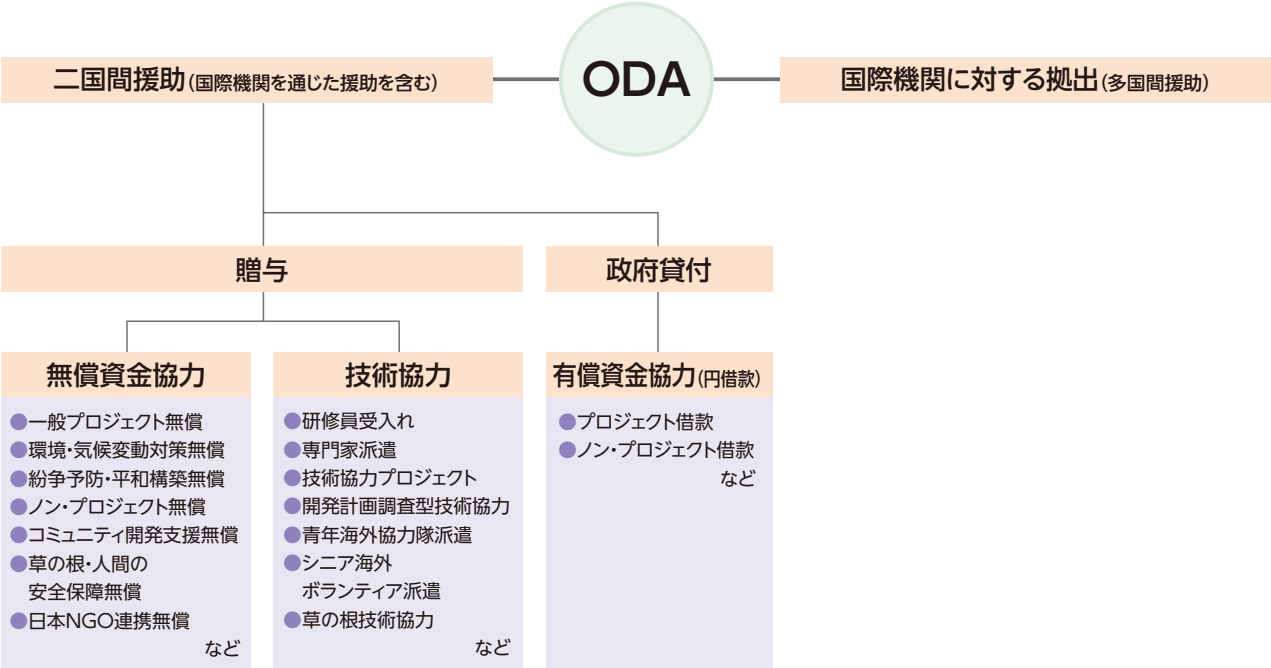

政府開発援助(ODA：Official Development Assistance)とは、OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development）のDAC（開発援助委員会：Development Assistance Committee）が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域に対し、主に経済開発や福祉の向上に寄与することを目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付のことです。

ODAには、開発途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関を通じて支援する多国間援助があります。二国間援助は、「贈与」と「政府貸付」に分けることができます。贈与は開発途上国に対して無償で提供される協力のことで、「無償資金協力」と「技術協力」があります。なお、「贈与」の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。一方、「政府貸付」は、将来、開発途上国が返済することを前提としており、「有償資金協力（円借款）」があります。プロジェクト借款とは、道路、発電所、灌漑施設といった、途上国政府が行う経済・社会インフラ整備のための具体的なプロジェクト等に対し貸付を行うもの。ノン・プロジェクト借款とは、具体的なプロジェクトではなく、途上国の政策制度改善支援等のために貸付を行うもの。多国間援助には、国連児童基金（UNICEF）や国連開発計画（UNDP）への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

第Ⅰ部

共に歩み、共に成長する国際協力

第1章 共に歩むODA …… 2
- 第1節　自由で豊かで安定した国際社会を実現するためのODA ー民主化、国民和解を後押しする …… 2
- 第2節　日本への信頼を強化するODA ー貧困削減を実現するための成長 …… 7
- 第3節　人づくりを通じた成長の諸側面 …… 11
- 第4節　新たな領域における取組 …… 14
- 第5節　国民全員参加型の途上国支援 ー援助の新たな担い手たち …… 18

第2章 共に成長するODA …… 22
- 第1節　民間資金の流入と途上国の成長 …… 22
- 第2節　ODAによる途上国支援と中小企業の海外展開 …… 24
- 第3節　インフラ輸出を通じた成長への貢献 …… 26
- 第4節　豊かな潜在力を持つメコン・インド・アフリカ …… 29

第1章 共に歩むODA

ブルキナファソの農民とともに稲に肥料を施す青年海外協力隊員（稲作・食用作物）。
農業技術普及員や稲作農民に技術指導を行い、米の増産を通じた貧困削減に取り組む（写真：飯塚明夫/JICA）

第1節 自由で豊かで安定した国際社会を実現するためのODA
―民主化、国民和解を後押しする

グローバリゼーションの急速な進展、広範な情報技術の普及などを背景とする大きな流れの中で、世界各地において自由と民主主義を求める動きが進んでいます。中東では、2010年12月にチュニジアで始まった中東・北アフリカ各国での市民による大規模なデモと、それに伴う長期独裁政権の崩壊（いわゆる「アラブの春」）が次々に起こりました。そうした国々では、現在、より民主的な体制づくりに向けて努力が続けられています。アジアでは、ミャンマー、ネパール、ブータンなどで民主化あるいは民主主義の定着に向けた具体的な進展が見られます。アフリカでも、リベリアやシエラレオネ、コートジボワールなど、内戦や国内の混乱から脱けだし、民主的な国づくりに向けて着実に進展している国が出てきています。

日本も従来ODAを通じて途上国の民主化や国民和解に向けた動きを積極的に支援してきましたが、中東やアジア、アフリカにおけるこうした新たな動きを踏まえ、改めて民主化に向けた国づくりに努力している国々に対する支援を強化していく必要があります。民主的な体制は、政治と開発への国民参加を促すととも

に、国民が一人ひとりの持つ豊かな可能性を実現できる環境をつくりだすために不可欠な枠組みであり、長期的な国家の安定と開発の促進にとっても重要です。また、こうした国際環境の大きな変化の中で、途上国における平和と安定の確保を目指し、自由や民主主義といった普遍的価値や戦略的利益を日本と共有する国に対し支援を拡充していくことは、自由で豊かで安定した国際社会の実現のために欠かせません。

以下では、民主化と国民和解に向けて取り組んでいる国々に対する日本の支援の具体例について紹介します。

ミャンマーでは、2011年3月のテイン・セイン政権成立以来、民主化・国民和解・経済改革を急ピッチで進めています。こうした動きを受けて、日本政府は、これらの改革努力を後押しすることで、民主主義が定着し、改革の成果を、より広範な国民が実感できるようにするため、2012年4月にミャンマーに対する経済協力方針を見直し、これまで基礎的生活分野に限定していた支援分野の拡大と協力の強化を決めました。また、本格支援再開の前提となる延滞債務問題を包括的に解決する道筋について合意し、同年10月には、ミャンマーに関する東京会合を主催して国際社会をリードしてきました。その結果、2013年1月、ブリッジローン（短期のつなぎ融資）を活用した返済や債務免除等により、ミャンマーの世界銀行・アジア開発銀行（ADB）および日本に対する延滞債務が解消され、日本による円借款供与が26年ぶり、世銀・ADBによるミャンマーに対する本格支援が30年ぶりに再開されることになります。

今後も、日本政府は、貧困削減に役立つ、農業・保健・教育分野などの国民生活向上のための支援、少数民族への支援（「開発協力トピックス」5ページ参照）、人材の能力向上や制度整備のための支援に加え、新たに経済成長を促進するインフラ分野においてもニーズの把握に努め、今後ともミャンマーの改革の行方を見守りながら、バランスのとれた協力をさらに行っていく予定です。

フィリピンでは、南部のミンダナオ島で、政府とイスラム反政府勢力との間で40年間にわたり戦闘が続いてきました。ミンダナオ和平はフィリピンの安定的発展に不可欠との考え方に立って、日本はミンダナオ

「村に学校ができた！」と喜ぶミンダナオ先住民の子どもたち（写真：アジア日本相互交流センター）

和平に積極的に貢献しており、マレーシアなどが参加する国際監視団（IMT）[注1]に国際協力機構（JICA）の開発専門家を派遣してきました。歴代の専門家は、危険で不便な地域を回って、必要とされている支援が何かを調査し、小学校や井戸、診療所、職業訓練所などをつくるための援助に結びつけました。J-BIRD（「日本バンサモロ復興開発イニシアティブ」[注2]の略称。バンサモロはイスラム反政府派が自分たちを指す呼び方）と呼ばれるこれらの支援は、現地住民やフィリピン政府から高い評価を受けており、和平に向けた環境整備に大きな役割を果たしています。

日本は、フィリピン政府と反政府勢力のモロ・イスラム解放戦線（MILF）[注3]との和平交渉にオブザーバーとして参加しています。2011年8月には、日本の仲介により、アキノ大統領とムラドMILF議長との間で初のトップ会談が成田で実現し、翌2012年10月、フィリピン政府とMILFは「枠組み合意」に署名し、和平に大きく近づきました。アキノ大統領は合意に至ることができたのは成田会談により、MILFとの間に信頼関係が築かれたことが大きかったと述べています。

日本は、ミンダナオに真の平和が達成されるよう、和平成立後も見据え、制度づくり、行政官の人材育成など、様々な支援に力を注いでいく方針です。

民主化、国民和解に対する支援はアジアに止まるものではありません。2011年の南スーダンの独立は、記憶に新しいところです。住民投票の実施を経て独立を達成した南スーダンですが、内戦の傷跡はまだ癒えていません。元兵士の社会復帰やスーダンに居住していた南スーダン人の帰還、拡散した武器の回収や地雷の処理、破壊された経済社会インフラの再建・整備など、課題が山積しています。このような中、日本は、南スーダンに対し、基礎生活分野に加え、ガバナンス強化やインフラ整備等を重視した国づくり支援を行っています（107ページ「平和構築」を参照）。

西アフリカのリベリアでは長年にわたって内戦が続いていましたが、国際社会の介入等の結果、2005年に国連リベリア・ミッションの協力の下、大統領・国会議員選挙が実施され、翌年1月にサーリーフ女史がアフリカ初の民選女性大統領に就任しました。同大統領のリーダーシップの下でリベリアでは着実に国づくりを進めてきています。2011年には、内戦終結後初めてリベリア選挙管理委員会が実施する大統領選挙・総選挙が実施され、サーリーフ大統領が再選されました。その際、日本もUNDP[注4]を通じた無償資金協力により選挙関連物品の供与、選挙監視団への人員派遣を行い、公正で平和的な選挙の実施に貢献しました。その後も、日本は、食糧援助やインフラ整備など、リベリアの安定化と国づくりを支援し、リベリアの民主化の定着を後押ししています。

人道支援で作られた井戸を囲む南スーダンの人たち（写真：ジャパン・プラットフォーム）

注1　国際監視団 IMT：International Monitoring Team
注2　J-BIRD：Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development
注3　モロ・イスラム解放戦線（MILF）：Moro Islamic Liberation Front
注4　国連開発計画 UNDP：United Nations Development Programme

開発協力トピックス

ミャンマーの少数民族に対するODAを通じた支援

■ 少数民族問題とは

ミャンマーには、135の民族が存在するといわれています。そのうち、ビルマ族が人口の約7割を占め、中央平原部を中心に居住しています。残りの約3割の少数民族は、主に国境の山岳地帯等に居住しています。少数民族は大きく分けて、カチン、カヤー(カレンニー)、カレン(カイン)、チン、モン、シャン、ラカイン(アラカン)の7民族があり、それらがさらに134の民族に細分化されます。

ミャンマーにおける少数民族問題は、英国植民地時代の分割統治に起因する根深い問題です。1948年のビルマの独立後も、一部の地域では、60年にわたって国軍と少数民族武装勢力との間で戦闘が続き、戦渦に巻き込まれた多くの人々が居住地を追われ、国内で避難民となったり、隣国に逃れて難民となったりしました。特に、カレン州においては40万人以上の国内避難民が発生し、10万人以上がタイの難民キャンプで暮らしています。また、長年にわたる戦闘の結果、少数民族地域は開発から取り残され、農村などの荒廃が進みました。経済的困窮は、麻薬の生産や取引への関与等の問題も引き起こしています。また、一部の地域では、戦闘の中で、政府側、少数民族側双方によって大量の地雷が埋められたといわれています。

■ 現政権の取組と今後の課題

2011年に発足したテイン・セイン政権は、国内の民主化、経済改革を進めるのと同時に、少数民族勢力との和解についても、早急に和平を完了させることを宣言して積極的に取り組み、カチン族を除く、ほとんどの民族と基本的な停戦合意に達しています。しかし、少数民族問題の解決のためには、多くの課題が残されています。今後は、政府側と少数民族側双方の信頼関係を醸成し、和平プロセスを進めるとともに、荒廃した少数民族居住地域のコミュニティを開発し、農業などの産業を振興していく必要があります。国内避難民や難民の帰還も、受け皿となるコミュニティと生計の手段がなければ進みません。これらを実現するためには国際社会からの支援が不可欠です。

■ 日本の支援

日本は、最近のミャンマーにおける少数民族勢力との和平プロセス等、国民和解に向けた取組を高く評価しており、地域開発と平和の定着を促進し、ミャンマーの安定と持続的発展に貢献するため、少数民族地域に対する支援を積極的に実施していく方針です。

日本はこれまで、少数民族地域に対しては、主要産業である農業分野での支援を中心に、各州の課題やニーズに応じて支援を実施してきました。

具体的には、シャン州北部における麻薬代替作物の普及・流通等の支援を通じた農村開発支援(技術協力)、シャン州南部での循環型農業による生産・流通支援(NPO法人地球市民の会との連携による技術協力)、チン州での高付加価値の植物(薬用植物等)の栽培技術普及支援(高知県牧野記念財団との連携による技術協力)などを行ってきました。

その他の分野においても、保健分野で、シャン州コーカン自治地域における母子保健の改善支援(NPO法人AMDA(アムダ)社会開発機構に対する日本NGO連携無償資金協力)、ラカイン、シャン等6州・地域における食糧支援(国連世界食糧計画(WFP)との連携による無償資金協力、8.14億円)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)を通じた国内避難民支援(2億円)などを行っています。　さらに、タイに逃れた難民に対しても、草の根無償資金協力によって、タイ側難民キャンプ9か所への防火施設設置・防災教育支援(980万円)や職業訓練施設の建設支援(1,400万円)などを実施してきました。

また、2013年2月には、日本はミャンマーの国民和解の進展への貢献と具体化するため、笹川陽平日本財団会長を、ミャンマー国民和解担当政府代表[注1]に任命しました。

今後は、住民が和平の配当を実感することにより、和平プロセスを促進するため、同プロセスが進展しているカレン州やモン州をモデルとして、難民の帰還・再定住のための開発計画の策定を支援するとともに、道路整備やコミュニティ・インフラ整備、生計向上支援を行い、それらの事例を各州に広めていくことを目指しています。また、引き続き、国際機関やNGOとも連携して、各州のニーズに応じた支援や人道援助を積極的に実施していきます。

注1　正式名称は、「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府と交渉するための日本政府代表」

ミャンマー

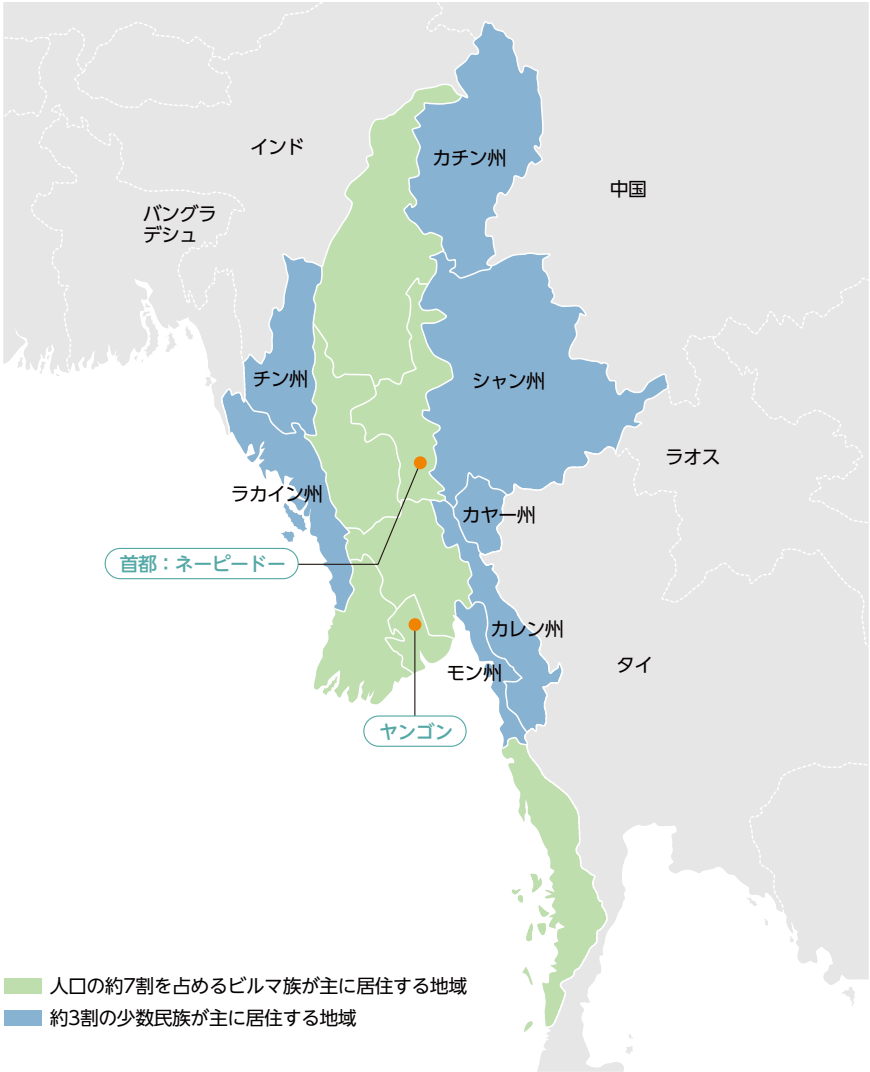

シャン州コンジャンにあるマーケット

マーケットに向かう人々

第2節　日本への信頼を強化するODA－貧困削減を実現するための成長

2000年9月、国際社会はミレニアム宣言を採択し、21世紀にどのような世界を目指すのかというビジョンを共有しました。このミレニアム宣言と1990年代に主要な国際会議等で採択された国際開発目標を統合し、ミレニアム開発目標（MDGs）[注5]がまとめられました。MDGsは、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の低減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保など人間・社会開発中心の目標であり、経済成長そのものを目指すものではありません。

しかし、この十数年を振り返ると、持続的な経済成長を遂げたアジア（特に中国・インド・東南アジア諸国の一部など）では、力強い成長に牽引されてMDGsの指標に大きな進展が見られます。日本は、これらの国に対して保健医療や教育など、貧困層が直接恩恵を受ける分野に加え、インフラ整備を支援し、さらに、貿易・投資の活性化、法制度整備、産業の育成と雇用機会の創出、技術移転と人材育成の促進を図ることで、その国の経済成長に直接つながる支援も行ってきました。経済成長は開発に必要な富をつくりだし、途上国の開発の大きな推進力となります。そして成長の過程に貧困層を巻き込み、成長の成果を分かち合うことが、貧困削減を進め、すべての人々に恩恵が行き渡る包摂（ほうせつ）的[注6]な成長を実現することになるのです。

日本は、国際機関等への融資を通じて、インフラ整備を進めながら経済成長を実現し、戦後復興を成し遂げた経験を持っています。そして、その後、自らの経験を活かし、援助国として東アジアを中心に援助を行い、実績を上げてきました。無論、途上国の状況は国ごとに異なるため、東アジアの処方箋を画一的に他の国や

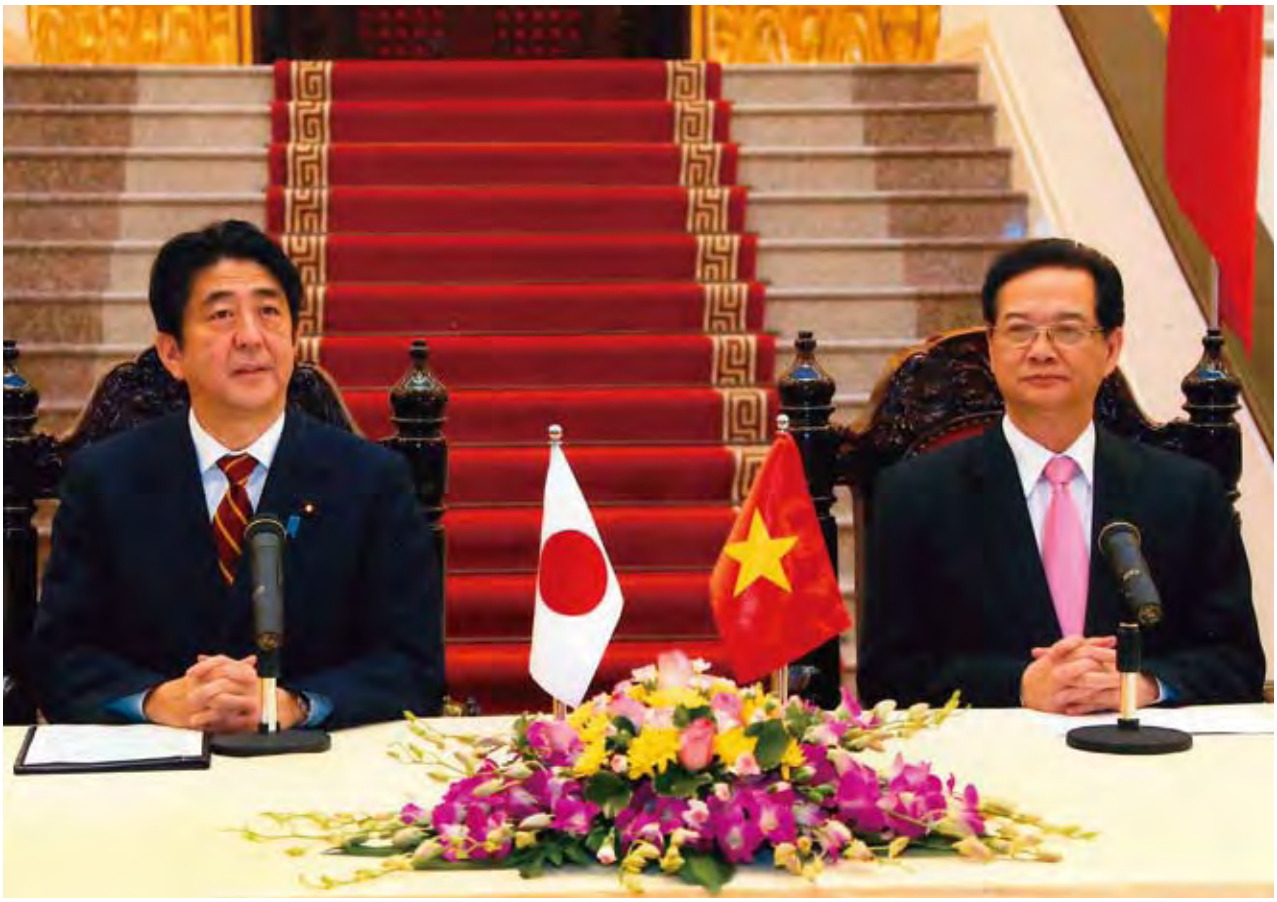

ハノイで共同記者会見に臨む安倍晋三総理大臣とグエン・タン・ズン・ベトナム首相。両首脳は、貿易・投資・インフラ整備等の分野で協力を進めていくことで一致した

注5　ミレニアム開発目標 MDGs：Millennium Development Goals
注6　「包摂的」とは、異なる社会や文化的背景、障害を含む個人的特性などを理由にして起こる排斥や区別を排し、誰もが対等な関係でかかわり合い、社会や組織の一員として参加できる社会を提供すること。特に、社会的弱者や社会から阻害された集団に対して参加を容易にさせること

地域に適用することは必ずしも適当ではありません。国、地域ごとの事情に対応する多様な手段による取組により、経済成長を実現することは、貧困削減のためには不可欠です。

しかし、単に国家の経済成長を追求し、国ごとの平均値の指標のみを見ていては、成長の裏側で富裕層と貧困層、都市部と農村部、男女、少数民族等の間に存在する格差が覆い隠され、本当に支援を必要とする弱い立場の人々に必ずしも支援が届かないという問題が出てくることもあります。そうした事態を避けるためには、あらゆる人々の状況を改善しながらも、より弱い立場の人々の状況については一層の底上げを図るという考え方である「衡平性」の確保が重要になります。これは、そのコミュニティにおける人間の安全保障を実現するために不可欠ともいえ、これらの考え方は相互に密接にかかわっています。

人間の安全保障とは、日本が、MDGs達成に向けた取組等を行うに当たり中心に置いている考え方であり、極度の貧困や感染症などの様々な恐怖にさらされている人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるような社会を目指すものです。

人々が、貧しい人たちも含め、健康な心身を持ち、適切な教育を受けて、平等な機会の下でその能力を開花させ、雇用されて経済活動にも参画することが、コミュニティや国家の発展に結びつきます。

このようにして個人を成長に取り込み、成長の成果を共有して開発の恩恵が広く行き渡るような包摂的な成長が必要です。日本は人間の安全保障に基づいて多元的な支援を行うことで貧困削減と包摂的成長に貢献しています。こうした日本の取組は、諸外国の日本に対する信頼の強化に大いに役立っています。

しかしながら、2015年にMDGsの達成期限が来ても課題がなくなるという訳ではありません。では、2015年より先の開発目標（ポストMDGs）はどうあるべきでしょうか。質の高い経済成長を通じた貧困撲滅を目指し、人間の安全保障や衡平性の考え方に基づき、様々な開発の担い手が協力して相互に助け合う枠組みとする必要があります。日本は、これまで行ってきた支援や開発の成果も踏まえ、MDGs達成に向けた取組を加速させるとともに、ポストMDGsの議論にも引き続き積極的に貢献していきます。

「人間の安全保障」の考え方

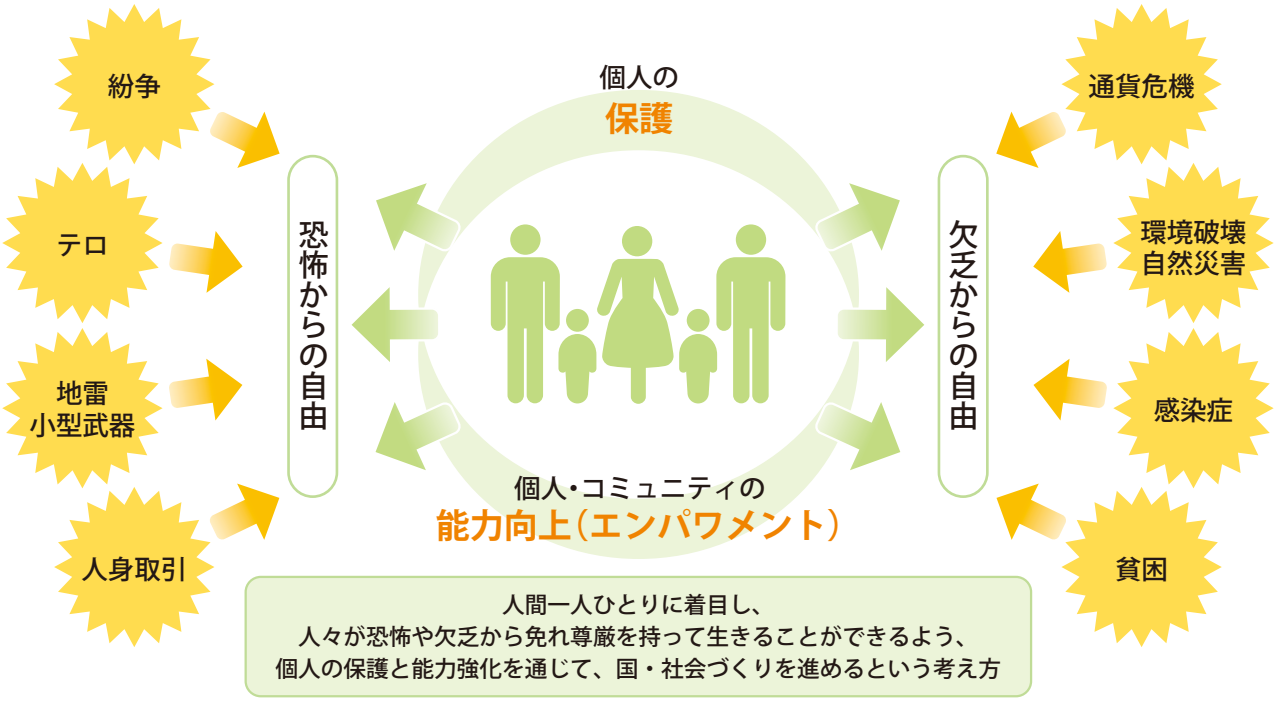

援助の現場から 1

田んぼで魚を養殖し、農村の生活が向上

～ミャンマーでの小規模養殖の普及事業～

水産局職員と巡回指導する高橋さん。手にしているのは村人が収獲した魚の唐揚げ（写真：高橋信吾）

1988年に社会主義政権が崩壊した後も軍事政権による統治が続いてきたミャンマーでは、2011年3月に発足したテイン・セイン大統領の政権の下で、民主化が進んでいます。ミャンマーで農村開発の活動を続けてきた人物にJICA技術協力プロジェクト専門の高橋信吾（たかはししんご）さんがいます。高橋さんは水産業の専門家で、これまでもアフリカ諸国やカンボジアで漁業指導を行ってきました。2005年にJICAの漁業政策アドバイザーとしてミャンマーに入り、どのような支援が可能かを模索してきました。高橋さんは当時をこう振り返ります。「軍事政権は表向き『我が国には貧困などない』といっていました。最初は農村に入るのさえ難しかったですね。」

ミャンマーの人口の8割は農民です。農民は、自給自足に近い生活をしており、現金収入はほとんどありません。淡水魚が貴重なタンパク源ですが、近年は乱獲や需要の増大のために天然魚の収獲量減少も懸念されています。そこでJICAでは、2009年6月から同国南部デルタ地帯の5市町区で「小規模養殖普及による住民の生活向上事業」をスタートしました。

このプロジェクトは農村にある小さな溜め池や水田で淡水魚を養殖し、低コストの投資で農家の生計を増やすものです。水田での養殖は「稲田養殖（とうでんようしょく）」といって魚がイネの害虫を食べ、土を撹拌することからコメの収穫量も上がります。収獲した魚は生産者が食べ、余った魚は村内で売って現金収入にしていくのです。農村の人々は長い軍事政権下での経験から、政府のいうことを簡単に信じようとはしません。一方でミャンマーでは日本人はとても信頼されています。高橋さんが水産局の職員と共に農村に入ることで、村人はプロジェクトへの信頼感を高めたといいます。

農家の現金収入源となる養殖魚の収獲を喜ぶ農民たち（写真：高橋信吾）

プロジェクトではまず、村の池や学校の池などで養殖を行い、魚の成長をモニタリングしてきました。管理は村人自らが行います。ミャンマーでは5月から雨季が始まり、天然の雨水によって池や水田の水が満たされていきます。水が溜まると養殖の開始です。10グラムほどの稚魚は10か月すると400グラムぐらいにまで成長します。養殖の成果が上がるにつれて、プロジェクトの参加に手を挙げる村人たちは少しずつ増えていきました。関心の高い農家は「中核農家」として選定し、魚の稚魚である「種苗（しゅびょう）」の生産を任せていきます。中核農家が村に種苗を供給する役目を担い、情報を発信していくことで、自立的な小規模養殖が普及していくのです。

しかし、プロジェクトのスタート時は困難の連続でした。稚魚を放流した次の日に天候の急変による大水で魚すべてが流れてしまう。上流地域で予告なしにダムの放水が行われ、水田の水が溢れる。養殖と稲作では担当する行政機関が違い、プロジェクトがなかなか進行しない。理不尽なことが多くても、高橋さんのやる気を支えたのはミャンマーの人々でした。「水産局の職員も基本的にはこの国をなんとかしたいと考えています。彼らの真面目さ、誠実さにふれるとこちらも一所懸命になる。そして、村人たちは、私たちを家族同然として扱ってくれます。そんな温かい気持ちがこの国にはたくさん残っているのです。」

高橋さんの苦労も実り、村人たちの間でも自発的な意識が芽生え始め、工夫を凝らして養殖に取り組むようになりました。村人が得意げに「こうやるといいんだよ」といってくれるのを高橋さんも楽しみにしています。最近では、周辺の村からも小規模養殖を導入したいという申し出も聞かれるようになりました。

「この国には人と人のつながりを大切にする『相互扶助』の価値がまだ残っています。開発によってその価値が変化することは避けられません。大切なのはバランスです。急速に開発することばかりが良いことだと思いません。だからこそ、小規模養殖のような農民の生活のレベルを少しずつ底上げする開発が必要なのです。」急速な民主化と外国資本や援助への門戸開放を進めるミャンマー。敬虔な仏教国の良さを保ちながらの開発を高橋さんは切に願っています。

MDGs ミレニアム開発目標　Millennium Development Goals

極度の貧困と飢餓の撲滅
- 1日1.25ドル未満で生活する人口の割合を半減させる
- 飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる

初等教育の完全普及の達成
- すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする

ジェンダー平等推進と女性の地位向上
- すべての教育レベルにおける男女格差を解消する

乳幼児死亡率の削減
- 5歳未満児の死亡率を3分の1に削減する

妊産婦の健康の改善
- 妊産婦の死亡率を4分の1に削減する

HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延（まんえん）の防止
- HIV/エイズの蔓延（まんえん）を阻止し、その後減少させる

環境の持続可能性確保
- 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる

開発のためのグローバルなパートナーシップの推進
- 民間部門と協力し、情報・通信分野の新技術による利益が得られるようにする

2015年までに国際社会が開発分野において達成すべき共通の目標。2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言をもとに、1990年代の主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられた。

8つのゴールの下に、より具体的な21のターゲットと60の指標が設定されている。これらの目標は1990年を基準年とし、2015年が達成期限。

改善された点
- 世界全体では絶対的貧困の半減を達成
- 非就学児童の総数は減少
- 初等・中等教育については，就学率の男女平等は達成されつつある
- 幼児の死者数が減少
- HIV/エイズの蔓延（まんえん）はほとんどの地域で一段落
- 安全な飲料水を利用できない人の割合の半減を達成

積み残された課題
- 食料・金融危機の影響で飢餓は2009年に急拡大
- 開発途上国の5歳未満児の1/6が体重不足
- 2015年までの普遍的教育達成は望み薄
- 毎年25万人以上の女性が妊娠・出産により死亡
- 途上国の人口の半数（26億人）が適切な衛生施設へのアクセスなし　など

国際社会のさらなる努力が必要です

※MDGsの8つのロゴは「（特活）ほっとけない　世界のまずしさ」が作成したもの。

スリランカの幼稚園で活動する幼児教育隊員（写真：小椋知子）

第3節　人づくりを通じた成長の諸側面

援助により促される成長は経済成長のみではありません。人づくりを通じた能力面での成長は、国づくりに必要とされる人材を育みます。開発の担い手たる優れた人材を得てはじめて途上国自らが国家を支え発展させていくことを可能にします。日本のODAを通じた人づくりのための協力は、世界の多くの地域において、国づくりの基礎を形づくるために必要な、農業、保健・医療、教育、職業訓練をはじめとする様々な分野で行われてきました。そして、こうした支援は日本への信頼の強化に大いに貢献してきました。

また、人と人がふれあう中で行われる人づくり協力は、能力育成面での効果に加えて、交流を通じて友好親善と相互理解を深めることにも役立っています。

いくつか具体的な事例を挙げて、人づくり支援の実際を紹介します。最初は、ケニアで始まり、アフリカ全体に広がった教育分野の事例です。

●アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク

アフリカでは産業発展に必要な科学的知識、技術を持った人材の育成が急務となっていますが、子どもたちの理数科の学力は低く、教師の指導力不足が大きな課題です。日本は、ケニア教育省と協力して1998年から10年間「中等理数科教育強化計画」を実施し、ケニアの中等理数科教師約２万人に対して研修を行いました。これまでの15年に及ぶ協力の成果として、教師が生徒の学びのプロセスを考慮せずに一方的に授業を進める、それまでの教師中心の授業方式から、教師の創意工夫を促すことで生徒が主体的、積極的に参加できる授業への変革が実現し、さらに生徒の学習意欲の向上や理系科目の選択者数の増加などが見られるようになりました。また、ケニアで始まったこの取組を、同様の課題を抱える他のアフリカ諸国にも普及させてほしいとの要請を受けて、2001年にはアフリカ理数科教育域内連携ネットワーク(SMASE-WECSA)[注7]が設立されました。ケニアは、SMASE-WECSA*を通じて、他のアフリカ諸国に対して理数科教員研修制度構築に関する研修や技術支援を実施しています。2003年から2012年の間にケニアにおける研修に参加した研修員は30か国約1,500名に上っています。この研修員一人ひとりが自国に戻って自国の多数の理数科教師に対する研修を行うことが期待されています。

研修に取り組むアフリカ各国から参加した教師たち。参加教師は帰国して今度は自国の教師に教える立場で研修を行う（写真：JICA）

注7　アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク SMASE-WECSA：Strengthening of Mathematics and Science Education in Western, Eastern, Central and Southern Africa

人づくりの現場は学校に限りません。ウズベキスタンでは、日本の顔の見える援助、日本との人脈形成の拠点として設置された日本センター*で、ビジネスマンを対象に人材育成を行っています。

●ウズベキスタン日本人材開発センター

ウズベキスタンは1991年に旧ソビエト連邦から独立し、社会主義経済から市場経済への移行を始めましたが、経済改革はなかなか進みませんでした。2000年、日本はウズベキスタンの市場経済化を担う人材育成、日本とウズベキスタンの相互理解促進を目的に、ウズベキスタン日本人材開発センターをスタートさせました。センターでは、若手ビジネスマンを対象にしたビジネスコース事業を通じてビジネス人材の指導育成を行っており、「5S」(整理、整頓、清掃、清潔、躾(しつけ)のこと。日本の製造、サービス業などの職場環境の維持改善に関して用いられる標語)や「カイゼン」(日本の製造業の生産現場で作業者が中心となって行う、質的向上を目指した作業の見直し活動のこと)など日本のビジネス経験を伝えています。これまでに約5,400名(2012年7月末現在)がコースを修了しました。卒業生の半数以上が、中小企業のトップや中間管理職であり、ビジネスコースは実践的なビジネススキルを学ぶことができるとの評価を受け、受講には2〜3倍の競争率になるほどの人気を得ています。また、一定水準の成績と出席がなければ修了証を発行しないことも評判を高める一因となっています。現在、日本センターの自立化に向けて、現地講師の育成などの協力を行っており、2012年2月には、近隣のカザフスタン、キルギスの日本センターと合同で、3か国の現地講師19名を対象に日本において研修を実施しました。研修では、電機、製薬などの製造業のほか、商社や外食、流通・小売りなど様々な日本企業を訪問し、人材育成管理や経営戦略、マーケティング手法など、日本企業の実践事例を学びました。日本式経営の実例に数多くふれてもらうことで、日本センターでの講義に役立ててもらおうという狙いです。

ウズベキスタン日本人材開発センター(写真:JICA)

ウズベキスタン日本センターのコースの成績優秀者が千葉県の日本企業を視察した(写真:JICA)

科学技術に強い日本の強みを活かした事業が、次のASEAN工学系高等教育ネットワークです。地域全体の教育交流により教員を育成し、共同研究のネットワークをつくろうというものです。

● ASEAN工学系高等教育ネットワーク

ASEAN工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-NET）[注8]を一言でいえば、ASEAN10か国[注9]の19大学と日本の11大学が共同で工学系教員の資格向上と大学間のネットワーク強化を目指すもの、といえます。この目的に向けて、ASEAN側400名、日本側200名の大学教授たちがかかわり、人的なネットワークをつくっています。

AUN/SEED-NET始まりのきっかけは、1997年にタイをはじめとするASEAN諸国を襲った経済危機でした。経済危機の背景には産業の脆（もろ）さがあるとされ、とりわけ産業人材の質・数をともに向上させる必要性が認識されました。そこで、ASEAN諸国への企業進出が最も多い日本が、その産業人材育成に協力することとなったのです。日本はASEAN10か国との間でそのための協定を結びました。

優れた産業人材育成のためには優れた教員が不可欠です。教員のレベルが高くなければ良い人材は育ちません。大学教員のレベルを引き上げる目的で、教員の修士号、博士号取得のための留学を支援することがこの協力の狙いの一つです。これまでにこのプログラムを通じて修士号や博士号を取得する機会を得た教員は、延べ796名（修士496名、博士300名。2012年2月時点）に上り、学位を取得した教員の大半が勤務していた大学に戻り教壇に立っています。

タイ・チュラロンコン大学で学位を取得した若手教員（写真：JICA）

AUN/SEED NETではASEANの学生が共に学んでいる（写真：JICA）

＊用語解説

アフリカ理数科教育域内連帯ネットワーク（SMASE-WECSA）

ケニアにおける現職教員研修を通じた理数科教育改善の経験をアフリカ諸国で共有し、アフリカ域内の理数科教育の振興および域内の連携促進を目的として設立されたネットワーク。各国の教育関係者（各国教育省が中心）が参加主体となり、2001年にケニアで開催された第1回SMASE-WECSA域内会合を契機に発足した。メンバーは2012年末現在で27か国。JICAは、ケニア教育省と協力して、ケニアを拠点に実施されるメンバー国向け研修（第三国研修）や、メンバー国に対する技術支援、経験共有ワークショップ等に対する支援を行っている。

日本センター

1998年、市場経済移行国における「顔の見える援助」として、人材育成と日本との人脈形成の拠点として構想され、2000年より順次開設された施設。現在、東南アジア、中央アジアを中心に8か国、9か所に設置されている（ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、ラオス、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ウクライナ）。事業として、ビジネス研修、日本語教育、相互理解促進活動を行っている。

注8　ASEAN工学系高等教育ネットワーク AUN/SEED-NET：ASEAN University Network/ South East Asia Engineering Education Development Network
注9　ASEAN諸国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

第4節 新たな領域における取組

衛星通信やインターネットの普及によって私たちの生活が大きく変わったように、国際協力が必要とされる領域も、小さな農村から宇宙やサイバー空間へと広がっています。また、海洋においても、海上テロや海賊対策といった新たな国際社会の課題に、より戦略的に対応する形での途上国支援が進んでいます。

1. 宇宙空間における取組

宇宙技術を利用した途上国支援には、様々な形があります。日本が取り組んでいる例では、自然災害管理、森林資源管理、流域管理、分析・計画立案能力の強化、地形図作成などがあり、衛星から送られる情報が、途上国の防災や環境保護、人材育成などに役立っています。災害が起きたときには、衛星から送られる広範囲の気象情報や被害状況が、避難指示や被災地の復旧活動に役立つ貴重な情報になります。また、気候変動に影響を与える森林面積や植生の変化も、衛星によって一目で把握することができ、政策や方針決定の参考にすることができます。

個別の支援例では、2010年の豪雨で、インダス川が氾濫し、建国以来最大の洪水被害に見舞われたパキスタンに対し、2011年7月、国連教育科学文化機関(UNESCO)と連携して防災・災害復興支援無償資金協力「洪水警報および管理能力強化計画」を実施しています。この協力を通して、パキスタンにおける洪水予測システムの導入、洪水ハザードマップ作成およびそのための人材育成などを行っています。また、この事業には宇宙航空研究開発機構(JAXA)[注10]が協力し、衛星降雨データの提供、地球観測衛星「だいち(ALOS)[注11]」による地表の標高情報作成、2010年の洪水時の氾濫地域の検出などを支援しています。インダス川流域に位置する同国では今後も同規模の洪水被害が予想されるため、地域住民に対する洪水情報の確実な伝達、政府の洪水予測・警報能力の向上に役立つことが期待されます。

また、2011年に大洪水が発生したタイでも、JICAが1999年に策定協力したチャオプラヤ川流域マスタープランの見直し調査が、衛星による洪水の観測画像などを活用して進められています(タイ洪水については42〜43ページの記事も参照)。

災害への対応だけではなく、途上国の環境保護にも衛星画像が活躍しています。ブラジルのアマゾン森林保全・違法伐採防止のためのALOS衛星画像利用プロジェクトは、違法伐採の監視能力向上を目的とした事業です。衛星情報には雲の影響を受けない利点があり、画像を解析して広大なアマゾンのどの地域で森林が減少しているかを特定し、取り締まりに必要な情報を配信して違法伐採による森林減少を抑制します。日本の支援によって、これまでブラジル政府が対応できなかった通年のモニタリングが可能になりました。協力が始まった2010年8月から2011年7月の1年間で、アマゾン熱帯雨林の伐採面積(合法伐採、違法伐採をともに含む)は11%減少しています(アマゾン森林と衛星データについては88ページのコラムでも紹介されています)。

日本はブラジルとともに人工衛星を用いてアマゾン森林の違法伐採の発見に取り組んでいる
(写真:JICA)

注10　宇宙航空研究開発機構 JAXA:Japan Aerospace Exploration Agency
注11　地球観測衛星 ALOS:Advanced Land Observing Satellite

2. 海洋における取組

ODAを利用した海洋での途上国支援はこれまでにも各国に対して行われていますが、近年は、テロ対策や海賊対策など日本の国益に直結する海上交通路の安全確保の観点などから、より戦略的にODAを利用する形での支援が進んでいます。とりわけ、海の安全を守る海上保安分野については、2000年代まで支援の中心だったシンガポール・マラッカ両海峡周辺の東南アジア地域から、近年海賊事案が頻発している東アフリカ周辺のインド洋へと広がっています。

東アフリカ周辺（ソマリア沖、アデン湾）では、2007年まで50件以下だった海賊事案の発生件数が急増し、2009年以降は3年連続で200件を超えています。各国が軍艦・軍用機を派遣して商船の護衛活動と海上警戒監視活動を強化しており、日本も2009年から海上保安官が乗船した海上自衛隊の護衛艦2隻と哨戒機2機を派遣しています。ODAによる支援では、2009年に国際海事機関（IMO）[注12]が招集したジブチ会合で採択された「ジブチ行動指針」に基づき、IMOが設置した基金に1,460万ドルを拠出し、イエメン、ケニア、タンザニアに海賊情報共有センターを設置して周辺国間で海賊発生情報の共有を促すとともに、ジブチにソマリア周辺国（ケニア、タンザニア、セーシェル等）の海上法執行能力向上のための訓練センターを建設しています。また、JICAは、ジブチおよび周辺国の海上保安機関職員を招聘（しょうへい）して海上犯罪取締りに関する研修を実施しているほか、ジブチ沿岸警備隊の能力拡充のための支援を行っていきます。

こうした海上保安分野の支援は、海洋国家である日本の得意分野でもあり、特に海上保安の専門家である海上保安庁職員などの知識や経験を活かした技術協力支援に、途上国からの期待が寄せられています（コラム「国際航路を守るマレーシアの『海猿』たち」17ページ参照）。

海賊行為の発生件数

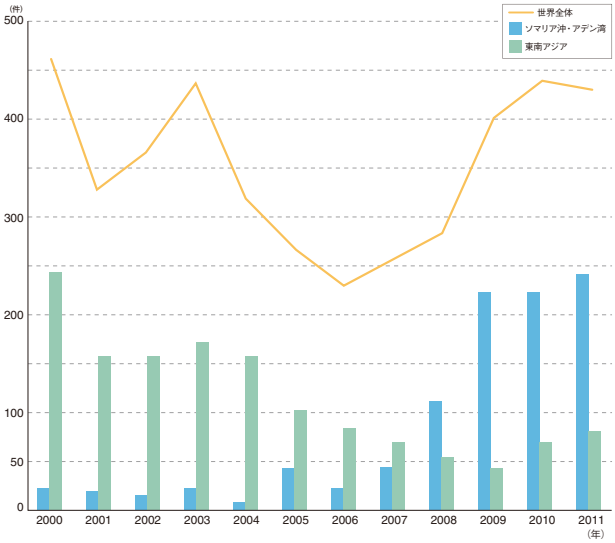

出典：IMB（International Maritime Bureau）年次報告

マレーシアの海上保安機関の巡視艇（写真：JICA）

注12　国際海事機関 IMO：International Maritime Organization

海上保安部本羽田特殊救難基地での研修（写真：JICA）

海上保安庁での研修で、火災発生時に空気呼吸器を装着する訓練に参加するアフリカ人研修生（写真：JICA）

3. サイバー空間の取組

急速に発展したIT技術は、いまや生活のあらゆる部分に浸透し、社会基盤として必要不可欠となっています。ITの重要性が増す一方、サイバー攻撃や情報漏洩（ろうえい）が国民の生活や経済活動に大きな打撃を与える可能性も大きく、サイバー空間における情報セキュリティ対策が差し迫った重要な課題となっています。

しかし、国境がないサイバー空間においては、日本国内の対策だけでネットワーク環境の安全を確保することはできません。たとえば、日本企業の情報セキュリティ対策がどれだけ進んでも、ビジネスパートナーである諸外国の企業から情報が漏洩するかもしれません。途上国のIT環境の安全強化を図ることは、日本の企業などのビジネスや投資環境改善に直結しています。

この分野での支援は、JICAがカンボジアやフィジーで行った、情報セキュリティ対策のためのコンピュータ緊急対応チーム（CERT）[注13]設立のための技術協力があります。加えて、途上国に対しては、業務の効率化や透明化などを目指す「電子政府」推進のためのセキュリティ強化研修など、日本での研修機会を数多く提供しており、各国の情報政策を担当する責任者や技術者から大きな信頼を得ています。サイバー空間の重要性は日ごとに増しており、今後、経済的な関係の強い途上国を中心に、情報セキュリティ能力向上やサイバー攻撃リスクを軽減するネットワーク構築等の支援を強化していきます。

注13　コンピュータ緊急対応チーム CERT：Computer Emergency Response Team

援助の現場から 2

国際航路を守る マレーシアの「海猿」たち

～海上保安能力向上プロジェクト～

MMEA創立記念式典での長崎さん。次長や研修生と（写真：長崎克明）

東南アジアのマレーシアには、年間約9万4,000隻が通航する世界的な船舶交通の要所・マラッカ海峡をはじめ、領海内に数多くの国際航路があります。海事関連の産業は、同国にとって重要な分野であり、その規模は国民総生産の約20%に及びます。しかし近年は、外国漁船による密猟や海難事故、密輸、海賊、海上強盗、密入国など海上における犯罪の増加が深刻な問題となっています。同国では、こういった問題に対処するために、2005年11月に「マレーシア海上法令執行庁（MMEA）」を創設しました。

2005年にMMEAが業務を開始する際、日本は海上保安庁の職員をJICAの専門家として派遣。海上保安業務を行うために必要な運用体制や人材育成に関する技術支援を行ってきました。2009年からは技術協力「海上保安能力向上プロジェクト」がスタート。従来の支援に加えて、海上法令の執行、海上捜索救助といった、より専門的な知識や技術の移転が行われています。現在海上保安庁からは5代目となる長期専門家、長崎克明（ながさきかつあき）さんが派遣され、現地で活動しています。「MMEAが日本に協力を要請し、訓練を続けているのには理由があります」と長崎さんは語ります。「創設間もない2006年に大規模な海難事故や警備に対応することを目的として、特別部隊を設立しました。マレーシアの海域では、2009年から2010年にかけて船舶火災事故が何度も発生しましたが、この特別部隊が出動することはありませんでした。当時まだ、大規模な事故などに対応するだけの知識や技術、装備が備わっていなかったからです。」

酷暑の中、研修生に対して熱心に指導に当たる「海猿」たち（写真：長崎克明）

この事態を深刻に受け止めたMMEAでは、特別部隊の中に海難事故に対応する特別チームを設立することを決定。JICAおよび海上保安庁にチームの育成に必要な支援を依頼しました。海上保安庁では、JICAとMMEAからの要請に対して、特殊な海難事故への対応を専門とする特殊救難隊や潜水士の派遣を決定しました。潜水士たちは「海猿」の異名を持つプロフェッショナルたちです。2010年から2012年までに延べ7名の隊員が派遣され、専門的な知識や技術を提供することになりました。

「海上保安庁の潜水士たちは、マレーシアの仲間たちの技能を向上させるために、培ってきた知識や経験を惜しみなく提供したい、という志のもと現地へと赴きました。」

海難事故の現場では、救助にあたる隊員もまた死と隣り合わせです。訓練では、過酷な状況に対応するために妥協や甘えは一切許されません。海上保安庁の潜水士たちは35度の酷暑の中、MMEAの隊員を熱心に指導してきました。時には、休憩を忘れて隊員たちの質問に答えたり、訓練に使用するロープの結び目が少しでも緩んでいると、自ら指導し何度もやり直しをさせるような厳しい指導風景も見られたといいます。指導において相手の持つ独自の文化や宗教に気を配ることも大切です。実際の訓練において、マレーシアの文化やイスラム教の礼拝時間に配慮することで、MMEAの隊員たちは心乱されることなく訓練に取り組めたといいます。

訓練の甲斐もあって、MMEAの隊員たちの技術は目をみはるほどに向上しました。訓練に特別研修生として参加した地元の港湾救助チームに対し、基礎的なレンジャー技術であれば指導できるレベルにまで達しました。しかし、長崎さんはMMEAにさらなる成長を望んでいます。「マレーシアは先進国の仲間入りを目指し開発を進めていますが、そのためには海の安全を担うMMEAの成長も不可欠です。MMEAでは、2040年までに世界で最も優秀な沿岸警備隊（コーストガード）になることを目標として組織づくりを進めています。訓練を受けたMMEAの隊員たちには自らの組織を成長させるとともに、中東やアフリカなど他の途上国で海上保安組織の育成などもできるようになっていってほしいですね。」

第5節 国民全員参加型の途上国支援―援助の新たな担い手たち

今日、国際社会が直面する開発分野の課題は多様です。貧困が依然として大きな課題である一方で、感染症、気候変動、食料・燃料価格の高騰など、私たちが開発途上国と共に取り組まねばならない地球規模の課題はますます増えています。効果的な国際協力のためには、中央政府だけでなく、地方自治体、NGO、民間企業、大学などとも協力して取り組む必要があります。青年海外協力隊をはじめとするJICAボランティア事業を通じて援助活動にかかわる人たちが多数活躍しています。また、開発コンサルタントや援助実施企業など、ODAを支える数多くの援助関係者が生活条件の厳しい途上国の任地で地道で重要な活動を行っていることも忘れることはできません。さらに、地方自治体やNGOも援助の重要な担い手です。こうした援助にかかわる多くの担い手の間で、これまで以上に相互の連携強化が必要とされています。政府が実施するODAは、こうしたパートナーの参加を促し、その専門知識や資金力を課題の解決に活用するなど、相乗効果を生み出すことが期待されています。ここでは、企業やNGOがそれぞれの得意分野を活かして手を携え、政府と共に途上国支援を行った、最近の具体例をいくつか紹介します。

はじめに挙げるのは、ODAと企業の組合せです。テルモ株式会社と行った研修事業は、医療分野における初の官民連携の事例になりました。

●メキシコ人医師の研修における官民連携

2011年9月、テルモ㈱とJICAは共同でメキシコから医師5名を日本へ招聘(しょうへい)し、湘南鎌倉総合病院の協力を得て、手首からカテーテル(体内に挿入し医療上の検査や治療を行うために用いる中空で柔らかい管)を挿入する心臓カテーテル術*の研修を実施しました。メキシコでは、虚血性心疾患(きょけつせいしんしっかん)(動脈硬化などによる冠動脈の閉塞(へいそく)や狭窄(きょうさく)で心筋への血流が阻害され、心臓に障害の起こる疾患。一般にいう心筋梗塞や狭心症など)が死因の第2位であり、相当数の患者がいるにもかかわらず、心臓カテーテル技術を有する医師が不足しています。また、技術を有する場合でも脚の付け根からカテーテルを挿入する方法が一般的です。この研修の目的は、メキシコの医師に手首から挿入する最新の技術を習得させ、その効果として、低コストの上、より安全で患者への負担の少ない最新のカテーテル治療の普及を通じて、医療費を削減し、医療水準を向上させることでした。また、中米諸国での技術波及効果やメキシコ政府が推進する「医療ツーリズム」(医療を受ける目的で他の国へ渡航すること)の促進による経済的効果も期待されています。研修に先立って、テルモ㈱はメキシコで情報収集や調整、研修施設や研修に必要な用具の提供、日本人講師との調整などを行いました。一方でJICAは、研修の受入れ手続き、研修のモニタリング・評価などを行いました。

研修現場のメキシコ人医師たち

＊用語解説

心臓カテーテル術

具体的には、経橈骨動脈冠動脈(けいとうこつどうみゃく)カテーテル術。手首の大きな血管からカテーテルを挿入して、細くなったり閉塞したりしている心臓の血管を広げる方法

技術研修員の受入れや専門家派遣を通じて、地方自治体は既に国際協力の重要な担い手となっています。

●地方自治体との連携

外務省は、新興国・途上国が様々な都市問題に対応するのを支援し、同時に日本企業のビジネスチャンス拡大にも貢献するため、日本の地方自治体との連携を強化しています。新興国・途上国では急激な経済成長や都市化の結果、エネルギー・水の不足、渋滞、公害、廃棄物等様々な都市問題が発生しています。日本の地方自治体は高度成長期やそれ以降に類似の課題を克服した豊富な経験があり、新興国・途上国にとって有益な知識や経験、技術を数多く蓄積しています。北九州市や横浜市をはじめとする地方自治体は、自治体レベルの交流を通じて新興国・途上国を支援する取組を進めています。たとえば、北九州市によるインドネシア・スラバヤ市とのエネルギー分野での協力、カンボジア、ベトナムとの水分野での協力のほか、横浜市によるフィリピン・セブとの水分野での協力といった様々な挑戦が進められています。

国全体として、こうした地方自治体の挑戦を支援していますが、外務省も新興国・途上国の都市問題解決をODAにより支援する際に国内の自治体の技術・ノウハウ等を積極的に活用しています。日本の自治体と連携して、新興国・途上国の都市開発計画を策定する、自治体の能力向上を図る、電力、交通、水等のニーズに関する基礎情報収集を行う等のODA事業を一層進めていきます。こうした事業は自治体の持つ知識・経験・ノウハウを途上国に伝えることを通じて、途上国の発展に大いに役立っています。同時に、事業の結果、日本の優れた都市環境インフラに対するニーズが掘り起こされ、将来的には、日本企業の海外展開が一層円滑となることが期待されます。また、平成24年度補正予算案では新たに、地方自治体や地場企業が強みを持つ産業（水ビジネス等）について、地方自治体の要望を踏まえた地域主導の技術協力を実施するため、「地方自治体提案型の草の根技術協力（地域活性化特別枠）」が盛り込まれました。自治体が主体となった技術協力事業を全面的に支援することで、地場企業等の国際展開を推進する地方自治体の取組を積極的に後押しし、地域活性化を図ります。

カンボジア・シエムレアプの浄水場で、現地職員を指導する北九州市水道局の職員（写真：共同通信社）

機動力に優れたNGOとは、様々な分野での連携を行っています。緊急援助はその中の重要な一分野です。

●緊急人道支援におけるNGOとの連携

政府、経済界と連携して緊急人道支援を行うNGOとして、ジャパン・プラットフォーム（JPF）[注14]があります。JPFは自然災害や紛争が起こった際に、効果的で迅速な支援を行うために政府、経済界、NGOの三者により設立された組織であり、政府資金と民間企業からの種々のサポートにより、緊急人道支援事業を円滑に実施することを目的にしています。たとえば2010年に発生したハイチ地震の際には、民間企業から提供されたショベルローダー、毛布、懐中電灯、マスク、Tシャツ、サンダルなどが被災者支援に活用されました。

注14　ジャパン・プラットフォーム（JPF）：Japan Platform

最近では、水害被害が発生したパキスタンや東南アジア、難民・国内避難民の帰還が始まった南スーダン、長年の紛争地域であるアフガニスタン、干ばつ被害を受けた「アフリカの角(つの)」地域などにおいて、救援物資の配布や水・衛生分野での協力、帰還支援などを行っています。

干ばつに見舞われたアフリカの角地域に対し支援活動を行うJPFメンバー
(写真：ジャパン・プラットフォーム)

独自の知識や経験、技術を持ったNGOとは、その専門性を活かした分野で協力しています。

●日本発の技術を活用するNGOとの連携

NPO法人である道普請人(みちぶしんびと)は、農道の整備という途上国の農村住民にとって重要な問題を現地に適した方法で解決するための支援を行っています。ケニアでは、2011年度の日本NGO連携無償資金協力を活用して、「土のう」工法を用いた農道整備事業を実施し、農民組織の持続的な活性化にも役立っています。この事業では、雨季に道路状態が悪化して農産物の出荷ができない農村部の農民組織に対し、「土のう」工法を使った道直しの技術を移転し、農村部の人々の暮らしの改善に取り組みました。「土のう」(長さ40㎝・幅40㎝・高さ10㎝の袋に土を詰めたもの)を道路の基礎に敷くこの工法は23トンの重量にも耐えられる道路補修を目指しています。工事は専ら人力によります。施工方法が単純なので農民が自らの手で行うことができ、維持管理も容易です。補修も自分たちの力だけでできます。また、現地で調達可能な安価な材料(中古の穀物袋など)を用いることでコストもそれほどかかりません。日本発の「土のう」工法による農村道路整備として、途上国の人々が自分たちの手で社会開発を容易に進められる点で、国連機関などからも注目されています。

道普請人の工法による土のう補修は現地住民自らが容易に行うことができる
(ケニアのリフトバレー州で)(写真：道普請人)

開発援助において、市民社会の代表格であるNGOの果たす役割は、ますます大きなものになっています。人間の安全保障の実現やミレニアム開発目標(MDGs)の達成のためには、途上国の行政機関を通じた協力のみならず、現地の住民やコミュニティに直接働きかける支援も必要とされ、その点でNGOは多大な経験と知識を持っているからです。NGOによる援助は、①現地の事情に精通し、きめ細かい活動ができる、②政府等による援助の届きにくいニーズに対応した支援ができる、③地域コミュニティに入り込み、住民との間に友情と信頼を通じて人と人との絆を強固なものにすることができる、などという特徴があります。さらに、現地住民を直接参加させる形で案件を形成することができ、しかも比較的低コストで事業を実施できるという強みもあります。日本のNGOは、欧米の有力NGOに比べて、組織力や体制が弱く、また、資金面でも決して潤沢とはいえませんが、政府としてもNGOに対して、また、NGOが行う活動に対して支援を行うことでより効果的な国際協力を実現するよう努めていくこととしています。

援助の現場から 3

連携が生み出す アフリカの栄養改善

～味の素が取り組む新しい離乳食～

プロジェクト現地を訪れた中尾さんとガーナの子どもたち（写真：中尾洋三）

味の素株式会社CSR部で専任部長を務める中尾洋三（なかおようぞう）さんが同社でCSR部を立ち上げたのは2005年のことでした。CSRとは企業の社会的責任のことです。中尾さんは、「社会への貢献を事業を通じて実現することはできないだろうか?」と考えるようになりました。参考になったのが生活用品のグローバル企業、ユニリーバの取組でした。同社では、小分けにした石けんを現地の女性起業家たちが販売することで、自社商品を売りながら手洗いの習慣のないインドの農村部で公衆衛生を改善していったのです。

味の素㈱では、1995年から2007年にかけて、バングラデシュやガーナなど栄養問題を抱える5か国でアミノ酸の一種、リジンが人の栄養に与える効果について実証試験をしてきました。

ガーナでは乳幼児の栄養状態の低さもあって1歳未満の乳児の死亡率は1000人当たり51人と高い状況にあります（2010年WHO世界保健統計）。中尾さんは一連の実証試験の成果を活かし、同国で乳幼児の栄養を改善するビジネスができないかと提案。味の素㈱では、2009年の創業100周年記念事業の一環として「ガーナ栄養改善プロジェクト」を始動させました。ガーナでは、伝統的に生後6か月以後の乳児に離乳食として発酵コーンのお粥であるKoKo（ココ）を食べさせる習慣があります。この食事には、エネルギーやタンパク質等が不足しており、子どもの成長の遅れを引き起こす原因の一つとなっています。プロジェクトでは、ココに混ぜる栄養価の高いサプリメントを開発する方針を決定。サプリメントは、大豆粉をベースにタンパク質、アミノ酸、ビタミン、ミネラルなどを加えることで、ガーナの乳幼児が摂取できていない栄養素を補い、健全な発育を促します。

味の素㈱にとって従来のビジネスとの大きな違いは、数多くの社会セクターとパートナーとして手を携えることでした。中尾さんはその背景をこう語ります。「乳幼児の栄養改善という社会的課題に取り組むことにより、援助機関やNGOなど多くの組織団体から、プロジェクトの目的に賛同、理解を得られたのです。一企業だけですべてを解決するのではなく、役割分担しながら目的を達成する。協力関係を活用してビジネスを成立できないかと考えました。」

「KoKo Plus」を添加したトウモロコシのお粥を試食する幼児（写真：中尾洋三）

まず、アミノ酸の実証試験のプロジェクトで連携していた米国のNPOや地元のガーナ大学。さらにはガーナ保健省とも覚書を結び、正式な協力を得ました。JICAからは「協力準備調査（BOPビジネス※連携促進）」という官民連携の開発支援調査の事業の一つに選ばれました。アメリカの国際開発庁（USAID）からは、流通モデルづくりの調査のために資金やノウハウの提供を受けることになりました。日米の政府機関が連携してプロジェクトを支援することになったのです。

2012年9月までに、現地の食品会社に技術指導を行い、ココに添加する栄養サプリメントの生産体制が整いました。今後は、プラン・ジャパンやケア・インターナショナル・ジャパンといった国際NGOの協力を得ながら、貧困層の割合が高い農村部で、栄養効果の調査を行うとともに、商品ココプラス（KoKo Plus）を流通させるネットワークづくりをしていきます。

商品の流通開始予定は2013年末。味の素㈱ではNGOなどとの連携によって口コミによる広告効果を見込んでいます。広告宣伝費を抑えることで貧困層でも買える価格の実現を目指していきます。中尾さんはビジネスの意義についてこう語ります。「子どもには体に良いものを与えたい、というのは母親たちの共通の想いです。その潜在的な需要を顕在化できるかがビジネスにできるかの鍵。今回は様々な団体と連携しながら、少ない投資額で成果を上げようとしているので、調整には時間がかかりますね。価格を抑えようとしても商品の劣化を防ぐためには高価で安全な包材が必要なことなど困難も多くあります。ただ、軌道に乗れば、周辺のアフリカ諸国への展開も可能ですし、何よりも味の素㈱という企業にとって大きなイノベーションになるものと信じて取り組んでいます。」

約100年前から開発途上国を市場としてとらえてきた味の素㈱。BOPビジネスの先駆けともいえる同社は、ガーナで開発支援と融合する新しいビジネスのあり方を提示しようとしています。

※　32ページ参照

第2章 共に成長するODA

「サイゴン東西ハイウェイ建設計画」のサイゴン川渡河トンネル内部で事業について説明する大林組の萩原正雄所長
（写真：佐藤浩治/JICA）

第1節 民間資金の流入と途上国の成長

貧困、飢餓、感染症、気候変動、自然災害等、開発途上国は数多くの深刻な課題に直面しています。これらの課題を克服するためには膨大な資金が必要であり、それをODAのみで満たすことは困難です。多様な資金源を活用してそうした資金ニーズに応えていく必要があり、中でも民間資金は重要な役割を果たすことが期待されます。近年、途上国への民間資金の流れは大きく増加しており、途上国に流れる資金の7割を占めるといわれます。途上国に対するDAC（ダック）諸国からの民間資金は2011年には3,223億ドルであり、同年のDAC諸国のODA総額1,340億ドルの2倍以上となっています。

途上国の効果的な開発にとって、民間セクターの役割は重要です。海外からの直接民間投資は、途上国に資金のみならず技術や知識、経験の移転をもたらし、国内の産業の強化や雇用の増大にもつながります。また、世界経済のグローバル化が進展する中、海外から直接民間投資が増えれば、国際市場へのアクセスや国際競争力を高めることにもなり、途上国の成長に大きな役割を果たします。

民間投資を呼び込むためには、安定した政治状況、企業活動を可能とする法制度や信頼性の高い司法・裁判制度、活動の基盤となるインフラ等が整備されていることが不可欠です。従来、日本は途上国における民間投資の促進を目指し、インフラや貿易・投資環境の整備のための支援に積極的に取り組んできました。特にアジア地域では、日本のODAによる経済インフラ整備が呼び水となって民間投資が促進された結果、高い経済成長を実現しました。

アフリカ地域は、一部の国の政治的不安定やインフラの不足等の制約要因はあるものの、豊かな天然資源や市場としての潜在性が広く認識されており、民間セクターのアフリカ地域への関心は高まっています。日本もアフリカ開発会議（TICAD（ティカッド））〔注15〕の枠組みを通じて、民間セクター主導のアフリカの経済成長を後押ししています。また、2012年のG8サミットでは、サブサハラ・アフリカの食料安全保障と栄養の向上のための新たなイニシアティブとして「食料安全保障および栄養のためのニュー・アライアンス」が立ち上げられ、民間セクターの活力や技術革新を梃子（てこ）として、アフリカの農業分野の成長を通じて経済を発展させていくことが合意されました。

このように、ODAを活用してインフラや貿易・投資環境を整備することにより、途上国における企業活動の制約を減らし、投資のコストやリスクを軽減することによって、民間セクターの活動を促進させるという、ODAと民間資金の密接な連携は、途上国、援助国、民間セクターの三者すべてにとって有益です。ODAと民間資金が相乗効果を発揮することによって、より効率的に途上国に高い経済成長をもたらすことができます。また、日本企業を含む民間企業にとっては海外での事業展開が容易になり、新たなビジネスの可能性を広げることとなるのです。

収穫した新米を持つモザンビーク・ザンベジア州の地元農民たち。日本はベトナムと協力して稲作生産性向上のための技術改善プロジェクトを行っている（168ページのコラム参照）（写真：谷本美加/JICA）

注15　アフリカ開発会議 TICAD：Tokyo International Conference on African Development

第2節 ODAによる途上国支援と中小企業の海外展開

昨今のグローバル化に伴う新興国・途上国の急速な経済成長、少子高齢化に伴う国内需要の伸び悩みといった状況の中、日本の中小企業が生き残るためには、新興国や途上国における海外の経済成長をいかにして国内に取り込むかが重要な課題になっています。中小企業の海外展開支援については、中小企業海外展開支援会議の事務局となっている経済産業省とも連携し、外務省・JICAも、途上国支援と国内経済の活性化の両立に資する新たな取組を2012年度より開始しました。具体的には、経済産業省・中小企業庁・日本貿易振興機構（JETRO）[注16]とも緊密に連携しながら、ODAを活用して、途上国の開発課題の解決を図り、優れた製品・技術を有する一方で海外事業に関する知見やノウハウの情報を必要としている日本の中小企業等の海外展開にも貢献することを目指します。第1章第5節において、優れた技術やノウハウを持つ地方自治体との連携を紹介しましたが、中小企業についても、ODAを活用して支援するものです。以下のような新たなスキーム（援助手法）の立ち上げや既存スキームの活用により、ODAを通じた二国間関係の強化と経済外交の一層の推進を同時に図る考えです。

1. 中小企業と連携したプロジェクト型の無償資金協力およびノン・プロジェクト型の無償資金協力

プロジェクト型の無償資金協力としては、中小企業の優れた技術・製品を活用して施設などの整備を行うことが可能です。たとえば、再生可能エネルギー分野で、日本の中小企業の技術に優位性がある小水力プラントを利用した地方電化プロジェクトを予定しており、現在JICAが協力準備調査を実施しているところです。

ノン・プロジェクト無償資金協力としては、途上国の要望を踏まえて日本の中小企業の製品の購入を支援する「中小企業ノン・プロジェクト無償」を2012年度から開始するため、その制度設計および途上国に対する要望調査を行い、その結果を踏まえて実施します。日本の中小企業が製造している製品のうち、被援助国にニーズがあり、その経済社会開発に役立つと考えられる品目の購入を、被援助国の要請に基づき支援するものです。

2. 途上国支援と中小企業等の海外事業展開のマッチングに係る委託調査事業

2012年度から、新たに上記の委託調査事業を開始しました。同調査事業は、①ニーズ調査、②案件化調査、③途上国政府への普及事業の3つから成ります。

①ニーズ調査は、日本の中小企業の製品・技術の開発課題の解決における活用ニーズを網羅的に把握し、開発援助案件としての事業化に必要な調査を開発コンサルタントなどに委託して行うものです。

②案件化調査、および、③途上国政府への普及事業は、日本の中小企業等からの提案に基づき、ODA事業への展開を念頭に、途上国政府関係機関等と協議の上、中小企業等の製品・技術の活用、または技術指導等を行うもので（③については製品・技術の現地におけるニーズ調査や紹介、試用、適合性の検証を含みます）、途上国の開発に資する事業計画の立案等を支援します。なお、これら案件化調査、途上国政府への普及事業については、2012年度の経験を元に制度面での手直し等を加えながら継続していきます。

いずれも2012年7月下旬の応募締切日までに、採択予定数に対し3～4倍の応募があり、外部専門家を含む審査員による厳正な審査を経て、ニーズ調査8件、案件化調査32件、途上国政府への普及事業10件を採

注16　日本貿易振興機構JETRO：Japan External Trade Organization

択しました。地域としては、ベトナム、フィリピン、インドをはじめアジアに、分野については、環境・エネルギー・廃棄物処理、職業訓練・産業育成、水の浄化・水処理等に多数の提案が寄せられました。今後、ODAを活用し、中小企業の海外展開支援に貢献する優良案件の形成に努めていきます。

3. 技術協力を通じた支援

日本の中小企業が海外展開する上で、人材の育成・確保は重要な課題です。このため、中小企業の人材が途上国での国際協力活動を経験することができるJICAを通じた技術協力やボランティア派遣(「青年海外協力隊(JOCV)」と「シニア海外ボランティア(SV)」を活用し、中小企業の優れた人材や技術と連携した研修生受入れや専門家派遣も強化していきます。JOCVとSVについては、2012年度から中小企業におけるグローバルな視野を持った人材育成の場としても活用できる「民間連携ボランティア」制度を新たに実施することとしました。同制度では、社員派遣を希望する中小企業との間で、事前に派遣希望国・職種・期間・時期について企業側の要望を聴取、調整するなど、通常のボランティアよりも中小企業の方が参加しやすい仕組みとしています。

また、経済産業省でも、日本の若手人材を対象に途上国に派遣する海外インターンシップの取組を新たに開始しています。そのほか、中小企業が海外に事業を展開する上で必要となる現地の産業人材育成の取組として、現地拠点で必要となる幹部人材などの受入研修や専門家派遣を通じた生産管理技術の移転などの支援を実施しているほか、日本の優れた中小企業の技術をPRするためのセミナーや現地企業関係者と国内中小企業との交流を促進しています。

4. 連携事例

日本製の農業機械の販路を世界に拡大したいが、ビジネス拡大の手がかりとなる現地の情報や人脈が不足している、という北海道の農業経営者の声と、農業振興による経済成長のために優れた農業技術を学びたい、というウクライナ政府関係者・農業関係者の声を受けて、ODAを活用し、JICAがウクライナから政府関係者・農業関係者を招待して、小麦の品質管理技術等の研修を実施しました。この研修を通じて、ウクライナ側は日本の農業技術等を学ぶとともに、日本の農業経営者・農業機械メーカー等は人脈を形成することに成功しました。

また、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援に係る委託事業「案件化調査」で採択された例として「太陽光発電を用いた水浄化事業案件化調査」があります。これは水の浄化に必要な電力インフラが整備されておらず、水道が普及していないケニアの農村部において、太陽光発電式小規模分散型浄水システムの導入・普及を図る事業の調査を行うものです。このシステムで安全な水を供給することにより、ケニアの衛生環境改善とともに、日本の中小企業の水関連ビジネスの展開への貢献が期待されます。

第3節 インフラ輸出を通じた成長への貢献

開発途上国の貧困削減のためには、人間の基礎的ニーズ(BHN)[注17]への対応に加えて、持続的な経済成長の実現と安定的な雇用の拡大が重要です。G8、G20といった国際的なフォーラムにおいても、原材料・製品の輸送網の構築や工場の操業に必要な電力供給など経済活動を支えるインフラ(経済社会基盤)の整備、それを通じた貿易・投資の活性化が重要であることについて幅広い意見の一致が見られます。新興国・途上国におけるこうした旺盛なインフラ需要は日本の企業にとって大きなビジネスチャンスをもたらすものでもあり、日本は官民で積極的に連携してインフラ関連産業の国際展開に取り組んでいます。民間の資金・技術も動員して開発途上国のインフラ整備を進めることは、途上国経済にも多くの恩恵をもたらします。海外直接投資の促進による新たな産業の創出、技術移転を通じた産業の高度化、雇用促進など多様な効果が見込まれます。

日本の経済の視点からは、開発途上国のインフラ整備は日本企業の投資環境整備につながり、成長する海外市場の需要を取り込むことになります。日本企業の投資先として期待が高まる地域において、日本政府は、道路・橋梁(きょうりょう)・鉄道・港湾・空港などの輸送網の整備に向けた支援を実施しているほか、高効率の火力発電所等日本の優れた技術を活用した電力の安定供給のための支援や防災等に対応するための情報通信技術の支援等を行っています。同時に、法制度整備支援や税関の能力向上等も投資環境改善に極めて重要です。

ある国同士が貿易を行う場合、地理的な距離に比例した物流コストが発生します。一般的には、距離が離れるほど貿易量は低減しますが、輸送インフラを整備することによって、輸送日数の短縮・輸送量の増加を図ることができ、貿易を盛んにすることが可能です。物理的に離れた経済圏同士の物流量を増大させることで、経済統合を進め、一層の貿易の活性化が期待できます。また、こうした経済統合は、域内の格差是正にも有効です。

岸田文雄外務大臣は訪問先のフィリピンでデル・ロサリオ外務大臣と会談し、ビジネス環境整備等を通じた貿易・投資の拡大、インフラ整備などの協力を進めることで一致した

注17　人間の基礎的ニーズBHN：Basic Human Needs

日本は、世界各地で経済回廊*などの広域インフラ整備の支援を行っており、域内貿易活性化を通じた開発途上国の経済成長実現に取り組んでいます。2011年11月の日・ASEAN首脳会議では、事業規模として約２兆円と見積もられる地域内の連結性強化に役立つ主要案件リスト「フラッグシップ・プロジェクト」の実施のために、ODAも含めて活用していく必要性に言及しました。また2012年の第４回アフリカ開発会議(TICAD IV)フォローアップ会合においても、アフリカの成長加速化のためのインフラ整備の重要性を指摘し、引き続き支援に取り組んでいくことを表明しています。開発途上国でのインフラ整備を支援するために、日本は今後もODAを様々な形で活用していきます。

開発途上国のインフラ整備を進めるためには民間との連携が重要であり、日本のODAは、そうした新たな政策ニーズに対応するため既存の制度改善や新制度の導入を進めています。JICAは、民間企業の知識・経験、資金、技術等を活用するとともに、民間企業の海外展開を後押しするため、官民連携(PPP)*インフラの事業化調査の提案を民間より公募し、提案した企業に調査を委託する制度を2010年度より開始しました。これまでに26件の案件が採択され(2012年12月現在)、多くの企業がインフラODA案件の形成に取り組んでいます。

途上国の開発に貢献する民間事業へ直接の出資・融資を行うJICA海外投融資制度*についても、インフラ分野を含む案件の審査等を試験的に実施した上で、実施体制の検証を完了し、2012年10月に本格再開を実現しました。海外投融資本格再開後の第１号案件として、2013年１月30日には、「ベトナム国ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」の融資契約の調印が行われました。

この事業は、急速な工業化が進むベトナムにおいて、ロンアン省内の工業団地に対して、日本企業がその技術・ノウハウを活用し、工業団地内で排出される排水の処理、および給電関連の整備・運営維持管理のサービス提供を実施し、環境配慮を行った工業団地の整備を推進するものです。この事業が今後の官民連携(PPP)案件のモデルケースとなり、インフラ分野での官民連携が進展していくことが期待されます。

また、公的ファイナンス支援の強化の一環として、上述の海外投融資の本格再開に加え、円借款の戦略的活用も重要であり、円借款手続きの迅速化や中進国および中進国を超える所得水準の途上国への柔軟な活用などに取り組んでいるところです。

加えて、経済産業省においては技術協力に関し、現地の企業人材等に対する日本のインフラ技術の理解の促進に向けた研修事業や、日本企業がインフラ案件を受注する上で不可欠なコスト競争力の確保に向けた現地拠点人材の育成、日本の若手人材の政府系インフラ機関等に対する派遣を通じた、現地におけるネットワーク強化とグローバル人材育成の支援に取り組んでいます。

プノンペン市内に架かるチュルイ・チョンバー橋。通称は「日本橋」。日本のODAで修復した（写真：佐藤浩治/JICA）

発展するホーチミン市。サイゴン東西ハイウェイとトンネルを眼下に望む（写真：永武ひかる/JICA）

タジキスタンの首都とアフガニスタン国境を結ぶ国道の建設現場
（写真：久野真一/JICA）

国道の改修工事。橋梁工事の現場で進捗状況をチェックする日本とガーナの技術者
（写真：飯塚明夫/JICA）

＊用語解説

経済回廊

道路や橋といったハードインフラ整備に加え、通関手続きの簡素化等のソフトインフラも整備し、開発の恩恵が回廊沿いの産業発展や人々の生活改善にも及ぶように計画されたプロジェクト群を意味する。このように物流インフラを総合的に整備し、地域間の輸送量を増やすことで、経済の活性化を目指す。具体的な例では、メコンの各地域を結ぶ、ミャンマーからタイを経由し、ラオス、ベトナムを結ぶルートの東西経済回廊、タイ・バンコクからカンボジアを経てベトナム・ホーチミンに至る南部経済回廊などがある。

ODAを活用した官民連携（PPP：Public-Private Partnership）

官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指す。
PPPの分野事例：上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

JICA海外投融資

JICAが行う有償資金協力で、日本の民間企業が途上国で実施する開発事業に対し、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上地域の開発を支援するもの。支援対象分野は①MDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。円借款は途上国政府に行う経済協力であるのに対して、海外投融資は、日本の民間企業が途上国の政府以外の民間企業と行う活動に対し支援を行うことを通じて開発に貢献するもの。

第4節 豊かな潜在力を持つメコン・インド・アフリカ

厳しさを増しつつある国内のビジネス環境の中で、新たな事業展開のため、また、市場を求めて、海外に進出を図る日本企業が増えています。そうした企業の事業拡大の受け皿としてメコン地域は改めて重要性を増しつつあります。巨大な人口と高い経済成長を遂げているインドとの経済関係も今後さらなる発展の可能性を持っています。インドを国内市場中心にではなく、輸出拠点として見る企業も出始めてきています。また、一部に成長の兆(きざ)しを見せ始めたアフリカは豊かな資源の供給元のみならず、将来の市場としての可能性も秘めています。豊かな潜在力を持つこうした国や地域において、援助を受ける側、援助を行う側の双方が共に成長を加速させるための支援を、日本としても積極的に行っていきます。

1. メコン

メコン川流域のメコン地域諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム)の多くは、長らく戦争、紛争の中にありました。1975年まで30年以上も続いたベトナムでの戦争後もカンボジアでのポルポト政権による虐殺などの悲劇が続きました。ようやく1991年のカンボジアの和平合意により、地域全体に平和が確立されたのは、今からわずか20年前のことです。日本政府はこの間、一貫してメコン地域の安定・発展をアジア外交の柱とし、地域の安定と発展に大きく貢献してきました。メコン地域諸国はいずれも伝統的な親日国で、豊富な天然資源と労働力を有し、日本企業の関心が特に高い地域です。メコン地域諸国は他のASEAN諸国とは違い、陸続きで国土が隣接しており、未開発の広大な内陸部が存在しています。つまり、発展のためには、インフラ整備、資源開発など地域内での協力が不可欠なのです。日本政府は、この点を踏まえ、メコン地域で活動を行っている産業界の具体的なニーズも把握しながら、メコン地域のインフラ開発・産業発展に向けた協力を進めています。また、地域開発に向けた域内協力に対しても日本として積極的に取り組んでいます。

日本とメコン諸国との関係は緊密です。2008年からは日メコン外相会議を、さらに2009年からは日メコン首脳会議をいずれも毎年開催しています。2012年4月に東京で開催された第4回日メコン首脳会議では、2015年までの日メコン協力の新たなビジョンを示す「東京戦略2012」を採択しました。この中で「メコン連結性を強化する」(域内の連結性支援)、「共に発展する」(投資・貿易の促進)、「人間の安全保障・環境の持続性を確保する」(災害対策、母子保健等への支援)という新たな協力の柱が示されています。また、日本は、この実現に向けた具体的手段として、ODAについて、2013年度以降3年間で、約6,000億円の支援を実施することを表明したほか、ラオスにおける国道9号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画や南部地域電力系統整備事業計画、カンボジアにおけるネアックルン橋(きょう)梁(りょう)建設事業(メコン地域南北経済回廊)やミャンマーにおけるティラワ経済特別開発事業を含む事業総額約2兆3,000億円と見積もられる主要インフラ案件(57案件)のリストを各国に対して提示しました。さらに2012年7月にカンボジア・プノンペンで開催された第5回日メコン外相会議では、「東京戦略2012の実現のための日メコン行動計画」を採択しています。

また、官民が協力してインフラの建設や運営を行うことが増えてきたことも踏まえ、ODAにおいても、日本企業からの提案に基づき、円借款等の事業実施を前提とした案件を進めることとしています。具体的には、ベトナムのラックフェン国際港建設計画の実施、海外投融資を活用したロンアン省環境配慮型工業団地関連事業の実施やロンタイン新国際空港建設事業などについての案件形成に向けた調査が行われています。

メコン地域における日本のODAによる協力（主要インフラ）

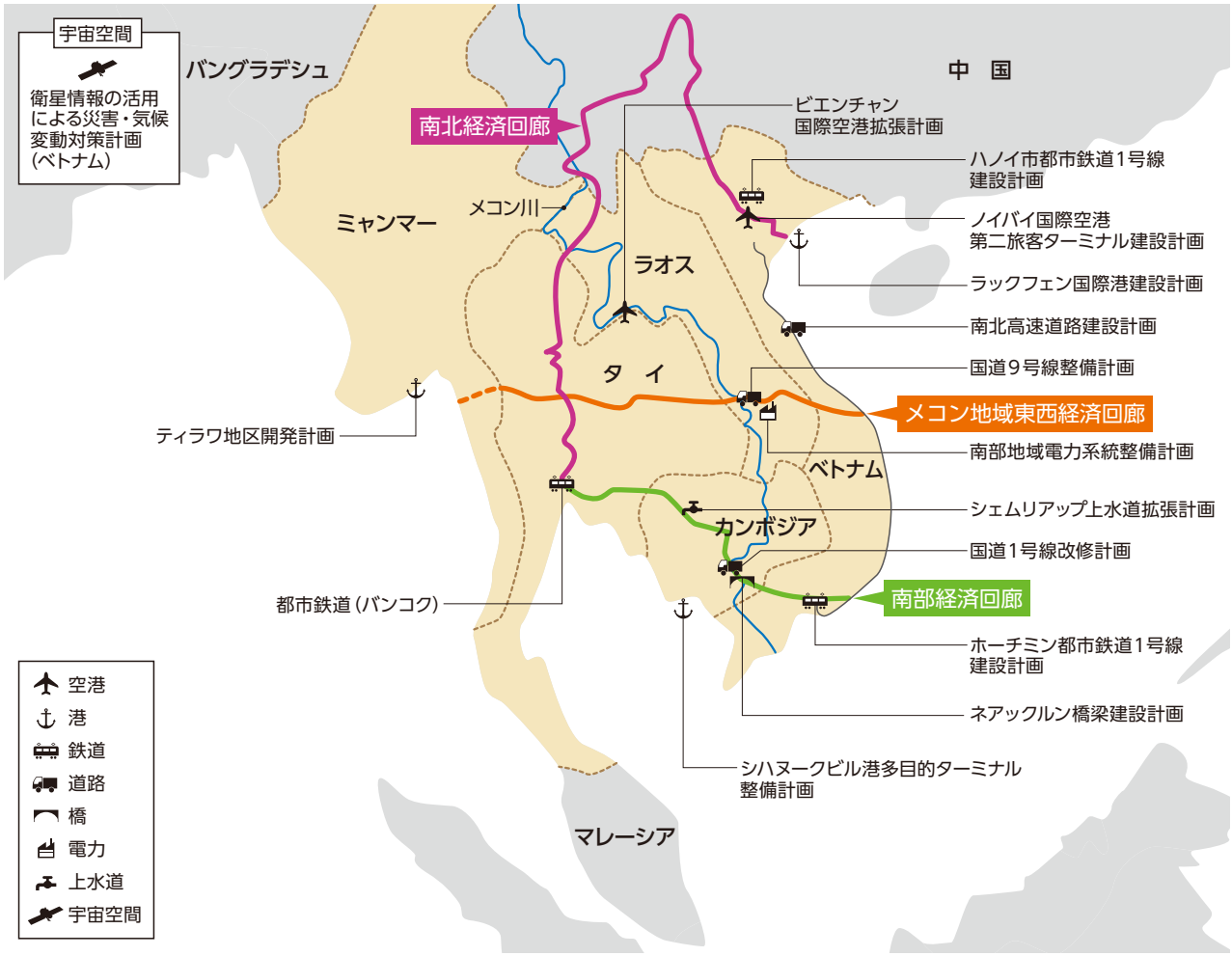

カンボジア
首都：プノンペン
人口：1,431万人
1人当たりGDP：900ドル

タイ
首都：バンコク
人口：6,952万人
1人当たりGDP：4,971ドル

ベトナム
首都：ハノイ
人口：8,784万人
1人当たりGDP：1,412ドル

ミャンマー
首都：ネーピードー
人口：6,242万人
1人当たりGDP：804ドル

ラオス
首都：ビエンチャン
人口：629万人
1人当たりGDP：1,320ドル

（出典）世銀統計（2011年値）ミャンマーのみIMF統計（2011年推定値）

カンボジア「国道1号線改修計画」
改修済みの歩道では、子どもたちは、安全に通学できるようになっている。ネアックルンまでこのような道が続く（写真：高橋智史/JICA）

カンボジア「ネアックルン橋梁建設計画」
ネアックルン橋梁建設予定地にて測量作業中のベトナム人技術者
（写真：佐藤浩治/JICA）

2. インド

インド進出を目指す日本企業はますます増えています。少子高齢化により国内市場が縮小する中で、インドを中国に次ぐ巨大市場ととらえる企業は多く、近年の高い経済成長率（2006-2011年の平均GDP[注18]成長率は8.5%）も相まって2012年10月時点で進出日系企業は926社に上りました。日インド貿易額も2002年の4,958億円から2011年の1兆4,253億円へ、直接投資も2002年の187億円から2012年2,215億円（暫定値）へと大幅に拡大しています。

インド政府側も規制緩和を行うなど外国資本の受入れに前向きになったこともあり、多くの日系企業が高い潜在成長性を持つインドに注目しているのです。2011年度の日本企業に対する国際協力銀行（JBIC）[注19]調査によれば、インドは事業展開先として長期的に有望な国の中で、中国を抑え第1位となっています。

2011年8月に発効した日インド包括的経済連携協定（CEPA）[注20]も追い風となっています。この協定の下で両国は今後10年間で貿易額の約94%の関税を撤廃することとなり、二国間貿易は大幅に増えることが期待されます。インドを輸出拠点としてとらえる日本企業も増えており、欧州・アフリカ向け輸出のためのグローバル拠点に位置付けている企業もあります。

ただし、企業進出にも問題がない訳ではありません。企業が投資先としてのインドの課題として第一に挙げるのは、インフラの未整備によるコストの問題です。たとえば、物流に関して、鉄道輸送では旅客優先のために運行スケジュールが乱れやすい上、貨物運賃は旅客に対して高めに設定されている、幹線道路未整備のために遅延や貨物の棄損が頻繁に起こる、などの問題があります。これに対して、日本の技術を活用し、デリー・ムンバイ間（西回廊）貨物専用鉄道建設事業を円借款により支援しています。これにより今後見込まれる貨物輸送需要に対応し、物流ネットワークの効率化を図ることができます。デリー、ムンバイを含む西回廊の周辺には多くの日系企業の拠点があるため、現在そうした企業の行う事業の障害となっている運輸インフラも改善されることになります。

インドでは、また、恒常的な電力不足と停電の頻発が深刻で、工場では自家発電設備が不可欠となっています。こうした状況に対し、日本は、タミル・ナド州送電網整備計画を支援することで、チェンナイ周辺をはじめとする州内全域の電力の安定供給を行い、州内の生活環境の改善、進出日本企業のビジネス環境の改善、投資促進に貢献しています。さらに、日本企業の進出が著しいインド南部における、運輸・電力セクターなどをはじめとする地域の総合開発を目的としたマスタープランづくりについても協力しています。

3. アフリカ

2000年以降のアフリカの平均経済成長率は5%を超えています。2001年からの10年間で名目GDPは約2.8倍（1兆6,200億ドル）、貿易量は約3.6倍（9,700億ドル）になりました。また、アフリカへの直接投資額はこの10年で約5倍（550億ドル）に上り、2007年には、アフリカへの直接投資額がアフリカへのODA額を超えています。アフリカは、アジアに次ぐ新たな経済フロンティアとして世界の注目を集めています。

アフリカ経済の好調を支えている大きな要因は、豊富な天然資源と高い人口成長率です。白金族（世界全体の埋蔵量の約95%）、ダイヤモンド（同約59%）、コバルト（同約49%）、クロム（同約42%）といった鉱物資源の埋蔵量はアフリカに集中しており、また、石油埋蔵量トップ20のうち4か国、天然ガス資源埋蔵量トップ20のうち3か国もアフリカが占めています。こうした天然資源の開発を進め、強固で持続可能な経済成長にも役立つインフラ整備はアフリカにとって差し迫った課題であり、現在、様々なレベルで、主要な港湾都市や内陸都市、さらに資源産出地を結ぶために、道路、鉄道、港湾、国境施設といったインフラ整備を目的とする回廊計画（南北回廊、ナカラ回廊など）などのインフラ開発計画が進行中です（世界銀行の試算によれば、アフリカのインフラ需要見込みは年間当たり930億ドルです）。

注18　国内総生産 GDP：Gross Domestic Product
注19　国際協力銀行 JBIC：Japan Bank for International Cooperation
注20　包括的経済連携協定 CEPA：Comprehensive Economic Partnership Agreement

アフリカの平均人口成長率は2.3%と六大陸中最も高く、10年ごとに3億人増加する見込みです(2010年の総人口は約10億人)。2010年のアフリカの1人当たりGNI[注21]は1,570ドルで、同様の人口規模を有するインドの約1.2倍であり、将来の消費市場としての潜在性の大きさがうかがい知れます。現在、アフリカでは経済統合の動きが進んでおり、大陸レベルでは2017年までの自由貿易地域(FTA)[注22]の創設、地域レベルでも2014年までのFTA創設を目指しています。

アフリカは、同時に社会的課題(貧困削減、基礎的サービスの提供等)を抱えており、これら課題の解決とビジネスの両立を目指すBOPビジネス*が拡大しつつあります。日本企業のアフリカでのBOPビジネスに対する支援手段としては、JETROによる、パートナー発掘や現地ニーズ・市場調査のための個別相談対応、JICAによるBOP層の開発課題の解決に役立つビジネスモデルとの連携のための調査や関連事業への投融資等が整備されています。

2013年6月、横浜で開催されるTICAD(ティカッド) Vでは、質の高い成長を目指し、より強固で持続可能な経済を実現するため、官民連携の下、インフラ開発等へ民間セクターの関与を促進させる具体的な取組が議論されます。アフリカ経済の潜在性の大きさと、アジアに次ぐ経済フロンティアとしてのビジネスチャンスに世界の注目が集まる今、アフリカ各国から日本企業の投資増が期待されていることを踏まえ、TICAD Vが日本企業のアフリカでのビジネス展開を拡大する重要な契機となるよう、日本政府は、オールジャパンでアフリカの投資環境整備支援に取り組み、様々な施策を実施していく考えです。

エチオピア水技術センターを視察する松山政司外務副大臣。水技術センターに対して日本は長年技術指導を行っている
(写真:在エチオピア日本大使館)

＊用語解説

BOPビジネス(BOP:Base Of the economic Pyramid 開発途上国・地域の低所得階層)

途上国の低所得層※を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は、世界人口の約7割、約40億人を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得者層を消費者、生産者、販売者とすることで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。
事例:洗剤やシャンプーなどの衛生商品、水質浄化剤、栄養食品、防虫剤を練り込んだ蚊帳、浄水装置、太陽光発電など。

※低所得層:1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたもの。

注21　国民総所得 GNI:Gross National Income
注22　自由貿易地域 FTA:Free Trade Area

第Ⅱ部

災害に負けない社会づくり
ー日本の防災協力ー

第1章 防災を世界に発信する …… **34**
第1節　東日本大震災の教訓を世界と共有 …… 34
第2節　2015年第３回国連防災世界会議に向けて …… 37
第3節　震災復興とODA …… 38
第2章 防災協力の実際 …… **40**
第1節　ASEANに対する協力 …… 40
第2節　災害援助と防災対策
　　ータイの洪水被害への対応 …… 42
第3節　防災・災害後復興分野での国際機関との協力 …… 44
第4節　島嶼国への防災協力 …… 46

第1章 防災を世界に発信する

学校防災マップを自ら作成するエルサルバドルの中学生たち
（写真：マリア・エバ・オルティス、オスカル・マウリシオ・ジョベル/JICA）

第1節 東日本大震災の教訓を世界と共有

2011年3月11日に東北地方太平洋沖で発生したマグニチュード9.0の巨大地震によって引き起こされた東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて約1万9,000人、全壊した家屋約13万戸、発災直後の避難者は約47万人、被害総額は約16兆9,000億円という甚大な被害をもたらしました。これに対し、救援物資・義援金の寄付、緊急援助隊の派遣など世界各国から多くの支援が寄せられました。今回の震災における日本の経験と教訓を世界と共有し、世界各国の防災への取組に貢献することは、震災時に寄せられた各国からの温かい支援に対し応えることでもあります。

翌2012年7月3、4日の2日間、日本の主催により、「世界防災閣僚会議in東北」が前年の震災の被災地でもある仙台市を中心とする東北地方で開催されたことは、たいへん大きな意味を持っています。会議には、63か国（外務大臣、防災担当大臣をはじめとするハイレベルが参加）、14国際機関の代表のほか、国際・国内NGO、民間セクターの代表など、約500名が参加しました。

野田総理大臣（当時）は冒頭の挨拶において、震災で得た知識・経験と教訓を国際社会と共有していくことは日本が人類全体に負っている重大な責務であるこ

と、震災時に各国から寄せられた支援と励ましに「恩返し」をする意味でも、日本は国際社会に貢献していくとして、防災分野で2013年から３年間で30億ドルの支援を行う旨を述べました。また、ピーリス・スリランカ外務大臣からスマトラ沖地震インド洋津波について、ブラウンリー・ニュージーランド震災復興大臣からクライストチャーチ地震について、それぞれの経験と教訓につき報告がありました。東日本大震災については、宮城県の女川第一中学校の女子生徒２名から、自らが遭遇した実際の過酷な体験を経て、自分たちで話し合い、考えた、これから生まれてくる人に向けたメッセージと思いを、「互いに絆を深めること」、「高台へ避難できるまちづくり」、「大震災を記録に残すこと」として世界に向けて発表しました。

岩手県一関市、宮城県石巻市、福島県福島市では、分科会が開催され、それぞれ、災害の備えができた強靱（きょうじん）な社会のあり方や防災教育の重要性、災害後に必要な幅広い関係者の連携、温暖化・都市化などの災害リスクへの対応、などについて議論が行われました。

２日間の会議の議論の内容は議長総括として発表されました。議長総括の主なポイントは次のとおりです。

(1) 防災の優先順位を上げ、防災のための行政機能を確保し、十分な予算を割り当てることにより、あらゆるレベルの公共政策において防災に取り組み（防災の主流化）、予防、減災、緊急対応、復旧、復興を含め、自然災害に対しあらゆる局面において備えができている強靱な社会を構築すべきこと。

(2) 人の尊厳を中心に据えるという人間の安全保障（8ページ参照）が防災の取組の重要な基盤となること。貧困層、高齢者、病人やけが人、子ども、障害者、妊婦などの災害に対応する力の弱い人たちに対する配慮が重要であること。防災における女性の役割を正当に認識すること。

(3) 国・地域のニーズに応じて、インフラをはじめとするハード、教育をはじめとするソフト双方の機能を適切に組み合わせ、防災力を最大化すべきこと。

(4) 自治体間の支援、地方自治体と中央政府の強固な連携、民間企業の公的業務への支援、NGO間の連携、NGOと政府の連携、災害時および復興プロセスでの情報発信・収集におけるメディアと行政と

「世界防災閣僚会議 in 東北」仙台での全体会合

の連携など、幅広い関係者が役割の垣根を越えて連携すべきこと。

(5) 産業の高度化、都市化、気候変動など、災害多発地域において災害のコストをより大きなものにするような近年の新たな災害リスク要因について適切に対応していく必要があること。

(6) 2015年以降を見据え、ミレニアム開発目標(MDGs)に代わる枠組みに防災を位置付け、また、真に有効な「兵庫行動枠組2005-2015」を受け継ぐ新たな枠組みを策定していくべきこと。

世界防災閣僚会議in東北を通じ、これらを主な要素とする「21世紀型の防災」を提案し、日本として、今後、国際社会の防災分野の取組を主導していく決意を表明しました。

2009年のインドネシア、パダン沖地震の被害調査の様子。災害に強い社会基盤構築推進のための研究について、インドネシアの防災研究者と連携を行い、研究成果を実践に移す体制をつくろうとしている(写真:JICA)

津波で流された陸前高田の市街地を視察するアフリカ防災セミナーの参加者(写真:JICA)

第2節 2015年第３回国連防災世界会議に向けて

日本は、自らが様々な自然災害を経験してきた国として、国際社会における防災の取組にこれまで積極的に関与してきました。国連防災世界会議は、第１回会合（1994年）および第２回会合（2005年）ともに日本において開催され、世界各国や国際機関、NGO等多様な参加者を得て、防災の強化に向けた対策等を打ち出してきました。前回の第２回会合では、災害に強い国・コミュニティの構築を目指し、①防災の優先事項化、②災害リスクの評価と早期警戒の強化、③防災知識の向上、④災害リスクの軽減、⑤災害事前準備の強化を優先行動とする兵庫行動枠組が採択されました。日本を含む130以上の国が、この行動枠組の実施に努め、国連国際防災戦略（UNISDR）[注1]事務局が各国の実施状況のフォローアップを定期的に行っています。また、日本はその活動を資金面を含め支援しています。

日本は、世界各地で発生する地震や洪水災害などに際しては、被災者に対する直接の支援を行うとともに、途上国の防災の取組を支援しています。2010年１月のハイチ地震の際は、国際緊急援助隊の派遣に加え、資金協力など発生直後の緊急支援として5,500万ドル、その後の復興支援として5,400万ドルを超える支援を実施しています。また、2011年秋のタイ洪水被害に対しては、国際緊急援助隊の派遣や物資および資金協力など発生直後の緊急支援のほか、道路のかさ上げやアユタヤ周辺での川への水門設置などの洪水対策を対象とする約80億円の防災・災害復興支援無償等を実施しました（タイの洪水については次章にて詳しく説明します）。こうした支援の積み重ねもあって、2011年の防災・災害復興分野における日本の援助は、総額約11億1,400万ドルに上りました。

国際社会が防災分野における重要な指針としている兵庫行動枠組は、2015年に期限を迎えます。開発および国際協力における防災の主流化（公共政策のあらゆるレベルで防災に取り組むこと）を促進し、気候変動や都市化などの新たな課題にも対応できるような実効性を持った兵庫行動枠組の次の枠組みを策定し、2015年以降の国際社会による防災取組のよりどころとすることが重要です。第１章第１節で述べた世界防災閣僚会議in東北においては、世界各国・地域における防災への具体的な取組を促進するために何が必要かが検討されました。そこで、新たな行動枠組においては、「いつまでに」「どこまで」「どのように」防災に取り組むべきかを明確にし、具体的な目標値設定、評価方法の確立、施策の体系化の検討を進める必要があることが確認されました。

日本は、2015年に開催予定の第３回国連防災世界会議を前２回会合に引き続き日本で開催する用意がある意向を表明しましたが、2012年12月の国連総会において、日本での開催が正式に決定しました。同会議に向けて、兵庫行動枠組の後継枠組みの策定に向けた議論や2015年以降の国際開発目標（ポストMDGs）に防災を位置付けることを含め、国際社会における防災の主流化に向けた取組を先頭に立って進めていく考えです。

土壁を改良した耐震モデルハウス建設の様子。2001年に二度の大地震を経験したエルサルバドルに対して日本は2003年から住宅の耐震性向上と耐震性の高い住宅の普及に協力している（写真：JICA）

注1　国連国際防災戦略 UNISDR：United Nations International Strategy for Disaster Reduction

第3節 震災復興とODA

東日本大震災の被災地の復旧・復興は未だに道半ばですが、中小企業をはじめとする多数の企業は次々と操業を再開し、雇用の回復が始まっています。こうした被災地の努力を支援するために、ODAにより被災地の工業用品等を開発途上国に対し供与することで、途上国の経済社会開発を支援すると同時に、被災地の経済復興にも貢献する取組を進めています。

日本は、平成23年度第三次補正予算事業により、計15か国の途上国を対象とし、被災地産の工業用品等(40億円)を供与するとともに、国連世界食糧計画(WFP)[注2]を通じ、計5か国の途上国に対し、被災地産の水産加工品(10億円)を供与しました。工業用品等の供与については、途上国の要望を踏まえ、東日本大震災の被災地で生産される建設機械、医療器具、福祉用器具等の中から、入札により調達製品が順次決定されています。具体的には、岩手県、福島県、宮城県で製造された医療・福祉用機器(内視鏡、X線撮影装置、車椅子)等を途上国に供与しています。

東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故の発生後、被災地企業には長期間操業停止になったり、「製品に放射能汚染があるのではないか」との問い合わせが寄せられるなどの風評被害が生じていましたが、本件事業の結果、7割以上の契約企業より、新規雇用に役立った、人員削減を回避できた等、雇用に良い効果があったとの回答がありました。また、8割以上の契約企業より、地域経済にも波及効果があったとの回答を得ています(39ページの図を参照)。

また、本件事業により福島県製の高圧滅菌器が整備されたマーシャルの医療関係者からは、「高圧滅菌器のお陰でマーシャルの医療機関において衛生面での向上が図れる」、「支援してもらった滅菌器は比較的容量が大きく、一度に多くの器具を滅菌でき効率的」、「ボタン式のデジタルタイプで、操作も簡単で扱いやすい」など、被災地産製品の性能を高く評価し、感謝する声が寄せられています。

平成24年度においても、引き続き東日本大震災被災地の経済復興への貢献も視野に、被災地産の工業用品等を活用した途上国支援を継続しています。

開発途上国へ被災地の工業用品等を供与するほかに、「農地・農業用水利施設の復旧・復興セミナー」、「災害軽減・インフラ復旧セミナー」等の短期研修(セミナー)や既存の各種研修において途上国から日本に研修員を招いた際には、日本の復興の現状に関する講義や被災地視察等を実施し、世界への正確な情報発信につなげ、風評対策の一環としました。今後も、研修等を通じ我が国の復興に関する情報発信のための取組を継続していくとともに、現地の状況も十分考慮しつつ、被災地への外国人研修員の受入れを推進していきます。これらにより、被災地産業を支援し、被災地復興への貢献を進めていく方針です。

マーシャルのマジュロ病院に設置された高圧滅菌器と病院スタッフ(写真:在マーシャル日本大使館)

注2　国連世界食糧計画 WFP:World Food Programme

被災地企業関係の評価（途上国の要望を踏まえた工業用品・食糧等の供与）

事業による効果（被災地企業へのアンケート結果）

事業契約済みの被災地企業27社に対しアンケートを実施し、うち23社から回答があった。

雇用への効果について

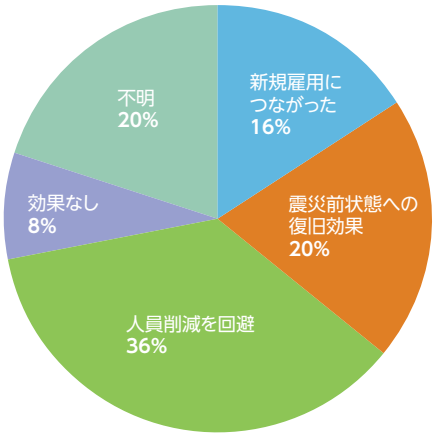

被災地域への波及効果について

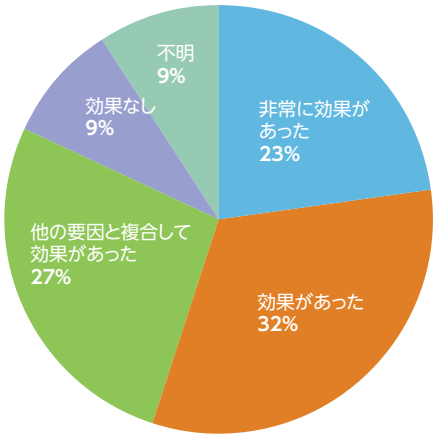

注：%は回答総数23件中に占める割合

宮古市田老（たろう）地区で被災地を視察するアフリカ人研修者（写真：JICA）

第2章 防災協力の実際

タイの洪水で大活躍した日本の排水ポンプ車
（写真：JICA）

第1節 ASEANに対する協力

開発努力を一瞬にして無にし得る自然災害に対して、適切に対処できる強靱（きょうじん）な社会を構築し、そのために、各国の施策において防災の主流化を促進していくことは、日本の国際協力における重要な柱の一つといえます。中でも、世界の自然災害による死者数・被災者数の９割以上を占めるともいわれるアジア地域における防災の主流化は特に重要です。

日本は、防災分野における協力を日・ASEAN協力の最重要課題の一つとして位置付け、これまで様々な支援を実施してきました。特に、2011年３月の東日本大震災後にASEAN諸国から日本に対して迅速かつ多大な支援が行われたことも踏まえ、日本は今後、ASEAN諸国に対する防災分野での協力をより一層強化していく考えです。

2011年７月の日・ASEAN外相会議では、日本から「ASEAN防災ネットワーク構築構想」が提案されました。この構想は、東日本大震災、阪神・淡路大震災、インドネシア・スマトラ沖地震等で得られた防災の知識や、日本の防災・環境分野における先進的な取組を、ASEAN地域で活かすことを目的とするものです。スマトラ沖地震で明らかになった地震・津波の広域的被害、気候変動の影響により多発化・激甚化する台風被

AHAセンター（写真：AHAセンター）

害の広域化を踏まえ、ASEAN地域を一体としてとらえた防災ネットワークの構築を目指しています。具体的には、AHA（アハ）センター（ASEAN防災人道支援調整センター）[注3]の能力強化を支援するとともに、ASEAN各国に対して二国間の協力も行います。また、災害対策のための知識や経験、情報を共有することで、「宇宙から僻地（へきち）」に至るネットワーク強化の取組を行います。

AHAセンターは、2011年11月の第19回ASEAN首脳会議において設立協定が結ばれ、インドネシア（ジャカルタ）に設立されました。AHAセンターには、ASEAN地域の防災拠点としての機能が想定されており、平時には、ASEAN域内の災害時のリスク評価を行うとともに、継続的にASEAN域内の状況をモニターすること、また、災害が発生した際は、ASEAN各国と災害情報を共有し、緊急対応の調整を行うことを中心的な役割としています。

日本は、日・ASEAN統合基金（JAIF）[注4]の活用による、「AHAセンターの防災能力の向上およびASEAN域内の災害情報通信システムの構築」プロジェクトとして、AHAセンターが担うリスク特定とモニタリング機能の整備のため、同センターに対し通信関連機材を導入し、2011年11月からICT専門家１名を派遣しています。また、「災害発生時の緊急物資備蓄」プロジェクトとして、迅速で効果的な災害対応のため、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築のための支援も行っています。また、AHAセンターが地域防災拠点として十分機能するよう、同センターの運営面についても支援しています。さらに2012年８月には、AHAセンターおよびASEAN各国の防災関係者を日本に招聘（しょうへい）し、防災に関する知見を共有するためのワークショップを実施しました。

ASEAN各国に対する二国間協力としては、専門家派遣や研修等の技術協力のほか、ベトナムに対する円借款「衛星情報の活用による災害・気候変動対策計画（第１期）」など、災害対策のための様々な支援も行っています。また、複数国にまたがる広域案件として、今後は、AHAセンターやASEAN各国が衛星情報を活用したり、域内の産業集積地が災害に対処するための能力を向上させ、その成果を域内全体で共有できるような支援も行っていきます。

災害情報をモニターするAHAセンター職員。AHAセンターに対し日本は日・ASEAN統合基金を活用してICT機材を整備した（写真：AHAセンター）

注3　AHAセンター（ASEAN防災人道支援調整センター）：ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management
注4　日・ASEAN統合基金 JAIF：Japan-ASEAN Integration Fund

第2節 災害援助と防災対策―タイの洪水被害への対応

メコン地域では、2011年に例年を上回る降雨があり、7月下旬以降、タイ、ベトナム、カンボジアを中心に広い範囲で洪水による被害が発生しました。これを受けて、日本は、これらの国々に対して緊急支援を実施しました。ここでは特に日本の報道でも大きく取り上げられたタイのケースについてご紹介します。

タイでは2011年7月下旬以降、北部、中部地方を中心に洪水が発生していましたが、10月上旬から、チャオプラヤ川に沿ってバンコク周辺でも大規模な洪水が起こるようになりました。最終的にバンコク中心部の冠水こそ免れたものの、洪水による犠牲者数は約800人となり、被害総額は世界銀行の推定で約1.44兆バーツ(約3兆6,000億円)に上りました。

バンコク周辺には、数多くの日本企業が進出しています。アユタヤ県を中心として多くの工業団地が存在しており、そのうち7つの工業団地が冠水しましたが、これにより、約450社の日系企業の工場を含め、多くの工場が操業停止を余儀なくされました。洪水はタイ経済に多大な損失を与えたのみならず、サプライチェーン(部品、部材等の供給網)の寸断によって日本を含む世界経済にも大きな打撃を与えました。

タイは、東日本大震災の際に迅速かつ多大な支援を行ってくれた親日友好国です。また、日本企業にとっては、生産拠点、サプライチェーンの要としてたいへん重要な役割を担っています。こうしたタイとの関係を踏まえて、日本はこの洪水被害に対して、様々な支援を実施しました。具体的には、緊急段階において、テント、浄水器、仮設トイレ等、2回にわたって合計5,500万円相当の緊急物資援助の供与を行いました。加えて、大型排水ポンプ等の購入のため、10億円を限度とした緊急無償資金協力を行いました。また、バンコク周辺において課題となっていた冠水地域の排水活動を行う排水ポンプ車専門家チームや、地下鉄、上水道、空港といった重要施設に対して防水指導を行う専門家を、国際緊急援助隊として派遣しました。特に、工業団地、教育機関、住宅地での効率的な排水活動は、タイ国内で大きな注目を集めました(詳しくは43ページ参照)。

さらに、洪水後の復興および洪水被害の再発防止の観点から、中長期的な洪水対策のマスタープラン策定を支援する「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」を実施しています。このプロジェクトの成果の一部は、タイ政府が2012年1月に発表したチャオプラヤ川洪水対策マスタープランに反映されています。

これに加え、インフラの復旧・整備の観点から、洪水被害に遭った工業団地周辺での水門の設置や産業上重要な道路のかさ上げを実施するため、80億円規模の無償資金協力を実施することとしています。

こうした日本の継続的な支援に対し、2012年3月に東京で行われた日タイ首脳会談では、インラック・タイ首相から野田総理大臣(当時)に深い感謝の念が表明されました。

排水前(左)と排水活動完了後(右)のアユタヤ県ロジャナ工業団地 (写真:JICA)

開発協力トピックス

官と民、日本とタイが協力し、洪水に立ち向かう
－タイ洪水被害に対する国際緊急援助活動

2011年11月5日、10台の特別車両を載せた船が横浜港を出港しました。目的地はタイのレムチャバン港。これらの車両は日本政府が洪水で苦しむタイへの緊急援助として派遣した排水ポンプ車です。2週間後の11月18日、船はタイに到着。翌19日、現地入りしていた国際緊急援助隊専門家チーム（排水ポンプ車チーム）は、日本企業も数多く入居するアユタヤ県のロジャナ工業団地での活動を開始しました。24時間態勢で、団地の敷地内に溜まった水を隣接する運河などに排水していきました。派遣された排水ポンプ車は、国土交通省の地方整備局が所有していたものです。このように、今回の活動には外務省、国土交通省、JICAのほか、民間の建設会社やメーカーも参加し、累計51名から成る官民合同チームが組まれました。

この排水ポンプ車は、東日本大震災のときに津波で溜まった海水を排水するのにも使われました。その特徴は、ポンプ部分の軽量化を実現したことです。重量はわずか30kg。従来のポンプは800kgほどありましたが、この重量だと運搬にクレーンが必要です。災害現場でも対応できるよう日本のメーカーが人の手で運べる30kgに軽量化したのです。今回の活動にはポンプメーカーの設計責任者、望月暁久（もちづきあきひさ）さんも参加しました。海外の援助活動に初めて参加した望月さんは、「排水ポンプの設計のプロセスと災害現場での活動の両方に携わる機会を得て、地域の方々から感謝の言葉を直接いただき光栄です」と語っています。

現地での排水作業で活躍したのは、タイの人々でした。国土交通省から参加した宮島実（みやじまみのる）さんは、自身が国内の災害で対策本部の指揮を執った経験から、地域の防災に地元の人々がかかわる重要性を感じていました。「新しい作業は日本人とタイ人で組んで行いましたが、2回目からはタイ人だけで取り組んでもらうようにしました。タイの作業員は少し教えるとすぐに理解し、実践してくれました。」

ポンプを使った排水作業に参加したタイ人にニヨム・スックサワーンさんがいます。建設会社で働くニヨムさんは、日本人と働くのは初めてでした。土木工事の作業車両の運転や操作を得意とするニヨムさんは、排水ポンプ車の操作を担当し、「日本人は立派なポンプ車を持ち込み、技術や知識を教えてくれました。国際緊急援助隊の専門家は、手順を追って丁寧に仕事を教えてくれます。工業団地の再開を待っているタイ人労働者のために役立つことができました」と語りました。

国際緊急援助隊排水ポンプ車チームは作業開始から8日後の11月27日に同団地での作業を完了。場所によっては、1m以上水位が下がり、ボートで往来するしかなかった道路を多数の車両やバイクが走れるようになりました。しかし、国際緊急援助隊排水ポンプ車チームの仕事はこれで終わりません。その後も途切れることなく2か所の工業団地、3か所の住宅地、アジア工科大学でも排水作業を行いました。任務を完了した12月20日までの32日間に排水した水量は約810万㎥、東京ドーム約6.5杯分に相当しました。

排水ポンプの使用方法をタイ側関係者に説明する日本人専門家（写真：JICA）

インラック・タイ首相に洪水対策について説明する日本人専門家（写真：共同通信社）

第3節 防災・災害後復興分野での国際機関との協力

日本は、第44回国連総会において、1990年から99年までを「国際防災の10年」と定める決議を他の155か国と共同で提案し、採択しました。この決議は、自然災害による人的損失、物的損害、社会的・経済的混乱を国際協調行動を通じて軽減することを目的にしています。この「防災の10年」の終了後の2000年には、これを受け継ぐ「国際防災戦略」が発足し、この戦略に基づき、国際防災協力活動を促進するための組織として国連国際防災戦略(UNISDR)[注5]事務局が設置されました。日本は、防災の重要性をかねてから主張してきた国として、UNISDRを設立当初から資金面等において支援し、世界防災白書の発行等その活動に協力してきました。また、UNISDRが開催事務局を務める国連防災世界会議の開催を2度にわたり引き受け、国際防災戦略である横浜戦略(1994年)とその後継である兵庫行動枠組(2005年)の策定に積極的に関与するなど、UNISDRと連携して国際社会における防災の取組を中心になって進めてきています。

また、2006年の国連総会では、各国政府や国際機関、NGO等が参加し、国際防災戦略の実施に向けた議論を行う場として「防災グローバル・プラットフォーム」が設置されました。日本は、この会議に対しても積極的に出席し、議論に参加してきています。2011年5月の第3回会合では、日本は、東日本大震災の経験や復興に向けた取組を紹介した上で、国と地方の役割分担のあり方や復興に向けたハード面とソフト面での対策の組合せ(防災に役立つ、たとえば、ダムのような施設の建設などのハード面と、防災のための訓練、教育、マニュアルづくりなどのソフト面)、災害の教訓の次世代への継承の方法について考えていく必要があると指摘しました。日本としては、「防災グローバル・プラットフォーム」を各国の防災の取組の現状を確認したり、貴重な経験や成果等を共有する場として活用し、国際社会における防災の議論をさらに促進していく考えです。

また、日本は、他の様々な国際機関とも協力しながら防災の取組を強化しています。たとえば途上国の防災の主流化への取組で指導的な役割果たしている国連開発計画(UNDP)[注6]との連携です。UNDPとの連携の結果、インドネシアでは政府、市民社会、民間企業などが防災活動の調整を行うための体制が整備され、東南アジアで初めて災害による被害や損失、復興ニーズを評価するための包括的なガイドラインが策定されました。また、日本とUNDPは長年にわたり、お互いの専門性を共有しながら世界各地の自然災害からの復旧・復興にも積極的に取り組んでいます。たとえば、日本は、インド洋津波被害者の生活再建支援、ハイチ地震被害者に対する緊急支援、パキスタン洪水被害地域の早期復旧・復興支援などにおいて、UNDPと協力して支援を行っています。

また、こうした国際機関との連携は、東日本大震災後の日本の復興や、その経験を国際社会に共有する上でも重要です。2012年2月から3月にかけて被災地(岩手、宮城、福島)で開催された、国際連合地域開発センター(UNCRD)[注7]および国連人間居住計画(UN-HABITAT)[注8]による専門家等を交えたワークショップはその一例です。UNCRDは、3県6か所の自治体やコミュニティに赴き、海外・国内の専門家と視察を行うとともにワークショップを開催しました。ワークショップでは、地域の代表者と専門家との会合を持ち、情報交換を行ったり、地元コミュニティの経済活動、特に、地域に根付いた産業支援のための実践的アイデアの提案を行ったりしました。また、復興におけるNGO、NPOのかかわり方についても意見を共有しました。ワークショップには地元のコミュニティ代表者延べ約400人が参加しました。ワークショップの模様は、参加した専門家やUNCRDのホームページを通じて世界に向けて発信されました。

UN-HABITATは、3県11市町を訪問し、「コミュニティを主体にした復興プロセス」と題したワークショップを開催しました。このワークショップには、自然災害後の復興事業を数多く手がけてきた海外および国内の専門家が出席し、東北の側からは自治体の職員が数多く参加しました。ワークショップでは、東

注5　国連国際防災戦略 UNISDR：United Nations International Strategy for Disaster Reduction
注6　国連開発計画 UNDP：United Nations Development Programme
注7　国際連合地域開発センター UNCRD：United Nations Centre for Regional Development
注8　国際連合人間居住計画 UN-HABITAT：United Nations Human Settlements Programme

北の各自治体が被災直後から取り組んできた活動について報告がなされ、今後の復興方針や地域振興を見据えたビジョン、施策の実現に向けた課題について広範な意見交換を行い、その内容は世界に向けて発信されました。また、地元企業対象のワークショップでは、UN-HABITATがこれまで世界各地で行ってきた、仮設住宅建設などの復興事業の経験を報告しました。

「世界防災閣僚会議 in 東北」会議参加者による石巻港視察

第4節 島嶼国への防災協力

太平洋島嶼国のほとんどは、火山島や環礁島などから成る島国です。気候変動による海面上昇、サイクロン、高波、水不足等、地球規模の環境問題の影響を特に受けやすい国々でもあります。また、太平洋地域は地震や津波が多く発生する地域であり、近年に限っても2007年のソロモン沖地震・津波、2009年の太平洋津波などにより、大きな被害を受けています。こうした自然災害への対応は、地域全体にとって重要な課題です。

日本は、これまで太平洋島嶼国に対し、防災分野で様々な協力を行ってきました。たとえば、現在ソロモン諸島に対し、災害時の住民への緊急情報伝達手段として同国全土への放送が可能な短波ラジオ放送網を整備するための協力を行っています。

また、災害対策では、行政はもとよりコミュニティレベルでの対応が重要であることから、フィジー、ソロモンにおいて、コミュニティの防災能力強化のための技術協力プロジェクトを実施しています。このプロジェクトは、早期警報伝達体制の確立、国家災害管理局の能力の向上、対象コミュニティにおける防災計画や災害対応マニュアルの策定、啓発活動や避難訓練などを行い、災害時に住民が適切に避難できる態勢づくりを目指しています。

海面上昇による海岸浸食の影響が懸念されているツバルでは、海岸防護のための調査プロジェクトを実施しています。これは、礫養浜（海岸に小石を敷き詰めることにより海岸を防護する手法）を試験的に実施し、礫養浜の効果や環境への影響を調査すると同時に、地元住民の沿岸災害への意識を高める活動を行うものです。同時に、サンゴや有孔虫によって形成されるいわゆる「星の砂」による島の形成・維持についても調査を行っており、これらの調査がツバルの海岸浸食に対する具体的な対策の策定に貢献することが期待されています。

こうしたプロジェクトに加えて、気候変動対策、気象観測・予警報能力強化、防災等の分野の研修やボランティアの派遣も実施し、太平洋島嶼国の人々の能力向上に貢献しています。

日本は、2011年に発生した東日本大震災を通じて、防災の重要性を改めて強く認識しました。これを踏まえ、日本は、2012年5月に沖縄で開催された第6回太平洋・島サミットにおいて、「東日本大震災の経験を踏まえた防災協力」を今後3年間の支援の柱の一つとすることを表明しました。特に、日本が震災を通じて得た教訓や知識・経験を太平洋島嶼国と共有することを念頭に、米国や他の開発パートナーと協力しながら、太平洋災害早期警報システムの整備に貢献していくことを表明しました。大洋州では、ハワイに所在する太平洋津波警報センター（PTWC）[注9]からの情報を含め、災害情報を太平洋諸国に伝達するためのシステムが導入されていますが、国土が広大な海域に散らばっている国が多く、情報通信体制も不十分なことから、地方や離島の人々にまで災害情報が届かない場合もあります。日本は、このような状況を改善するための協力を実施していく予定です。

日本は、今後も同じ島国として、また、自然災害の影響を強く受ける国として、防災分野での太平洋島嶼国支援を継続していきます。

レメンゲサウ・パラオ大統領と会談する鈴木俊一外務副大臣。レメンゲサウ大統領は太平洋・島サミットへの協力を約束した

注9　太平洋津波警報センター　PTWC：Pacific Tsunami Warning Center

第Ⅲ部

2011年度の政府開発援助実績

第1章 実績から見た日本の政府開発援助 …… 48
第2章 日本の政府開発援助の具体的取組 …… 54
第1節　政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組 …… 55
第2節　課題別の取組 …… 57
第3節　地域別の取組 …… 120
第4節　援助実施の原則の運用 …… 155
第5節　援助政策の立案および実施における取組 …… 157

第1章 実績から見た日本の政府開発援助

2011年、日本の政府開発援助（ODA）の支出純額は108億3,142万ドルで世界第5位、支出総額は199億9,214万ドルで世界第2位の実績でした。

ルワンダの村を訪れ、水の衛生啓発活動を行う青年海外協力隊員で「水の防衛隊」の七條さん
（写真：今村健志朗/JICA）

2011年の日本の政府開発援助（ODA）実績は、支出純額で二国間ODAが約65億9,225万ドル（約5,254億円）、国際機関に対する出資・拠出などが約42億3,917万ドル（約3,379億円）、ODA全体では対前年伸び率1.7％減の約108億3,142万ドル（約8,633億円）となりました。[注1] なお、政府貸付などの回収額を算定に入れない支出総額でのODA実績は、対前年伸び率6.2％増の約199億9,214万ドル（約1兆5,935億円）でした。[注2]

＜実績の分析＞

2011年の日本のODA実績（支出純額）は、前年に比べ約1.7％減で、OECD-DAC加盟国における順位は、米国、ドイツ、英国、フランスに次いで、2010年と変わらず第5位となりました。また、支出総額での順位も前年と同様、米国に次ぎ第2位となりました。

2011年ODA実績（支出純額）の内訳は、二国間ODAが全体の約60.9％、国際機関に対するODAが約39.1％です。開発途上国との協議の上で実施される二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。一方、国際機関に対するODAでは国際機関の専門的知識や政治的中立性を活用でき、さらに二国間援助が届きにくい国・地域への支援が可能です。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

実績から見た二国間ODA（支出純額）を援助手法別

注1　東欧諸国および卒業国向け援助を除く
注2　支出総額（グロス）と支出純額（ネット）の関係は次のとおり
　　支出純額＝支出総額－回収額（被援助国から援助供与国への貸付の返済額）

に見ると、無償資金協力として計上された実績は約46億8,223万ドル（約3,732億円）で、ODA実績全体の約43.2％となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約16億2,208万ドル（約1,293億円）で全体の約15.0％です。さらに技術協力は約35億3,377万ドル（約2,817億円）で、全体の約32.6％を占め、政府貸付などは約－16億2,376万ドル（約－1,294億円）となっています。（マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示します）

地域別の二国間ODAは次のとおりです。

（　）内の値は支出総額ベース（東欧および卒業国向け援助を含む）

◆アジア：約13億7,122万ドル（約77億4,640万ドル）
◆中東・北アフリカ：約９億5,238万ドル（約18億6,039万ドル）
◆サブサハラ・アフリカ：約17億3,367万ドル（約31億8,433万ドル）
◆中南米：約３億3,493万ドル（約８億3,783万ドル）
◆大洋州：約１億5,907万ドル（約１億8,336万ドル）
◆欧州：約１億7,382万ドル（約２億4,678万ドル）
◆複数地域にまたがる援助：約17億8,549万ドル（約17億8,549万ドル）

図表 III-1　2011年の日本の政府開発援助実績

2011年(暦年)	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実績	前年実績	対前年伸び率(%)	実績	前年実績	対前年伸び率(%)
無償資金協力	4,687.02	3,466.03	35.2	3,735.87	3,041.81	22.8
債務救済	1,444.51	20.88	6,817.2	1,151.37	18.33	6,182.4
国際機関を通じた贈与	1,622.08	1,269.15	27.8	1,292.91	1,113.81	16.1
上記項目を除く無償資金協力	1,620.42	2,176.00	－25.5	1,291.59	1,909.67	－32.4
無償資金協力（東欧および卒業国向け援助を除く）	4,682.23	3,464.18	35.2	3,732.06	3,040.19	22.8
債務救済	1,444.51	20.88	6,817.2	1,151.37	18.33	6,182.4
国際機関を通じた贈与	1,622.08	1,269.02	27.8	1,292.91	1,113.70	16.1
上記項目を除く無償資金協力	1,615.64	2,174.28	－25.7	1,287.78	1,908.16	－32.5
技術協力	3,543.48	3,488.50	1.6	2,824.40	3,061.53	－7.7
技術協力（東欧および卒業国向け援助を除く）	3,533.77	3,478.48	1.6	2,816.66	3,052.74	－7.7
贈与計	8,230.50	6,954.53	18.3	6,560.27	6,103.33	7.5
贈与計（東欧および卒業国向け援助を除く）	8,216.01	6,942.67	18.3	6,548.72	6,092.93	7.5
政府貸付等	－1,719.93	473.95	－462.9	－1,370.90	415.94	－429.6
（債務救済を除く政府貸付等）	－372.21	480.77	－177.4	－296.68	421.93	－170.3
（貸付実行額）	7,614.07	8,323.84	－8.5	6,068.93	7,305.05	－16.9
（回収額）	9,334.00	7,849.88	18.9	7,439.83	6,889.10	8.0
（債務救済を除く回収額）	7,986.28	7,843.07	1.8	6,365.61	6,883.12	－7.5
政府貸付等（東欧および卒業国向け援助を除く）	－1,623.76	394.75	－511.3	－1,294.24	346.43	－473.6
（債務救済を除く政府貸付等）	－276.04	401.57	－168.7	－220.02	352.42	－162.4
（貸付実行額）	7,536.97	8,201.95	－8.1	6,007.47	7,198.08	－16.5
（回収額）	9,160.72	7,807.20	17.3	7,301.72	6,851.65	6.6
（債務救済を除く回収額）	7,813.00	7,800.39	0.2	6,227.50	6,845.67	－9.0
二国間政府開発援助計	6,510.57	7,428.48	－12.4	5,189.37	6,519.28	－20.4
二国間政府開発援助計（東欧および卒業国向け援助を除く）	6,592.25	7,337.42	－10.2	5,254.47	6,439.36	－18.4
国際機関向け拠出・出資等	4,239.17	3,684.00	15.1	3,378.91	3,233.10	4.5
政府開発援助計(支出純額)	10,749.74	11,112.48	－3.3	8,568.27	9,752.38	－12.1
政府開発援助計(支出純額)（東欧および卒業国向け援助を除く）	10,831.42	11,021.42	－1.7	8,633.38	9,672.46	－10.7
政府開発援助計(支出総額)	20,083.73	18,962.37	5.9	16,008.10	16,641.49	－3.8
政府開発援助計(支出総額)（東欧および卒業国向け援助を除く）	19,992.14	18,828.62	6.2	15,935.10	16,524.11	－3.6
名目ＧＮＩ速報値（単位：10億ドル/10億円）	6,056.73	5,629.29	7.6	482,762.30	494,030.30	－2.3
対ＧＮＩ比（%）	0.18	0.20		0.18	0.20	
対ＧＮＩ比（%）：（東欧および卒業国向け援助を除く）	0.18	0.20		0.18	0.20	

＊1　換算率：2011年=79.7068円/ドル、2010年=87.7606円/ドル(OECD-DAC指定レート)
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊3　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊4　債務救済には、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない
＊5　卒業国とはDAC援助受取国リスト（246ページ参照）の記載から外れた国をいう
＊6　卒業国で実績を有するのは次の17か国・地域(アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、キプロス、クウェート、クロアチア、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、トリニダード・トバゴ、ニューカレドニア、バーレーン、バルバドス、ブルネイ、香港、マルタ)

図表 III-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

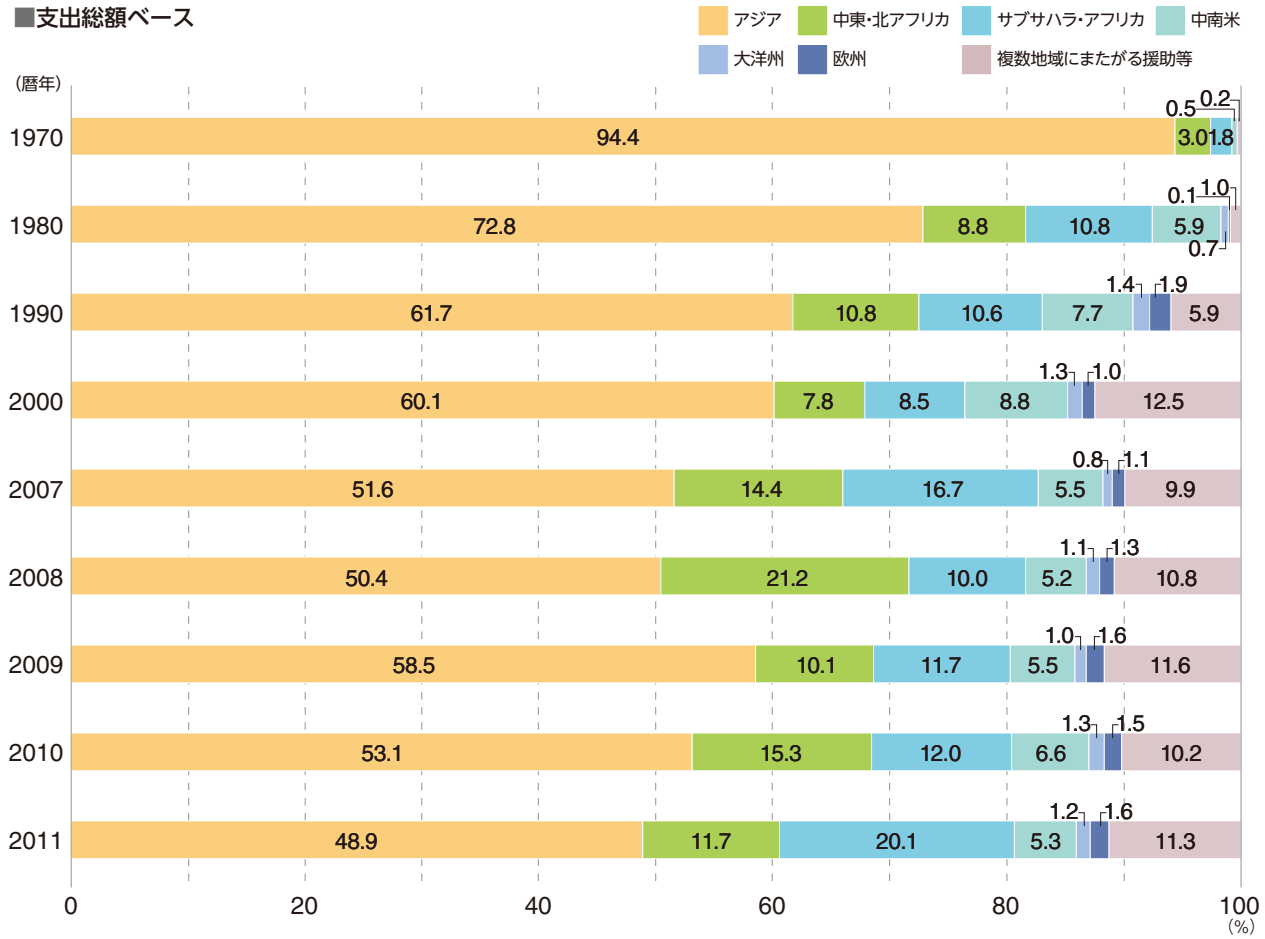

＊1　1990年以降の欧州地域に対する実績には東欧向け援助を含む
＊2　複数地域にまたがる援助等には、各地域にまたがる調査団の派遣や行政経費、開発啓発費などを含む

図表 III-3　主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

■支出純額ベース

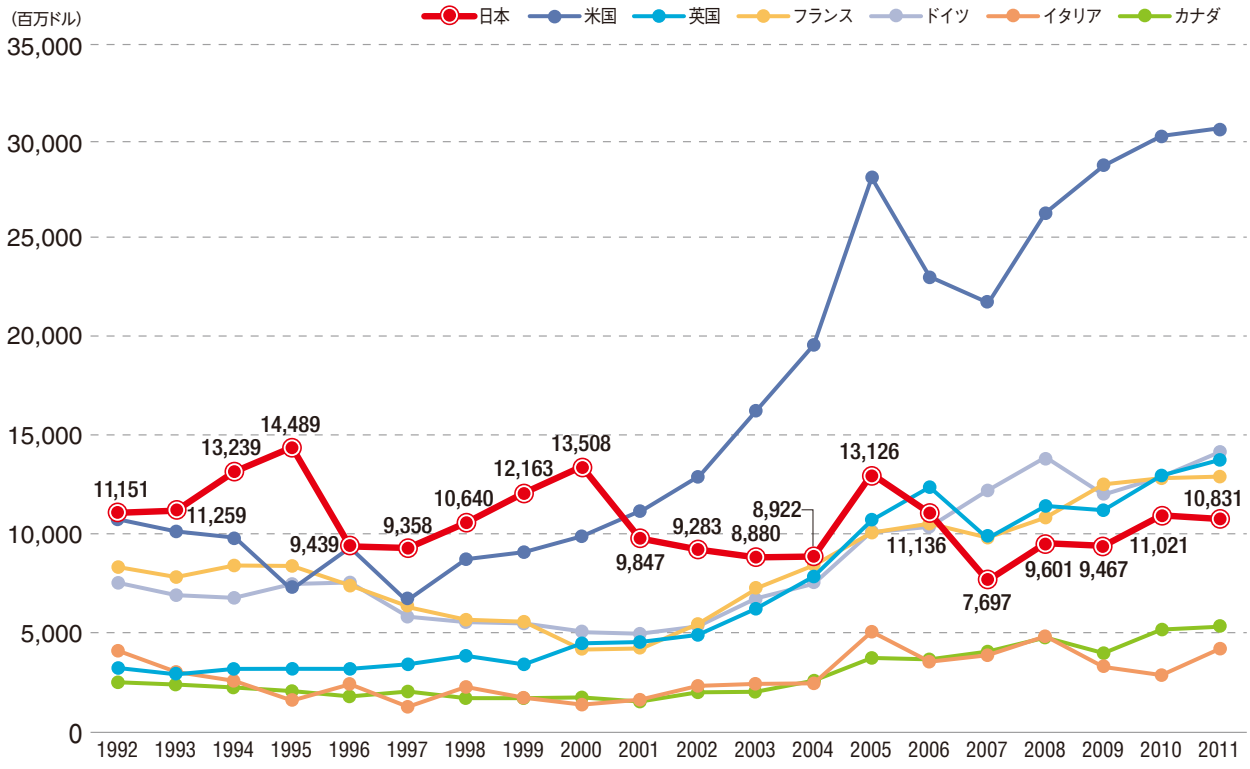

■支出総額ベース

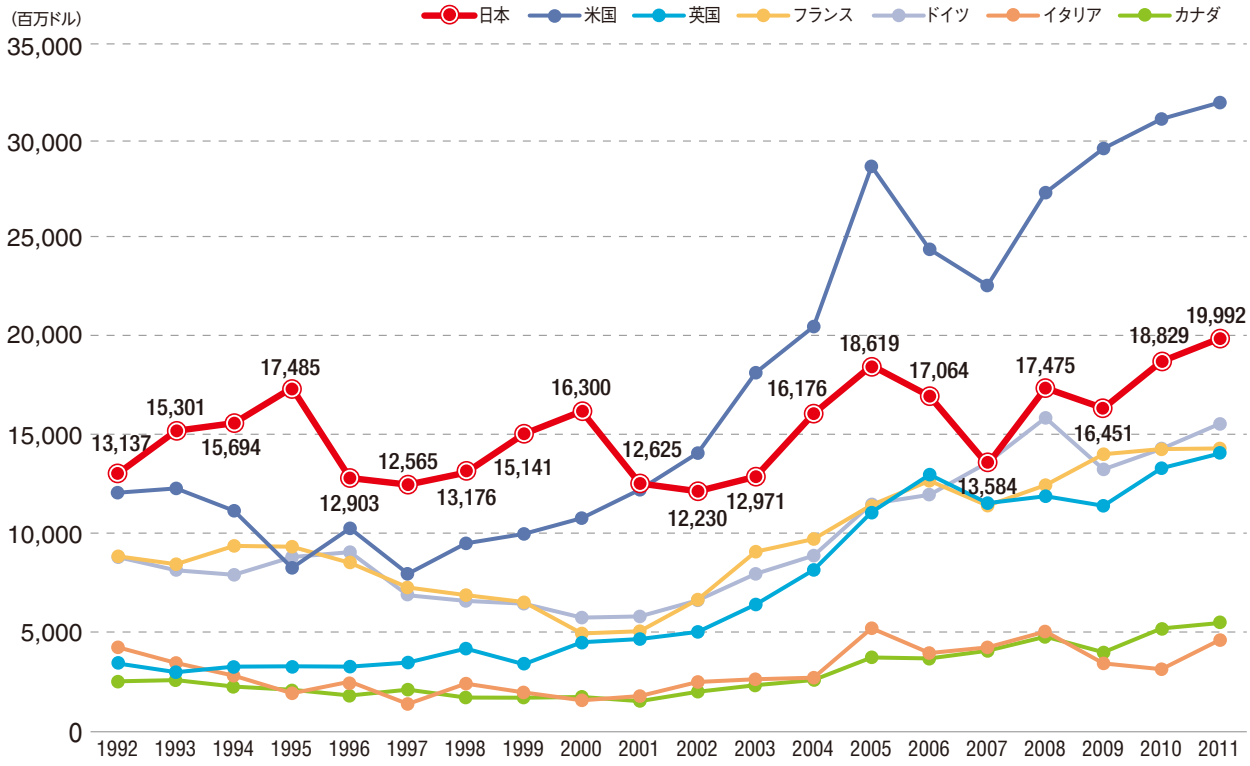

出典：DACプレスリリース、DAC統計（DAC statistics on OECD. STAT）

＊1　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊2　1992年の米国の実績値は、軍事債務救済を除く。

図表 III-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額

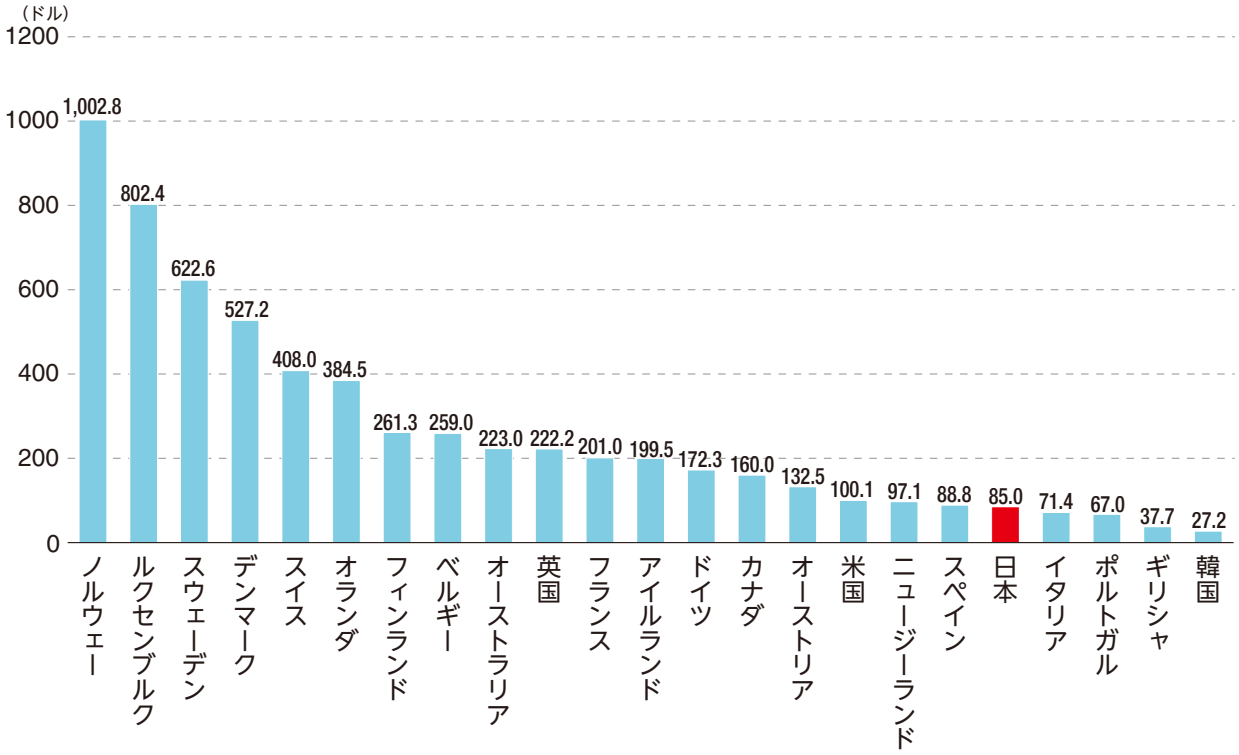

＊1　支出純額ベース
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く

出典：実績はDACプレスリリース、人口はDAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）

図表 III-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比

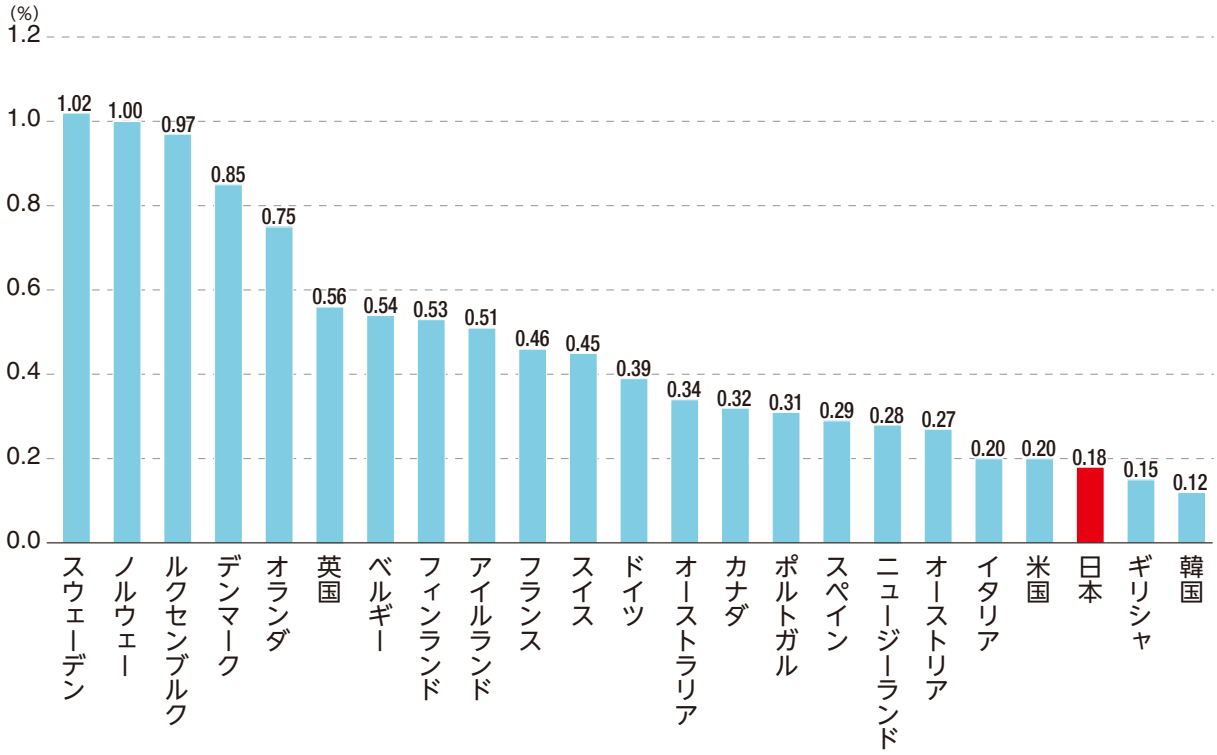

＊1　支出純額ベース
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く

出典：実績はDACプレスリリース

図表 III-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移

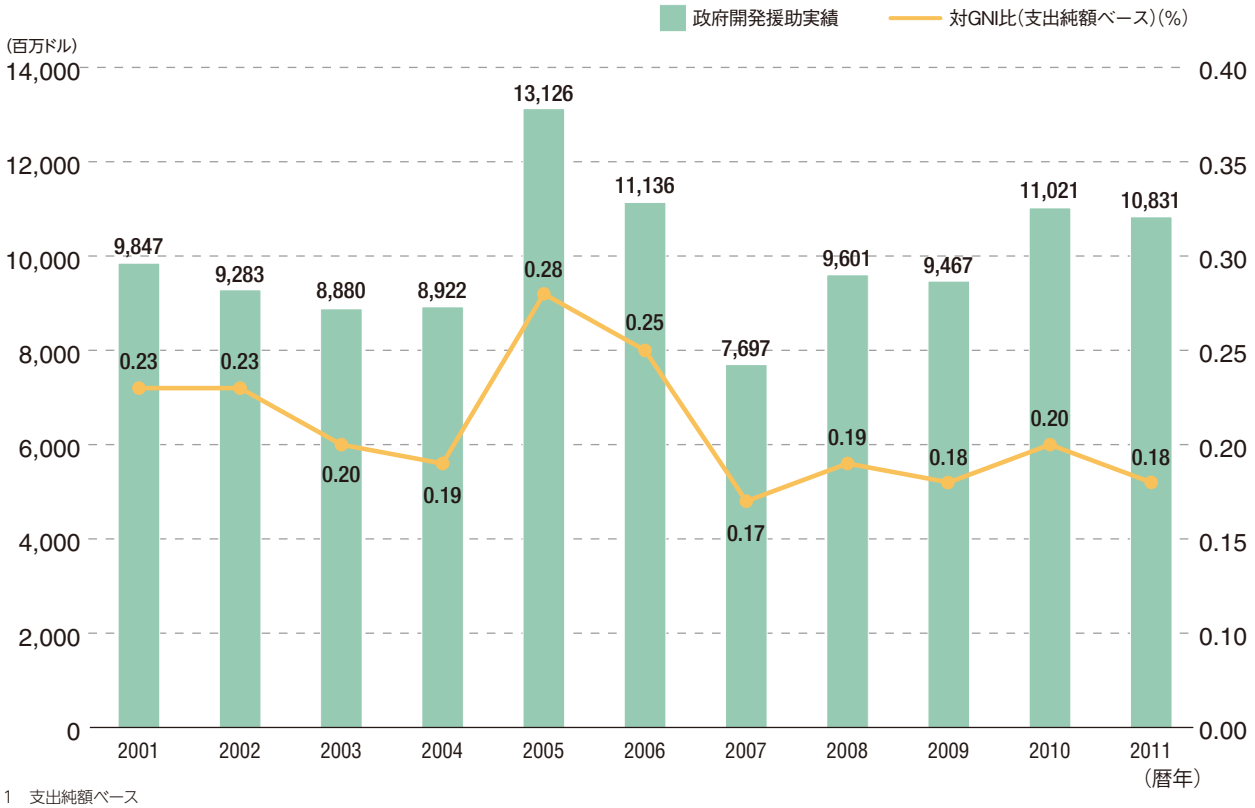

＊1　支出純額ベース
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く

第2章 日本の政府開発援助の具体的取組

本章では、5つの視点(第1節〜第5節)から日本が世界で行っている政府開発援助(ODA)の具体的な取組について紹介していきます。

木の下の集会。ブルキナファソの村々を周りマラリア予防のために蚊帳の使用と修理方法、水周りの管理の大切さなどを伝える啓発活動を行う青年海外協力隊の下川さん(村落開発普及員)(写真:飯塚明夫/JICA)

日本のODA政策は、「政府開発援助(ODA)大綱」に沿って開発途上国それぞれに対する取組を進めています。まず第1節では、日本が開発途上国に対してODAを行っていく上で、基本となるODA大綱やこの大綱に基づく諸政策がどのような内容によって構成されているかを示します。

第2節は、ODA大綱が掲げる「貧困削減への取組」「持続的成長への取組」「地球規模課題への取組」、そして「平和の構築」について、個々の課題をさらに細かい分野に分けながら、日本がそれぞれの分野においてどのような取組を行っているかを紹介します。

一方、世界は地域や国によって経済・社会環境や文化が大きく異なるため、抱えている問題も違います。第3節では、地域ごとに日本が取り組んでいる開発援助についての具体的な事例を挙げます。地域区分は、東アジア、南アジア、中央アジア・コーカサス、中東・北アフリカ、サブサハラ・アフリカ、中南米、大洋州、欧州の8地域です。

日本政府は、ODA大綱の援助理念に基づき、国連憲章の諸原則や、環境と開発の両立、軍事転用の禁止、テロ・大量破壊兵器の拡散防止、民主化促進と基本的人権、自由の保障等の点を踏まえた上で、開発途上国の援助ニーズ、経済や社会の状況、二国間関係などを総合的に判断し、開発援助を行っています。第4節では、日本のODAがどのような点に配慮しながら実施されているかを具体的に説明します。

そして、最後の第5節は、ODAがどのような体制で行われているのか、そしてODAをより効率的・効果的なものにするために進めるべき一連の改革措置を、「援助政策の立案および実施体制」、「国民参加の拡大」、「戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項」の3つに分けて紹介します。

第1節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組

現行の日本のODA政策の理念や原則は、ODA大綱によって定められています。このODA大綱の下に、ODA中期政策、国別援助方針、分野別開発政策、国際協力重点方針、そして事業展開計画が置かれています。本節においては現行の政策的枠組みについて説明していきます。

1. 政府開発援助大綱

現行のODA大綱（2003年8月改訂）は、「I. 理念」、「II. 援助実施の原則」、「III. 援助政策の立案及び実施」、「IV. ODA大綱の実施状況に関する報告」から構成されています。

「I. 理念」では、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」としています。そのために日本は、①良い統治に基づく「開発途上国の自助努力支援」、②個々の人間に着目した支援を実施するための「人間の安全保障」の視点、③社会的弱者の状況（特に女性の地位向上）、貧富の格差や地域格差などを考慮した「公平性の確保」、④日本の経験、技術、人材などを開発途上国の発展に活かす「我が国の経験と知見の活用」、⑤国際機関や他の援助国、NGO、民間を含む様々な開発主体との連携を図る「国際社会における協調と連携」という5つの基本方針を掲げています。これらの目的および基本方針に基づき、①「貧困削減」、②「持続的成長」、③「地球的規模の問題への取組」、④「平和の構築」を重点的に取り組む課題としています。

「II. 援助実施の原則」では、環境と開発の両立やODAの軍事的利用の防止、開発途上国における民主化の促進などに注意を払い、援助を行うこととしています。

「III. 援助政策の立案及び実施」では、政府全体として一体性と一貫性のあるODA政策の立案・実施を行うことで、日本のODAの戦略性や機動性、効率性を高めていくことが重要であるとしています。また、ODAの原資は国民の税金であることから、国民の理解を得ることに努力することを明記しています。

「IV.ODA大綱の実施状況に関する報告」では、援助の実施状況については、毎年ODA白書を通して閣議報告することとしており、ODA実施に関する説明責任を明確にしています。

2. 政府開発援助中期政策

ODA中期政策は、ODA大綱のうち、より具体的に示すべき事項を中心として、日本の考え方やアプローチ、具体的取組について記載しています。2005年2月に改訂された中期政策では、①人間の安全保障の視点、②貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取組および平和の構築といった重点課題、③効率的・効果的な援助の実施に向けた方策を取り上げています。

3. 国別援助方針

国別援助方針は、援助相手国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、その国の開発計画、開発上の課題等を総合的に検討して作成する日本の援助方針であり、5年を目途に改訂していくこととしています。2009年までは、「国別援助計画」として28か国について策定してきましたが、2010年に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」を受け、より簡潔で戦略性の高いものに改編していくよう、①名称を「国別援助計画」から「国別援助方針」へ変更、②原則としてすべてのODA対象国について国別援助方針を策定、③簡

潔でメリハリの利いた内容に改編し、策定の過程を簡素化・合理化、④事業展開計画を国別援助方針の付属文書として統合することとしました。この方針に沿って、2011年度から3年にわたり毎年40か国から50か国程度を対象に、途上国の「現地ODAタスクフォース」*（日本の大使館やJICA現地事務所等で構成）の意見を十分踏まえながら策定しています。

4. 分野別開発政策

分野別開発政策は、国際社会での議論を踏まえつつ、保健、教育、水・衛生、環境といった分野ごとの援助を効果的に実施するために策定しています。つまり、分野別の開発イニシアティブの策定を通じ、分野別開発政策をODA案件の計画・立案などに反映させます。中長期的にも援助相手国にとって望ましい援助となるよう取り組んでいます。ODA大綱やODA中期政策、国別援助方針に加えて「分野別開発政策」を策定することは、日本の援助指針をより明確にし、ODAの取組を分かりやすくしています。

ODA政策の枠組み

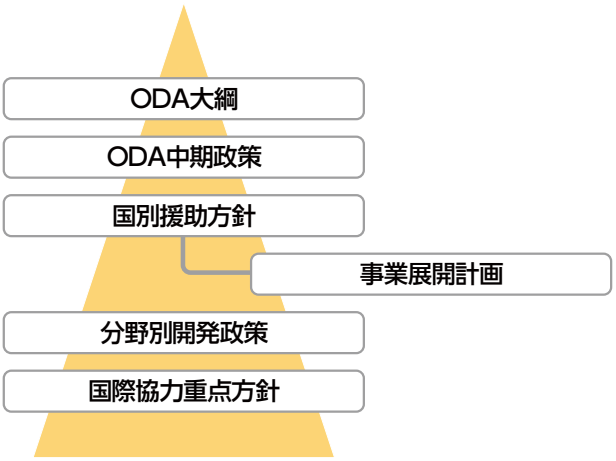

5. 国際協力重点方針

国際協力重点方針は、年度ごとに、日本の外交政策の進展や、新たに発生した政策課題などに素早く対応するために重点事項を明確にし、各年度の事業に反映させることを目的として、2007年度から策定しています。2011年度は、東日本大震災からいち早く復興するため、国際社会とも協力しつつ、官民一体となった「開かれた復興」を実現するためにODAを活用することを最優先課題としました。特に、①途上国支援にかかわる様々な担い手と連携しつつ被災地の復興と防災対応に直接貢献する、②日本再生・復興を支える力強い経済成長に貢献するために途上国支援を活用する、③東日本大震災に際して示された各国からの信頼に応えるため、日本の国際約束を誠実に実現していくための支援等を実施する、の3点に重点を置いて国際協力を実施しました。

6. 事業展開計画

事業展開計画は、原則として、日本のすべてのODA対象国について国別で作成します。実施決定から完了までの段階において、ODA案件を、援助を行う際の重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、複数年にわたって一覧できるようにまとめました。事業展開計画は、様々な援助手法を一体的に活用し、効率的かつ効果的にODAを企画、立案、実施することに加え、複数年度にわたるODAの予見可能性の向上に役立っています。なお、2010年発表の「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」を受け、今後は事業展開計画を国別援助方針の付属文書として統合することにしています。

＊用語解説

現地ODAタスクフォース

2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICA、JETRO（日本貿易振興機構）、JBIC（国際協力銀行）などの現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを実施している。

第2節 課題別の取組

ODA大綱では、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への取組、および平和の構築の４つを重点課題として掲げています。本節では、これらの課題について最近の日本の取組を紹介します。

1. 貧困削減

(1) 教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たします。また個人個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。ところが、世界には学校に通うことのできない子どもが約6,100万人もいます。最低限の識字能力(簡単で短い文章の読み書きができること)を持たない成人も約8億人に上り、その約3分の2は女性です。[注3] このような状況を改善するために、国際社会は「万人のための教育(EFA)」*を実現しようとしており、2012年9月には国連事務総長が教育に関するイニシアティブ「Education First」*を発表し、国際社会に教育普及のための努力を呼びかけています。

＜日本の取組＞

日本は従来から、「国づくり」と「人づくり」を重視して、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。2002年に「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」[注4]を発表し、日本は、①教育を受ける機会の確保、②教育の質の向上、③教育行政・学校運営方法の改善を重点項目に、学校建設などのハードや教員の養成などソフトの両面を組み合わせた支援を行ってきています。

2010年に日本は、2011年からEFAおよびミレニアム開発目標(MDGs)(目標2：初等教育の完全普及の達成、目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上)の達成期限である2015年までの間の新教育協力政策として「日本の教育協力政策 2011-2015」を発表しました。新政策では、①基礎教育の支援、②基礎教育後の支援(初等教育終了後の中等教育、職業訓練、高等教育等)、③紛

ニジェールの農村で小学校の昼休みを利用して文字を学ぶ女性たち（写真：玉井誠子）

注3　(出典) UNESCO「EFAグローバル・モニタリング・レポート2012」
注4　成長のための基礎教育イニシアティブ BEGIN：Basic Education for Growth Initiative

アフガニスタンの識学教室で読み書きと計算を学ぶ男性たち。識学教育を通じて得られる個人の生活と自尊心の向上は社会の発展にもつながる（写真：JICA）

争や災害の影響を受けた脆弱国への支援の3つに力を注ぎ、2011年からの5年間で35億ドルの資金的支援を約束しています。日本は、質の高い教育環境を整えることを目指し、疎外された子どもや脆弱国など支援が届きにくいところにも配慮し、初等教育の修了者が継続して教育を受けられるような支援を行っていきます。この支援によって少なくとも700万人の子どもに質の高い教育環境を提供します。また、この新政策において日本は、基礎教育支援モデルとして、すべての子どもたちに教育の機会を提供することを目指す「スクール・フォー・オール」を提案し、学校・地域コミュニティ・行政が一体となって、①質の高い教育（教師の質）、②学校運営の改善、③貧困層、女子や障害児など就学が困難な状況の子どもたちへの取組、④安全な学習環境（学校施設整備や栄養・衛生面）など様々な面での学習環境の改善に取り組んでいきます。2011年6月に東京で開催したMDGsフォローアップ会合の教育分科会では、教育の質の改善等をテーマとして議論を行い、効果的な取組例をまとめた文書を作成しました。

また、2015年までに初等教育を完全普及することを目指す国際的な枠組みである「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）（旧称：ファスト・トラック・イニシアティブ：FTI）」*に関しては、2008年1月から日本はG8議長国として共同議長および運営委員を務め、2012年は理事を務めるなどGPEの議論および改革への取組に積極的に参加してきています。そして、GPEの関連基金に対して、2007年度から2011年度までに総額約1,090万ドルを拠出しました。

2008年4月、日本は、「万人のための教育（EFA）」の自立と持続可能性に関する国際シンポジウムにおいて、質・量両面における基礎教育のさらなる充実、基礎教育後の多様な教育段階における支援の強化、教育と他分野との連携、内外を通じた全員参加型の取組を重視すべきとのメッセージを発信しました。その具体的な取組として、2008年5月に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）[注5]において、2008年からの5年間でアフリカにおいて1,000校5,500教室の小中学校建設、10万人の理数科教員の能力向上支援、学校運営改善支援の1万校への拡大を表明しました。現在までに、小中学校874校（4,589教室）を建設し、約40万人の理数科教員の能力向上支援を実施し、18,376校で学校運営改善プロジェクトを実施しました（2012年3月時点）。さらに、アジア太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関（UNESCO）[注6]に信託基金を拠出し、コミュ

注5　アフリカ開発会議 TICAD：Tokyo International Conference on African Development
注6　国連教育科学文化機関ユネスコ UNESCO：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

ニティラーニングセンターの運営能力の向上等の事業を実施しています。

また、アフガニスタンでは、約30年間にわたる内戦の影響を受け、非識字人口が約1,100万人（人口の4割程度）と推定されており、アフガニスタン政府は、これに対して2014年までに約360万人へ識字教室を提供することを目標としています。日本は、2008年からUNESCOを通じた総額約33億円の無償資金協力により、国内18県100郡で計約60万人のための識字教育を支援し、アフガニスタンの識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、周辺地域各国との共同研究等を行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関への留学生受入れなど多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

また、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度」*を通じて、日本の現職教員が青年海外協力隊に参加しやすくなるよう努めています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地において教育や社会の発展に尽くし、帰国後は国内の教育現場で現地での経験を活かしています。

理数科教師隊員たちが企画したルワンダのガヒニサイエンスキャンプ
（写真：今村健志朗/JICA）

ホンジュラスで活躍する青年海外協力隊員の算数指導（写真：カルロス・アギラル）

＊用語解説

万人のための教育（EFA：Education for All）
世界中のすべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関（国連教育科学文化機関UNESCO（ユネスコ）、世界銀行、国連開発計画UNDP、国連児童基金UNICEF（ユニセフ）、国連人口基金UNFPA）のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。

Education First
2012年9月に国連事務総長が発表した教育に関するイニシアティブ。基本的権利である教育を社会、政治、開発アジェンダに据え、教育普及に向けた国際的努力を促進するもので、すべての子どもの就学、学習の質の向上、地球市民（一人ひとりがグローバルな課題に主体的に取り組むこと）の強化を優先分野として取り組む。

基礎教育
生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）
EFAダカール行動の枠組みやMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成のため、2002年に世界銀行主導で設立された国際的な支援枠組み（旧称はファスト・トラックイニシアティブ（FTI））。

青年海外協力隊現職教員特別参加制度
文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、日本の学年に合わせて、通常2年3か月のところ、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

ブルキナファソ　学校運営委員会（COGES）支援プロジェクト
技術協力プロジェクト（2009年11月～実施中）

2008年、ブルキナファソでは、学校運営委員会の設置に関する法令を施行し、全国の小学校に委員会設置を進めてきました。全国の小学校に、保護者、地域住民、教員などから選挙によって「学校運営委員会」のメンバーを選出し、委員会を基盤に住民が参加して学校活動計画の策定・実施を行い、学校環境を改善していくことを目標とするものです。しかし、ブルキナファソには、委員会の運営方法や行政・住民の役割について、十分な知識や経験がありませんでした。

日本は、ブルキナファソの隣国ニジェールにて、2004年から学校運営委員会の機能向上等を目的とした「みんなの学校」プロジェクトを実施してきました。この経験を活かし、ブルキナファソにおいても、2009年から2013年までの計画で学校運営委員会支援プロジェクトを実施しています。

これまでに3州、約1,500校を対象に活動を行い、地域社会から資金や労働力が提供され、教室、井戸、トイレなどの学校施設の整備、補習授業実施といった教育の質の改善、学校給食の提供などの学習環境の改善などの成果が出ました。その有効性が認められた結果、日本による支援プロジェクトをブルキナファソ自身の取組により、全国約12,000校の小学校に展開していくことが、同国教育省により決定されました。

（2012年12月時点）

学校運営委員会の住民参加型の集会（写真：JICA）

パキスタン　パンジャブ州技術短期大学強化計画
無償資金協力（2011年7月～実施中）

パキスタンでは、安定した経済成長のため、製造業、建設業を中心とする産業の振興に取り組んでいますが、14歳から19歳の技術教育・職業訓練校への就学率は1.5%と、アジア諸国の6～20%と比較して極めて低い状況です。また教育内容が不十分で、施設・機材も老朽化しているため、産業界の要請に応じた技術者の育成が進んでいません。こうした状況の中、パキスタン政府は技術教育・職業訓練分野の再構築を重要課題とし、各州が「特定分野における先進的モデル校」の設置を掲げ、改善に取り組んでいます。

カラチ市に次ぐパキスタン第二の工業都市であるパンジャブ州ラホール市にあるレイルウェイ・ロード技術短期大学は、同州のモデル校として位置付けられています。同大学では2008年より日本の技術協力プロジェクト「技術教育改善プロジェクト」によりカリキュラムの改訂、教員訓練、産業界との連携強化を図り、教育・訓練能力の強化を支援しています。しかしながら改訂したカリキュラムに対応した実習用機材の不足、教室数の不足などの課題を抱えており、この無償資金協力のプロジェクトによって、建築学科施設の建設、建築学科および機械学科で使用する実習用機材の近代化を支援していきます。これにより質の高い教育・訓練を毎年約500名の学生に対して提供することが可能となり、産業界の要望に合った高い技能を持った人材が増えるとともに、若年層の雇用促進を通じた社会・治安状況の安定が期待されます。（2012年12月時点）

コンクリート破壊の実習を行う建築学科の学生（写真：JICA）

(2) 保健医療・福祉、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。また、予防接種制度や衛生環境などが整備されていないため、感染症や栄養不良、下痢などにより、年間690万人以上の５歳未満の子どもが命を落としています。[注7]さらに、助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間28万人以上の妊産婦が命を落としています。[注8]

その一方で、世界の人口は増加の一途をたどっており、「世界人口推計2010年度版」では、2011年10月31日には70億人を突破し、2050年には93億人に達するとの推計が示されました。一般的に人口増加率は開発途上国の中でも貧しい国ほど高く、一層の貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などにつながります。

このような問題を解決する観点からも、人口問題に大きな影響を与え得る母子保健、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）やHIV/エイズへの対策が急務となっています。

また、人口増加とともに、人口の高齢化や慢性的な健康不良状態の増加により、10億人以上の人々が何らかの障害を抱えて生活していると推定されています。[注9]その多くが開発途上地域に暮らしているといわれており、教育、雇用など経済・社会的機会から疎外され、さらに貧困率が高くなっています。障害者の社会参加、自立のためには貧困削減が重要です。

＜日本の取組＞

●保健医療

日本は従来、人間の安全保障に結びつく地球規模課題として保健医療分野での取組を重視し、保健システム*の強化などに関する国際社会の議論をリードしてきました。具体的には、2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げ、これがきっかけとなって2002年には「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）」が設立されました。

2005年にはミレニアム開発目標（MDGs）の保健関連の目標（目標４：乳幼児死亡率の削減、目標５：妊産婦の健康の改善、目標６：HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延（まんえん）の防止）の達成に貢献することを目指した「『保健と開発』に関するイニシアティブ」を打ち出しました。そして、2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、保健システムを強化することの重要性を訴え、G8としての合意をまとめた「国際保健に関する洞爺湖行動指針」を発表しました。また、2010年６月のG8ムスコカ・サミット（カナダ）では、MDGsの中でも達成が遅れている母子保健に対する支援を強化するムスコカ・イニシアティブの下、日本は母子保健分野で2011年から５年間で最大500億円規模、約５億ドル相当（2010年６月時点）の支援を追加的に行うことを発表しました。

セネガルの農村で子どもの身体を洗う母親（写真：玉井誠子）

注7　（出典）UNICEF, WHO, the World Bank and the UN “Levels and Trends in Child Mortality - Report 2012
注8　（出典）WHO, UNICEF, UNFPA, and the World Bank “Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2010”
注9　（出典）WHO “WORLD REPORT ON DISABILITY”　http://www.who.int/disabilities/world_report/2011/en/index.html

さらに、2010年9月のMDGs国連首脳会合では、日本は「国際保健政策2011-2015」を発表し、保健関連のMDGs達成に貢献するために、2011年から5年間で50億ドル（世界基金への当面最大8億ドルの拠出を含む）の支援を行うことを表明しました。新たな国際保健政策では、①母子保健、②三大感染症*（HIV/エイズ・結核・マラリア）、③新型インフルエンザやポリオを含む公衆衛生上の緊急事態への対応を3本柱としています。特にMDGsの達成が遅れている母子保健分野については、EMBRACEモデル*に基づいた支援を目指しています。日本はこの新政策の下で、これまでガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において、効率的支援を実施していくための戦略を策定してきました。その戦略は、国際機関などほかの開発パートナーとの間で相互に補完する連携を促進し、開発途上国が保健関連MDGsを達成していくための課題解決に照準を合わせたものです。また、支援の実施国において、国際機関などほかの開発パートナーと共に、43万人の妊産婦と、1,130万人の乳幼児の命を救うことを目指します。特に三大感染症対策については、世界基金に対する資金的な貢献と日本の二国間支援とを補う形で強化することで、効果的な支援を行い、ほかの開発パートナーと共に、エイズ死亡者を47万人、結核死亡者を99万人、マラリア死亡者を330万人削減することを目標に取り組んでいます。2010年のMDGs国連首脳会合に続く会合として2011年6月に開催されたMDGsフォローアップ会合では、保健分科会で保健関連MDGsおよび2015年以降の開発目標（ポストMDGs）も見据えた政策（保健システム、糖尿病・がんなどの非感染性疾患）について議論をし、成果をまとめた文書を発表しました。

カンボジアの国立母子保健センターにおける妊産婦への健康教育の様子（写真：高橋智史/JICA）

＊用語解説

保健システム
行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのこと。

三大感染症
HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者数は毎年約350万人に及ぶ。これらの感染症の蔓延（まんえん）は、社会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因ともなるため、人間の安全保障の深刻な脅威であり、国際社会が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる。

EMBRACEモデル
（Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care）
妊産婦に対し、産前から産後まで切れ目のない手当てを確保するための支援。妊産婦の定期検診、機材と人材の整った病院での新生児の手当て、病院へのアクセス改善、ワクチン接種などが行われるよう国際社会と協力して支援を行う。

バングラデシュ

（1）母性保護サービス強化プロジェクト
技術協力プロジェクト（2006年７月～2011年６月／2011年７月～実施中）
（2）母子保健改善計画　フェーズ１　有償資金協力（2012年１月～実施中）

バングラデシュでは、妊産婦健診受診率が低い、妊娠時の危険兆候発生時に適切な対応が行われない、助産技術を持った介助者による出産が少ないなどの理由により、妊産婦死亡率が高い状況にあります。このため、日本は2006年から「母性保護サービス強化プロジェクト」を通じて、青年海外協力隊とも連携し、妊産婦および新生児の健康改善に取り組んでいます。住民の組織化による妊産婦支援の体制づくり、地域の保健医療施設やサービスの改善を支援するとともに、地域のニーズを踏まえた行政が行われるよう、地方自治体を支援しています。支援対象県から名前をとったノルシンディ・モデル※により、コミュニティ・医療施設・行政との連携体制が構築され、妊産婦と新生児が効果的に守られるようになり、対象県では妊産婦健診受診、公的施設での出産、緊急産科ケアの利用率が大幅に増加しました。

こうした取組はバングラデシュ政府からも高く評価され、2011年から開始した政府の新たな5か年の保健医療分野の計画（保健・人口・栄養セクター開発プログラム）にも取り入れられました。バングラデシュの全土において母子保健の状況を改善することを目的として、自治体や医療機関の関係者への研修や、病院・診療所等の施設・機材の整備などに必要な資金を円借款の形で提供し、バングラデシュ政府の全国的な取組を支援しています。（2012年12月時点）

※ ノルシンディ・モデル：①出産、緊急時に備えた、コミュニティにおける住民の組織化による妊産婦支援体制の確立、②公的医療機関におけるサービスの質の改善、③コミュニティのニーズと医療機関によるサービスを地方行政が調整する体制の構築を行うもの

緊急産科ケアのサービスが提供できるよう病院スタッフへの研修も行われている（写真：JICA）

パレスチナ

母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ２
技術協力プロジェクト（2008年11月～2012年11月）

パレスチナ自治区では、1993年9月のオスロ合意に基づき、暫定自治が始まりましたが、現在でもイスラエルによる経済封鎖、入植地の拡大、分離壁や検問所、外出禁止令などの占領政策により移動が制限されていて、人々の生活に大きな影響を与えています。特に、母子保健分野においては、パレスチナ自治政府保健庁の運営する診療所・病院に加えて、暫定自治以前から活動している国連機関やNGOが運営する診療所があり、移動制限や経済的な事情などから、妊婦健診や出産、産後ケア、子どもの予防接種に至るまで、その都度の状況によって、多くの女性が複数の医療機関で受診しています。

こうしたパレスチナ特有の状況を改善する一つの手段として、日本は日本生まれの母子健康手帳をパレスチナ自治区で普及させることに2005年から着手し、それを用いる現地の医師や看護師などの能力を強化するための支援をあわせて行っています。保健庁、国連機関、NGOとの協働により、2008年からはヨルダン川西岸地域で、また、2009年からはガザ地域で母子健康手帳の本格的な配布が開始されました。2010年時点で既にヨルダン川西岸地域においては9割、治安上の理由で日本の専門家が直接活動できなかったガザ地域でも6割以上の女性が手帳を受け取っており、また、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA※）を通じて、ヨルダンやシリア在住のパレスチナ難民の母子にもその活用が広まっています。妊娠・出産や産後の健康状態、通院履歴や子どもの成長の記録が記されている母子健康手帳を持っていれば、域内のどの診療所でも適切な診療が得られます。また、両親やその家族が手帳から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることから、利用者の高い評価を受けています。

※ UNRWA：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

ベドウィン（遊牧民）世帯への家庭訪問による啓発活動（写真：JICA）

援助の現場から 4

保健ボランティアの育成を支援し、母子健診を実現

～東ティモールで活動するNGOシェア～

保健ボランティアから活動の様子を聞く吉森さん
(写真：吉森悠)

インドネシアに隣接する東ティモールは、2002年に独立を果たしました。しかし、独立に向けた戦闘により道路や橋などのインフラは破壊され、保健医療施設も大きな被害を受けたため、多くの人々が医療サービスを受けられない状態が続いてきました。東ティモールでは2010年の時点で5歳未満児の死亡率は出生1000人当たり55人、2008年の時点で妊産婦の死亡率は出生数10万人当たり370人に上ります。

同国では今、国内の医療従事者が極端に不足しています。1999年の騒乱前には医師の数は135人でしたが、紛争により東ティモールを離れる医師が相次ぎ、国内に医師が13人しかいない時期もありました。極端な医師不足という非常に限られた条件の下で保健サービスを充実させていくために、保健省は2005年に、「保健ボランティア制度」を導入し、保健ボランティアが母子健診の要素を含む母子保健についての教育を行えるようにしました。村落ごとに住民の代表者を研修し、妊産婦や母子の健診を自主的に実施できる体制づくりを始めたのです。

独立以前の1999年から東ティモールで医療支援活動をしてきた日本のNGOにシェア（国際保健協力市民の会）があります。保健医療を専門とするシェアでは、同国の保健システムの改善を支援してきました。2007年からは、JICAの草の根技術協力事業として「アイレウ県における保健スタッフ主体のFHP※1養成プログラム」を実施しています。

吉森悠（よしもりゆう）さんは、管理栄養士としての実績を積みながら、母子の栄養改善など自らの知識と経験を活かして国際支援の現場で働くことを目指し努力を積み重ねてきました。その結果、2009年11月から2012年1月まで現地でシェアのプロジェクトマネージャーを務めることになったのです。「保健ボランティアを育成する立場の県の保健職員は研修をうまくできずにいました。職員の能力を高め、結果として県内全域に保健サービスを広げていくのが私たちの任務でした。村落で直接サービスを行う国際NGOもありますが、シェアではこの国自身が設けた保健ボランティア制度を機能させることこそ、人々の健康を効果的に改善するものだと考えました。」

妊娠4か月の女性を戸別訪問し、健診を促す助産師と保健ボランティア
(写真：吉森悠)

アイレウ県は東ティモール13県の中でも内陸部の山の多い地域で、村落の住民の力を借りなければ山間部の僻地に保健サービスを広げていくことは不可能です。吉森さんとシェアの6人の現地スタッフは、県職員に根気強く声をかけ、保健ボランティア研修の準備を共に行っていきました。年間計画やテキストづくり、ボランティアの研修など保健職員の業務を支援していく中で、吉森さんが心がけたのは「振り返り」を促すことです。業務の質を向上させるために、実施の結果を確認するよう働きかけていったのです。業務を習慣化し、成果が出ると、職員たちも自発的に企画・提案をするようになりました。「東ティモールの人々は自分たちの国を良くしていきたい、という意識がとても高い。ですから、職員たちの夢を理解し、共有することを目指しました。」

成果は村落の住民の姿勢に大きく表れました。以前は「私たちには関係ない」という態度をとってきた人々は、プログラムが浸透するにつれて、村で会議を行い、健診をどうするべきかを話し合うようになりました。地道な積み重ねは保健省にも認められました。13ある県の中でもアイレウ県の成果が高いとして、全国会議で同県の保健職員が発表を行うよう指名されたのです。

200人の保健ボランティアが育ったアイレウ県では定期的な健診も実施され、受診率も大幅に上がりました。しかし、未だに5歳未満の子どもたちの半数は低栄養・低体重の状態にあり、保健教育の充実など課題は山積しています。吉森さんは職員と村人の協力こそが状況改善の鍵だと語ります。「保健職員はエリート意識が強く、どこか『村人には教えても分からない』と考えがちです。でも、それは違う。村人には知恵があり、行動力もあります。職員が村人に目を向け、僻地の生活を知るようになっていけば、村人と力を合わせて予防可能な病気で亡くなる人が減っていくでしょう。」

※1　FHP：Family Health Promoter。保健ボランティアの略。

●障害者支援

日本はODA大綱において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などをODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

また、開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海外協力隊の派遣などの幅広い技術協力も行っているところです。

ブルキナファソでろうあ者の女性たちに手話を交えながら裁縫技術を教える青年海外協力隊員（写真：飯塚明夫/JICA）

セルビアにて、車椅子対応型車両の前で、引渡式が行われた（写真：片倉葉子/在セルビア日本大使館）

コロンビア　地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト
技術協力プロジェクト（2008年８月～2012年８月）

コロンビアでは、40年にわたる非合法武装ゲリラと政府軍との国内紛争によって、多くの地雷が埋められており、民間人の地雷被災も多く発生しています。被害の多くは農村部貧困地域で発生するため、被災者の医療施設への交通の便が悪く、感染により損傷が拡大すること、また、病院においては総合的リハビリテーションの質が決して高くないなどの問題があります。

このプロジェクトは、地雷被災者が国内でも多いアンティオキア県とバジェ県の計4つの医療施設において、リハビリテーションに従事する専門家の能力強化を支援するとともに、地雷被災直後の感染症などの二次障害を予防するため、医療施設で診察を受ける前の応急手当てのレベル改善や、障害者の社会参加を促進するための取組を行いました。その結果、被災した際の応急措置、救援ルート、医療施設での治療、その後の社会生活への復帰までの一貫したリハビリテーションの質が改善しました。また、障害者の社会復帰・社会参加に向けた権利が広く知られるようになったことで、障害者自身の意識の向上だけでなく、地域コミュニティ全体の障害者に対する意識も大きく変化しました。

日本人専門家が大学病院でのリハビリの様子を視察（写真：JICA）

(3) 水と衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2010年に世界で約7億8,000万人、下水道などの基本的な衛生施設を利用できない人口は途上国人口の約半分に当たる約25億人に上ります。[注10] 安全な水と基本的な衛生施設が不足しているため下痢を引き起こし、年間150万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。[注11]

＜日本の取組＞

2006年に開かれた第4回世界水フォーラムで日本は「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)」[注12]を発表しました。日本は、水と衛生分野での援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保(衛生施設の整備)、③食料増産などのために水を利用できるようにする支援(農業用水など)、④水質汚濁を防止(排水規制)・生態系の保全(緑化や森林保全)、⑤水に関連する災害の被害を軽減(予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化)など、ソフト・ハード両面で全体的な支援を実施しています。

2008年の第4回アフリカ開発会議(TICAD(ティカッド) IV)では、①650万人に対する安全な飲料水の提供を目標に給水施設や衛生施設の整備、②5,000人の水資源管理に関する人材育成などの支援策、③「水の防衛隊(W-SAT)」*の派遣を表明しました。その結果、①2012年3月末までに、水と衛生分野において約985万人が受益する有償・無償資金協力が合意されました。②2010年末までに13,064人に対する人材育成が実施されました。③2012年上半期までに142名の水の防衛隊が派遣されました。

さらに、2010年12月には国連総会において国際衛生年(2008年)フォローアップ決議案の採択を日本が中心となって進め、MDGs達成期限となる2015年に向けて「持続可能な衛生の5年」を実現するために地球規模での取組を支援しています。

現地の技術者に給水施設の運営維持管理の指導をする日本人専門家
(写真：クリスティーン・ルワンプング/JICAルワンダ事務所)

ムワンザ州における給水施設から水を汲んで運ぶ子どもたち
(写真：山本哲也)

＊用語解説

水の防衛隊(W-SAT：The Water Security Action Team)

アフリカ諸国に青年海外協力隊やシニア海外ボランティアを含む日本の技術者を派遣して、安全な水を安定的に利用できるように技術指導を行う。安全な水の確保と給水施設の維持管理、水利用に関する衛生環境の改善などの幅広い活動を展開。2008年のTICAD IVで打ち出された計画で、2013年までの5年間で約200人の日本人を派遣する。

注10　(出典) WHO/UNICEF "Progress on Sanitation and Drinking-Water: 2012 Update"
注11　(出典) UNICEF "Progress for Children: A Report Card on Water and Sanitation" (2006)
注12　水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ WASABI：Water and Sanitation Broad Partnership Initiative

ケニア　ソマリア難民キャンプホストコミュニティの水･衛生改善プロジェクト
技術協力プロジェクト（2010年11月～2012年10月）

ケニアの北東州、ソマリアとの国境近くに位置するダダーブ難民キャンプでは、本来収容人数9万人と計画されていたところに、現在約45万人のソマリア難民が収容され、流入する難民の増加によってキャンプはさらに拡大し続けています。これに伴い、キャンプ周辺に居住する現地のケニア人ホストコミュニティは環境や治安の悪化などの負の影響を受けています。また、年間雨量300mm以下の半乾燥地という厳しい自然環境の中で、行政サービスが行き届いていないケニア人のホストコミュニティ住民と、医療や教育等の援助を受けているキャンプ内のソマリア難民との間で、生活環境の格差が問題となっています。

このような問題を解決するため、日本はケニア人のホストコミュニティが最も必要としている給水分野を支援することにしました。このプロジェクトにおいて11のホストコミュニティで、深井戸給水施設建設、溜め池建設、給水車の調達、給水施設の維持管理および衛生向上のための研修を行っています。これにより、ホストコミュニティ住民約28,400人への給水量および衛生環境が向上し、拡大する難民キャンプとホストコミュニティとの関係が円滑化されることが期待されます。

水汲みの順番を待つ人たち（写真：JICA）

カンボジア　上下水道インフラ整備プログラムにおける上水道整備支援

カンボジアの上水道施設は、1990年代初頭まで続いた内戦により破壊され、維持管理も行われていない状況にありました。日本は内戦終了後の1993年、まずカンボジアの首都で「プノンペン市上水道整備計画」の策定を支援し、その後も、無償資金協力による施設整備や水道事業人材育成プロジェクト等を行いました。また、各援助国・機関も、日本が策定した計画に基づいてプノンペン市の上水道施設の整備を行った結果、現在、プノンペン水道公社は給水普及率の向上、24時間給水の実現、黒字化などを達成し、アジアにおける最良の水道事業体の一つとなっています。

さらに日本は、プノンペン水道公社の成功事例を地方都市の公営水道事業体へ展開する方針の下、無償資金協力によるシェムリアップ市の浄水場の整備や、主要8都市の公営水道事業体に対する技術協力プロジェクトを行い、施設整備と職員の技術的能力の向上という一体的な支援を行いました。こうした協力の結果、高いレベルで安定した上水道施設の運転が行えるようになっています。

また、これらの長年の協力の蓄積は、同分野における日本への信頼や人的ネットワークの構築にもつながっており、2011年には、日本の厚生労働省とカンボジア鉱工業エネルギー省の間で、水の安全供給を促進するための協力に関する覚書が締結されました。今後も日本の官民で連携し、カンボジアの衛生状態の改善に寄与するとともに、日本の水道産業の海外展開にもつながる協力を行っていきます。

上水道施設の維持管理をプノンペン水道公社の職員に指導する日本人専門家
（写真：北九州市上下水道局）

援助の現場から 5

島から島へ技術を伝え、きれいな水を届けたい

～宮古島市がサモアの水道公社を支援～

二人三脚でプロジェクト進める上地さんと梶原さん（左から）（写真：宮古島市）

南太平洋の島国サモアでは、断水が頻発し、雨季になると水道の水が濁るなど上水道に様々な問題を抱えていました。宮古島市水道局（旧・宮古島上水道企業団）は、JICAを通じてサモアへの支援を行ってきましたが、そのきっかけは2000年にありました。

当時、宮古島上水道企業団は信州大学の中本信忠（なかもとのぶただ）名誉教授の指導によって、藻類を中心とした微生物の働きによって水を浄化する生物浄化法の技術を向上させていました。薬品を使わないこの方法を使えば、低コストで水道水を供給できます。同上水道企業団は、この生物浄化法を技術移転することで国際貢献したいとJICAに提案したのです。

2006～2008年度の草の根技術協力事業では、サモアを含むアジアや大洋州の国々の水道技術者を宮古島に招いて研修を行い、2010～2012年度には、対象をサモアに絞りました。サモアは熱帯海洋性気候で生物活性が高く生物浄化法に適していたこと、既に生物浄化法による浄水施設が建設されていたこと、現地の水道公社が浄水場の運営技術の向上を望んでいたことがその理由です。2010年4月、JICAの草の根技術協力「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」が始まりました。

2006年当初からかかわっている上地昭人（うえちあきと）さんは、25年の経験を持つ水道事業の専門家です。上地さんは現地でサモア水道公社職員と話すうちにあることに気づきます。「乾季になると水量が足りなくなるので、水源開発に協力してほしいという。しかし、よくよく聞いてみると、浄水場から送水される水の6割が漏水で失われていました。漏水さえ改善すれば、その地域に供給すべき十分な水量は確保できるのです。」

当時、サモアの中心市街地アピアでは道路などで水が溢れている光景がよく見られました。日本では水道管から漏水すればすぐに修理が行われますが、アピアでは放置されることもしばしばでした。上地さんは現場担当者の漏水探知技術向上に力を入れ、簡単な漏水であればその場ですぐに修理するよう指導しました。その結果、地上での漏水は激減しました。「水道は、水源地から蛇口までを一体のものとして経営する総合力が必要です。そのため、研修にはたくさんの内容を詰め込みたい衝動にかられますが、相手国のニーズと国民性に合わせて技術指導を行うことが大切です。内容も室内での座学のみではなく、屋外実習を中心にしました。援助は押しつけではいけないですね。」

アラオア浄水場で水道管を流れる水量の計測機器の設置状況を確認（写真：JICA）

サモアでの協力が始まった2010年、上地さんは宮古島の企画政策部にいた梶原健次（かじわらけんじ）さんをプロジェクトの調整役として起用しました。梶原さんは水道技術者ではありませんが、上地さんが示した技術指導の方針を具体的にまとめて、サモアとの調整を行うのに適任でした。以来、サモアへの技術協力は、技術職の上地さんと調整役の梶原さんの二人三脚で行ってきました。ただ、参加し始めたころの梶原さんは、市民サービスを本旨とするはずの宮古島市が国際協力をする意義が分からなかったといいます。「でも実際に関わっていく中で、逆に、自分たち宮古島の現在の課題と将来の展望が見えてきたのです。国際協力を通して私を含めた市職員の資質が向上し、知見も広がり、それが市民サービスに還元できると確信するようになりました。」

サモアでは、多くの国の支援によって水道が整備されてきたため、規格の異なる資材を無理やりつないだ水道管が漏水の大きな原因となっています。またサモアと支援国とでは自然環境・社会環境が異なるため、導入された技術が必ずしもサモアに適しているとは限りません。梶原さんは、上地さんと異口同音に地域に根ざした自立の大切さを語ります。「サモアの人々が自分たちの地域にとって何が最適な技術や手法であるかを自分たち自身で判断できるようになってもらいたいですね。そして自立した水道事業を維持・運営してほしい。環境の変化による水源の枯渇や汚染のリスクは決して低くありません。子々孫々まで、サモアの人々がサモアに住み続けるために、自立した水道事業の確立は不可欠だと思います。」

水資源が限られた島嶼地域・沖縄が歩んできた水道の歴史は、サモアをはじめとする太平洋の国々の自立にきっと役立ち、その支援を通じて沖縄が学ぶこともあると上地さん、梶原さんは信じ、支援活動を続けています。

(4) 農業

世界の栄養不足人口は依然として高い水準にとどまると見込まれており、穀物価格が再び上昇する傾向も見受けられます。このような中、ミレニアム開発目標(MDGs)の一つである「極度の貧困と飢餓の撲滅」(目標1)を達成するためには、農業開発への取組は差し迫った課題です。また、開発途上国の貧困層は、４人に３人が農村地域に住んでいます。その大部分は生計を農業に依存していることからも、農業・農村開発の取組は重要であり、経済成長を通じた貧困削減および持続的な開発を実現するための取組が求められています。

＜日本の取組＞

日本はODA大綱において、貧困削減のため農業分野における協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行うとともに、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、開発途上国における農業生産の増大および農業生産性の向上に向けた取組を中心に支援を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境に応じた技術開発や技術などを普及させる能力の強化、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、灌漑(かんがい)施設や農道といったインフラ(農業基盤)の整備等を実施しています。また、アフリカにおけるネリカ稲*の研究、生産技術の普及のための支援や小農の生計向上を図るための市場志向型アプローチの導入支援も行っています。特に、収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)*の削減や域内貿易および流通の促進といった観点から、流通段階における輸送や貯蔵、積出港の整備などの支援を重視しています。さらに、国連食糧農業機関(FAO)[注13]、国際農業開発基金(IFAD)[注14]、国際農業研究協議グループ(CGIAR)[注15]、国連世界食糧計画(WFP)[注16]などの国際機関を通じた農業支援も行っています。

日本は2008年に開かれた第４回アフリカ開発会議(TICAD(ティカッド) IV)のサイドイベントにおいて、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を、当時の1,400万トンから10年間で2,800万トンに倍増することを目標とするアフリカ稲作振興のための共同体(CARD)*イニシアティブを発表しました。現在、アフリカのコメ生産国や国際機関等と協働して、サブサハラ・アフリカの23か国を対象に、国別の稲作振興戦略の作成支援や、その戦略に基づくプロジェクトを実施しています。

また、2009年７月のG8ラクイラ・サミット(イタリア)の際の食料安全保障に関する拡大会合で、日本は2010年から2012年の３年間にインフラを含む農業

スリランカに普及していない田植えのデモンストレーションを行うシニアボランティア（写真：古川博司/JICAスリランカ事務所）

注13　国連食糧農業機関 FAO：Food and Agriculture Organization
注14　国際農業開発基金 IFAD：International Fund for Agricultural Development
注15　国際農業研究協議グループ CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research
注16　国連世界食糧計画 WFP：World Food Programme

関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明し、既にこの支援額を達成しました。加えて、途上国への農業投資が過熱し国際的な問題となったことから、同サミットで日本は「責任ある農業投資(RAI)」*を提唱し、以後、世界における議論を主導しています。さらに、2012年5月のG8キャンプ・デービッド・サミット(米国)において、「G8食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」*が立ち上げられました。日本はアフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、またアフリカの経済成長に重要な役割を果たす産業として農業を重視しており、ニュー・アライアンスの取組に積極的に貢献しています。

2012年のG20ロスカボス・サミット(メキシコ)において、日本は農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム(AMIS)」*支援などの取組を紹介しました。

手押し除草機を試すルワンダの生産者組合の農家（写真：今村健志朗/JICA）

＊用語解説

ネリカ稲

ネリカ(NERICA:New Rice for Africa)とは、1994年にアフリカ稲センター(Africa Rice Center　旧WARDA)が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥(干ばつ)に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的(食用等)を果たせないまま破棄等をすること。

アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD:Coalition for African Rice Development)

稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。2008年に開催されたTICAD IVにて、CARDイニシアティブを発表。コメ生産量の倍増に関連して、日本は農業指導員5万人の育成を行う計画。

責任ある農業投資 (RAI:Responsible Agricultural Investment)

国際食料価格の高騰を受け、途上国への大規模な農業投資(外国資本によるの農地取得)が問題となる中、日本がラクイラ・サミットにて提案したイニシアティブ。農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを目指す。

G8食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス

G8、アフリカ諸国、民間セクターが連携して、持続可能で包摂的な農業成長を達成し、サブサハラ・アフリカにおいて今後10年間に5,000万人を貧困から救い出すことを目的として立ち上げられたイニシアティブ。

農業市場情報システム (AMIS:Agricultural Market Information System)

2011年G20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報(生産量や価格等)を共有する。また、異常な市場状況に対応するための枠組み(迅速対応フォーラム)も持つ。日本はAMISで使用するASEAN(アセアン)諸国の農業統計情報の精度向上を支援している。

ケニア　小規模園芸農民組織強化･振興ユニットプロジェクト（SHEP UP※）
技術協力プロジェクト（2010年３月～実施中）

ケニア経済にとって農業は、国内総生産の24%、雇用の80%を創出する重要な産業です。市場向け農業生産の75%以上を担う、小規模農家が農業で「稼ぐ」ことが、活気ある産業としての農業振興のために重要です。それがケニア全体の発展にもつながります。

このような背景の下、ケニア農業の中でも特に成長の著しい園芸作物の分野で、日本は2006年より技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画（SHEP）」を実施しました。SHEPでは、小規模農家の収益向上のために農民の組織化、作物栽培指導による生産性向上から、生産物を適正価格で販売するためのマーケティングまで、一連のサイクルを支援しました。

特に、マーケティングにおいては、市場志向型アプローチを採用し、農家自身が市場を調べて栽培作物を決めることにより、「作ってから売る（Grow and Sell）」から「売るために作る（Grow to Sell）」農業を実践しました。また、土のうを使った農村道整備やボカシ肥料など、技術的･経済的に農家が適用しやすい技術を導入し、農民に自分たちで問題を解決できるという自信を持たせることができました。さらに、ジェンダー主流化の取組として、農業経営における男女（夫婦）相互の役割理解の促進と女性の研修参加によって、「一人の経営者（夫）と一人の労働者（妻）」から「経営パートナー」になり、農家経営が効率的に行われるようになりました。以上の取組の結果、対象農家グループは、平均して2倍以上の所得の向上を実現しました。

農家の意識変革を促進し、所得の向上という具体的な成果を残したSHEPアプローチは、ケニア政府に高く評価されました。そして、SHEPアプローチを全国に展開するために、ケニア政府は農業省内に専門部署を設置しました。2010年から始まったSHEP UPでは、その専門部署がSHEPアプローチの普及を効率的に進めるための支援をしています。日本はこのプロジェクトを通じて、ケニア全土において、小規模農家が「稼げる」園芸振興を推進しています。（2012年12月時点）

農家自身が市場を意識した作物を栽培するために市場調査を実施
（写真：JICA）

※ SHEP UP：Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit Project

援助の現場から 6

炭と酢と堆肥を使って、フィリピンの土を元気に！

～土壌に配慮した安全野菜の生産・流通～

農家の人に堆肥作りを実地で指導する横森さん
（写真：JAEC）

フィリピンのルソン島北西部、ベンゲット州には高原地帯が広がっています。このエリアでは、涼しい気候を利用して、野菜の栽培が盛んに行われてきました。しかし、農薬や化学肥料の使用、絶え間ない連作と土づくりをしてこなかったことで農地の土壌は疲弊しています。結果として、生産性が低下するとともに、残留農薬の問題も生じるようになりました。この現状を改善し、農家の生計を向上させるために立ち上がったのは、公益社団法人国際農業者交流協会（JAEC）でした。JAECは農業の担い手のための実務研修事業を通じて日本と開発途上国の双方の農業レベルの向上を目指している団体です。JICAの協力のもと、2007年、ベンゲット州での農業分野での支援がスタート。以後、プロジェクトは継続し、2012年には「土壌・資源保全に配慮した野菜安全生産・流通プロジェクト」を開始しました。

JAECの主任指導員に横森正樹（よこもりまさき）さんがいます。横森さんは長野県で30年間にわたり農業を営んできました。横森さんには信念があります。「私自身、農業を続けていく上で、数多くの方々に助けていただきました。直接恩返しができないので、フィリピンへの協力がその恩返しです。将来の食料生産を担う農業青年たちを育てていきたい。」

プロジェクトでは、農薬や化学肥料をできるだけ使わない農業技術を普及していくとともに、生産された減農薬野菜を流通・販売するシステムづくりを行ってきました。農薬の代わりに横森さんが活用するのは炭と木酢液です。これらは、微生物の働きを活性化して土壌を改良したり、病害虫を防いだりすることに有効です。

ベンゲット州で技術指導を始めた横森さんは現地の農家向けの講習会を開催しましたが大きな壁にぶつかりました。

大型ポリバケツの底を抜いて作ったコンポスト容器（写真：JAEC）

「私自身がベンゲット州の気候や土壌条件、農民の考え方などが分かっていませんでした。それに、農民に対していくら言葉で説明してもなかなか伝わらなかったのです。」

横森さんは実践することにしました。自ら実験農園を作り、地元の農家と一緒に作物を栽培していったのです。初めての土地であることに加え、干ばつや台風など予想外の出来事もありましたが、なんとかイメージどおりの野菜ができるようになりました。農民も言葉でなくやって見せることによって納得したのです。それでも、農民を相手にした普及活動には限界があると横森さんは感じていました。積極的な農民を日本に招いて研修したことがありました。しかし、帰国後、減農薬農業を続けることを辞めてしまう人もいたのです。横森さんたちのプロジェクトでは、町長や農業省の地方事務所長など行政機関のトップに働きかけ、地域のリーダー研修を行うことにしました。彼らは農薬漬けになっている野菜づくりに危機感を抱いていたからです。

研修の効果はすぐに現れました。対象地域の一つ、ラ・トリニダッド町では、町長主導でプロジェクトに参加する農民組合が結成され活動が活性化していきました。土づくりには、家庭から出る生ごみを活用する日本式のコンポスト化を採用し、500セットのコンポスト容器を町内に配布しました。プロジェクトでは堆肥を製造するための小規模なモデルプラントを作っていましたが、町はこれをベースに大型のプラントを建設したのです。ラ・トリニダッド町では1日に出る30トンあまりの生ごみのうち半分が堆肥となり、農家の畑で使われるようになりました。堆肥に加えて、炭や木酢液が使われるようになると農家は農薬や化学肥料の購入が減って、生産コストが大幅に下がったのです。

この取組と成果を知った隣町のツブライ町、さらにはベンゲット州のすべての町が技術支援を希望しました。現地の熱望によって、プロジェクトは2010年～2012年、2012年～2015年と2度にわたり継続されることになりました。横森さんはフィリピンの農業の将来についてこう語ります。

「無駄な工程や作業を省いて、農家の収入がアップするよう生産から販売まで指導していきたいですね。農業生産から販売までの経営ができる農家になってほしいと思います。フィリピン経済は今、高度成長期に入っています。小規模な農業は難しくなるでしょう。変化する状況のなかで、将来のビジョンを持って、どういった対応をしていくのかを考える必要があると思います。」

(5) ジェンダー

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、女性は様々な面で脆弱（ぜいじゃく）な立場に置かれています。さらに、世界の貧困層の約7割は女性であるといわれています。

持続的な開発を実現するためには、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上の推進が不可欠であり、そのためには男女が等しく開発へ参加し、等しくその恩恵を受けることが重要となります。

＜日本の取組＞

日本は、2003年に改定されたODA大綱において、「男女共同参画の視点」を取り入れ、開発途上国の女性の地位向上に取り組むことを明確にしました。また、ODA中期政策においては、開発に取り組むに当たって反映すべき理念として「ジェンダーの視点」が規定されました。

1995年に、女性を重要な開発の担い手であると認識し、開発のすべての段階（開発政策、事業の計画、実施、モニタリング、評価）に女性が参加できるよう配慮していく考え方である「開発と女性（WID）[注17]イニシアティブ」を策定しました。2005年には、WIDイニシアティブを抜本的に見直し、援助対象社会の男女の役割やジェンダーに基づく開発課題やニーズを分析し、持続的で公平な社会をめざそうとするアプローチ「ジェンダーと開発（GAD）[注18]イニシアティブ」を新たに策定しています。

従来のWIDイニシアティブは、女性の教育、健康、経済・社会活動への参加という3つの重点分野に焦点を当てていたことに対し、GADイニシアティブは、これに加え、男女間の不平等な関係や、女性の置かれた不利な経済社会状況、固定的な男女間の性別役割・分業の改善などを含む、あらゆる分野においてジェンダーの視点を反映することを重視して策定されています。また、開発におけるジェンダー主流化＊を推進するため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れるための方策を示しています。さらに、ODA大綱の重点課題である貧困削減、持続的成長、地球的規模問題への取組、平和の構築、それぞれについてのジェンダーとの関連、そして、これらに対する日本の取組のあり方を具体的に例示しています。

日本は、2011年に活動を開始した、ジェンダー平等と女性のエンパワメント（自らの力で問題を解決することのできる技術や能力を身につけること）のための国際機関UN Women[注19]を通じた支援も実施しており、2011年度には約44.7万ドルの拠出を行い、女性の政治的参画、経済的エンパワメント、女性・女児に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。

＊用語解説

ジェンダー主流化

あらゆる分野での社会的性別（ジェンダー）平等を達成するための手段。GADイニシアティブでは、開発におけるジェンダー主流化を「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、影響を明確にしていくプロセス」と定義している。

注17　開発と女性 WID：Women in Development
注18　ジェンダーと開発 GAD：Gender and Development
注19　UN Women ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関：United Nations Equity for Gender Equality and the Empowerment of Women

タイ　人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト
技術協力プロジェクト（2009年３月～実施中）

タイにおいては、急速な経済発展や情報流通の高度化に伴い、人身取引が多数発生しており、その被害者の多くは女性や子どもです。タイは、日本・アメリカ・欧州・中近東諸国などへの人身取引被害者の「送出国」、メコン地域から連れてこられた被害者を他国へ移送する「中継国」、そして周辺国からの被害者の「受入国」となっています。日本はそうした被害者の保護・自立支援を促進するため、2009年より社会開発・人間安全保障省を中心として、国家警察、検察庁、法務省、労働省などの関係省庁や民間団体（NGO）で構成される「多分野協働チーム（MDT）※」の機能・活動強化を支援しています。MDTは人身取引の被害者に対し、救出から、被害者認定、教育・職業訓練、社会復帰までを一貫して支援するチームで、具体的には、ワークショップや研修の実施、ガイドラインの作成、被害者支援計画の策定、人材育成などにより、関係者の能力強化を図っています。また、被害者で結成するピアグループ（共通の経験や知識を持つ人々のグループ）の活動も支援していて、その情報に基づいて、MDTが被害者の視点でサービスを提供できるように努めています。

2012年度からは、タイでの経験を踏まえ、周辺国でも体制強化を行うため、ミャンマーで人身取引被害者の保護と自立支援に携わるソーシャルワーカーの能力強化、ベトナムで人身取引の予防と被害者支援を目的としたホットラインの運営体制の整備支援を実施しています。人身取引は課題が複雑であることから、各国での様々なアプローチを通じて得られた知識・経験や教訓を域内のネットワークを通じて共有を図り、地域全体の総合力を高めていきます。（2012年12月時点）

※ 多分野協働チームMDT：Multi-Disciplinary Team

保護施設で職業訓練を受けた被害者たちが、街中でラーメンを作って販売（写真：JICA）

ネパール　ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト
技術協力プロジェクト（2009年２月～実施中）

多言語・多民族国家のネパールでは、2006年に11年続いた民主化を求める内戦が終わり、和平合意が結ばれました。暫定憲法では、紛争の原因となった特定の民族やカースト、女性が開発・社会サービス・教育・就労などの面で社会的に排除されたという過ちを繰り返すことがないよう、ジェンダー主流化および社会的包摂※（GM/SI※）を推進する政策を導入しています。たとえば、新しい国づくりの政治・行政プロセスに、女性、低カーストや少数民族などの参加を促すとともに、地方行政レベルでの社会的弱者支援予算の確保、行政サービス実施体制の構築を最大の課題として取り組んでいます。

日本は、中央政府および地方の2郡（シャンジャ郡とモラン郡）においてGM/SI視点に立った政策の実施を支援するための協力を開始しました。これまでに郡の開発委員会、女性開発事務所や市役所等において、GM/SIについて正しい理解と認識を促すことを目的とした研修を実施しました。またGM/SI視点に立った開発計画の計画・実施・進捗（しんちょく）状況の把握を行う委員会を設置し、その仕組みを整備するとともに、対象2郡の村落において試験的にプロジェクトを実施しています。今後、GM/SI視点に立った現場レベルにおける施策の策定と実施、そして地方レベルでの経験や教訓が中央政府の政策・施策の改善に活かされることが期待されます。（2012年12月時点）

※ 社会的包摂：異なる社会や文化的背景、障害を含む個人的特性などを理由にして起こる排斥や区別を排し、誰もが対等な関係でかかわり合い、社会や組織の一員として参加できる機会を提供すること。特に、社会的弱者や社会から除外された集団に対して参加を容易にさせること。

※ GM/SI：Gender Mainstreaming and Social Inclusion

女性と社会的に差別された人々への理解と関心を高める住民主催の研修に参加した人々（写真：JICA）

2. 持続的成長

(1)経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層の人々に直接役に立つ貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済の持続的な成長が不可欠です。そのためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ(経済社会基盤)の整備が重要となります。

＜日本の取組＞

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材を育成しています。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術(ICT)などを整備することです。また、教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。

東ティモールのベモス川上流にある取水堰(しゅすいせき)で働く日本人大工と流域住民スタッフ
(写真：久野真一/JICA)

モンゴル　**ウランバートル市高架橋建設計画**
無償資金協力(2009年５月～実施中)

モンゴルの首都ウランバートル市には、同国の約280万人の総人口の4割以上が集中し、都市化に伴って市内の車両台数が急増していますが、道路整備・維持管理が追いつかず、交通事情は悪化の一途をたどっています。さらに、同市を東西に走る鉄道は、南部の工業地帯と北部の官公庁街・商業地域を分断しており、鉄道をまたぐ橋が市民生活にとって重要な役割を果たしています。しかし、この二つの地域を結ぶ既存の高架橋は劣化・老朽化が激しいため、安全で円滑な交通の確保が課題となっていました。

このため、日本は、市内中心部を南北に結ぶ新たな高架陸橋(長さ約260m)を含む全長895mの新設道路の建設を行っています。この橋は、モンゴル初の本格的な鋼製橋梁(きょうりょう)となるため、工事を請け負う日本の建設会社は、関係省庁のエンジニアや学生を対象とした技術セミナーや現場見学会をボランティアで開催し、建設中の橋を事例に使って日本の施工技術を紹介する機会を設けてきました。参加者からは日本の企業からレベルの高い建設技術を直接学ぶことができると、高く評価されています。

2012年に外交関係樹立40周年を迎えた日本とモンゴル両国の友好の新たなシンボルとなるこの橋は、モンゴルでは太陽が日本を象徴していることから「太陽橋」と呼ばれています。太陽橋の建設により、首都ウランバートル市内の交通渋滞が改善されることで、同市における物流の安定・効率化が進み、経済が活性化することが期待されています。(2012年12月時点)

鉄道をまたいで建設中の太陽橋（写真：JFEエンジニアリング）

(2) 情報通信技術(ICT)

情報通信技術(ICT)*の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、災害管理などの社会的課題の解決にも貢献します。ICTの活用は、政府による情報公開を促進し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。便利さとサービスが向上することで市民社会がより強化されるためにも非常に重要です。

＜日本の取組＞

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。

インドにある大学の教材制作センターの機器は、ほとんどが日本から供与された放送関連機材
(写真：船尾修/JICA)

具体的には、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合(ITU：International Telecommunication Union)*と協力して、日本は開発途上国に対する様々な電気通信開発支援を行っています。2012年3月には、仙台市においてITUと総務省との共催により、東日本大震災や復興の過程で得た情報通信分野の知見や教訓を海外の方々と共有するため、「総務省・ITU災害通信シンポジウム」を開催しました。また2013年には、世界共通の課題である医療分野の課題解決に資するため、ICTを活用したe-Healthを開発途上国に普及していくためのワークショップ等も日本で開催することとしています。

アジア太平洋地域では、アジアの国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体(APT：Asia Pacific Telecommunity)*が、2009年にアジア・太平洋地域におけるブロードバンドの普及・発展に向けて今後加盟国が協力して取り組んでいくための共同声明および行動計画を策定するなど、地域的政策調整役として、アジア太平洋地域における電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本はICTの格差解消やICTの利活用による医療・教育現場等の課題を解決するため、APTを通じたパイロットプロジェクト、研修やワークショップ等の人材育成を行っています。

また、ASEANにおいては、2011年11月に開催された日ASEAN首脳会議で採択された共同宣言(バリ宣言)に「ASEANスマートネットワーク構想」等のICT分野における協力の強化が盛り込まれるなど、情報通信分野における協力を進めているところです。

さらにASEANとは、特に近年各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題について、2012年11月にフィリピン(セブ)で行われた日ASEAN情報通信大臣級会合の共同宣言にて、2013年9月に、日ASEANサイバーセキュリティ協力に関する閣僚会合を日本(東京)で開催することが合意されています。

あわせて、日本の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式(ISDB-T)*の海外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-Tは、2013年1月現在、中南米地域をはじめとして普及が進んでおり、ISDB-T採用国への支援の一環として、2009年度から現在までチリ、ペルー、コスタリカなど8か国に専門家を派遣し、技術移転を実施しています。さらに、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施し、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。

＊用語解説

情報通信技術
(ICT：Information and Communication Technology)
コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

国際電気通信連合
(ITU：International Telecommunication Union)
電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関（本部:スイス・ジュネーブ。193か国が加盟）。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電話、インターネット等の電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信開発の支援等を実施。

アジア・太平洋電気通信共同体
(APT：Asia-Pacific Telecommunity)
1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関。同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を実施。

地上デジタル放送日本方式（ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting - Terrestrial）
日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式。緊急警報放送の実施が可能であるなど災害対策面に優位性を持つ。

ラオス　国立大学ITサービス産業人材育成プロジェクト
技術協力プロジェクト（2008年12月～実施中）

ラオスでは、周辺国に比べて情報技術の導入と開発が遅れています。そのため、2001年以降、ラオス政府は情報技術分野の教育を重視し、IT導入による国全体の経済の活性化を図っています。

こうした状況を受け、日本は、ラオス国立大学工学部IT学科に対して、日本人専門家の派遣、同大学の教員に対する研修、教育施設や必要な機材の整備等を行い、同大学における情報技術分野の人材育成を支援しています。日本の支援によって、同大学のIT学科では専門のコース、学科内企業※が設置され、ラオスの学生たちが実践的なソフトウェア工学技術やビジネス・スキルを習得しています。毎年約30名の学生が本コースに入学しており、2011年には第一期生38名が卒業しました。この学生たちが、IT技術を通じて、将来のラオスの発展を担うことが期待されています。（2012年12月時点）

※ 学科内企業：産学連携の場を提供する目的で、大学内に設立される企業。学科内企業がシステム開発を受注し、民間のITエンジニアと大学の教官や学生が協力して開発に当たり、学生は実際の開発現場で大規模なシステムの共同開発手法を学ぶことができる。

日本人JICA専門家による技術移転（写真：JICA）

(3) 貿易・投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的な成長のためには、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となります。産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要です。しかし、数々の課題を抱える開発途上国では、民間投資を呼び込むための環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

＜日本の取組＞

日本は、ODAやその他の政府資金(OOF)*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2001年にスタートした「世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」*においても、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸入に際し、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度(GSP)[注20]により、特に後発開発途上国(LDCs)*に対しては無税無枠措置*をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構(OECD)をはじめとする様々な国際会議(フォーラム)において「貿易のための援助(AfT)」*に関する議論が活発になっています。日本は、2009年7月のWTO第2回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合において、総額約120億ドルの貿易関連プロジェクトへの支援などを柱とした「開発イニシアティブ2009」*という独自の貢献策を発表し、多くの国から高い評価を得ました。具体的な取組としては、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与や、税関職員の教育など貿易関連分野における技術協力が挙げられます。さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

また、日本は、アジア地域における輸出によって経済成長に貢献した開発援助の成功事例を研究する「貿易のための援助」アジア・太平洋地域専門家会合に積極的に取り組んでいます。2011年7月のWTO第3回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合において、日本の開発援助の成功事例など専門家会合での議論の成果を、世界の他の地域に紹介し、参加国から好評を得ました。さらに、経済産業省の技術協力として、日系企業の海外展開を支援するため、現地の産業人材の育成や現地の大学との連携による企業文化講座、インターンシップなどによる現地の高度人材の確保の支援に取り組んでいます。

エチオピアのアジスアベバ市内にある家具を製造する零細小企業を訪れ、カイゼンボードについて説明する日本人専門家（写真：今村健志朗/JICA）

注20　一般特恵関税制度 GSP：Generalized System of Preferences

＊用語解説

その他の政府資金（OOF：Other Official Flows）
政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資など。

ドーハ・ラウンド交渉（ドーハ開発アジェンダ）
WTO加盟国が多国間で、鉱工業品、農林水産品の関税の削減・撤廃、サービス分野の規制緩和など幅広い分野について、貿易の自由化を目指すための交渉。貿易を通じた途上国の開発も課題の一つ。

後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）
国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国々。2008～2010年の1人当たり国民総所得（GNI）平均992ドル以下などの基準を満たした国。2012年12月現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州5か国の48か国。（191ページ参照）

無税無枠措置
後発開発途上国（LDCs）から先進国への輸出に関しては、関税や数量制限などの障壁を無くした、先進国による措置。これまで対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%が無税無枠での輸入が可能となっている。（2012年2月時点）

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）
特定の国または地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とした自由貿易協定（FTA：FreeTrade Agreement）に加え、投資、人の移動、政府調達、知的財産の保護や競争政策におけるルールづくり、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間協力など幅広い分野での経済協定。

貿易のための援助（AfT：Aid for Trade）
開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

開発イニシアティブ
貿易を通じて開発途上国の持続的な開発を支援するための総合的な施策。途上国が自由貿易体制から恩恵を得るためには、貿易の自由化だけでなく、①生産（競争力のある製品を生産する能力の向上）、②流通・販売（流通インフラを含む国内外の物流体制の整備）、③購入（市場の開拓）という3つの要素を柱とする。これら3つの局面に、「知識・技術」「資金」「人」「制度」といった手段での支援を組み合わせ、途上国における生産者、労働者と先進国、途上国の消費者を結び付ける総合的な支援の実施を目指している。

一村一品キャンペーン
1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援する取組。

ベトナム　ベトナム日本人材協力センター・ビジネス人材育成プロジェクト
技術協力プロジェクト（2010年９月～実施中）

ベトナムは、2020年の工業国化・近代化を国家ビジョンとして掲げ、市場経済化・国際経済統合を推進しています。しかし、労働人口のうち、大学、職業訓練校等で一定の訓練を受けた労働者は少数にとどまっており、中間管理職や技術系管理者、熟練労働者の絶対数が不足しています。また、質の面でも、産業界のニーズに合わない教育・訓練カリキュラム、教官の知識不足等の問題が指摘されており、工業国化・近代化を促進するための知識や経営・管理技術の知識・経験を持つ人材の不足が大きな課題となっています。

こうした人材不足を解消するために、このプロジェクトでは、過去10年間実施してきたベトナム日本人材協力センター（VJCC）※プロジェクトの成果と実績を踏まえ、ビジネスコースの運営・管理強化と同センター組織の運営・管理体制強化に特化した協力を行っています。このプロジェクトでは、4年間の協力を通じて、ベトナムの工業化を率いていく経営者人材を継続的に育成することを目標としています。（2012年12月時点）

※ ベトナム日本人材協力センター：VJCC（Vietnam-Japan Human Resources Cooperation Center）日本とベトナム両国政府によって設立された人材育成機関。ベトナムの市場経済化のための人材育成を目的とし、ビジネス教育、日本語教育や様々な交流事業を実施している。ホーチミンとハノイの2か所にセンターがある。

ホーチミンのセンターで毎年行われるビジネス受講者によるものづくり成果発表会
（写真：JICA）

(4) 政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、インフラ(経済社会基盤)の整備とともに政策の立案・制度の整備や人づくりが重要です。汚職を撲滅し、法・制度を改革し、行政を効率化・透明化して地方政府の行政能力を向上させるなどの支援が必要です。

< 日本の取組 >

政策立案や制度整備への支援の一環として、法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく自助努力による国の発展の基礎となるものです。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、制度的な基盤を整えるための重要な取組となります。法制度整備への支援は、日本のソフトパワーによるものであり、アジアの成長力の強化を下支えするものです。

さらに、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種の制度整備や組織強化のための支援、民主的な選挙を実施するための支援、市民社会の強化、女性の地位向上のための支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上も支援しています。

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)[注21]を通じて、刑事司法分野の様々な課題について、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、研修・セミナーを実施しています。

また、特定のプロジェクトだけではなく、開発途上国の財政に資金を投入する政策立案・制度改善も支援しています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行っています。これらを通して、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。

マレーシア警察庁警察科学捜査研究所において、マレーシア国家警察の科学捜査能力向上を目指すため、指紋採取や鑑識の技術指導を行っている日本人専門家
(写真:菅原アラセ/JICA)

注21　国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI:United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

カンボジア　法制度整備支援プロジェクト
技術協力プロジェクト

2011年12月21日、カンボジアで民法が施行されました。この法律は12年にわたる日本の技術協力により起草されたもので、記念式典においては、起草作業の中心となった森嶌昭夫（もりしまあきお）名古屋大学名誉教授ら多くの日本人関係者に対して友好勲章が贈られました。

カンボジアでは1970年代後半のポル・ポト政権時代に、法律家を含む知識人が大量虐殺され、法律関係の文献もほとんどが焼失し、人材も制度もほぼ皆無の状態となりました。こうした状況を受け、内戦後、まずは国連の監督の下、憲法の制定が進められました。続いて基本法典の整備が各国・機関の支援により始まり、国の治安に関わる刑法、暮らしに関わる民法が整備されることとなりました。このとき、隣国ベトナムで行われた日本のODAによる法制度整備支援の評判を耳にしたカンボジアは、日本に民法の起草支援を依頼したのです。

1999年、日本は「民法」の整備に取りかかりました。当時、欧米先進国が行う法制度整備支援は、外国人アドバイザーが、簡単な調査の後、短期間で法案を起草するというものでした。一方日本の援助は、法律が相手国社会で機能するものとなるよう、起草や運用のための人材育成を行い、相手国の法曹人材と協議しながら、共同で起草作業をするという、独自の方法をとりました。具体的には、法学者や裁判官、弁護士や法務省の職員などを派遣し、起草だけでなく、法案成立のための議会対応支援なども含め、12年間という長い協力を行いました。

カンボジアの民法、民事訴訟法（写真：JICA）

また、この民法が適用されることは、日系企業にとっても利点があります。この民法は、日本の法律をモデルに作成されているため、類似する制度が多く、日本語版も存在するため、日系企業がカンボジアの法律を容易に知ることができるからです。民法の適用により、投資環境が整い、日系企業の進出などによって、カンボジアがますます発展することも期待されます。

援助の現場から 7

モンゴルで日本人が法案起草委員に

～調停制度の法制化を支援～

全国での実施に向け調停人研修で講義を行う岡さん
（写真：岡 英男）

ユーラシア大陸のほぼ中央に位置し、ロシアと中国という大国に挟まれたモンゴル。国民の多くが遊牧民で、雄大な自然がおおらかな国民性を育んでいるというイメージがあります。しかし、1990年の民主化と市場経済の導入によって、都市部住民が全人口の約半分となり、金銭や家族関係などめぐるトラブルが急増しています。日本であれば調停制度があり、民間の法的問題は話し合いによる和解ができます。しかしモンゴルには調停という概念がなく、すべての申し立てが裁判所で審議されてきました。裁判には膨大な時間と費用がかかり、司法機関と国民の両方に大きな負担を強いています。

日本は2006年から2008年にかけてモンゴルの司法制度を改善するために支援を行ってきました。弁護士会への支援でしたが、調停制度センターの活動支援や調停人の養成も含まれていました。日本の支援は、モンゴルの法曹界で調停の概念を根付かせるのに大きな役割を果たしました。裁判件数を減らしたいと望んでいた最高裁判所は調停制度のモンゴルへの本格的な導入に関する協力を日本に要請し、「調停制度強化プロジェクト」が立ち上がりました。

2010年5月にJICAの専門家として派遣されたのは岡英男（おかひでお）さんです。現地に到着するとすぐにワーキンググループ（WG）で調停制度についての議論を始めました。何をすべきか不安だった岡さんは、WGに参加する法律関係者が非常に熱心に調停制度を求めていることを実感し、その想いに応えていくことが自分の使命であることを理解したといいます。WGはその後、裁判所における調停制度の設計、調停人の養成などを行っていきました。岡さんは、調停制度に反対する裁判官にも声をかけました。「調停を受け入れない方々の多くは年配の方です。ソ連やドイツで学んだ人々で、法律で物事を解決することに強い責任感を感じている人々でした。ちょっと偏屈ですが、尊敬すべき法律の大先輩です。私も性格が偏屈ですから先輩方には親しみがあり、進んで声をかけ続けているうちに理解を示してくれるようになりました。」

調停制度を検討する最高裁判所ワーキンググループ会議（写真：岡 英男）

1年間の準備期間を経て、2011年の5月に裁判所調停制度が発足しました。「パイロットコート」（試行調停を行っている裁判所）に選ばれたのは、首都ウランバートルとダルハン（モンゴル第二の都市）の裁判所です。これらの裁判所では、試験的に調停制度を導入して、実際の事案を処理してきました。調停で処理された事件数は、2012年の9月までに2都市の合計で348件に上りました。「試行中の調停制度の利用者からは『調停の効果があった』という声が多く聞かれ、裁判所の職員からも『調停の導入で業務の負担が軽減された』」という回答が多かったですね。パイロットコートでの調停の実績と関係者の反応を見て、この国で裁判所調停の導入が有効であることが証明できたと思います。」

さらなる進展があったのは、2011年の夏のことです。大統領府から調停制度の法案化に協力してほしいとの要請があったのです。民主化後のモンゴルで、法案の起草委員として正式に外国人が任命されるのは初めてのこと。起草委員となった岡さんは、法律づくりに参加できるということで、とても熱心に作業に取り組みました。連日、深夜に及ぶ議論と作業を続けながら同年の冬には法案を国会提出。2012年5月に可決されました。調停法の施行は2013年の7月1日です。この日からモンゴル全土の第一審裁判所で調停が実施されます。

岡さんは今、モンゴル全土を回りながら調停制度を紹介するセミナーを行っています。調停法の施行をひかえ、今後は、国民への広報も重要な課題となってきます。「できることなら、調停制度の完成を見届けたいと思っています。この制度が公平、公正に運用されることで、国民に幸せがもたらされることを願うばかりです。モンゴルの調停人の方々には、親切で尊敬される人であってほしいですね。」

(5) 文化復興・振興

開発途上国では、その国の文化の振興・復興に対する関心が高まっています。たとえば、その国を象徴するような文化遺産は、その国の人々の誇りであるばかりでなく、観光資源として周辺住民の社会の発展に有効に活用できます。しかし、開発途上国には、危機にさらされている文化遺産も多く、そのような文化遺産を守るための支援は、人々の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産の保護は開発途上国のみならず、国際社会全体で取り組むべき課題でもあります。

＜日本の取組＞

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、これまで開発途上国の文化遺跡、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして日本の文化無償資金協力で整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の支援にも力を入れています。

2011年度には、モンゴル、ラオス、ペルー、エジプトの文化遺産に関連した教育・研究・観光施設の整備のための支援を行いました。この支援はこれらの国々の貴重な文化遺産の保存・研究、展示を通じ、人々がこうした遺産に親しむ機会を提供するとともに、観光産業を通じた経済社会開発への貢献も目的としています。

また、開発途上国の人材育成を目的として、カンボジア、スリランカ、ドミニカ共和国、パナマ、ブラジル、セルビア、ブルガリア、ルーマニア、コンゴ民主共和国において、高等教育レベルを中心に日本語教育、体育、音楽教育等幅広い分野での支援を行っています。このほかに、コロンビア、キューバのラジオ・テレビ局に対する番組制作・放送分野の支援などを行っています。

青年海外協力隊員の指導の下、習字を習うモンゴルの子どもたち（写真：木戸久美子）

日本は、国連教育科学文化機関(UNESCO)に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを行っています。特に途上国の人材育成には力を入れており、国際専門家の派遣や、ワークショップの開催等により、技術や知識の提供による協力も実施しています。ほかにも、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、語り伝えなどの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存などの事業に対し支援しています。

＊用語解説

文化無償資金協力

開発途上国が文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。

エチオピア　メケレ大学日本語学習機材整備計画

草の根文化無償資金協力(2010年11月～2011年11月)

エチオピア有数の大学であるメケレ大学は、2008年にエチオピア初となる日本語講座を開講しました。この日本語講座には、日本の経済、技術などへの関心の高まりに伴い、受講希望が多数寄せられましたが、大学には講座専用の教室、設備がなく、一部の学生しか受講できなかったほか、教材も不足している状況でした。そこで、草の根文化無償資金協力を通じて日本語講座のためにLL教室や日本語教材の整備を支援しました。その結果、支援実施前と比べ、3倍以上の学生が、充実した環境で日本語講座を受講できるようになりました。

2012年3月には、この日本語講座においてエチオピアで初めての日本語弁論大会が開催され、講座代表の学生等、20名が熱弁をふるいました。

メケレ大学では、日本人研究者等の協力によりエチオピアの文化遺産の保存・研究や日本文化の紹介も行われています。このようなメケレ大学に対する日本語教育支援によって、エチオピアの人材育成への貢献とともに、日本に関する文化や社会などの知識の増大、日本との交流促進が期待されます。

整備した日本語教室にて講座優秀学生が日本語スピーチを行う様子
(写真：JICA)

3. 地球規模課題への取組

（1）環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議（UNCED、[注22]地球サミット）、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）[注23]、そして2012年６月の国連持続可能な開発会議（リオ＋20）での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されてきています。また、G8、G20サミットにおいても、環境・気候変動は繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、首脳間で率直かつ建設的な議論が行われています。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいくべき課題です。

＜日本の取組＞

●環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題等を解決するために活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善（大気汚染対策、水質汚濁防止、廃棄物処理など）への支援を進めています。

カリブ広域　**カリブ島嶼国における持続可能な廃棄物管理**
本邦研修（2009年～2011年度にかけて数回実施）

カリブ島嶼（とうしょ）国では、近年の経済発展と人口増加に伴い廃棄物も増加しており、多くの処分場で今後10年以内に残存容量がなくなると見込まれています。このため、廃棄物管理はカリブ島嶼国の優先課題として注目が高まっているものの、具体的な対策が進むには至っていません。

このような背景の下、日本、特に沖縄の廃棄物管理の技術・知識・経験をテーマにした研修が2009～2011年度にかけ、カリブ島嶼国8か国の26名に対して沖縄で実施されました。沖縄はカリブ島嶼国と似通った気候条件を有し、土地や流通が限られた島嶼であることから、リサイクル対象物の集積・搬出にコストがかかるといった課題に早くから対応しています。また、ビンを色ごとに分ける工程を加えることで異物の混入を減少させて一定の品質を保ち、リサイクルの際の価値を高めるなどの沖縄の取組は、行政機関と民間が密接に連携した環境教育とともに、研修員により各国に持ち帰られ、応用可能な事例として参考にされています。

具体的には、帰国した研修員らにより、研修で作成した廃棄物管理改善事業計画を活用し、関連省庁とNGO等の連携により、学校にプラスチック分別容器を設置し分別回収を推進する、生ごみ削減の一環で製造を開始したコンポスト（堆肥）を公園の緑化事業に使用するなど、各国で自立的な活動が展開され始めています。

廃棄物管理の研修にてごみの質を分析（写真：JICA）

注22　国連環境開発会議 UNCED：United Nations Conference on Environment and Development
注23　持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD：World Summit on Sustainable Development

●気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かします。人類にとって差し迫った課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。

2011年末に南アフリカ・ダーバンで開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)[注24]では、すべての国が参加する新しい枠組みの構築に向けて、日本は建設的な提案を行い、積極的に議論に貢献しました。その結果、①将来の枠組みへの道筋、②京都議定書*第二約束期間の設定に向けた合意、③緑の気候基金*の設立、④カンクン合意*の実施のための一連の決定、という4つの大きな成果がまとめられました。「緑の気候基金」については、その基本設計が合意され、設立に向けて前進しました。日本は国際協力を通して地球温暖化対策により効果的に取り組むため、COP17の際に「世界低炭素成長ビジョン」を発表しました。これは、①先進国間の連携(温室効果ガスのさらなる排出削減に向けた技術革新への取組)、②途上国との連携(低炭素技術*の普及・促進、新たな市場メカニズムの構築)、③途上国支援(脆弱(ぜいじゃく)国への配慮)の3点から成り立っています。

このビジョンに基づき、日本は最大の温室効果ガス排出地域である東アジア首脳会議(EAS)[注25]参加国地域において、低炭素成長モデルの構築・普及を目指す「東アジア低炭素成長パートナーシップ構想」を提唱し2012年4月に「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を東京で開催しました。この対話では、各国の低炭素成長戦略策定・実施、市場・技術の活用、多様な利害関係者のネットワークとしての「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」の構築について、域内で協力していくことで合意しました。また、アフリカ地域においても、TICAD(ティカッド)の枠組みでアフリカにおける低炭素成長に関する戦略を策定しています。さらに、島嶼(とうしょ)国との間では、「島嶼国向け気候変動政策対話」を2012年7月に開催し、気候変動および低炭素成長に関して幅広い意見交換を行いました。

そのほか、日本は2009年12月、気候変動対策に関する2012年までの途上国支援として、それに取り組む途上国や気候変動の影響に対して脆弱な途上国を対象に、約150億ドルの支援を表明しており、2012年末までに132億ドル以上の支援を実施しました。さらに、途上国の低炭素成長に貢献する仕組みとして、「二国間オフセット・クレジット制度」*を提唱・推進しています。これは、クリーン開発メカニズム*を補完するものとして、低炭素技術の提供などによって相手国の温室効果削減に貢献し、技術を提供した国の削減目標達成に活用する制度です。日本は早期の運用開始を目指して、インドネシアなどのアジア諸国との間で協議や実証事業を進めています。2013年1月8日には、他国に先駆けてモンゴルと本制度を開始する文書に署名しており、今後はプロジェクトの実施や必要な支援を進める一方、他国とも本制度に関する協議や実証事業を進めていきます。

＊用語解説

京都議定書
1997年に京都で開催されたCOP3で採択された、温室効果ガスの排出削減義務等を定めた法的文書。国連気候変動枠組条約で規定されている先進国および経済移行国における温室効果ガス排出量を1990年と比較し、2008～2012年の5年間で一定数値削減することを義務付けたもの。日本は6%の削減義務を負う(第一約束期間)。2013年以降については第二約束期間と呼び、2011年のCOP17で日本はこれに参加しないことが決定された。

緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund)
途上国による温室効果ガス排出の削減や、気候変動の影響に対する適応策を支援するため、COP16での「カンクン合意」で設立が合意された新たな基金。

カンクン合意
COP16で採択された2013年以降の気候変動対策の国際的枠組みの基礎となり得る、包括的でバランスのとれた合意。工業化以前からの気温上昇を2度以内に抑えることを呼びかけるとともに、前年のCOP15に基づいて、各国が提出した削減目標・行動を国連文書にとりまとめて留意し、各国の気候変動対策の実施状況の測定・報告・検証に関するガイドラインを検討すること、また緑の気候基金を設立することなどに合意した。

低炭素技術
炭素(二酸化炭素)の排出が少ない環境技術。日本はこの分野で優れた技術を有しており、これを活用し、高効率な発電所、持続可能な森林経営、省エネ・再生可能エネルギーの促進・制度整備、廃棄物管理の支援を通じて、二酸化炭素の排出量を削減する取組を行っている。

クリーン開発メカニズム
京都議定書によって導入された、各国の温室効果ガス排出削減目標を達成するための手段。途上国での温室効果ガス排出削減量等を、自国の排出削減目標を達成するために利用することのできる制度。

二国間オフセット・クレジット制度
温室効果ガス削減につながる技術・製品・システム・サービス・インフラ等の途上国への提供等を通じた、途上国での温室効果ガスの排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標達成に活用する仕組み。

注24　条約の締約国会議 COP：Conference of Parties
注25　東アジア首脳会議 EAS：East Asia Summit　EAS参加国：ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、米国、ロシア

東アジア地域における低炭素成長の実現に向けて

日本の取組

気候変動対策に関する2012年までの途上国支援（短期支援）として、東アジア地域に100億ドル以上の支援を実施

（2012年10月末時点）

防災対策

気候変動の影響に伴う洪水や干ばつ、台風等自然災害に対処するための能力を強化

- フィリピンにて台風被害が深刻な場所で、洪水制御施設や道路・橋梁（きょうりょう）等のインフラ修復や補強
- カンボジアにて洪水による浸水被害の抑制のため、排水設備の整備・改善
- ベトナムにて衛星情報を活用した気候変動対策の推進
- カンボジア、ラオス、フィリピン、ベトナム、インドネシアにて自然災害対処能力向上支援

カンボジア　洪水による浸水被害を抑制

森林対策

持続可能な森林利用および保全のため、森林資源の把握、森林管理計画の策定、植林等を支援

- フィリピンにて住民参加型の森林管理計画
- ベトナム、インドなどで植林計画
- カンボジア、ラオス、ベトナム、タイ、インドネシアで森林保全計画

フィリピン　ネグロス島の海岸。マングローブの植林は洪水対策となる

再生可能エネルギー

太陽光･地熱･水力などの再生可能エネルギーの導入を促進

- カンボジア、ラオス、フィリピンにて太陽光発電導入
- インドネシアの地熱発電
- インドの再生可能エネルギー開発公社との協力
- 貿易保険を活用して官民で協力してベトナム水力発電建設プロジェクトを実施

インドネシア　地熱発電事業の掘削基地

省エネルギー

省エネ設備の導入を推進するとともに、ソフト面での技術協力等を実施。また、都市化が進む諸国では低炭素型都市を目指した協力も実施

- ベトナム、インドネシア等で、省エネ法・基準の導入などでの協力
- インドネシアにてクリーンコール技術を活用した石炭火力発電建設設備の支援
- タイやインドにてメトロの導入に向けた支援（大気汚染の改善、温室効果ガスの削減）

インド　デリーメトロ

援助の現場から 8

アマゾン奥地での調査と衛星データで炭素量を解明

～ブラジルの熱帯林保全に協力～

共同研究プロジェクト発足時のメンバー（最前列左が石塚さん、後列左3人目がニーロ・ヒグチ博士、その右が沢田教授）（写真：石塚森吉）

「地球の肺」とも呼ばれ、大量の二酸化炭素を吸収する南米・アマゾンの熱帯雨林。現存する世界最大規模の熱帯雨林ですが、1960年代からの乱開発により急速に森林の減少が進みました。21世紀に入り減少速度がさらに増し、このままでは約20年で半減してしまうと懸念されていました。

2007年12月、気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）がインドネシアのバリ島で開かれました。会議の議題の一つに「REDD+（レッドプラス）」がありました。これは「途上国における森林減少や劣化による二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出量を削減する」（REDD※）だけではなく、加えて、「森林の保全および持続可能な経営、森林の炭素蓄積量強化の取り組みも目指す」というものです。このREDD+が実施されれば、持続的な森林の活用を通じて、地域のコミュニティや、先住民族の権利も守りながら、気候変動や生物多様性の劣化を食いとめ、地域の人たちの生活にも恩恵をもたらすことが期待できます。

しかし、森林の炭素蓄積量の変化を正確に計測する方法が確立されていないことが大きな課題でした。そこで、ブラジル政府は、東南アジアでの森林炭素蓄積量の計測研究に実績がある日本に支援を要請し、2010年3月からの4年計画でJICAの技術協力プロジェクト「アマゾンの森林における炭素動態の広域評価」が日ブラジルの共同研究として始まりました。

このプロジェクトはアマゾンの原生林に「地上班」が1000か所以上もの試験区をつくって樹木の調査をし、同じ場所を「リモートセンシング班」が人工衛星や飛行機を使って空から調査する世界初の試みです。全体を総括するのは、独立行政法人森林総合研究所の農学博士、石塚森吉（いしづかもりよし）さん。「地上班」を担当するのは石塚さんと、以前、研究をともにしたことのあるブラジル国立アマゾン研究所（INPA）のニーロ・ヒグチ博士です。

直径と樹種名を記すカロス。「樹木の百科事典」とも呼ばれ、数百種の樹種を見分けることができる（写真：石塚森吉）

地上班はアマゾンの10か所以上の地域で調査をしました。1地域の面積は数十km²に及びます。調査区画は一つが20m×125mです。4年をかけ、合わせて1000以上の区画を調査します。1回の調査は1～2か月。3階建ての船に20人近くが乗り込み、アマゾン川を航行し、森林に入るときには小型ボートに乗り換えます。調査区画では、樹木の実態を調査します。炭素量算出のために、調査区画内の直径10cm以上の枯れ木を含むすべての木の直径と、倒木の直径と長さを測ります。樹種名も記録し、樹種が分からない木は標本を持ち帰ります。また、それとは別に、アマゾン川の下流、中流、上流で、それぞれ直径10cm以上の木を100本以上伐採して、枝・葉を含む地上部と地下の根の重さを計測します。さらに、サンプルを持ち帰って炭素の含有量を測定します。

このように記録された森林の地上データに、東京大学生産技術研究所の沢田治雄（さわだはるお）教授とブラジル国立宇宙研究所が担当する「リモートセンシング班」は、人工衛星や飛行機から見られる森の構造や地形、水位などのデータとリンクさせ、アマゾン全体の炭素量をより正確に推測するシステムの開発を進めています。「地上班」が調査で最も気を使うのは先住民の許可と理解を得ることだと石塚さんはいいます。「外部とほとんど接触のない部族もいるので、最初の数日は現地の人々との対話に費やします。奥地への道案内、そして調査区域の維持管理も彼らに任せます。」

「密林には毒蛇も多く、噛まれたら死にます。調査員が噛まれたことがありますが、たまたまマナウス市（国立毒蛇研究所がある）の近くだったので助かりました。以来、作業のときはズボンの上に蛇プロテクターを履くようにしています。」困難の多い調査ですが、癒されるひとときもあります。「現地の子どもたちが船に遊びに来ます。調査が終わって別れるときには泣いている子もいました。また、夕暮れ時にペッカリー（ヘソイノシシ）の群れがアマゾン川を泳ぎ、蝶の大群が空を舞う光景は壮大です。」

近年、森林保全の努力の効果が見えてきたことで、ブラジル政府の関心も高まっています。国立アマゾン研究所ではJICAの支援を受け、ボリビアやペルーなど周辺諸国を招いて炭素蓄積量計測の研修を続けています。石塚さんは、「今回の成果によって、アマゾンの森林炭素蓄積量のスタンダードをブラジルから世界の熱帯林へと発信し、熱帯林保全において世界をリードしていってほしいですね。」と語っています。

※ REDD：Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing countries
（途上国における森林減少・劣化からの排出の削減）の略

●生物多様性

2010年10月に、愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）およびカルタヘナ議定書*第５回締約国会議（COP-MOP5）[注26]が開催されました。この会議で、生物多様性条約を効果的に実施するための2011年以降の世界目標である「愛知目標（戦略計画2011-2020）」*、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）[注27]について各締約国が具体的に実施すべき措置を規定した「名古屋議定書」*、そして遺伝子組換え生物により生態系に損害が生じた場合の責任の範囲や対応措置を規定した「名古屋・クアラルンプール補足議定書」*が採択されました。また、「愛知目標」の達成を目指す開発途上国の取組を支援するため「いのちの共生イニシアティブ」として、2010年から３年間で生物多様性の保全に役立つ分野に対し、総額20億ドルの支援を発表しました。なお、日本は、名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するために地球環境ファシリティ（GEF）[注28]への名古屋議定書実施基金（NPIF）[注29]の設立を主導し、2011年に10億円を拠出しています。

今後、これらの目標に向かって着実に取り組んでいくことにより、生物多様性を保全し、持続可能な利用を確保していくことが極めて重要です。

苗木を村に運んで植林をする少年たち（写真：飯塚明夫/JICA）

生物多様性

United Nations Decade on Biodiversity

生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生物の多様性

生態系の多様性

森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること

種間の多様性

動物、植物、細菌、微生物まで、多くの生物種がいること
（地球上の推定生物種:500万～3,000万種）

種内の多様性

乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、「生物多様性条約」がつくられました。その目的：①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分先進国から途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

注26　議定書の締約国会議 MOP：Meeting of the Parties
注27　遺伝資源へのアクセスと利益配分 ABS：Access and Benefit-Sharing
注28　地球環境ファシリティ GEF：Global Environment Facility
注29　名古屋議定書実施基金 NPIF：Nagoya Protocol Implementation Fund

開発協力トピックス

持続可能な開発とリオ＋20

2012年6月ブラジル・リオデジャネイロで「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）が開催されました。1992年開催の「国連環境開発会議」（地球サミット）から20年後に、世界の首脳レベルが参加し、改めて環境や貧困、災害などの多くのテーマについて議論した会議です。

リオ+20には世界188か国から97名の首脳が参加した

■ 持続可能な開発

持続可能な開発とは、「環境と開発に関する世界委員会」が1987年に公表した報告書「我々の共通の未来」の中で取り上げた中心的な考え方で、「将来の要求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のことをいいます。この概念は、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものです。

1992年には「国連環境開発会議」（地球サミット）がブラジル・リオデジャネイロで開催され、「環境と開発に関するリオ宣言」とそれを実現するための行動計画「アジェンダ21」が採択されました。さらに、気候変動枠組条約や生物多様性条約が署名されるなど、地球サミットは、今日に至る地球環境の保護や持続可能な開発の考え方に大きな影響を与えました。その10年後には、南アフリカ・ヨハネスブルグで「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）が開催され、「ヨハネスブルグ実施計画」が採択されました。その後、水・衛生、エネルギー、農業等の様々な分野で具体的な取組が行われてきましたが、地球サミットから20年が経過し、国際社会を取り巻く情勢は大きく変化しています。資源の枯渇や大規模な自然災害の多発が大きな問題となっている中、新興国や民間部門、NGOなど、国際社会の主体は多様化しており、それぞれがその能力に応じた役割を担うことが求められています。

■ 国連持続可能な開発会議（リオ＋20）

地球サミットから20年目を迎える2012年6月、ブラジル・リオデジャネイロでリオ+20が開催されました。この会議では、①持続可能な開発および貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済＊、および②持続可能な開発のための制度的枠組みをテーマに話し合われ、97名の首脳のほか、世界中から多数の閣僚、国際機関、企業、市民社会などの関係者約3万人が参加しました。会議では、「我々の求める未来」と題する成果文書が採択されました。その中で、①グリーン経済は持続可能な開発を達成する上で重要な手段であり、それを追求する国による共通の取組として認識すること、②持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムの創設、③都市、防災をはじめとする26の分野別取組についての合意、④持続可能な開発目標（SDGs）＊について政府間交渉のプロセスの立ち上げ、⑤持続可能な開発資金戦略に関する報告書を2014年までに作成することなどが合意されています。

また、日本は、リオ+20の期間中、日本パビリオンを設置して日本の優れた環境・省エネ技術を発信するとともに、東日本大震災からの復興をアピールしました。さらに、環境未来都市に関わる公式サイドイベント[注1]も行いました。

■ 「緑の未来」イニシアティブ

リオ+20において、日本は①環境未来都市の世界への普及、②世界のグリーン経済移行への貢献、③強靱（きょうじん）な社会づくりを3本柱とする「緑の未来イニシアティブ」を表明しました。

このイニシアティブの下で、日本は、優れた環境・低炭素技

術や知識・経験を活用して世界のグリーン経済への移行に積極的に貢献していきます。そのため、今後3年間で、環境分野の専門家等1万人の「緑の未来協力隊」を編成し途上国の人材育成を後押しします。また、途上国におけるグリーン経済移行を支援するため、今後3年間で30億ドルの支援を実施します。

日本は、東日本大震災という大きな災害を経験しました。復興の過程で得られた経験を活かして、自然災害に強い、強靱（きょうじん）な社会づくりに貢献するために、途上国に対し防災分野で、今後3年間で30億ドルの支援を実施します。

現在、世界の人口の約半分は都市に住んでいます。これから都市人口はますます増えるといわれており、持続可能な開発の実現に適した環境技術、基幹インフラ、強靱性を兼ね備えた持続可能なまちづくりが必要です。日本は、被災地の復興の経験を同時進行で世界と共有するために、年間100人の都市開発関係者を途上国から招聘（しょうへい）します。また、今後、どのようにまちづくりを進めていくか、国際的な協力のネットワークを広げていくために、国際会議を開催します。日本は、これらの具体的な取組を通じて、持続可能な開発の実現に貢献していきます。

注1　会期中に付近の会場で政府、国際機関、地方自治体、NGO等が主催する関連の展示会、講演等の催し。

リオ+20

1992年　地球サミット（国連環境開発会議）

ブラジル・リオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議
- リオ宣言、アジェンダ21の採択
- 気候変動枠組条約・生物多様性条約の署名、砂漠化対処条約の交渉決定など大きな成果

2002年　ヨハネスブルグサミット（持続可能な開発に関する世界首脳会議）

地球サミットから10年目に当たる2002年に南アフリカのヨハネスブルグで開催
- 持続可能な開発に関する行動計画の採択
- 日本から総理・外務大臣をはじめ、500人近い政府代表団が参加

リオ+20（国連持続可能な開発会議）

2012年6月　ブラジル・リオデジャネイロ

リオ+20のテーマ

- 持続可能な開発および貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済
- 持続可能な開発のための制度的枠組み

成果文書「我々の求める未来」

- グリーン経済は持続可能な開発を達成する上で重要な手段
- 持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラムを創設
- 食料、水、防災をはじめとする26の分野別の取組について合意
- 2015年以降の「持続可能な開発目標（SDGs）」の政府間交渉プロセスの立ち上げに合意
- 途上国への資金援助のための資金戦略の政府間交渉プロセスの立ち上げ

日本の支援「緑の未来」イニシアティブ

- 環境未来都市の世界への普及
  - 途上国の都市開発関係者を被災地の環境未来都市に年間100人招聘
  - 環境未来都市に関する国際会議の我が国における開催
- 世界のグリーン経済移行への貢献
  - 「緑の未来協力隊」として今後3年間で1万人の専門家を編成
  - 再生可能エネルギー分野等の気候変動分野で今後3年間で30億ドルの支援を実施
- 強靱な社会づくり
  - 今後3年間で30億ドルの支援を実施（途上国に対する強靱な社会構築のための技術、インフラ、制度支援の強化）
  - 世界防災閣僚会議in東北の開催（2012年7月）

＊用語解説

グリーン経済
経済成長と環境を両立させ、福祉を改善しながら持続可能な成長を推進する経済システム。リオ＋20では、持続可能な開発を達成する上でグリーン経済が重要な手段の一つであることが確認された。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）
リオ＋20で議論され、政府間での交渉プロセスの立ち上げが合意された開発目標。国ごとの能力等を考慮しつつ、すべての国に適用されるもの。2015年以降の国連の開発アジェンダに統合されることとされている。具体的な分野は明示されておらず、詳細については今後調整される予定。

＊用語解説

カルタヘナ議定書
2003年に発効。国境を越えた遺伝子組換え生物が自然界に放出されて、生物多様性の保全および持続可能な利用に悪影響を及ぼすのを防止するため、安全な移送、取扱い、利用について、十分な保護を確保するための措置を規定。

愛知目標（戦略計画2011-2020）
「ポスト2010年目標」とも呼ばれている。中長期目標として「2050年までに人と自然の共生の実現」を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施することを掲げ、「少なくとも陸域17%、海域10%が管理され、かつ保全される」など20の個別目標を採択。

名古屋議定書
ABS（遺伝資源へのアクセスとその利用から得られる利益の配分）に関する議定書。遺伝資源（医薬品や食品の開発につながる動植物や微生物）の利用から生じる利益を、資源提供者へ衡平に分配することを、先進国を中心とする資源利用者に求める。

名古屋・クアラルンプール補足議定書
遺伝子組換え生物の輸出入により、生物多様性の保全などへ悪影響が生じた場合、「責任と救済」（誰が責任を負うのかを特定し、この責任事業者に対して損害の防止策や原状回復などの対応措置を求めること）を規定。

ガボン　野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全
SATREPS〔注30〕　**地球規模課題対応国際科学技術協力（2009年９月～実施中）**

アフリカ中央部にあるコンゴ盆地は、アマゾンに次ぐ世界第二位の面積の熱帯林が広がる生物多様性に富んだ地域です。しかし、森林伐採などによる熱帯林の減少が懸念され、この地域の森林・生態系の保全が強く求められています。

ガボンはコンゴ盆地の中でも特に高い森林率を有し、生物多様性が高く、固有種が多く生息する地域です。ガボン政府は、自国の持つ豊かな生態系を守るため、国土面積の10%以上を占める地域を13の国立公園として指定し、エコツーリズムの導入などの取組を進めています。しかし、保全活動に必要な熱帯林生態系についての科学的データが十分に収集・分析されていませんでした。

日本は、京都大学を日本側の研究代表機関として、同大学とも長年研究協力を行っているガボン国立熱帯生態研究所と共に、ゾウやバッファロー、ゴリラ、チンパンジーなど大型ほ乳類が生息する、同国南部のムカラバ・ドゥドゥ国立公園で活動を行っています。このプロジェクトでは、生息する動植物の種類や現存量を調査し、科学的データに基づいて生物多様性の保全、人と野生生物の接触により発生する人獣共通感染症の予防、持続可能な方法によるエコツーリズムの促進などを目標とした支援を行い、ガボン政府による生物多様性保全の取組に貢献しています。（2012年12月時点）

研究者のキャンプサイトに現れたゴリラ（写真：JICA）

チュニジア　乾燥地生物資源の機能解析と有効利用
SATREPS（2010年５月～実施中）

チュニジアの乾燥地・半乾燥地に育成するオリーブ、ブドウ、および薬効植物等には、極度の乾燥などの過酷な環境を生き抜くための機能が備わっています。これらの植物の中には、ユニークな薬用機能成分が含まれていることが、現地の食文化や民間伝承で分かっていましたが、現地では機材も乏しく、機能の科学的な研究は行われていませんでした。このプロジェクトでは、これらの植物の機能解析と有効利用のための研究開発を行い、これを科学的に裏付けるデータを、次々と明らかにしつつあります。

日本は、筑波大学・北アフリカ研究センターを中心に、チュニジアの各研究機関と共同で、機能解析や食品・医薬品開発の可能性検証だけでなく、チュニジア国内の植物遺伝資源の保全につながる研究活動も同時に進めています。これらの植物に含まれる機能成分が特定されることで、将来、がん、動脈硬化、アルツハイマー病予防、アレルギー抑制、美白、肥満防止などに効果のある機能性食品・薬用化粧品・医薬品の開発に結びつくことが期待されます。また、研究結果を基に機能性の高い医薬品や健康食品の生産開発に利用できれば、生産者や加工業者の収入向上に貢献することも可能となります。（2012年12月時点）

国立乾燥地研究所にて現地薬効植物を調査
（写真：JICA）

注30　地球規模課題対応国際科学技術協力 SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

(2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。HIV/エイズと結核に同時に感染する重複感染や、従来の薬が治療効果を持たない多剤耐性・超多剤耐性の結核などの発生で、より深刻さを増していることも大きな問題です。また、新型インフルエンザや結核、マラリアなどの新興・再興感染症*への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた取組を強化することも引き続き国際的な課題です。

さらに、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」*には、世界全体で約10億人が感染しており、[注31]開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

＜日本の取組＞

●三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）」を通じた支援に力を入れています。世界基金は2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された、三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は同基金の生みの親として、2002年の設立時から資金支援を行ってきました。2010年9月のミレニアム開発目標（MDGs）国連首脳会合において、日本は世界基金に対して当面最大8億ドルを拠出することを表明し、さらに世界基金設立10周年を迎えた2012年1月には、ダボス会議（スイスのダボスで開催される世界経済フォーラム）において、世界基金に対する支援を引き続き行うことを改めて表明しました。日本は世界基金設立から2012年7月までに約16億ドルを拠出しました。この支援により、これまでに救われた命は650万人以上と推計されています。また、世界基金の支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、二国間支援でも補完できるようにしています。保健システムの強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間援助を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、「ストップ結核世界計画2006-2015年」[注32]に基づき、世界保健機関（WHO）が指定する結核対策を重点的に進める国や、蔓延（まんえん）状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策を促進してきました。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2010年にWHOが「ストップ結核世界計画2011-2015年」として改訂したことに合わせ、2011年に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を改訂し、新たな国際保健政策の下で、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金（UNICEF）との協力による支援を行っています。

殺虫剤に浸した蚊帳は、マラリア予防の有効な手段の一つ。供与された蚊帳を設置するニジェールの人々（写真：JICA）

注31　（出典）WHO “10 facts on neglected tropical diseases”　http://www.who.int/features/factfiles/neglected_tropical_diseases/en/index.html
注32　ストップ結核世界計画 Global Plan to Stop TB 2006-2015

●ポリオ

日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在国(ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国)であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲滅計画等を支援しています。また、パキスタンでは、2011年8月に民間のゲイツ財団と連携して、約50億円に及ぶ円借款を通じ、全国の5歳未満の子どもたち約3,200万人に対するポリオ・ワクチン接種活動を支援しています。さらに、2011年の10月には、ゲイツ財団等と協力して、世界ポリオ・デー関連イベントを東京で開催しました。

●顧みられない熱帯病

日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しています。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

●予防接種

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人以上の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。[注33] 開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGAVIアライアンス*に対して、日本は2011年に初の拠出となる930万ドルの支援を行いました。GAVIを通じた支援により、2011年までに救われた命は591万人と推計されており、さらにMDGs達成期限である2015年までに約400万人の命を救うことができると見積もられています。

現地のスタッフに喀痰(かくたん)塗抹検査の指導をする日本人専門家（写真：JICA）

時には戸別訪問をして、マラリア予防のために蚊帳の使用と修理方法などを伝える啓発活動を行うブルキナファソの青年海外協力隊（写真：飯塚明夫/JICA）

＊用語解説

新興・再興感染症

新興感染症:SARS(サース)(重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。
再興感染症:コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

顧みられない熱帯病

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等を指す。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるにもかかわらず、死亡に至るケースがある。また感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。

GAVIアライアンス(ワクチン予防接種世界同盟 GAVI：the Global Alliance for Vaccines and Immunization)

57か国(2012年7月現在)の開発途上国を対象として、予防接種の普及に取り組む官民パートナーシップ。加盟国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、NGOが連携して運営する。

注33　(出典)WHO "Health topics Immunization" http://www.who.int/topics/immunization/en

ミャンマー　主要感染症対策プロジェクト
技術協力プロジェクト（2005年１月～ 2012年１月／ 2012年３月～実施中）

ミャンマーでは、マラリア、結核が死因の第1位、2位となっており、HIV/エイズについても感染者は33万人を超え、これら3つの感染症への対策が差し迫った課題となっています。このプロジェクトではミャンマーの医療・行政関係者の能力向上を支援し、これら疾病の感染防止対策に貢献しています。結核については、患者発見および治療活動、検査技師指導、住民参加型の保健教育活動、民間病院、薬局やコミュニティとの連携促進を行っています。マラリアについては、コミュニティベースでのマラリア対策の実施（早期診断・迅速治療）や、マラリアの主要な治療薬への耐性を持ったマラリアの封じ込め支援、蚊帳や診断キットの供与、治療薬の普及に貢献しています。HIV/エイズについては、血液検査に関する技術指導や、献血者などへの啓発活動、その他の性感染症を含む検査能力等の向上やデータ管理および分析能力の改善に努めています。

また、ミャンマーでは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）による支援が2005年に一旦停止したため（2011年から再開）、マラリア対策の医薬品を効率的に供給することができなくなりました。そのため、日本は上記のプロジェクトを通して培ってきた知識・経験や、医薬品の供給を円滑に行うための管理システムを世界基金による実施事業に提供する形で協力しています。このように世界基金との連携により、ミャンマーでの感染症対策がさらに効果を上げることが期待されます。

（2012年12月時点）

ゾウに乗せて、マラリア対策の蚊帳を僻地に届ける（写真：JICA）

ニカラグア　シャーガス病対策プロジェクト
技術協力プロジェクト（2009年９月～実施中）

シャーガス病は中南米特有の寄生虫症で、感染経路にはサシガメという吸血性カメムシ（昆虫）が媒介して人間に感染する媒介虫感染、輸血などによる血液感染、そして母親から胎児への母子感染があります。病気が進行すると治療法がなく、10～20年後には心臓疾患等で死に至ることもあります。中南米に広く分布しており（感染者数推定750万人以上）、ニカラグアでは総人口約587万人のうち、少なくとも5万人の感染者が存在すると推定されています。媒介虫のサシガメは土壁や藁葺（わらぶ）きでできた家屋に好んで生息するため、感染する恐れのある人の多くがそのような家屋に居住する貧困層となっています。

本プロジェクトは、これまでグアテマラやホンジュラスなど中米の国々で培ってきた知識・経験を活用し、ニカラグア北部5県において、媒介虫による感染を持続的に制御することを目標として、①サシガメの生息状況を把握するための調査能力（血液検査・昆虫学的調査）、②サシガメの家屋内での繁殖を防止するための殺虫剤散布の運営管理能力、③サシガメを発見したら保健所に連絡するなど、住民と行政が連携したシャーガス病監視システムの運営管理能力、④サシガメが潜む環境を家屋内外からなくすための住居・衛生環境の改善などの技術指導や啓発活動を通じて、住民のシャーガス病予防能力、の4つの能力の強化を中心とした支援を実施しています。（2012年12月時点）

シャーガス病対策について話し合うメンバー（写真：JICA）

(3) 食料

栄養不足人口は、国連食糧農業機関(FAO)・IFAD・WFP共同の報告によると、1990年以降減少傾向にありますが、2007～2008年以降鈍化し、2010年から2012年の間、約8億6,800万人(推計値)が慢性的な栄養不足に苦しんでいるとされています。依然として高い水準であり、紛争、自然災害の発生や食料価格の高騰により、食糧支援の必要性は高まっています。また、社会的セーフティー・ネット(人々が安全で安心して暮らせる仕組み)の確立や栄養状態の改善、食料増産による需給バランスの改善、家畜の感染症への対策など、食料安全保障(すべての人が十分な食料を得る権利を持つことへの保障)を確立するための国際的な協調や多面的な施策が求められています。

FAOによると、今後これらの十分かつ適切な対策が取られれば、MDGsが掲げる「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準(23.2%)の半数(11.6%)に減少させる」という目標の達成に向けては、達成の範囲内(2012年時点で14.9%)と見られています。

＜日本の取組＞

このような状況を踏まえ、日本は、食糧不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧援助を行っています。2011年度には、二国間食糧援助として13か国に対し計49億円の支援を行いました。

国際機関を通じた二国間支援では、主に国連世界食糧計画(WFP)を通じて、緊急食糧援助、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。2011年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額約2億8,186万ドルを拠出しました。

また日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。口蹄疫(こうていえき)などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み(GF-TADs)[注34]など国際獣疫事務局(OIE)やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。

中央アフリカ　国内避難民およびスーダン/コンゴ民主共和国からの難民に対する食糧支援
対WFP拠出(2011年1月～2011年10月)

日本は国連世界食糧計画(WFP)と協力して、中央アフリカにおいて度重なる政情不安の影響で、国内避難民となることを余儀なくされている人々に対し、食糧支援を行っています。同国は資源が豊富であるにもかかわらず、経済は低迷しており、インフラの整備も乏しく、世界で最も貧しい国の中の一つです。国内避難民の数は18万人、隣国のチャドやカメルーンで暮らす中央アフリカ難民も14万人に上るといわれています。多くの人々が土地を離れたため、農業も後退しており、食料不足は深刻です。紛争の影響を受けた人々の生活の復旧・復興を目指す中、日本の支援は栄養不良の5歳以下の子どもや妊婦、授乳期の女性の栄養強化プログラムにも役立てられています。

また、中央アフリカには治安の悪化に伴い祖国を逃れた隣国のスーダンやコンゴ民主共和国からの難民がおよそ2万人います。日本はWFPを通じ、難民への命をつなぐための食糧支援も実施しています。

難民キャンプに到着し、登録を済ませた難民の家族にはまず、とうもろこしの粉、豆、食用油、塩などの1か月分の食料が支給されます。日本の支援により、約6万人の国難避難民、ならびに約1万4,000人の難民に食糧支援を行うことができました。

2008年に実施された第4回アフリカ開発会議(TICAD(ティカッド) IV)において、日本はアフリカ諸国の農業・食糧分野における取組への協力も強化することを表明しています。この支援はそれを具体化するものです。

日本の支援で届いたトウモロコシの粉の配給を受け取りに来たスーダン難民の母と子 (写真：WFP)

注34　越境性感染症の防疫のための世界的枠組み GF-TADs：Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

(4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電気が供給されていない地域の人々が約13億人もいます。[注35] これは世界の人口の20％に相当します。電気やガスなどの電力供給のエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層進ませ、医療サービスや教育を受ける機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

＜日本の取組＞

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備を支援しています。

アブダビで開催された国際再生可能エネルギー機関総会で発言を行う城内実外務大臣政務官

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行っています。日本はこうした支援を通じて、開発途上の資源国との互恵的な関係の強化を図り、また、企業による資源の開発、生産や輸送を促進し、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に努めます。国際協力銀行（JBIC）[注36]、日本貿易保険（NEXI）[注37]、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）[注38] による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)[注39]を積極的に支援しています。EITIは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、政府は受け取った金額を報告し、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。36の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。

注35　（出典）国際エネルギー機関「2011年世界エネルギー展望」（2009年時点の推定）
注36　国際協力銀行 JBIC：Japan Bank for International Cooperation
注37　日本貿易保険 NEXI：Nippon Export and Investment Insurance
注38　石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC：Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
注39　採取産業透明性イニシアティブ EITI：Extractive Industries Transparency Initiative

インドネシア　クリーンコールテクノロジー（CCT）導入促進プロジェクト
有償勘定技術支援-円借款附帯プロジェクト（開発計画調査型）（2011年4月～2012年7月）

インドネシアでは近年の経済成長に伴い、人口・産業が集中しているジャワ島やスマトラ島を中心に電力需要が急速に増加しており、早急な電力供給能力の増強を必要としています。この状況に対して、インドネシア政府は電源開発を短期的に集中して実施する計画を策定し、特に、国内に多くの埋蔵量が確認されている石炭を利用した火力発電所の開発を積極的に進めています。一方で、インドネシアは気候変動対策への取組も強化しており、2020年までに温室効果ガスの排出量を大幅に削減する目標を掲げています。このため、インドネシア政府は、石炭の効率的な利用により温室効果ガスの排出を抑制して、環境負荷を軽減させる技術であるクリーンコールテクノロジー（CCT）※の導入を目指しています。

CCT分野で優れた技術を持つ日本は、インドネシアからの協力要請を受け、日本の技術・知識・経験を活かしつつ、CCT導入ロードマップ（行程表）の策定、教育訓練を通じた人材育成、モデルとなる石炭火力発電所開発の予備調査などの協力を実施しました。この協力を通じて、インドネシアにおける安定的な電力確保と気候変動対策の両面に貢献するとともに、日本の技術の普及、さらには日本の電力インフラ輸出の促進にも役立てられることが期待されます。（99ページ参照）

※ クリーンコールテクノロジー：石炭を燃やす際に発生する二酸化炭素や有害物質を減らし、環境にやさしい石炭活用を行うための技術。石炭の採掘から、発電所等での燃焼時、燃焼後の灰処理の段階にわたる広い範囲で活用される。

インドネシアのCCT導入の最新の動向を紹介したセミナーには、民間企業も数多く参加した（写真：JICA）

タンザニアのTANESCO Training Schoolにて模擬変圧器の前でカウンターパートと訓練計画について議論するJICA専門家（写真：久野真一/JICA）

開発協力トピックス

日本の環境技術のＯＤＡへの活用

現在、国際社会は気候変動など、様々な環境問題に直面しています。その多くは、多数の国に影響を及ぼす国境を越えた地球規模の課題であり、これらへの取組は世界共通の課題ですが、途上国の多くは十分な対応が行うことができずにいます。経済発展を目指す途上国は、知識や技術の不足から、環境を顧みずに経済成長を推進しようとする傾向があります。また、中国やインドといった急速に成長を遂げている新興国では、既に大気汚染などの問題が深刻になりつつあります。日本は、1960年代以降の高度経済成長期に自らが直面した公害から多くの教訓を学び、今では世界をリードする有数の環境技術先進国となっています。日本の優れた環境技術を活用し、ODAを通じて途上国の持続可能な開発の実現に貢献していくことは、日本の科学技術外交を推進し、同時に地球規模課題への取組を強化することにつながります。

気候変動についていえば、日本は2009年の国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、「気候変動分野における途上国支援」を表明し、気候変動対策に取り組む途上国や、気候変動の影響を受けやすい途上国を対象に、2009年から2012年2月末までに官民で合わせて約132億ドル規模の支援を実施しています。この支援の一環として、ケニアにおける地熱発電設備の設置事業やモルドバにおける太陽光発電設備の設置事業など、日本企業の技術・製品を活用したODAプロジェクトを実施しています。また、日本は、このような再生可能エネルギー導入に対する支援に加え、石炭火力発電効率の向上などの省エネルギー化への支援も行っています。現在、世界全体の発電量の4割が石炭によってまかなわれており、石炭の効率的利用のような低炭素技術の促進は気候変動対策にとって大変有効な手段になります。日本は、クリーンコールテクノロジーと呼ばれる、石炭を効率的に利用し、環境負荷を抑える技術を有しており、インドネシアなどでこの技術を活用した支援を行っています。そのほかにも、日本の環境技術は、たとえばベトナムにおける「天然ゴムを用いる炭素循環システムの構築プロジェクト」において、天然ゴム増産に伴う環境負荷低減への取組や基盤技術の確立に用いられるなど、様々な分野で活用されています。

加えて、2012年6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）で、日本は「緑の未来」イニシアティブを表明しました。その中には、環境分野の知識・経験や技術を持つ専門家などで編成する「緑の未来協力隊」や、「再生可能エネルギー等の気候変動分野と防災分野へのそれぞれ30億ドルの支援」など、日本の優れた環境技術を活用した施策が含まれており、これらを着実に実施していきます。このイニシアティブでも構築を表明した「二国間オフセット・クレジット制度」は、日本の低炭素技術などを相手国に提供することなどを通じて、相手国の温室効果ガス削減に貢献し、その貢献分を日本の温室効果ガス排出削減目標の達成に活用する制度です。京都議定書で認められている現行のクリーン開発メカニズム（CDM）[注1]は承認手続きが煩雑で時間を要するなどの課題があるとの指摘がなされています。この制度はCDMを補完するものであり、制度の早期実現に向け、現在、アジア諸国を中心にプロジェクトの実現可能性調査事業などを行うとともに、各国との協議を積極的に進めているところです。

また、日本は2008年から、地球規模課題の解決および科学技術水準の向上につながる新たな知識・経験を得るとともに、国際共同研究を通じて途上国の自立的研究開発能力の向上と課題解決に役立つ持続的な活動体制づくりを目的に、日本と途上国の研究者が国際共同研究を行う「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）[注2]」をマレーシアにおける「アジア地域の低炭素社会シナリオの開発」、インドネシアにおける「泥炭・森林における火災と炭素管理」プロジェクトなどで実施しています。

精製天然ゴムラティックスを作る様子。この協力を通じて天然ゴムの高機能化をもたらす技術と炭素循環の基盤技術の開発を支援する（写真：JICA）

注1　クリーン開発メカニズム CDM：Clean Development Mechanism
注2　地球規模課題対応国際科学技術協力 SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

援助の現場から 9

独自技術で取り組む太陽光発電

～ガーナで活動するシニア海外ボランティア～

自動太陽追跡パネル「ソーラーキング」と円子さん
(写真：円子正良)

2012年3月、アフリカ西部のガーナの首都アクラで国際貿易見本市が開催されました。各地から様々な商品が出品された会場の一画では、クマシ技術短期大学のブースに人だかりができています。国内に70余りある大学の中でこの見本市に参加したのは、同大学が初めてです。展示品は「フフママ」。ガーナではヤムイモなどをお餅のようについたフフが主食ですが、この装置は太陽光発電による電力でフフをつくものです。

大学の関係者が熱心に説明する様子を微笑ましく眺めるのは、円子正良（まるこまさよし）さんです。円子さんはJICAのシニアボランティアとして教員や学生に実践的な電子工学を教えています。「太陽光発電装置の出品だったため、会場は温度計が壊れてしまいそうな炎天下のテントでした。それでも、同僚の講師たちは19日間の期間中、不平顔一つしませんでした。見本市への参加は、具体的目標を立てて学生にやる気を起こさせる目的もあって、いわば私の先走りで半ば強引に行いました。学校側には当初かなりの戸惑いがありましたが、学部長や生徒部長も頻繁に会場に訪れ、メディアの取材にも積極的に対応してくれました。」

ガーナでは、農村地域での電力供給網の整備が進んでいません。とりわけ同国北部の3州は貧しい地域で、集落が分散しているために、送電線を整備するコストが割高になり、送電網からの電気を利用できるのはわずかに35%にとどまっています。一方、この3州は日射量が多いことから、送電網に依存しない太陽光発電への期待が高まっています。円子さんは青森県十和田市でカーオーディオの専門店を営んでいました。電子工学の知識と技術を持つ円子さんのお店には、オーディオだけでなくあらゆる種類の電気製品の修理が持ち込まれてきました。JICAのボランティア経験者の知人に、「あなたの技術は絶対に役に立つ」と熱く語られたことがきっかけで、JICAのシニア海外ボランティアに応募しました。ガーナの焼きつけるような日差しを太陽光発電の源ととらえる円子さんは、「開発途上国の多くは赤道近くに集中しています。ここガーナにも、究極のクリーンエネルギーはふんだんにあり、将来は輸出大国の可能性があります。」といいます。

国際貿易見本市会場でフフママを見学する高校生たち（写真：円子正良）

しかし、ガーナでは電子工学の知識を持った技術者が多くないため、一般の電子機器もそうですが、もし太陽光発電装置が故障すると修理ができず、新品に買い替えるしかありません。ガーナ第二の都市クマシにある技術短期大学に赴任した円子さんは、太陽光発電の普及を目指し、電子機器の製作や修理など実践的な指導を行っています。冒頭に登場したフフママも、太陽光発電の具体的な活用法として学生たちと一緒に製作したものです。見本市にはほかに、電動ミシンの「ソーラーテイラー」、夜間の照明としてローソク代わりに使う発光ダイオード照明灯なども出品されました。

杵で勢いよくヤムイモをつくフフママですが、直流(DC)のまま駆動させているので電力の無駄がなく、ソーラーパネルは55Wのものが1枚だけで十分です。従来の太陽光発電では、家庭用電源と併用できるように蓄電した直流をわざわざ交流に変換しますが、これには高価な変換機が必要であり、変換に伴う電力のロスも生じます。電子機器のほとんどはもともと、それぞれの機器内部で変換された直流電源で作動しています。円子さんは、直流で蓄電した電気をそのまま直流で使用しています。この方法論は、日本の地方都市であらゆる修理に応じてきた経験から生まれた発想によるものといえるでしょう。

現在は究極の発電効率を目指して、学生とともに自動太陽追跡パネル「ソーラーキング」を製作中です。このパネルは1時間おきに太陽を追い、夜間は休眠、翌朝再び働き始めるというものです。円子さんは、ガーナという国が先進諸国に追随するのではなく、独自の方法論を開発していってほしいとの考えから自らが開発したオリジナルの太陽光発電の指導を行っており、今後もその独自性を大切にしてほしいと語ります。「目先のことにとらわれることなく、これからの長い歴史を独自の着眼と手腕で切り開いていってほしいと思っています。どの国にとっても、ただ単に他人のものに憧れるのではなく、自分たちにとって何が必要かを見極めていく時代に差しかかっているように思います。」

(5) 防災と災害援助

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱（ぜいじゃく）な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な影響を与えています。

＜日本の取組＞

日本は、地震や台風など過去の自然災害経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的に支援を行っています。2005年には、神戸で開催された第２回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力で成し遂げることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

2012年の７月３、４日、被災地である東北３県で「世界防災閣僚会議in東北」を開催し、防災の主流化・強靱（きょうじん）な社会の構築の必要性、人間の安全保障の重要性、ハード・ソフトを組み合わせた防災力最大化の必要性、幅広い関係者の垣根を越えた連携の必要性、気候変動・都市化などの新たな災害リスクへの対処の重要性などを確認し、これらを総合的に推進していく「21世紀型の防災」の必要性を世界に向けて発信しました。また、21世紀型防災を実際に推進していくために、ポストMDGsへの防災の位置付け、および、本会議の成果を踏まえたポスト兵庫行動枠組の策定の必要性を各国と確認しました。

また、今後３年間で30億ドルを防災分野で資金提供することを表明しました。

●国際緊急援助

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国の政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム（被災者の捜索・救助活動を行う）、②医療チーム（医療活動を行う）、③専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う）、④自衛隊部隊（大規模な災害が発生し、特に必要があると認められる場合に派遣される）の４つがあります。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外６か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常に備蓄しており、災害が発生したときにはすぐに被災国に物資を供与できる体制にあります。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関・赤十字に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。

2011年度においては、ロシア、タイに対して計５チームの国際緊急援助隊を派遣し、カンボジア、ベトナム、フィリピン、モザンビークなど18か国に対して計19件の緊急援助物資の供与を行いました。また緊急無償資金協力については、2011年度に災害緊急援助として、パキスタン、タイ、トルコ等の計12か国に対し約41億円、民主化支援としてキルギス、イエメン、ギニアビサウに対し約1.6億円を供与しました。

特に、タイにおける洪水被害に対しては2011年10月に、２回にわたり合計5,500万円相当の緊急援助物資（救援ボート用船外機等）を供与するとともに、国際緊急援助隊専門家チーム（上水道、地下鉄、空港施設の洪水対策専門家）を派遣、11月には緊急無償資金協力を実施し、国際緊急援助隊専門家チーム（排水ポンプ車チーム）を派遣しました。（詳しくは43ページ参照）

ニュージーランド地震の被災地で捜索活動を行う日本の国際緊急援助隊救助チーム（写真：JICA）

●国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」[注40]への協力を行っています。このファシリティ（基金）は、災害に対して脆弱（ぜいじゃく）な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略（UNISDR）[注41]事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

2011年5月には、スイスのジュネーブにて防災グローバル・プラットフォームの第3回会合が開催され、世界各国から168か国および25の国際機関、65の民間団体・NGO等から2,600名以上が参加しました。日本は第3回国連防災世界会議を日本で開催する用意があることを表明しました。

神戸での第2回国連防災世界会議から7年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォローアップに積極的に取り組んでいます。

また、ASEAN（アセアン）防災人道支援調整センター（AHA（アハ）センター（41ページ参照））[注42]に対して、通信設備の支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

注40　世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery
注41　国連国際防災戦略 UNISDR：United Nations International Strategy for Disaster Reduction
注42　ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）AHA Centre：ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

アルメニア　地震リスク評価･防災計画策定プロジェクト
開発計画調査型技術協力（2010年８月～2012年10月）

アルメニアはアルプス･ヒマラヤ造山帯に位置する国で、日本と同じく、常に地震の脅威にさらされています。特に、1988年に発生した北西部スピタク市付近の地震（マグニチュード6.7）は2万5,000人以上の犠牲者を出す大災害となりました。日本はこの際、国際緊急援助隊の派遣、物資･資金の供与などの援助を行いました。

このような事情から、アルメニアにおいては地震防災に対する関心が高く、日本はこれまでも地滑り対策などの技術協力を行ってきました。2010年8月から新たに開始された本プロジェクトは、災害予防、応急対応、復旧･復興という3つの段階を視野に入れ、全人口の約3分の1が集中するアルメニアの首都エレバン市の地震防災計画を作成しようというものです。具体的には、①エレバン市で大地震が発生した場合の建物や人的被害のシミュレーションを行い、地震災害のシナリオの作成、②短時間で災害情報を伝達できる即時震度分布表示システムの導入、③防災計画･避難計画の作成、④地震発生時に災害対応を行う非常事態救助庁が、地震災害後により早く機能するための業務継続計画の作成などを実施しました。

日本･アルメニアの防災協力は、2012年6月のサルグシャン･アルメニア大統領訪日に際して発表された共同声明においても、今後の両国関係発展の一つの柱として言及されています。

アルメニア地震研究所に対して、トレンチ（溝）調査のセミナーを実施する日本人専門家（写真：JICA）

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、不法な移民、女性や子どもの人身取引、現金の密輸出入、通貨の偽造および資金洗浄(マネーロンダリング)*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。また、2001年9月の米国同時多発テロ事件から10年目に当たる2011年には、5月に国際テロ組織「アル・カーイダ」の指導者であったウサマ・ビン・ラーディンが死亡しましたが、アル・カーイダのテロ手法の影響を受けた関連組織による過激な暴力活動が新たな脅威となっています。

国境を越える国際組織犯罪、海賊行為やテロ行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

●薬物対策

日本は国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)[注43]の国連薬物統制計画(UNDCP)[注44]基金への拠出などを行い、アジア諸国を中心に開発途上国を支援しています。2011年度には、約126万ドルのUNDCP基金への拠出を活用して、ミャンマーにおける「けし(麻薬の一種であるアヘンの材料になる植物)」の不正栽培を監視し、モニタリングを行う事業、東南アジア地域等における合成薬物のモニタリングに関する事業などを実施しました。また、2012年3月には、UNDCP基金と犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)[注45]に、アフガニスタンとその周辺諸国の薬物対策と国境管理支援のため、1,360万ドルの拠出を行いました。また、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じて、薬物犯罪者処遇についての研修を実施しました。

ナンガルハール県シェワ郡で麻薬の材料となるポピーの畑を取り締まるアフガニスタン警察(写真:サイッド・ジャン・サバウーン/JICA)

注43　国連薬物犯罪事務所 UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime
注44　国連薬物統制計画 UNDCP:United Nations International Drug Control Programme
注45　犯罪防止刑事司法基金 CPCJF:Crime Prevention and Criminal Justice Fund

●人身取引対策

日本は、2011年度には、UNODCのCPCJF（前項「薬物対策」参照）に、人身取引対策プロジェクトのため、約4万1,000ドルを拠出しました。さらに2011年8月には、日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金を通じて、国際移住機関（IOM）[注46]等が実施する「インドネシアにおける人身取引被害者の保護と能力強化」事業に対し、約236万ドルの支援を決定しました。

人身取引対策については、被害者の緩和ケア（芸術療法等を通じた心理ケア）および社会復帰のための支援に重点的に取り組んでいます。これまでにCPCJFへ拠出することで、タイのパタヤにおける人身取引対策プロジェクト（人身取引および性的搾取からの子どもの保護）や、フィリピンの人身取引に関する捜査実務手続きの基準を促進するための警察支援を実施しました。今後も東南アジアを中心に支援を行っていくことを検討しています。また、日本で保護された人身取引被害者については、IOMを通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援しています。さらに日本は、不法移民・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。また、UNAFEIを通じて、人身取引対策についての研修を実施しました。

●テロ対策

国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにし、テロに対する弱点を克服するように努めなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に、テロ対策等治安無償資金協力が創設された2006年以降、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとってとりわけ重要であり、より一層力を入れて支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空の保安、港湾・海上の保安、税関での協力、輸出の管理、法執行のための協力、テロ資金対策（テロリストやテロ組織への資金の流れを断つための対策）、テロ防止に関連する諸条約の締結を促進するなど各分野において、機材の供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。

たとえば、2011年12月には中央アジア諸国からテロ対策の関係者を招き、テロ防止関連条約の理解を深め、条約の締結を促進することを目的としたセミナーを開催しました。さらに、日本は2011年度にUNODCテロ防止部へ約4万1,000ドルの拠出を行い、インドネシアを中心としたASEAN（アセアン）諸国に対しテロ対策法整備のための支援を実施しました。

ヨルダン　空港治安対策強化計画
テロ対策等治安無償（2009年８月～実施中）

ヨルダンは、周りをイラク、イスラエル、パレスチナ、シリア、サウジアラビアに囲まれ、周辺諸国の情勢に影響を受けやすい状況にあります。現在、ヨルダンは、中東諸国において比較的治安が安定していますが、過去には、周辺諸国から不法に武器が持ち込まれ、ヨルダン国内でテロが発生したとされる事件も起こっています。また、ヨルダンでは観光業が主な産業の一つですが、観光業の発展のためには治安の維持が欠かせません。ヨルダンの玄関口である首都アンマンの国際空港は、旅客数は年間約540万人、貨物量は年間8.3万トン（いずれも2010年実績）を誇る中東諸国の拠点（ハブ）空港です。これまで、保安機材の不足から、空港区域に入る旅客および貨物に対する検査が、目視検査とランダムな開梱（かいこん）検査に頼らざるを得ない状況でした。また、貨物検査に長い時間がかかっていたため、円滑な物流を阻害していました。このような状況を解決するため、日本は無償資金協力によりX線検査装置や爆発物検査装置等の機材を整備することを決定しました。最も有効な治安対策の一つは「水際で防ぐこと」ですが、日本の支援により、同空港の保安体制が強化され、テロ行為を未然に防ぐとともに、これまで平均2時間かかっていたコンテナの検査が数分に短縮されることで、物流の促進にも貢献しています。（2012年12月時点）

X線検査装置を建設（写真：JICA）

注46　国際移住機関 IOM：International Organization for Migration

●腐敗対策

腐敗対策については、CPCJFへ拠出することで、これまでにベトナムやラオスにおける腐敗防止対策セミナーの開催を支援し、日本のODAの受取国でもあるこれら諸国において腐敗対策の取組を強化することに貢献しました。2011年度もセミナー開催のため、約4万1,000ドルを拠出しており、今後は、ラオス、カンボジアにおいて同様のセミナーを実施することになっています。

また、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、様々な研修・セミナーを実施しました。これらの研修・セミナーは、「証人・内部通報者の保護及び協力の確保」、「腐敗予防」など国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点をテーマとしており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

●海賊行為への対策

日本は、エネルギーや食料資源の輸入、また、貿易の多くを海上輸送に依存している海洋国家です。テロ・海賊対策といった、海上の船の航行を安全に保つための対策は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題です。加えて、海上の安全は、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案が多発しています。国際社会全体による取組は一定の成果を上げ、乗っ取り率は低下する傾向にあるものの、海賊による攻撃の発生件数は年間237件(2011年)に達するなど依然として高い水準にあります。発生海域もソマリア沖・アデン湾からインド洋西部全体に拡大し、船の航行の安全にとって大きな脅威となっています。

こうした脅威に対し、日本は2009年6月に成立した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(海賊対処法)に基づき、海上自衛隊の護衛艦2隻およびP-3C哨戒機(しょうかいき)2機をソマリア沖・アデン湾に派遣し、海賊対処行動を実施しています。また、海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行うため、日本の海上保安官が護衛艦に同乗しています。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上での護衛活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO)[注47]が推進しているジブチ行動指針(ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み)の実施のためにIMOに1,460万ドルを拠出し、IMOはこれを元に信託基金を創設しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援を行うとともに、ジブチに訓練センターを設立中です。現在IMOにより、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金に対し累計350万ドルを拠出し、海賊の再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、ソマリアにおいて和平が実現するように2007年以降、ソマリア国内の治安の強化、および人道支援・インフラ整備のために約2億2,910万ドルの支援も実施しました。

＊用語解説

資金洗浄(マネーロンダリング)

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例)麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

注47　国際海事機関 IMO：International Maritime Organization　2012年1月1日より、IMO事務局長に関水康司前IMO海上安全部長が就任した

4. 平和構築

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、長年にわたる開発の努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。たとえば、2005年に設立された国連平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われています。

＜日本の取組＞

日本は、紛争下における難民の支援や食糧支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）[注48]への取組を支援します。そして治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着し、次の紛争が起こらないようにするため、その国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。このような支援を継ぎ目なく行うために、国際機関を通じた二国間支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせて対応しています。

JICAのルワンダで行われている障害のある除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト（写真：渋谷敦志/JICA）

注48　元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration

ODAによる平和構築支援

エジプト　エジプトの新しい国づくりへの支援
選挙支援

いわゆる「アラブの春」で、30年続いたムバラク政権の崩壊後、エジプトは新しい国づくりという課題に直面しています。新議会と新大統領、新憲法をつくり上げていく政治プロセスが始まり、アラブの春が本当の「春」となるかどうか、「選挙」が重要な鍵となります。

日本は、ムバラク政権崩壊後の2011年2月、エジプト政府からの支援要請を受け、同年3月に選挙支援専門家をエジプトに派遣。次いで7月には現地セミナーをカイロにて開催し、日本人専門家が選挙制度、政治資金などについて選挙委員会をはじめ関係機関に解説し、選挙準備実施体制強化を図りました。10月には、投票日を控えたエジプトで、民主的な選挙報道をテーマに、エジプト国営放送局でメディア関係者向けのセミナーを開催しました。また、選挙委員会の新しい機能であるメディアセンター等の設置に際して機材支援を行い、新しい選挙に臨むエジプトの有権者への情報提供を促進し、投票率の向上、無効票の減少にも貢献しました。

「現地の自主性を尊重する」、「中立で公平な選挙の実現の鍵を握るメディアを支援」といった、日本が培った選挙支援の知識と経験は、今回のエジプト支援でも十分に活かされています。日本のエジプトでの選挙支援が、新発足する議会支援、常設機関となる中央・地方の選挙委員会への支援へとつながっていくことが期待されています。

人民議会選挙における投票所の様子（写真：松田泰幸/在エジプト日本大使館）

スリランカ　マナー県再定住コミュニティ緊急復旧計画プロジェクト
有償勘定技術支援-円借款附帯プロジェクト（開発計画調査型）（2010年３月～2012年７月）

スリランカでは、約26年間続いた政府軍とタミル・イーラム解放の虎（LTTE）による紛争が2009年に終結し、約28万人とされた国内避難民（IDP）が紛争の舞台となった北部を中心に故郷に帰っています。中でも自然条件が厳しく、貧困率も高いマナー県には、内戦終結後、2012年7月までに約9万2,000人が帰還しましたが、同県は以前から開発が遅れていた上、戦闘により住居や公共施設、農業や漁業のための設備などが破壊され、帰還民は生計手段を再建することが難しい状況にあります。

このような状況の中、日本はマナー県の11の村の24コミュニティで、生活基盤の再建から生計手段の確保、住民組織の強化にわたるまで包括的な支援を行い、帰還民の再定住を支援しています。これまで給水設備の復旧、コミュニティセンターの再建、地鶏の孵化（ふか）場建設、マット（ござ）生産やパン製造のための機器機材の供与、漁業組合に対する会計マネジメント研修の実施などを通じ、同県の計約7,640人に支援を行いました。また、こうした地域に根ざした復旧事業を通じて得た生活再建における知識・経験を活かして、今後のマナー県全体の生産活動の再開に向けた総合的な開発計画を作成しました。今後、住民の大部分を帰還民が占める同県全域を対象に、日本が作成した計画を基にスリランカ自身による復興、開発が期待されます。

生計確保のために紛争前から作っていたござ作りを再開、生産施設の再建や機織り機の供与を行った（写真：JICA）

●平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められるものは、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から、現場で活躍できる日本やアジアの文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施しています。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関などの現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援を柱としています。これまでに185名の日本人およびその他のアジア人が研修コースに参加しました。その研修員の多くが、南スーダン、シエラレオネやアフガニスタンなどの平和構築の現場で活躍しています。

(1) アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンとパキスタンにおいて不安定な情勢が続いていることは、両国やその周辺地域だけでなく世界全体の問題です。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。そして、アフガニスタンとの国境地域においてテロを排除するための作戦(掃討(そうとう)作戦)を実施するなどテロの撲滅に重要な役割を果たしているパキスタンの安定も、周辺地域や国際社会の平和と安定の鍵となっています。

< 日本の取組 >

●アフガニスタン

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約41億5,300万ドルに上ります。

2012年7月8日、日本は、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンとの共催で開催しました。東京会合においては、カルザイ・アフガニスタン大統領、潘基文(パンギムン)国連事務総長、クリントン米国務長官をはじめとする約80の国および国際機関等の代表が参加する中、治安権限移譲後の「変革の10年」(2015年-2024年)にわたるアフガニスタンと国際社会の新たなパートナーシップを示す「東京宣言」を発表しました。日本は、アフガニスタンに対し、2012年よりおおむね5年間で開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援を行うことを表明しました。また、アフガニスタンと周辺諸国との地域協力を促進する観点から、アフガニスタンの周辺諸国に対し、総額約10億ドル規模の事業を行うことを表明しました。(詳しくは112ページ参照)

●パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に国際社会と協調してテロ対策を行うことをパキスタンが表明して以来、日本はパキスタンに対して積極的な支援活動を行っています。2009年4月には、東京において日本政府と世界銀行とが共同でパキスタン支援国会合を開催し、日本は同国に対し2年間で最大10億ドルの支援を表明しました。[注49] さらに、同年11月には「テロの脅威に対処するための新戦略」を発表し、パキスタンの持続的で安定した発展のために、経済成長、マクロ経済改革や貧困削減、アフガニスタンとの国境に位置し、国内外武装勢力の温床となっているハイバル・パフトゥンハー州(旧北西辺境州)および連邦直轄部族地域の人々の生活の安定などを重点分野とし、10億ドルを超える支援を着実に実施しました。[注50]

JICAからの技術移転を受けたイラン人講師から、車輌整備技術を学ぶアフガニスタン研修員(写真:JICA)

注49　経済・金融等を含めたマクロ経済の安定化を目的とした国際通貨基金(IMF)プログラムの実施が前提
注50　支援には、2010年度大洪水への支援も含む

日本のアフガニスタン支援の主な実績

治安維持能力強化	●警察官給与支援により、警察官の増員を支援 （警察官の人数：2008年約7.2万人→2012年15.7万人） ●警察官の識字教育、日本・トルコでの研修・訓練 ●地雷対策支援:約90km²の地雷除去、87万人に対する地雷回避訓練
元兵士の社会への再統合	●約6万人の元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 ●737の非合法武装集団の解体 ●約27.6万の武器を回収 ★これまでに約5,000人の元タリバーン等兵士が再統合に応じている
教育	●800以上の学校の建設・修復を実施し、約70万人以上の生徒の学習を支援 ●1万人の教師育成、教師用教材の作成 ●UNESCOを通じた60万人の識字教育 ●15の職業訓練センター建設・整備 ★日本をはじめとする国際社会の支援により、 就学児童数：100万人未満（2001年）→800万人以上（2011年）
保健・医療	●小児感染症予防のためのワクチン供与（ポリオ、BCG等） ●約90の診療所建設・整備 ●結核対策、母子保健分野の技術協力 ●安全な飲料水の提供 ★日本をはじめとする国際社会の支援により、 基礎医療を受けることが可能な国民の割合：8%（2001年）→57%（2012年） 乳幼児死亡率：165人/1,000人（2003年）→77人/1,000人（2010年）
農業	●稲作支援（試験場でのコメ生産が約3倍に増加） ●FAOを通じた高品質コムギ種子等の配布により、コムギ生産量が約20%増加する見込み ●FAOを通じて約4.3万ヘクタールの灌漑（かんがい）施設を整備
インフラ整備	●幹線道路約700kmの整備 ●カブール国際空港ターミナル関連施設の整備・改修 ●カブール首都圏開発の総合計画策定

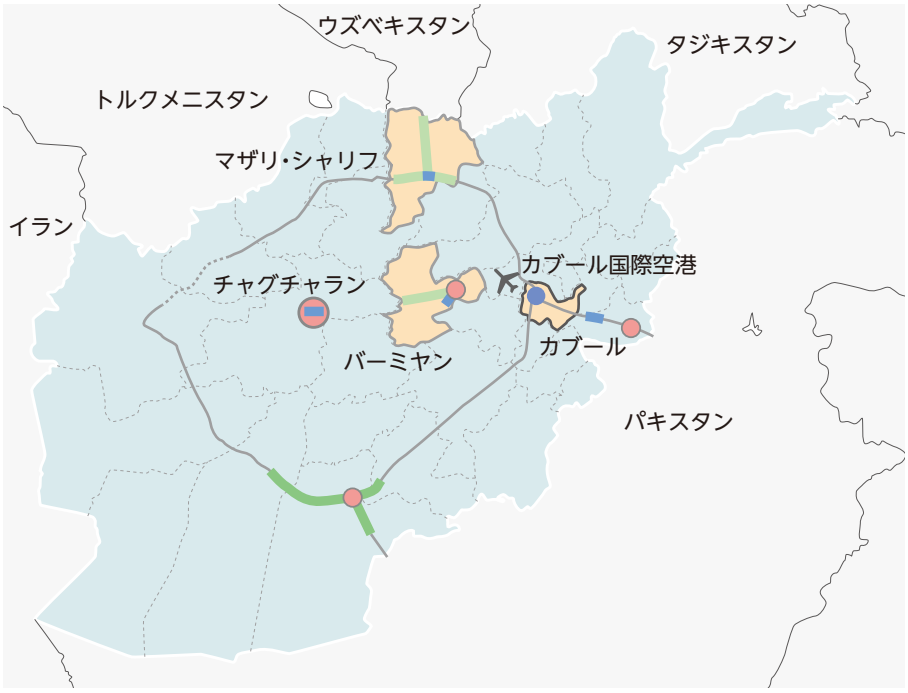

道路建設実施済

道路建設実施中

日本の開発支援重点地域

開発協力トピックス

アフガニスタンに関する東京会合

2012年7月8日、日本政府はアフガニスタン政府と共に、「アフガニスタンに関する東京会合」を開催しました。この会合には、カルザイ・アフガニスタン大統領、潘基文（バンギムン）国連事務総長、米国のクリントン国務長官をはじめ、世界中から55の国と25の国際機関・市民社会等の代表が参加し、2015年から2024年の「変革の10年」※においても、アフガニスタンの自立と開発に向けた努力を国際社会が支えていくという意思が表明されました。この会合の狙いは、こうした国際社会の協力の強い意思を示すことで、「2015年以降も国際社会はアフガニスタンを見捨てない」というメッセージを出すことにありました。

※2011年12月にドイツのボンで開催されたボン会合において、アフガニスタンの治安維持についての責任が国際治安支援部隊（ISAF）[注1]からアフガニスタン政府側に完全に移譲される2014年末より後の10年間を「変革の10年」と名付け、国際社会とアフガニスタンの新たな協力関係を深めることに合意しています。

■ 東京会合の狙い

「アフガニスタンを見捨てない」とはどういうことでしょうか。若干歴史をさかのぼると、それが明確になります。冷戦の最中である1979年には、ソ連がアフガニスタンに侵攻し、アフガニスタンにおいて共産主義政権が成立しました。しかし、冷戦終結後には国際社会のアフガニスタンへの関心は薄れていきます。特に1991年のソ連崩壊を受けて、1992年にはムジャヒディン（ソ連侵攻に対するイスラム義勇兵）政権が共産主義政権を打倒しました。それ以降、アフガニスタンでは各派間の勢力争いにより、内戦状態に陥った結果、1996年にタリバーンが政権を取り、極端なイスラム原理主義に基づいた政治を行うとともに、アフガニスタン内で国際テロ組織アル・カーイダの根拠地となって、それが、2001年9月11日の同時多発テロの悲劇を招くことにつながりました。国際社会には、こうした冷戦終結とソ連崩壊に伴う国際社会の関心低下が、タリバーンをはじめとするテロ組織の伸張を招いたのではないかとの反省があります。

現在アフガニスタンでは、これまでISAFが担ってきたアフガニスタンの治安維持の役割を、アフガニスタン政府に移譲するとのプロセスが進行中であり、2014年末を目標にISAFは撤収し、アフガニスタン政府が治安維持の任務を完全に担うことになります。今回の会合は、冷戦後の経験を踏まえて、治安権限移譲後の2015年以降も、国際社会が支援し続けるとの意思をアフガニスタン国民および反政府武装勢力にアピールすることで、タリバーンやテロ組織が再び活発になることを防ぐ狙いがありました。

世界中から55か国と25の国際機関・市民社会等の代表者が参加した

■　東京会合の成果

東京会合では、こうした意思を具体的に示すために、国際社会とアフガニスタン政府のそれぞれの責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組（東京フレームワーク）を創設しました。アフガニスタン政府は、まず、現在から「変革の10年」を通じた成長・開発戦略を効果的に、そして透明性を持って実施すること、そしてガバナンスの改善を確実に実施することを約束しました。国際社会側は、アフガニスタン政府の成長・開発戦略を踏まえて、アフガニスタン政府が今後必要とする資金を満たす160億ドルを超える規模の支援を供与することを約束しました。また、こうしたそれぞれの約束・責任を、2年ごとに開催する閣僚級会合などを通じて、確認していくことに合意しました。

■　日本の貢献

日本は、国際社会の責任ある一員として、2012年からおおむね5年間で、開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援を行う旨を率先して表明しました。このうち開発分野においては、アフガニスタンの成長・開発戦略を踏まえ、農業・農村開発、インフラ整備、人づくりの3つの柱を重視して支援を行っていくものです。また、内陸国であるアフガニスタンの成長を促進するには、周辺国との交易を促進することなどが重要であるとの考え方に基づいて、パキスタンや中央アジア等の周辺国に対し、総額約10億ドル規模の事業を行うこと、そしてそれら事業を通じて、中央アジアからパキスタンのカラチまで至る、アフガニスタンを縦断する回廊の整備を支援することを表明しました。東京会合は、2015年以降のアフガニスタンの持続的な成長に向けた枠組みを創設したものであり、日本の資金協力とあわせて、日本の努力と貢献は多くの国や参加者から非常に高い評価を得ました。（「日本のアフガニスタン支援の主な実績」の図版111ページを参照）

■　支援の成果と今後

2001年のタリバーン政権崩壊後、2002年に日本でアフガニスタン復興東京会議が開催されてから、10年の節目に東京会合が開催されました。この10年の間に、国際社会が行った支援は大きな成果を上げています。基礎教育を受けられる子どもの数は、2001年には100万人でしたが2011年には800万人に増え、基礎的な医療を受けられる国民の割合は、2001年の10%未満から2011年には57%に増加しました。これらは、人間の安全保障の確保にもつながります。

こうした成果を踏まえて、アフガニスタンが再びテロの温床とならないよう、アフガニスタン政府への治安権限移譲を着実に進展させ、自立に向けて2015年以降のアフガニスタン自身の努力を支えていくことが、国際社会に求められています。

注1　国際治安支援部隊 ISAF：International Security Assistance Force

カルザイ・アフガニスタン大統領をはじめ各国の要人が多数出席した

校舎がないため青空教室で勉強するアフガニスタン・カブール県デサブ郡の小学生（写真：サイッド・ジャン・サバウーン/JICA）

アフガニスタン　(1)カブール国際空港誘導路改修計画　(2010年10月～実施中)
(2)カブール国際空港駐機場改修計画　(2012年3月～実施中)無償資金協力

内陸国のアフガニスタンにおいて、航空分野の開発・整備は、国内外の交通・物流を促進し、経済成長と開発を推進するために不可欠です。首都カブールの国際空港は、アフガニスタン最大の空港であり、日本は、2002年以降、同空港の機材整備や国際旅客ターミナルの建設等の支援を行ってきました。これらの支援もあり、同空港は、近年、航空機の離発着が大きく増加し、2010年の利用者数は、日本が同空港への支援を開始した当初の予想を超え、年間約140万人に達し、今後2020年には約400万人に達すると見込まれています。

しかし、同空港の誘導路および駐機場は、長年にわたる不十分な維持管理や近年の交通量増加のために劣化が著しいことに加え、駐機場スペースが不足していることにより、航空機の効率的で安全な運航に支障が生じかねない状況にありました。このため、現在日本は、カブール国際空港の誘導路および駐機場の舗装・拡張、誘導路灯等を設置する支援を行っています。

これらの支援により、カブール国際空港における航空機の効率的で安全な運航を確保するとともに、同空港の発着便数が増え、アフガニスタンの経済発展を促進することが期待されます。

(2012年12月時点)

マーキングがない状態で駐機している駐機場（写真：JICA）

カブールの国内避難民キャンプ。カンダハールやヘルマンドから避難してきた（写真：谷本美加/JICA）

(2) イラク

イラクは1980年以降、3度にわたる戦争や、その後の経済制裁のために国内の経済社会インフラは破壊と老朽化の影響を受け、経済発展が遅れています。また、戦後の治安回復などの遅れが影響し、停電、断水が頻繁に起こるなど基礎的インフラが整っていません。国際社会は、イラクが平和と安定を回復し、その状態が続くように、国づくりの支援を進めています。イラクが平和で民主的な国家として再建されることは、イラク国民や中東地域だけでなく日本を含む国際社会の平和と安定にとって極めて重要です。イラクは、当面の復興ニーズに緊急に対応すべき局面から、現在は、中期的な視点から、自立発展に向けた復興・開発に戦略的に取り組むべき局面に移行しています。

＜日本の取組＞

日本は、2003年10月のマドリード復興支援国会合で総額約50億ドルの対イラク支援パッケージを表明しました。これはイラク国民の生活水準回復のための当面の支援として、15億ドルの無償資金協力、および中期的な復興支援に応えるための最大35億ドルの円借款から成ります。それ以降、日本はイラク政府の復興計画を支援するため、①経済成長の基盤強化（石油・ガス生産・輸出能力向上、農業生産性向上）、②民間セクターの活性化の基盤となる基礎インフラ・投資環境整備（電力復興、運輸・通信基盤整備）、③生活の質の向上のための生活基盤整備（上下水道の整備、医療・教育の質の向上）、④ガバナンスの強化（行政基盤の構築・人材育成）を重点分野として支援を行っています。

なお、2011年11月マーリキー首相訪日の際に行われた日・イラク首脳会議において、日本は、石油、通信および保健分野の新規4案件のために、約670億円（約8億2,700万ドル）の円借款の供与に必要な措置をとることを表明しました。これは2003年の約50億ドルの支援の公約を達成するとともに、新たな支援も伴うものです。日本は、現在実施中の協力事業が着実に進んでいくよう、きめ細かい支援を行っています。イラクの中期的な復興・開発戦略の中に日本の支援が効果的に組み込まれるよう、イラクおよび他の支援機関と一層密接な連携を図っていく考えです。

(3) パレスチナ

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエル紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持し、これを推し進めていくためには、一方の当事者であるパレスチナの社会経済の開発を通じて、国づくりに向けた準備を行っていくことが不可欠と考えます。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的にパレスチナに対する支援を展開してきています。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領に大きな不満と反発を抱きつつも、経済面では、長年にわたる占領のために、イスラエル経済と国際社会からの支援に大きく依存せざるを得なくなっています。

こうした状況が、中東和平の問題解決を一層難しくしています。また、イスラエルの占領政策や停滞する経済により広がる地域格差や高い失業率も、地域の情勢を不安定にする要素となっています。

今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと交渉できるような環境を整備するためには、こうした人々の生活状況を改善しつつ、同時にパレスチナ経済を自立させることが最も重要な課題になっています。

＜日本の取組＞

日本は、ODA大綱の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、特に1993年のオスロ合意以降、EU（欧州連合）、米国などに次ぐ主要ドナーとして、パレスチナに対して総額約12億ドル以上の援助を実施しています。具体的には、日本は、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その悲惨な生活状況を改善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、人々に対する行政サービス改善のための制度改革や人づくり、ならびに経済社会インフラの整備等の分野で、直接パレスチナ自治政府を積極的に支援し、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備とパレスチナ経済の自立化を目指した取組も行っています。

また、2006年7月以降は、将来のイスラエルとパレスチナが平和的に共存し、共に栄えていくための日本独自の中長期的な取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力により、ヨルダン渓谷の社会経済開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、現在その具体化に向けて、ジェリコ市郊外の農産加工団地建設に取り組んでいるところです。同農産加工団地は、ヨルダン川西岸地域で作られた農産物を加工し、パレスチナ内外に流通させることを目的としており、将来的には約7,000人の雇用を創出することが見込まれています。

パレスチナ自治区の地図

パレスチナ自治区

ガザ地区	西岸地区
●面積：365㎢（東京23区の約6割）	●面積：5,655㎢（三重県とほぼ同じ）
●人口：160万人	●人口：250万人

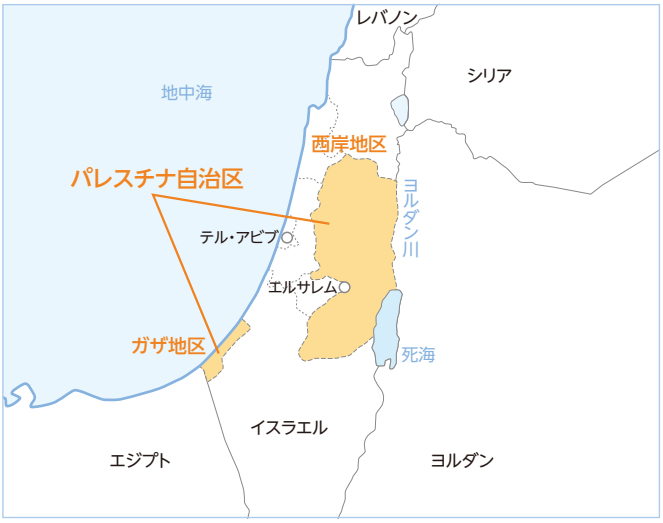

(4) スーダン・南スーダン

20年以上続いた南北内戦の後、2011年7月、南スーダンはスーダンから分離・独立しました。スーダンおよび南スーダンは、両国間の諸課題について、南スーダン独立前からアフリカ連合(AU)[注51]の仲介による交渉を行ってきました。2012年9月、両国政府は、両国国境付近の治安措置や石油などの課題に関しては合意しましたが、両国が共に自国領土であると主張しているアビエ地域の帰属や係争地の問題等については、未だ合意には至っていません。2012年10月現在、スーダンおよび南スーダン両国は、平和的な共存を目指しなおも協議を継続しています。

＜日本の取組＞

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、南北スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、両国はアフリカにおける平和構築の重点国の一つとして位置付けられています。このような認識の下、日本は、2005年以降スーダンおよび南スーダン両国に対し7億3,000万ドル以上の支援を実施しています。今後、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)の支援といった平和の定着に関する支援を継続するとともに、平和の定着を両国の国民が実感し、再び内戦に逆戻りすることがないよう基礎生活分野等に対する支援を行います。具体的には、スーダンに対しては、紛争被災地域を中心に、人間の基本的ニーズ(BHN)の充足の確保[注52]および食料生産基盤の整備を重視した支援を行っています。南スーダンに対しては、上述に加え、インフラ整備やガバナンス(統治)分野を重視した支援を行っています。

また、現在、南スーダンにおいて、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)[注53]に派遣されている自衛隊施設部隊が活動中ですが、南スーダンの安定と国づくりに日本が一体的に取り組むため、同部隊の行う活動との連携した案件形成を推進しているところです。

南スーダン　ジュバ市道路橋梁整備計画
無償資金協力(2009年11月～2012年2月)

南スーダンは、2011年7月にスーダンから分離独立した世界で最も新しい独立国家です。南スーダンが独立する前のスーダンでは、植民地統治時代の分断政策および北部政府による南部支配などにより、南北間に大きな経済的・社会的格差が存在してきました。また、2005年1月に内戦の終結を迎えたものの、20年にわたる内戦は、経済状況の悪化を招き、住民の基礎生活環境に大きな影響を及ぼしました。

独立後、南スーダンの首都ジュバ市は急速に発展しており、人口の急激な増加等に伴い、内戦により荒廃もしくは老朽化した都市インフラを早急に整備する必要性が高まっています。特に道路の状況が劣悪であり、雨季には多くの道路が通行不能になります。また、市内の主要道路に架かる橋梁(きょうりょう)についても、損傷、老朽化が著しく、いつ通行不能になってもおかしくない状態の橋梁が多く存在しています。これらの状況を踏まえて、日本は無償資金協力により、ジュバ市内において特に重要と考えられる主要幹線道路沿いの6橋梁の架け替え、もしくは新設に対する支援を行いました。これにより、年間平均40日間に及ぶ車両通行止めが解消され、市内物流の円滑化および、これに伴う同市の社会・経済活動の活性化に貢献しています。

現地労働者と共に作業することにより、技術移転を図る日本人技術者
(写真：JICS)

注51　アフリカ連合 AU：African Union
注52　人間の基本的ニーズ BHN：Basic Human Needs
注53　国連南スーダン共和国ミッション UNMISS: United Nations Mission in the Republic of South Sudan

(5) 不発弾および対人地雷・小型武器等

かつて紛争中であった地域には、複数の小型の爆弾を内蔵し、それらをまき散らす爆弾であるクラスター弾などの不発弾や対人地雷が未だに残っており、非合法な小型武器が広く使われています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です。

＜日本の取組＞

日本は、「クラスター弾に関する条約」および「対人地雷禁止条約」の締約国として、両条約の普遍化（なるべく多くの国が条約を締結するように働きかけること）を積極的に推進しています。また、両条約で規定されている、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力や援助も着実に実行しています。

たとえば、不発弾の被害が特に大きいラオスに対しては、2011年に不発弾対策に特化したプロジェクトが形成され、①不発弾専門家の派遣、②機材供与、③南南協力の3つの柱から成る協力が行われています。このうち、南南協力については、日本が1990年以来カンボジアに対して行ってきた地雷処理支援の経験を広める観点から、カンボジアとラオスとの間で、不発弾処理支援に関するワークショップが数回行われ、3年間にわたり技術・訓練・国家基準策定・犠牲者支援等に関する両国の知識・経験を互いに共有するための協力が行われています。

また、日本は無償資金協力を通じた二国間の協力だけでなく、アフガニスタン、スーダン、ソマリア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国などに対して、国連PKO[注54]局地雷対策サービス部（UNMAS）[注55]を通じた地雷・不発弾対策支援（除去・危険回避教育等）も行っています。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。

アンゴラでのJICA地雷除去専門家によるメンテナンス指導
（写真：大町佳代/JICAアンゴラフィールドオフィス）

注54　国連平和維持活動 PKO：United Nations Peacekeeping Operations
注55　国連PKO局地雷対策サービス部 UNMAS：United Nations Mine Action Service

モザンビーク　マニカ州人道的地雷除去計画Ⅲ
草の根･人間の安全保障無償資金協力（2011年３月～実施中）

モザンビークでは、1975年の独立から92年の内戦終結に至るまで、推定100万個の地雷が埋められたといわれていて、内戦終結後の同国の経済社会発展の大きな妨げとなってきました。モザンビーク政府は「国家地雷除去行動計画」を策定し、オタワ条約※（地雷問題･対人地雷禁止条約）履行期限の2014年3月までに全国の地雷除去を完了させる計画を立てています。

こうしたモザンビーク政府の取組を支援するため、日本は草の根･人間の安全保障無償資金協力を通じて、モザンビーク国内で最大規模の地雷原があるマニカ州において、対人地雷除去および不発弾処理を実施してきました。第1期（2008年）、第2期（2009年）の支援により、マニカ州の4郡で地雷除去が行われ、約15万人が暮らす土地が安全になりました。

今回の第3期の支援により、さらに地雷原近隣住民推定9,500人に安全な生活環境が整備され、地雷原を通行･使用する約28,800人の生活向上につながります。（2012年12月時点）

地雷除去作業の様子
（写真：国家地雷除去院（IND））

※ オタワ条約：対人地雷の使用・貯蔵・生産・移譲を原則使用禁止し、締約国に貯蔵・埋設地雷の廃棄・除去を義務付けている

第3節 地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。日本は、これらの問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、政府開発援助（ODA）などを通して開発途上国の問題解決に取り組んでいます。

図表 III-7　二国間政府開発援助の地域別実績（2011年）

（単位：百万ドル）

形態／地域	二国間政府開発援助							合計支出純額ベース	対前年伸び率（%）	合計支出総額ベース	構成比（%）	対前年伸び率（%）
	贈与				政府貸付等							
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計					
		うち国際機関を通じた贈与										
アジア	840.73	358.12	1,050.82	1,891.55	5,854.85	6,375.18	−520.32	1,371.22	−45.8	7,746.40	48.9	−4.4
東アジア	282.94	28.11	798.47	1,081.41	3,397.69	5,020.98	−1,623.29	−541.88	−167.9	4,479.10	28.3	−13.7
北東アジア	71.88	—	310.58	382.46	575.00	1,362.95	−787.95	−405.49	−192.5	957.46	6.0	−10.0
東南アジア	210.93	28.11	481.67	692.59	2,822.68	3,658.02	−835.34	−142.75	−115.4	3,515.28	22.2	−14.6
南アジア	463.66	306.49	147.76	611.42	2,305.64	1,254.98	1,050.65	1,662.07	8.5	2,917.06	18.4	10.6
中央アジア・コーカサス	71.90	15.21	32.83	104.73	151.53	99.22	52.31	157.05	7.2	256.26	1.6	11.8
アジアの複数国向け	22.22	8.31	71.76	93.98	—	—	—	93.98	82.0	93.98	0.6	82.0
中東・北アフリカ	824.32	657.17	190.09	1,014.42	845.97	908.00	−62.04	952.38	−40.2	1,860.39	11.7	−20.5
サブサハラ・アフリカ	2,493.41	446.38	450.63	2,944.05	240.28	1,450.66	−1,210.38	1,733.67	0.1	3,184.33	20.1	73.5
中南米	162.25	3.15	209.48	371.72	466.10	502.90	−36.80	334.93	197.5	837.83	5.3	−16.7
大洋州	120.84	0.43	49.80	170.63	12.73	24.29	−11.56	159.07	−9.8	183.36	1.2	−6.9
欧州	28.97	0.63	23.67	52.64	194.14	72.96	121.17	173.82	−3.7	246.78	1.6	6.2
東欧	0.84	—	4.48	5.33	77.10	60.17	16.93	22.26	−74.1	82.43	0.5	−35.8
複数地域にまたがる援助等	216.50	156.21	1,568.99	1,785.49	—	—	—	1,785.49	14.3	1,785.49	11.3	14.3
合計	4,687.02	1,622.08	3,543.48	8,230.50	7,614.07	9,334.00	−1,719.93	6,510.57	−12.4	15,844.57	100.0	3.7

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　東欧および卒業国向け援助を含む
＊3　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む

1. 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国(LDCs)、中国のように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように中央計画経済体制から市場経済体制への移行の途上にある国など様々な国が存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において密接な関係にあり、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる援助の内容が変化していくことに対応しながら、援助活動を行っています。

＜日本の取組＞

日本は、インフラ(経済社会基盤)整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた経済協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。現在は、基本的な価値を共有しながら開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのために、これまでのインフラ整備と並行して、自然災害、環境・気候変動、感染症、テロ・海賊などの国境を越える問題に積極的に対応するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

東アジア地域は、2008年に始まった世界金融・経済危機の影響をおおむね克服しましたが、日本とアジア地域諸国がより一層経済的繁栄を遂げていくためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。

具体的な対策として2009年４月に最大２兆円規模のODA支援を表明[注56]したことも踏まえ、アジア諸国に対し、インフラ整備の支援、社会的弱者を対象にした支援、低炭素社会の構築のための支援、人材育成などを着実に実施しています。

●東南アジアへの支援

東南アジア諸国連合(ASEAN(アセアン))諸国[注57]は2015年の共同体構築を最大の目標としており、日本はこの目標達成のため、域内の連結性を強め、格差を是正するための支援を実施しています。特に、ASEANの後発加盟国が多いメコン諸国[注58]を支援することは、域内の格差を是正する点からも重要です。

2009年11月には、初めての日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され、参加国の間で①総合的なメコン地域の発展、②環境・気候変動(「緑あふれるメコン(グリーン・メコン)に向けた10年」イニシアティブ(構想)の開始)および脆弱(ぜいじゃく)性を克服するための対応、③協力・交流の拡大の３本柱での取組を強化し、「共通の繁栄する未来のためのパートナーシップ」を確立するとの認識が共有されました。この取組を進めるため、メコン地域の中でもカンボジア、ラオス、ベトナ

改修工事が終了し、整備されたカンボジアの国道1号線（写真：佐藤浩治/JICA）

注56　「アジア経済倍増へ向けた成長構想」
注57　ASEAN諸国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
注58　メコン諸国：カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス

ムに対するODAを拡充し、地域全体で、3年間で合計5,000億円以上のODAによる支援を表明しました。

こうした支援を着実に実施しつつ、2012年4月に開催された第4回日本・メコン首脳会議では、①メコン連結性を強化する、②共に発展する、③人間の安全保障および環境の持続可能性を維持するといった3本を柱とした「日メコン協力のための東京戦略2012」を新たに採択しました。また、その着実な実現のため、日本として2013年度以降3年間で約6,000億円のODAによる支援を行うことを表明しました。さらに、2012年7月にカンボジアの首都プノンペンで開催された第5回日メコン外相会議では、「東京戦略2012」の実現のために、具体的な行動および措置を定めた「日メコン行動計画」を採択しています。

日本はこのような取組を進めるとともに、貧困の削減を図り、ASEAN域内の格差を是正することにより、域内統合を支援しています。また、ASEANは、2010年10月のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」*を採択しました。日本はこのマスタープランを具体化するためにODAの活用や官民連携を通じて積極的に支援をすることとしています。

2011年11月の日・ASEAN首脳会議において、連結性強化のため日本が取り組む主要案件リストを公表し、資金手当として、ODAや国際協力銀行（JBIC）の公的資金を活用しつつ、民間資金を動員する仕組みを考えていく旨、発表しました。さらに、フィリピン・ミンダナオの元紛争地域への集中的な支援や東ティモールの国づくり支援など、平和構築のための取組も行っています。

日本は、アジア地域において様々な地域協力に取り組んでいるアジア開発銀行（ADB）[注59]との連携を強化しています。たとえば、ADBと共に、5年間で最大2,500万ドル規模の資金を用いて、アジアにおける貿易円滑化のための支援を実施します。また、東アジア地域の国際的な研究機関である東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）[注60]とも、「アジア総合開発計画」や「ASEAN連結性マスタープラン」の具体化に向けた協力など、連携を強化しています。

また、特に金融面では、急激に資本が海外に流出して、外貨での支払いに支障が出るような危機的な状況が生じた国に対し、短期の外貨資金を供給することで、通貨危機が他の近隣国に波及して大きくなるのを防ぐことを目的に、チェンマイ・イニシアティブ（CMI）*の取組をASEAN+3（日本・中国・韓国）の枠組みにおいて主導してきています。2010年3月には、支援の迅速化・円滑化を図るため、二国の関係当局間の契約に基づい

フィリピン・マヨン火山においてGPS測定に当たる専門家（写真：JICA）

注59　アジア開発銀行 ADB：Asian Development Bank
注60　東アジア・ASEAN経済研究センター ERIA：Economic Research Institute for ASEAN and East Asia

ていた従来のCMIの仕組みを、それまでの二国間契約を複数締結する形態から、一つの契約で多国間契約の仕組みとなる「マルチ契約」(CMIM)化しました。これによりASEAN+3地域の国々の国際収支や短期資金の流動性の困難へのより素早い対応が可能となり、世界経済の増大するリスク(危険性)や課題に対処する能力が強化されました。

さらに、2012年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議においては、CMIMの資金規模を現行の1,200億ドルから2,400億ドルへ倍増すること、現行の危機対応機能に加えて新たに危機予防機能を導入すること、域内経済の監視・分析機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス(AMRO)＊のさらなる組織強化の検討や国際機関化に向けた準備の加速等の地域金融協力の強化策が合意されました。これらの取組は地域および世界の金融・経済の安定に寄与していくことが期待されます。

また、日本は、CMIと共にASEAN+3の債券市場を育成する取組を中心になって進めてきました。特に、2010年5月には、ASEAN+3の企業が現地通貨建てで発行する債券を保証するため、「信用保証・投資ファシリティ(CGIF)[注61]」を当初7億ドルの資本規模でADBの信託基金として設立することが合意されました。日本もJBICを通じて2億ドルを出資しています。

＊用語解説

ASEAN連結性マスタープラン
2010年10月のASEAN首脳会議で採択された2015年のASEAN共同体実現に向けた連結性強化のためのプラン。ASEANの連結性強化とは、運輸、情報通信、エネルギー網などの「物理的連結性」、貿易、投資、サービスの自由化・円滑化などの「制度的連結性」、観光・教育・文化などにおける「人と人との連結性」の3つから成る。

チェンマイ・イニシアティブ(CMI:Chiang Mai Initiative)
ASEAN+3(日本・中国・韓国)で成立した地域金融協力の合意。東アジアにおいて、経済危機が発生し、急激な外貨不足に陥った国に対し、アジア各国が外貨準備で保有するドルを、その国の通貨と交換し、外貨不足を補う仕組み。

ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス(AMRO:ASEAN+3 Macroeconomic Research Office)
チェンマイ・イニシアティブの円滑かつ効率的な意思決定には、域内経済のサーベイランスの強化が重要との認識から、2010年5月のASEAN+3財務大臣会議(於:タシケント)で設立が合意され、2011年4月にシンガポールに設立。

ラオス・道路維持管理能力強化プロジェクト。損傷の激しい区間の補修を行っている
(写真：JICA・㈱国際開発センター・㈱オリエンタルコンサルタンツ)

注61　信用保証・投資ファシリティ CGIF：Credit Guarantee and Investment Facility

マレーシア

マレーシア日本国際工科院（MJIIT）※整備計画
有償資金協力（2011年12月～実施中）

マレーシアは、1982年から、日本の職業倫理や経営哲学、成功体験などを学ぶことで自国の発展につなげる「東方政策」※を進めてきました。この東方政策の集大成として、日本型工学教育を行う高等教育機関であるマレーシア日本国際工科院（MJIIT）が設立されました。日本はこのMJIITに対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本国内の24大学と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力を行っています。

今やマレーシアに進出している日系企業は1,400社を超えており、マレーシアは、日系企業の海外進出において重要な国の一つとなっています。MJIITは高度な知識を持つ人材を養成することで、マレーシアの開発に貢献するとともに、マレーシアに進出する日系企業の現地での人材確保にも役立てられることが期待されています。（2012年12月時点）

2012年2月に完成した新校舎（写真：JICA）

※ マレーシア日本国際工科院 MJIIT: Malaysia-Japan International Institute of Technology
※ 東方政策：日本や韓国の労働倫理、経営哲学や日本の成功の経験などを学ぶことによって、マレーシアの社会経済の発展を目指す構想。1981年にマハティール首相が提唱。1982年からマレーシア政府は日本への留学生および研修生の派遣を開始し、これまでに約14,000人のマレーシア人が日本で学んだ。

●中国との関係

中国に対するODAは、1979年以来中国沿海部のインフラ整備、環境対策、保健・医療などの基礎生活分野の改善や人材育成など中国経済が安定的に発展していくことに貢献し、中国が改革・開放政策を維持し、進めていく上で大きな役割を果たしてきました。これらの協力の大部分は円借款の形で中国に供与されました。このような対中国ODAは、日中経済関係の発展を支えるとともに、日中関係の主要な柱の一つとして重層的な両国関係を下支えしてきたものであり、中国側も、首脳レベルを含め、様々な機会に謝意を表明してきました。近年の中国の著しい経済発展を踏まえ、円借款は、2008年の北京オリンピック前までに新たな供与を円満に終了するとの両国の共通認識に基づき、2007年12月に交換公文に署名した6案件をもって、新規供与を終了しました。

現在、中国は経済的に発展し、技術的な水準も向上しており、ODAによる支援は既に一定の役割を果たしました。一方で、環境問題や感染症をはじめとする日本にも直接影響が及ぶ地球規模の課題など、日中両国民が直面する共通課題が数多くあります。2008年5月に胡錦濤（こきんとう）中国国家主席が日本を訪問した際には、「『戦略的互恵関係』の包括的推進に関する日中共同声明」において、エネルギー、環境分野における協力を特に重点的に行っていくことを確認し、気候変動に関する共同声明を発表しました。加えて、日中関係の健全な発展を促進するという観点からは、両国民間の相互理解の増進も重要な課題となっています。「戦略的互恵関係」を深め、その具体化を目指す現在の日中関係において、新たな協力のあり方を築いていくことが必要です。

このような状況を踏まえ見直しを行った結果、純粋な交流事業はODAによる実施を終了し、草の根レベルの相互理解の促進や両国が直面する共通の課題への取組等（たとえば、日本への越境公害、黄砂、感染症といった問題の対策や、進出企業の予見可能性を高める制度・基準づくり）に限定され、かつ日本のためにもなる分野に絞り込んでいます。

東アジア地域における日本の国際協力の方針

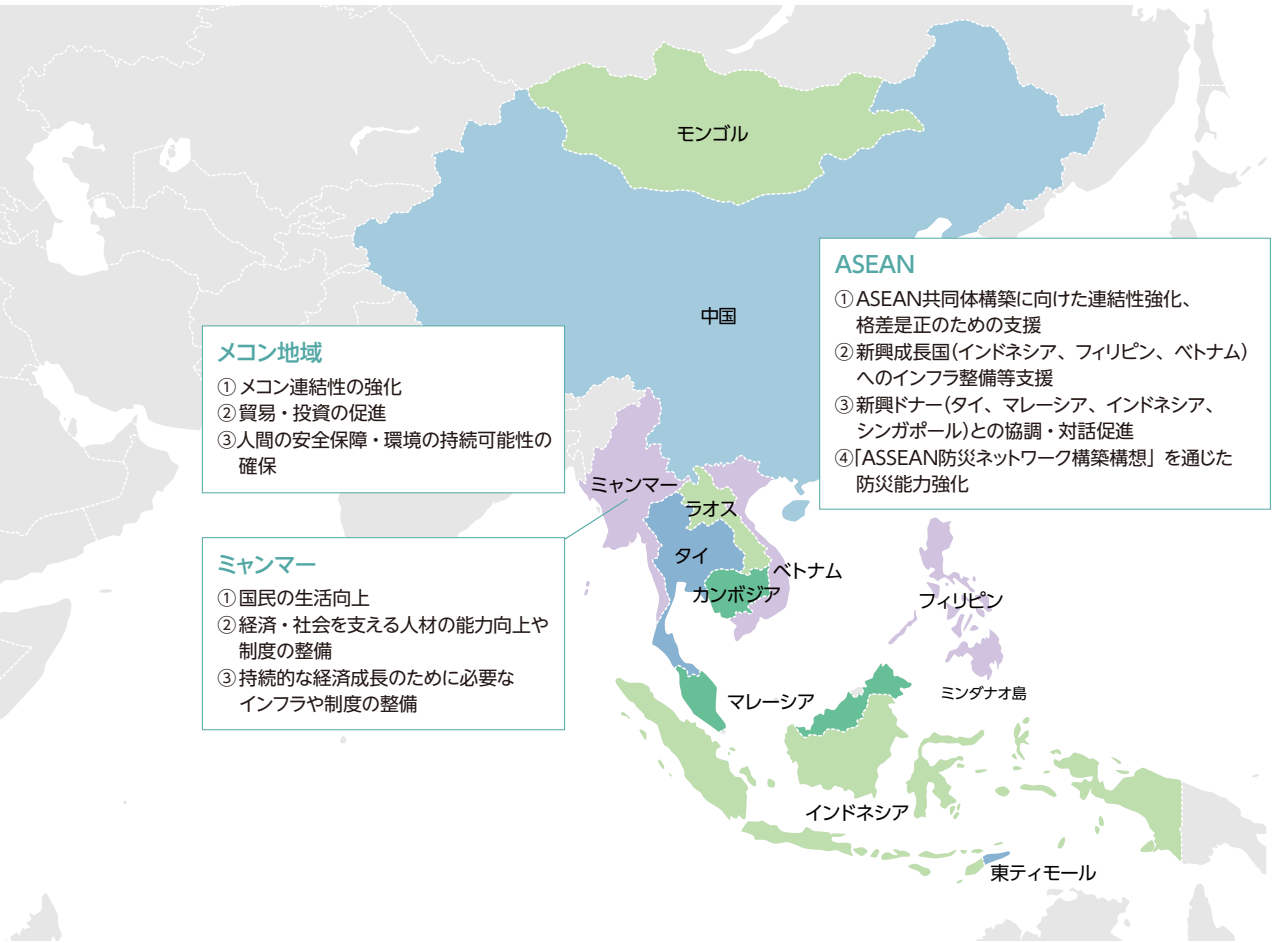

図表 III-8　東アジア地域における日本の援助実績

2011年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	ベトナム	26.74	—	125.07	151.81	1,198.72	337.48	861.24	**1,013.05**
2	カンボジア	62.12	14.67	50.25	112.37	20.88	2.32	18.56	**130.93**
3	モンゴル	58.47	—	23.42	81.88	14.56	20.81	−6.25	**75.63**
4	ラオス	8.60	1.00	36.63	45.23	6.85	3.57	3.28	**48.51**
5	ミャンマー	19.70	7.70	22.80	42.50	—	—	—	**42.50**
6	東ティモール	18.08	1.69	8.63	26.71	—	—	—	**26.71**
7	マレーシア	6.87	—	22.03	28.91	163.82	213.74	−49.92	**−21.01**
8	タイ	7.25	1.25	45.89	53.14	240.89	478.04	−237.15	**−184.01**
9	中国	13.42	—	286.97	300.38	560.44	1,342.14	−781.70	**−481.32**
10	フィリピン	37.62	0.81	59.00	96.62	311.79	975.30	−663.51	**−566.89**
11	インドネシア	23.95	0.98	110.17	134.12	879.74	1,647.58	−767.83	**−633.71**
	東アジアの複数国向け	0.13	—	6.23	6.36	—	—	—	**6.36**
東アジア地域合計		**282.94**	**28.11**	**798.47**	**1,081.41**	**3,397.69**	**5,020.98**	**−1,623.29**	**−541.88**
(ASEAN合計)		**192.84**	**26.41**	**473.04**	**665.88**	**2,822.68**	**3,658.02**	**−835.34**	**−169.46**

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊3　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　合計は卒業国向け援助を含む

2. 南アジア地域

南アジア地域には、世界最大の民主主義国家であるインドをはじめとして、高い経済成長を達成する国や大きな経済的潜在力を持つ国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的には、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上の交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、テロおよび過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、南アジア地域には、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如や人口の増大、初等教育を受けていない児童の割合の高さ、水・衛生施設や保健・医療制度の未整備、不十分な母子保健、感染症、そして法の支配の未確立など取り組むべき課題が依然多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、この地域に住んでいる16億人に近い人口のうち約5億人が貧困層ともいわれ、世界でも貧しい地域の一つです。ミレニアム開発目標(MDGs)達成を目指す上でもアフリカに次いで重要な地域となっています。[注62]

日本は、南アジア地域の有する経済的な潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差をやわらげるため、経済社会インフラ整備の支援を重点的に行っています。

＜日本の取組＞

南アジア地域の中心的存在であるインドとは、「戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)[注63]の中核となる貨物専用の鉄道建設計画(DFC)[注64]などの経済協力をはじめ、政治・安全保障、経済、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。インドは日本の円借款の最大級の受取国であり、電力や運輸などの経済インフラの整備とともに、農村環境の整備など貧困削減に向けて社会分野での開発も進めています。

スリランカでは、2009年5月に約26年にわたる政府軍とタミル・イーラム解放の虎(LTTE)[注65]との戦闘が終結しました。日本は、スリランカの平和が長く根付くよう、また経済社会開発を支援するため、地域・民族のバランスに配慮しながら、国民和解の進展ぶりも踏まえて、支援を実施しています。

パキスタンは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っています。日本は、パキスタンの社会・経済基盤の強化を通じ、その安定的発展を支援しています。2009年4月に、世界銀行と共に東京で開催したパキスタン支援国会合の際に表明した2年間で最大10億ドルの支援、2010年の洪水被害に対して実施した国際緊急援助隊の派遣や総額5.68億ドルの支援等はその取組の一環です。また、2011年2月のザルダリ大統領の訪日に際して署名した、包括的パートナーシップに関する共同声明[注66]の中で、互恵的な経済・貿易活動を強化していくこと、電力・水・インフラ開発といった面でのパキスタンの取組や、人間の安全保障を確保するための取組などを日本が引き続き支援していくことに合意しました。(パキスタンについては110ページ参照)

インド・デリーの重要な交通手段となった地下鉄（写真：久野真一/JICA）

注62　2010年のMDGsレポートによれば、1日約1ドルで生活する人の割合は39%(2005年)で、これはサブサハラ・アフリカに次いで高い数字である
注63　デリー・ムンバイ間産業大動脈構想 DMIC：Delhi Mumbai Industrial Corridor
注64　貨物専用鉄道建設計画 DFC：Dedicated Freight Corridor
注65　タミル・イーラム解放の虎 LTTE：Liberation Tigers of Tamil Eelam
注66　日パキスタン包括的パートナーシップに関する共同声明

インド　タミル･ナド州生物多様性保全･植林計画
有償資金協力（2011年２月～実施中）

インド南部に位置するタミル･ナド州は、28の保護区と553種の固有動植物が存在し、豊かな生物多様性を有する州です。しかし、230種の動植物が絶滅の危機に瀕（ひん）しています。また、多くの住民が家畜飼料、燃料、収入等を森林資源に依存した生活を営んでいるため、時として生物多様性に負の影響を与えかねない状況にあります。

日本は、円借款を通じて、侵略的外来種の除去などの生態系保全、貴重種が多く生息する保護区の管理能力強化を行っています。また、農家などの私有地における植林、養殖、畜産業強化、お香や家具づくりなどの技術指導を通じた周辺住民の代替収入源の確保のための活動、エコツーリズムなどの多岐にわたる活動を支援しています。

これにより、貧困層を中心とした地域住民に生計向上手段を提供し、同地域の環境保全と調和の取れた持続可能な社会経済の発展に寄与することが期待されています。また、この植林活動によって、年間平均約40万トンの温室効果ガスの削減効果も見込まれています。（2012年12月時点）

牛乳を集める女性たち（写真：JICA）

南アジア地域における日本の国際協力の方針

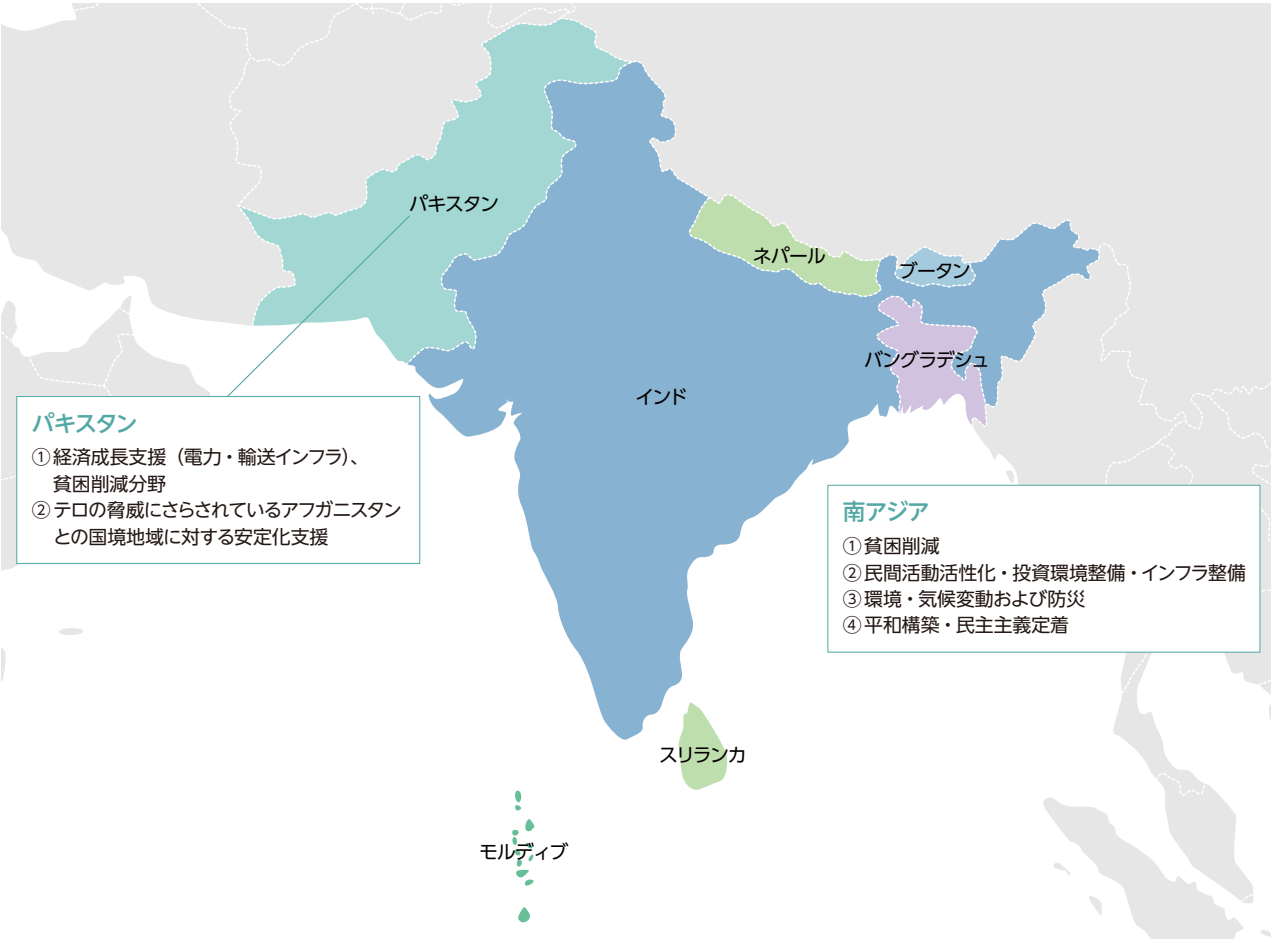

図表 III-9　南アジア地域における日本の援助実績

2011年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与				政府貸付等			合計
		無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
			うち国際機関を通じた贈与						
1	インド	5.82	2.41	28.09	33.91	1,585.04	822.58	762.46	**796.37**
2	パキスタン	336.85	289.63	22.35	359.20	214.12	44.85	169.26	**528.47**
3	スリランカ	27.87	1.84	29.96	57.82	352.51	242.28	110.23	**168.05**
4	バングラデシュ	23.35	11.69	32.80	56.15	145.47	133.72	11.76	**67.91**
5	ネパール	51.45	0.88	23.26	74.71	0.31	11.55	−11.24	**63.47**
6	ブータン	18.26	—	7.67	25.93	5.95	—	5.95	**31.88**
7	モルディブ	—	—	2.31	2.31	2.24	—	2.24	**4.55**
	南アジアの複数国向け	0.07	0.04	1.31	1.38	—	—	—	**1.38**
東アジア地域合計		**463.66**	**306.49**	**147.76**	**611.42**	**2,305.64**	**1,254.98**	**1,050.65**	**1,662.07**

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊3　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　合計は卒業国向け援助を含む

援助の現場から 10

国家試験制度を実現し、看護師の質を向上させる

～ネパール初の導入に日本人が尽力～

委員会のメンバーと国家試験の準備をする宮本さん
（写真：宮本 圭）

2012年5月11日、ネパールの首都カトマンズで、同国初の看護師の国家試験が実施されました。この制度の導入は、JICAのシニア海外ボランティアの宮本圭（みやもとけい）さんなくしては実現しなかったといっても過言ではありません。ネパール看護評議会に配属され、国家試験を制度化するための委員会の開催、各地での説明会の開催、試験要項や看護師国家試験規則、試験問題の作成などを、様々な政治的圧力や抗議活動に屈することなく支援してきました。

宮本さんは看護師の資格を取得した後、東京の大学病院で小児ケアに従事していたときに南アフリカのアパルトヘイト問題を知りました。人種や肌の色、生まれた場所によって差別され、命を脅かされて人々がいる。宮本さんは、「医療の本質はこういった場所でこそ活かされる」と感じ、国際協力に関心を抱くようになりました。日本国内の病院や大学で看護教育や地域保健の経験を積みながら、1996年のルワンダ難民支援を皮切りに、カンボジア、ドミニカ共和国など途上国で、地域保健の向上や現場で働く看護師に対する教育・指導に携わってきました。

2006年、宮本さんはJICAのシニア海外ボランティアとしてネパールの公立の専門学校で看護教育に従事し始めます。現地で目の当たりにしたのは看護教育の危機的な状況でした。看護師の資格制度は国によってさまざまです。ネパールでは、大学の看護学科・専門学校を卒業した後に、看護評議会に登録する仕組みを採用していました。しかし、近年、看護学校経営は確実に儲かるビジネスになることから学校が乱立し、その結果、教育者や実習の不足などにより教育の質が低下したのです。評議会では、こういった状況を改善し看護師の質を向上させるために、2008年から看護師国家試験の準備を開始しました。

ネパールで初の看護師国家試験を受験する看護学生（写真：宮本 圭）

2010年6月に看護評議会に配属された宮本さんは、試験導入のプロジェクトに参加し、評議会そのものが様々な思惑や圧力によって揺れている事実を知ります。看護学校の経営者の中には国家試験の導入によって自校の学生が看護師になれなくなることを危惧し、政治的な圧力をかけた者もいました。評議会の建物は封鎖され、試験委員会も4度にわたる抗議行動に遭いました。「利害関係が渦巻き、政情が不安定な中で、看護界をリードし、看護サービスや看護教育の改善を図っていくことの難しさ、そしてそれを成し得るための強さの必要性を実感する日々でした。」と宮本さんは当時の状況を振り返ります。

国家試験の準備をする上で、宮本さんが最も力を入れたのは、現地スタッフが確実な仕事を目指すことでした。ネパール人は短期のプロジェクトでは抜群の集中力を発揮しますが、長期戦は苦手です。徒に急いで仕事を進めようとするネパール人にストップをかけて、考え直させることも度々でした。

5月11日にようやく実施された国家試験の採点でも、宮本さんは評議会の委員たちに採点が確実にできているかを問いかけました。「試験結果が公表される前の晩です。夜の10時になり、みな疲れ果て、もう帰りたがっていました。それでも私は『合否の結果の確認、これでいいんですか？ もし、結果に誤りがあったら評議会は信用を失い、次の試験は行われませんよ。本当にこの確認だけで大丈夫ですか?』と言いました。すると、委員たち自ら『やろう、大丈夫だって思えるまで確認しよう』と、再び床に座り、結果の確認作業を行い始めたのです。」

宮本さんは、委員たちのこの行動を見て、今後も性急に事を進めることなく確実に試験を実施していけるだろうと安心しました。看護師の国家試験導入は、ネパールの医療や保健のレベルを上げるための一歩に過ぎません。宮本さんは、こう語ります。「看護サービスの向上のためにも、保健や看護教育が政争から切り離されることを願います。また、一度はなくなってしまった保健人口省の看護課がもう一度設けられることで、看護職が国の保健を担う専門職の一つとして、独立した形で看護の問題に主体的にかかわる仕組みが構築されることを期待しています。」

3. 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に囲まれた政治的にも地理的にも重要な地域です。また、石油、天然ガス、ウラン、レアメタル(希少金属)などのエネルギー・鉱物資源が豊富で、日本にとって戦略的に重要な地域です。この地域の安定と発展は、日本を含むユーラシア地域全体に影響を及ぼします。この観点から日本は、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値感が根付くよう、アフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに接する地域を含む広域的な視点も踏まえた上で、この地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

＜日本の取組＞

日本は、計画経済体制から市場経済体制への移行と経済発展を支援するため、法制度の整備、保健医療など社会開発の再構築、経済発展に役立つインフラ整備(経済社会基盤)、市場経済化のための人材育成など様々な支援活動を行っています。たとえば、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスにおける日本センター*では、日本の経験に基づくビジネスコースなどを提供することで、市場経済化に対応できる人材の育成に貢献しています。(詳しくは12ページ参照)

カザフスタンおよびアゼルバイジャンのカスピ海沿岸には、世界有数の規模を誇る油田が存在し、日本企業も権益を有しています。この地域が安定し経済が発展することは、国際エネルギー市場の安定とエネルギー資源の確保のためにも重要であり、公共サービスの改善や人材育成、発電所などのインフラ整備といった支援を行っています。

また、日本は、2004年に中央アジア地域の地域内協力を進めることを目的として「中央アジア＋日本」対話の枠組みを設立し、これまで外相会合を含めて様々なレベルでの対話や協力を実施しています。日本と中央アジアの外交関係樹立20周年に当たる2012年には、11月に東京にて「中央アジア＋日本」対話第4回外相会合が開催されました。

＊用語解説

日本センター

日本の「顔の見える援助」、日本との人脈を築く拠点として市場経済を目指す8か国に9センターが設置されている。専門家の派遣、研修の実施を通じ、経営管理、ビジネス・スキルなどを指導し、市場経済化を担うビジネス人材の育成を支援している。

タジキスタン　第二次クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画
無償資金協力(2011年12月～実施中)

内陸国のタジキスタンでは道路は重要な運輸インフラですが、同国の道路網は旧ソ連時代の建設から30～40年経過していることにより老朽化が進行しています。また内戦により損傷を受けた区間も多く、円滑な経済活動の妨げとなっています。この問題を解決するため、日本は運輸インフラの整備を援助重点分野に掲げ、これまで首都ドゥシャンベから南のアフガニスタン国境をつなぐ道路をアジア開発銀行(ADB)と共に整備してきました。

本計画は、日本が整備してきたタジキスタンのクルガンチュベードゥスティ区間の一部を改修するもので、実施後は市街地を除く対象区間で現行の安全走行速度が約30km/hから73km/hに改善することが見込まれています。この道路は将来的にアフガニスタンの首都カブールを経て、パキスタン最大の都市カラチまでつながり、内陸国であるタジキスタンがインド洋へのアクセスを確保することが可能となります。この協力により、地域の物流が促進され、タジキスタンの経済発展に貢献するものとして期待されています。(2012年12月時点)

クルガンチュベードゥスティ間の道路建設の作業の様子（写真：JICA）

中央アジア・コーカサス地域における日本の国際協力の方針

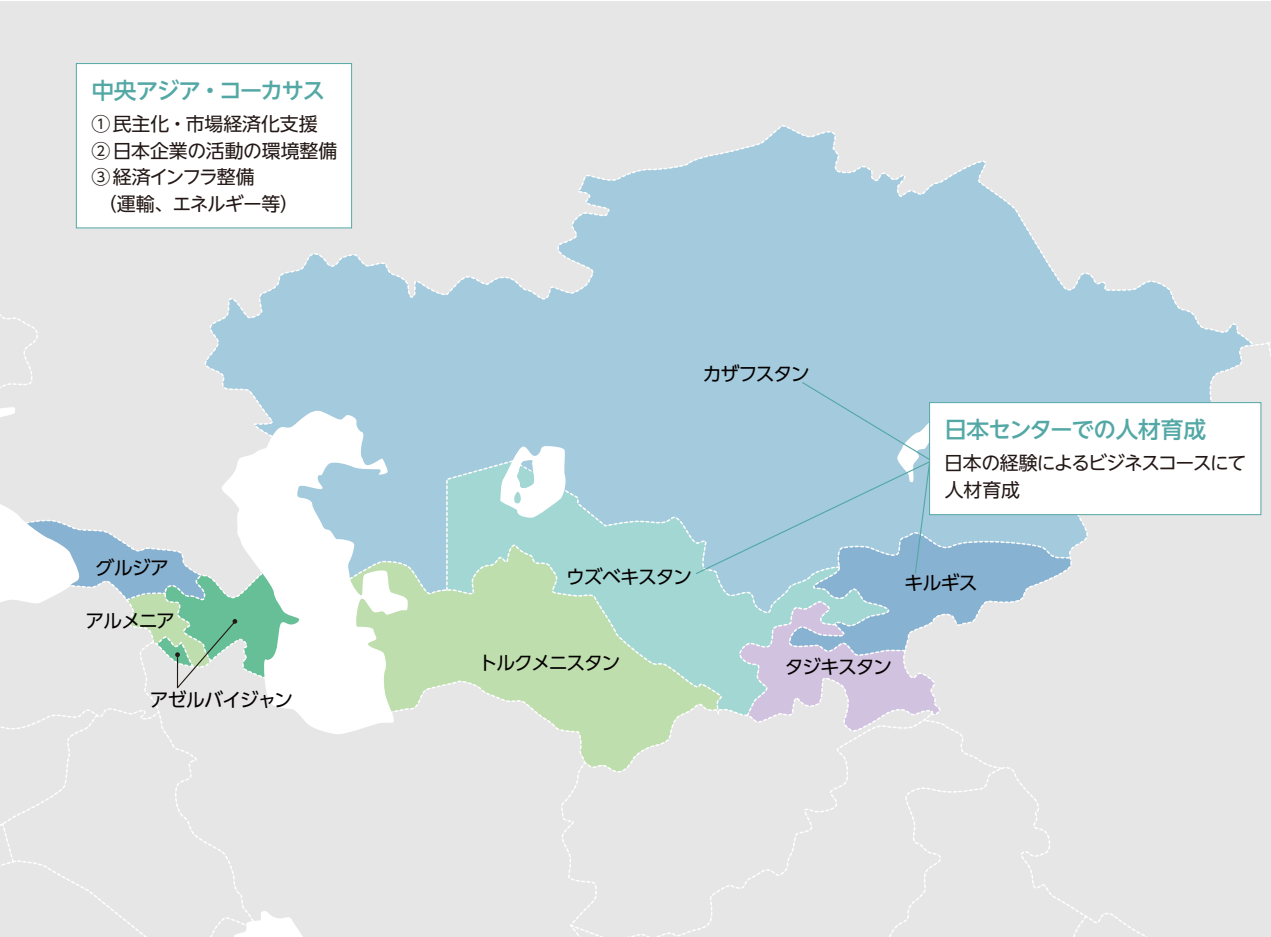

図表 III-10　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2011年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	アゼルバイジャン	4.85	—	1.08	5.93	115.58	16.04	99.54	**105.47**
2	タジキスタン	31.00	9.01	4.28	35.28	—	—	—	**35.28**
3	キルギス	20.46	3.96	9.81	30.27	—	0.37	−0.37	**29.90**
4	アルメニア	2.71	—	0.98	3.70	6.93	3.22	3.71	**7.41**
5	グルジア	0.75	—	0.55	1.30	6.68	3.26	3.42	**4.71**
6	トルクメニスタン	0.48	0.40	0.51	0.99	—	2.74	−2.74	**−1.75**
7	ウズベキスタン	10.19	0.78	10.78	20.97	8.45	33.06	−24.60	**−3.64**
8	カザフスタン	1.42	1.06	3.70	5.12	13.88	40.52	−26.64	**−21.51**
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	0.03	—	1.15	1.18	—	—	—	**1.18**
中央アジア・コーカサス地域合計		**71.90**	**15.21**	**32.83**	**104.73**	**151.53**	**99.22**	**52.31**	**157.05**

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊3　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　合計は卒業国向け援助を含む

4. 中東・北アフリカ地域

中東・北アフリカ地域は、世界の石油埋蔵量の約5割、天然ガス埋蔵量の約4割を占めており、世界のエネルギーの一大供給地です。日本の石油資源の約9割を中東・北アフリカ地域に依存している上、日本と欧州とを結ぶ貿易の中心となる航路は中東地域を経由しており、日本の経済とエネルギーの安全保障という意味からも極めて重要な地域となっています。

また中東・北アフリカ地域は2011年から2012年にかけて、大きな政治的変動を経験しました。長期政権が崩壊した多くの国で選挙や憲法改正などが行われ、おおむね平穏に民主化プロセスが進んでいます。

しかし、経済的・社会的な状況は依然として改善したとはいえず、改革はこれからが正念場です。また、これらの地域の中には未だに情勢が不安定な国もあります。そうした国の改革努力を、経済的支援を通じて後押しし、地域の安定に貢献していくことは、その国自身や周辺諸国だけでなく、世界全体の平和と安定にもつながります。

さらに人口に占める若者の割合が高く、高い経済成長を続ける国が多いことも中東・北アフリカ地域の特徴であり、そうした伸び盛りの国が今後も安定した成長を実現できるよう援助していくことも重要です。

＜日本の取組＞

中東・北アフリカ地域には、パレスチナ問題に加え、アフガニスタンやイラクなど、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在します。これらの国や地域の平和と安定は、地域全体、さらには国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼしかねないことから、これらの国・地域に対しては、持続的な平和と安定の実現、国づくりや国家の再建のために国際社会が一致団結して支援していくことがとても重要です。以上のような中東・北アフリカ地域の位置付けからも日本として積極的に支援を行う大きな意義があります。

また、2010年12月以降、チュニジアを発端として中東・北アフリカ域内の各国・地域で市民による大規模デモが頻繁に起こりました。特にチュニジアとエジプトにおいては、そのデモによって旧政権が倒れ、民主的な政治プロセスへの道が開かれるなど、この地域はまさに歴史的な変革期に入っています。一方で、これらの中東・北アフリカ諸国における様々な改革や体制移行の動きはまだ始まったばかりです。今後、「政治体制の民主化」だけでなく、高い失業率、食料価格の上昇、貧富の差の拡大など、多くの経済的・社会的な課題を克服する必要があるため、域内各国はこれからたいへん重要な時期を迎えることになるといえます。この地域の平和と安定を保つ上でも、このような諸改革や体制の移行を安定的に実現させることが肝心であり、そのためにも国際社会による一層の支援が必要となっています。2011年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミット（フランス）においても、出席した各国首脳は、この地域で起こっている変革の動きを「アラブの春」と呼んだ上で、この歴史的な変革を歓迎し、G8としてその努力を支援していくことを互いに確認しました。

中東・北アフリカ地域には、所得水準が高い産油国

ヨルダンでの現地政府パートナー職員の能力向上を目指した研修の様子（写真：加藤香子）

から、所得の低い後発開発途上国、あるいは紛争後の復興期にある国まで、その経済状況は様々です。日本としては、アフガニスタンやイラクにおける平和と安定の実現、中東和平の実現は、国際社会全体の平和と安全にかかわる問題であり、また、ODA大綱の基本方針である「人間の安全保障」ならびに「平和の構築」の実現という点からも意義が大きいと考え、国際社会と連携しつつ、積極的に支援しています。また、産油国においては、順調な経済発展を続けながら、産業の多角化を推進することで、石油に依存する経済から脱して、安定した経済基盤が構築できるように協力します。

また、石油等の天然資源がない低中所得諸国に対しては、貧困の削減に取り組むとともに、持続的な経済成長のための支援を引き続き実施していきます。特にG8ドーヴィル・サミット以降のハイレベル会合において、日本も、この地域で起こっている変革の動きに対して国際社会と連携して対応し、アジアの成長と安定に貢献してきた経験等を活かし、政府や民間企業が連携して、以下のような取組によって、この地域の安定的な体制移行および国内諸改革に向けた各国の自助努力を積極的に支援していくことを表明しました。

すなわち日本としては、①公正な政治・行政の運営、②人づくり、③雇用促進・産業育成を中心に支援していくとともに、④経済関係の強化と、⑤相互理解の促進にも取り組んでいくこととしています。これを受け、日本は2011年9月に10億ドルの円借款による支援を表明し、既に14億ドルの新規インフラ整備支援を決定または表明済みです。さらに、貴重な水資源の管理は地域の安定に影響を与える中東・北アフリカ地域の各国共通の重要課題です。日本は、国ごとに支援の分野や対象の重点を適切に配慮し、中東・北アフリカ地域の経済的・社会的安定と中東和平達成に向けた環境づくりのための支援を積極的に行っています。

重視していく点は、次のとおりです。

① 平和の構築支援(イラク、アフガニスタン、パレスチナ)
② 中東和平プロセス支援のための協力(対パレスチナ支援、周辺アラブ諸国支援など)
③ 公正な政治・行政運営のための支援(エジプト、チュニジアに対する選挙支援、格差是正と安定化支援(農村開発、貧困削減、水資源、防災、テロ・治安対策等)を含む)
④ 人づくりや雇用促進・産業育成に役立つ経済社会インフラ整備支援

(アフガニスタン、イラクおよびパレスチナについては110ページ以降を参照)

オマーン　電力省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト
開発計画調査型技術協力(2012年1月～実施中)

オマーンでは、電力需要の90%以上を自国産天然ガスによる火力発電でまかなっており、電力料金も低く設定されてきたことから、節電に対する意識は高くありません。しかし、近年の人口増加と経済成長により電力消費は急激に拡大していて、夏場には計画停電を行うこともあります。このため省エネルギーが重要な課題となっています。かつて日本はオマーンを対象に「電力合理化システム需給管理計画調査」(1997～1998年)を実施し、需要に合った電力系統を最適に管理するシステムを提言、電力供給側の改善に協力してきましたが、電力の消費側に対する取組がほとんど行われてきませんでした。

そこでオマーン政府は、消費側の省エネルギーの推進に関する協力を日本に要請し、2012年2月から「電力省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」をスタートしました。

このプロジェクトでは、現地調査やエネルギー診断を通じて、工場・事業所やビル、店舗、家庭の電力の使用実態を把握し、日本の経験・技術を紹介した上で、たとえば、企業のエネルギー消費管理、高効率電化製品の基準づくり・普及、省エネ意識の啓発などの施策の有効性や、導入の優先順位の検討を進めています。2013年3月までに、2020年までの行程表を含めた「電力省エネルギーマスタープラン」を提案する予定です。(2012年12月時点)

日本側専門家とオフィスビルの電力管理状況を調査（写真：JICA）

中東・北アフリカ地域における日本の国際協力の方針

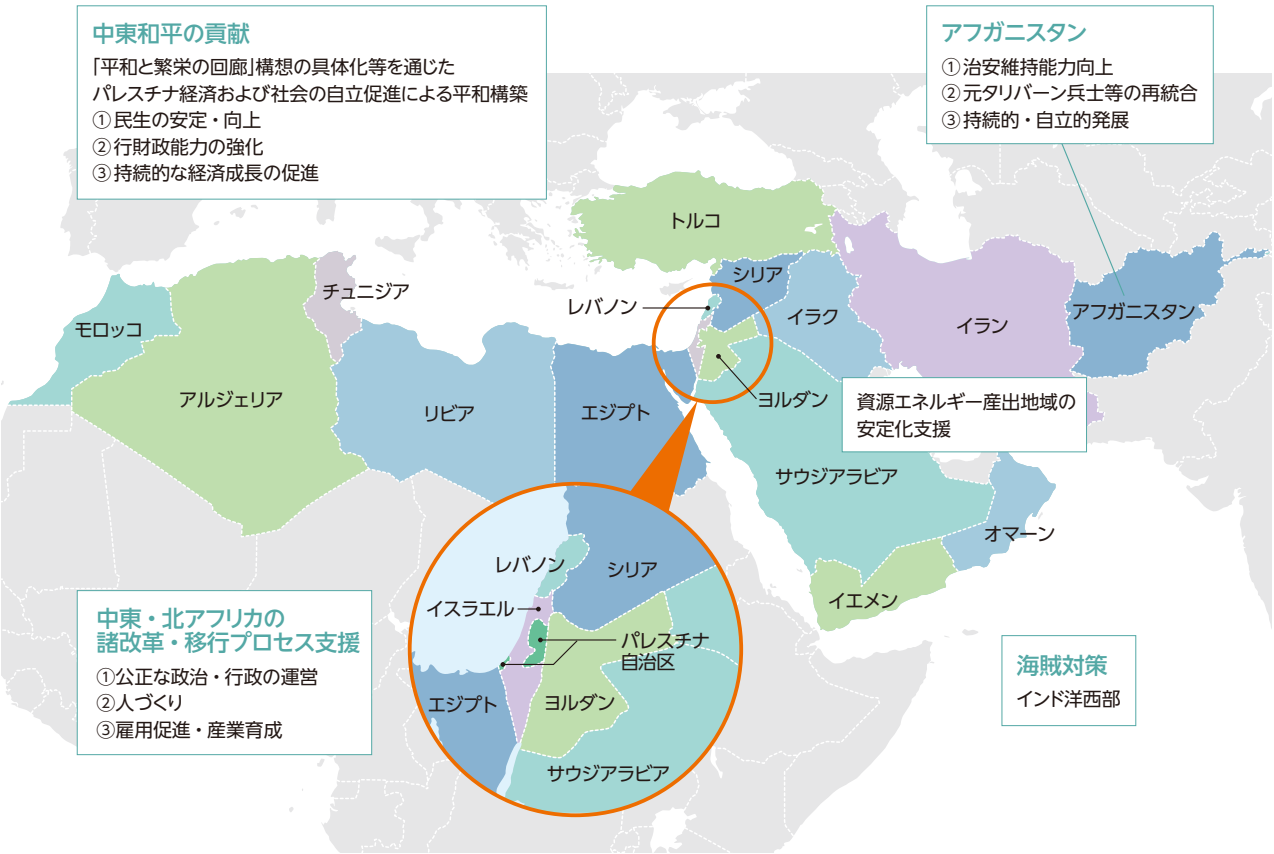

図表 III-11　中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2011年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	アフガニスタン	686.12	598.99	64.22	750.34	—	—	—	**750.34**
2	イラク	5.81	2.51	10.48	16.29	360.92	7.01	353.91	**370.21**
3	[パレスチナ自治区]	64.60	36.23	10.23	74.83	—	—	—	**74.83**
4	モロッコ	1.74	—	10.16	11.90	86.68	68.47	18.21	**30.11**
5	トルコ	12.44	—	8.71	21.15	204.64	200.14	4.50	**25.66**
6	チュニジア	0.16	—	7.68	7.85	101.02	83.90	17.13	**24.97**
7	イエメン	12.39	1.25	2.26	14.66	—	2.08	−2.08	**12.58**
8	リビア	8.13	8.13	0.05	8.18	—	—	—	**8.18**
9	レバノン	3.65	2.52	1.84	5.49	10.03	8.83	1.20	**6.69**
10	アルジェリア	0.01	—	1.42	1.43	—	—	—	**1.43**
11	イラン	7.22	6.00	8.53	15.75	—	31.12	−31.12	**−15.37**
12	シリア	8.92	—	12.02	20.94	—	55.22	−55.22	**−34.27**
13	エジプト	0.14	—	34.88	35.02	80.27	206.57	−126.30	**−91.29**
14	ヨルダン	11.42	0.14	13.88	25.30	2.40	131.57	−129.16	**−103.86**
	中東・北アフリカの複数国向け	1.56	1.39	0.91	2.47	—	—	—	**2.47**
中東・北アフリカ地域合計		**824.32**	**657.17**	**190.09**	**1,014.42**	**845.97**	**908.00**	**−62.04**	**952.38**

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊3　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　合計は卒業国向け援助を含む

援助の現場から 11

文化や生活の理解が湿原の危機を救う

～イラン・アンザリ湿原の環境管理～

宮城県伊豆沼で外来魚類の捕獲対策を研修。右端が谷本さん（写真：谷本晋一郎）

イランの北部、カスピ海南部に面した地域に「アンザリ湿原」は広がっています。湿原の広さは193㎢に及び、渡り鳥の飛来地として、湿地の保全に関する国際条約であるラムサール条約にも登録されています。イランでは近年、人口増加が続いており、特に湿原の上流域にある都市ラシュトでは、20年間で人口が3倍の約90万人に膨れ上がっています。家庭や工場からの排水、山間部から流れ込む土砂などによって、湿原の環境は急速に悪化しているのです。排水を抑制する法律はありますが、規制は十分ではありません。ラムサール条約には危機にある登録湿地をリストアップする「モントルーレコード」という制度がありますが、1993年、アンザリ湿原は、保全が急務である湿地として「モントルーレコード」に追加されました。

「湿原の水質を調べてみると、窒素やリンなどの値は日本の基準値の2～3倍に上ります。とても自然豊かに見えますが、これは湿原の自浄作用によるもの。汚染が進み、あるレベルに達すれば回復できなくなります。予断を許さない状況です。」こう語るのは、現地で湿原の環境を管理するJICAプロジェクトで総括を務める谷本晋一郎（たにもとしんいちろう）さんです。JICAでは、イランの要請を受け、2003年からアンザリ湿原の調査をスタート。保全に向けたマスタープラン作りなどを経て、2007年11月からは技術協力「アンザリ湿原環境管理プロジェクト」が始まりました。しかし、1年後にプロジェクトは休止。2011年4月の再開後にプロジェクトの総括として現地に赴任したのが谷本さんです。

生態学の専門家である谷本さんは、2001年に開発途上国への支援計画を手がける日本工営㈱に就職。同社が受託したアンザリ湿原のプロジェクトには、2003年の調査開始当初からかかわってきました。「困難だったのは、イラン人を理解し、パートナーであるイラン環境庁のギーラン州局の職員と良好な関係を作ることでした。イラン人は、自らの歴史と文化に高い誇りを持つ民族です。その裏返しとして、保守的であり、閉鎖的でもあり、州局長をはじめ職員はあまり湿原の環境悪化に危機感を抱いていませんでした。パートナーの意識がいかに変わるかが課題でした。」

アンザリ湿原でのエコツアー。宗教的なシンボルであるハスの花の開花時には多くの観光客が訪れる（写真：谷本晋一郎）

プロジェクト遂行に当たっては、行政組織の関係各機関を横断する湿原管理委員会の設立が不可欠でしたが、縦割り行政ではそれは難しいことでした。この状況を打開するため、州局長より強い権限を持つ州知事に対し、日本大使から直接協力を求めることになりました。大使の要請に応え、州知事は陣頭指揮を執って湿原管理委員会を発足させ、関係機関で連携するよう指示を出しました。こうしてプロジェクトは動き始めたのです。

プロジェクトでは、保全に向けた枠組みを作成した上で、環境のモニタリングや社会経済調査、環境教育センターの立ち上げ、エコツーリズムなどを実施。業務が具体的になっていくにつれて、現地の職員の意識は少しずつ高まっていきました。特に、日本での研修プログラムが職員たちの意識を高める絶好の機会だった、と谷本さんはいいます。「研修では釧路湿原などを訪れ、湿地管理について視察や学習をしますが、実際にその目で見て日本の技術の有効性を肌で感じ、保全の必要性やその仕事についての理解を深めることができます。また、日本人の温かいもてなしに触れる中で、日本との関係が心に刻まれ、プロジェクトに対する姿勢も熱心になるのです。」

湿原保全では技術的な支援が多いのですが、支援の前提として日本人とイラン人の間で、お互いの文化や考え方を理解し、信頼関係を構築することが大切なのです。お互いを理解することは、現地においても課題です。たとえば、湿原では狩猟や漁業で生計を立てている人たちがいます。この人たちには狩猟や漁労の捕獲エリアが割り当てられるのですが、プロジェクトが実施した社会経済調査では、こうした人々がずっと以前から自然の保全に努めてきたことが分かりました。しかし、湿原で生活を営んでいるこうした人々を除くと、同じ流域の住民の多くはこの事実を知らず、湿原の保全に無関心なため生活排水を川に流しているのです。「日本が一方的に支援を行っても、限界があります。人々がすでに持っている可能性を発揮することこそが問題解決につながっていくのです。そのためにも、現地の関係者がもっとつながりを持ち、お互いを理解して協力するようになってほしいですね。」

5. サブサハラ・アフリカ地域

アフリカ、特に、サハラ砂漠より南に位置するサブサハラと呼ばれる地域は、依然として深刻な貧困問題に直面しています。サブサハラ・アフリカ諸国の大半(48か国中33か国)は後発開発途上国(LDCs)であり、人口の約半分が貧困の境界線である「1日約1.25ドル」以下の生活を送っています。また、この地域には、内戦や紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/エイズをはじめとする感染症の蔓延(まんえん)など、発展を阻害する深刻な問題を抱える国も多く、国際社会からの多大な援助を必要としています。国連安全保障理事会(安保理)やG8サミットなどにおける議論でも、アフリカのこうした問題は国際社会の重大な関心事となっています。

一方、アフリカは豊富な天然資源に恵まれているほか、近年は目覚ましい経済成長を遂げており、「希望と機会の大陸」として国際社会の関心を集めています。

< 日本の取組 >

日本は、アフリカの主体的取組(オーナーシップ)と国際社会による協力(パートナーシップ)を基本原則とするアフリカ開発会議(TICAD(ティカッド))の開催を通じて、アフリカ自身による開発課題への取組に積極的に協力してきました。1993年に開始したTICADの15周年に当たる2008年5月には、横浜において第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)を開催し、2011年5月には、セネガルの首都ダカールにおいて第3回TICAD IV閣僚級フォローアップ会合を開催しました。同会合では、日本が東日本大震災後もアフリカの平和と安定のために積極的 役割を果たしていく考えに変わりなく、TICAD IVの公約を引き続き誠実に実現していくとの決意を表明したことに対し、参加国・機関から高い評価を得ました。

2011年9月の国連総会の一般討論演説において野田総理大臣(当時)は、2013年6月に日本において第5回アフリカ開発会議(TICAD V)を開催予定であると表明しました。2012年5月には、モロッコのマラケシュにて開催された第4回TICAD IV閣僚級フォローアップ会合においては、「横浜行動計画」を着実に履行していることに対して、多くの国から称賛が寄せられるとともに、TICAD Vに向けた出発点として、TICAD Vで

主食である稗(ひえ)を杵と臼で脱穀するニジェールの女性たち(写真:玉井誠子)

重点を置くべき課題について議論されました。TICAD Ⅴでは、近年のアフリカの経済成長を強固なものとしつつ、成果の恩恵が広く社会に行き渡るよう、引き続きアフリカ自身の取組を支援していきます。

また、日本はアフリカ地域における平和と安定の実現に向けた取組にも貢献しています。たとえば、南北スーダンへの支援は、TICAD Ⅳの重点分野の一つに掲げられており、同時に日本が対アフリカ政策の重要な柱として強調する「平和の定着」に向けた支援の一例となっています。2008年にオスロ（ノルウェー）で開かれた第３回スーダン・コンソーシアム会合では、①南北スーダンのバランス、②対南部スーダン支援における人道支援から復興・開発支援への移行、③地域格差の是正を念頭に置きつつ、これまでの支援に加え、当面約２億ドルの支援を表明し、2010年８月までに約２億2,000万ドルの支援を実施しました。特に、2011年１月に実施された南部スーダンの独立を問う住民投票は、南北包括和平合意（CPA）履行プロセスの集大成であることを踏まえ、日本は住民投票の実施に対して約800万ドルの緊急無償資金協力を供与するなど、同国の平和の定着を支援しています。また、国際機関や日本のNGOと積極的に連携しながら、難民の帰還・再統合の支援、食糧支援などのほか、近年では、基礎生活分野およびインフラ整備等に対する支援を行っています。（スーダン・南スーダンについては117ページ参照）

そのほか、民主的な政治プロセスを促進し平和の定着を図る観点から、大統領選挙等への支援も実施しています。2011年４月～2012年３月にはアフリカで多くの選挙が実施され、リベリア、コンゴ民主共和国、ギニアビサウ等においては、国連開発計画（UNDP）と連携し、投票箱などの選挙機材供与、選挙管理員の能力強化など総額約920万ドルの支援を行いました。これにより、これらの国における民主的な選挙の実施に貢献しました。

さらに、2011年度には、60年ぶりの大規模な干ばつ被害に遭ったアフリカの角（つの）地域（ソマリア、ジブチ、エチオピア、エリトリアから成るアフリカ大陸の北東部地域）や、治安悪化と干ばつに苦しむモーリタニア、ニジェール、ブルキナファソ、チャドなどのサヘル地域（主に西アフリカのサハラ砂漠南端部周辺）の国々に対して、現地のニーズに合った迅速な食糧支援を実施しました。

タンザニア／ルワンダ　ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画
無償資金協力（2011年８月～実施中）

インド洋に面するタンザニアのダルエスサラーム港から、ビクトリア湖の南側を回り、隣国ルワンダの首都キガリに至る国際幹線は中央回廊と呼ばれ、東アフリカ地域の主要国際経済回廊に位置付けられています。この回廊のタンザニア・ルワンダ国境にあるルスモ橋は両国間の物流の重要地点となっていますが、道幅が狭く老朽化も進み、貿易拡大に伴う交通量増加に対応できていません。

本事業は、老朽化したルスモ国際橋の架け替え、タンザニア・ルワンダ間の国境手続き円滑化のための施設建設および改修（ワン・ストップ・ボーダー・ポスト：OSBP※）を行うものです。これにより、ルスモ国境を通過する車両の重量・速度規制の緩和、越境手続きの時間短縮が可能となり、両国間の輸送コストの低減、貿易・投資の拡大に寄与することが期待され、タンザニア・ルワンダ両国のみならずブルンジやコンゴ民主共和国といった近隣内陸国も含めた周辺地域の経済発展に寄与すると期待されます。

2008年に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD Ⅳ）にて、日本はアフリカ地域の広域インフラや、隣接国の越境手続きを一本化し物流の効率化を図るOSBP整備への支援を表明しています。本事業は、日本政府が支援を表明した「アフリカ諸国の広域道路網・通関手続き円滑化施設の整備」を具体化するものです。（2012年12月時点）

※ ワンストップ・ボーダー・ポスト OSBP：One Stop Border Post　陸路における出国・入国手続きや税関検査等の国境手続きを、国境を接する二つの国が共同で行うことにより、一度で効率的に実施するため仕組み

混雑時の様子（写真：JICA）

セネガル　ティエス保健センター整備計画
草の根・人間の安全保障無償資金協力（2011年３月～実施中）

セネガルの首都ダカールから東に70kmほどにあるティエス保健センターは、1975年に設立された公立医療施設です。同センターは周辺の州立病院や私立の診療所より診療費が安価なため、貧困層の多くが利用しています。しかし、建物は、1950年代のフランス植民地時代に建設されており、たいへん狭く、老朽化が激しいため、訪れる多数の患者を診察することが困難な状況でした。

日本政府は、官民連携の一環として三菱商事セネガル事務所のCSR活動と連携し、草の根・人間の安全保障無償資金協力を活用して、「ティエス保健センター整備計画」を実施しました。この計画では日本政府が同センターの歯科診療施設を、三菱商事がレントゲン施設を建設しました。公共性の高い企業活動とODAによる経済協力活動が連携することにより、日本の「顔の見える援助」としての広報効果も一層高まるといえるでしょう。（2012年12月時点）

建設された歯科治療室

サブサハラ・アフリカ地域における日本の国際協力の方針

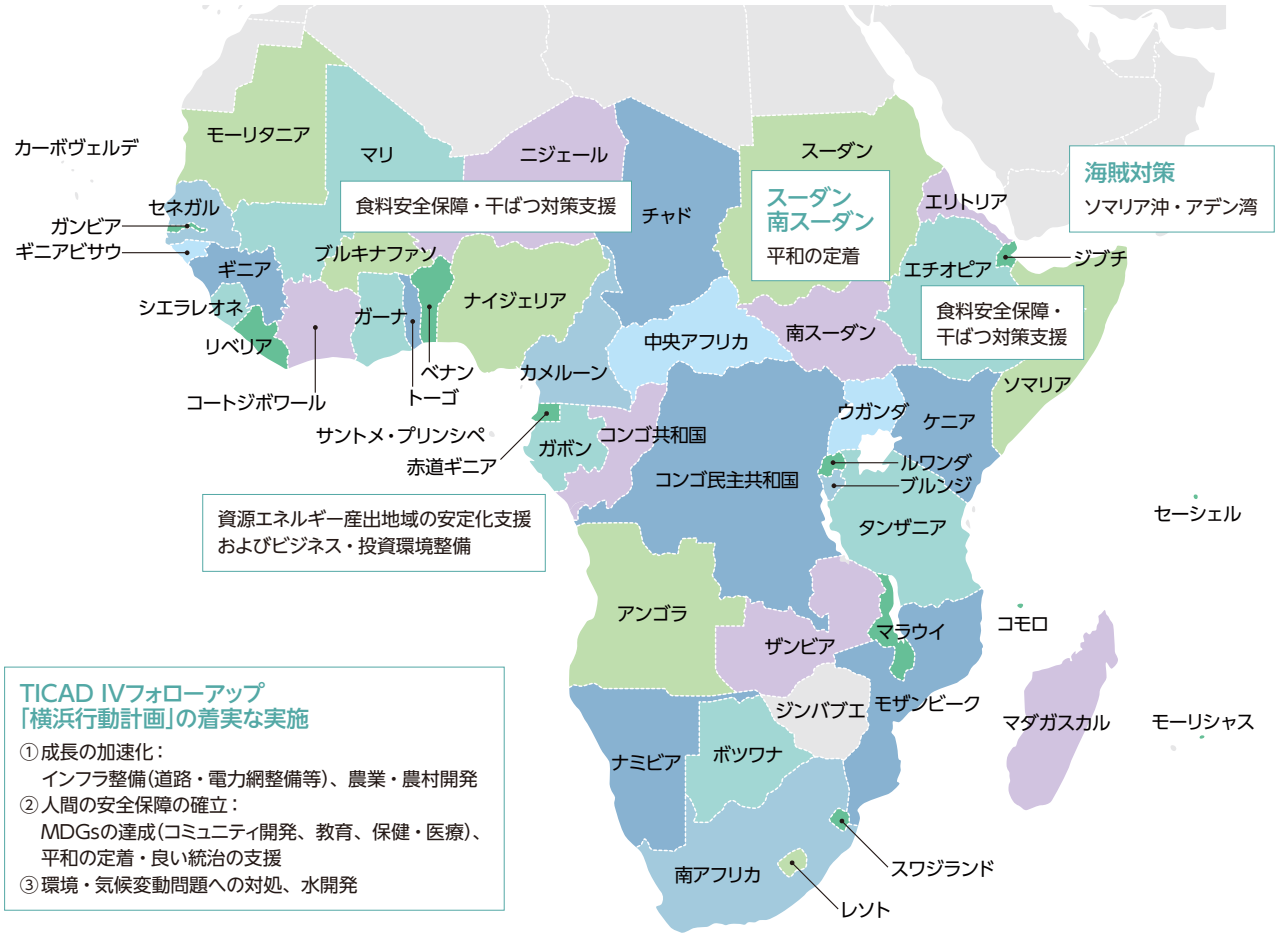

図表 III-12　サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2011年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	コンゴ民主共和国	1,206.16 (82.86)	35.37 (35.37)	9.62 (9.62)	1,215.78 (92.48)	— —	1,029.04 —	−1,029.04 —	**186.74 (92.48)**
2	エチオピア	86.12	30.89	33.59	119.70	—	—	—	**119.70**
3	タンザニア	43.73	8.65	37.80	81.53	37.91	—	37.91	**119.44**
4	スーダン	73.45	72.15	23.28	96.72	—	—	—	**96.72**
5	セネガル	56.34	2.74	26.49	82.83	—	—	—	**82.83**
6	ケニア	100.53	40.55	36.39	136.91	24.10	81.27	−57.17	**79.74**
7	ウガンダ	28.19	13.71	27.79	55.97	1.15	—	1.15	**57.12**
8	ソマリア	51.96	51.96	0.01	51.97	—	—	—	**51.97**
9	モザンビーク	14.20	—	17.08	31.28	17.21	—	17.21	**48.49**
10	ザンビア	19.70	—	25.79	45.49	0.59	—	0.59	**46.08**
11	ガーナ	22.04	0.89	23.90	45.94	—	—	—	**45.94**
12	リベリア	240.64 (40.27)	13.81 (13.81)	2.14 (2.14)	242.79 (42.42)	— —	198.24 —	−198.24 —	**44.55 (42.42)**
13	マリ	36.70	—	7.36	44.06	—	—	—	**44.06**
14	ブルキナファソ	24.08	0.82	16.22	40.30	—	—	—	**40.30**
15	ナイジェリア	25.26	20.38	13.30	38.57	—	—	—	**38.57**
16	中央アフリカ	38.14	27.46	0.11	38.25	—	—	—	**38.25**
17	マラウイ	11.37	—	17.27	28.64	—	—	—	**28.64**
18	カーボヴェルデ	4.74	—	1.17	5.91	20.63	—	20.63	**26.54**
19	シエラレオネ	18.42	3.00	8.11	26.53	—	—	—	**26.53**
20	ベナン	18.47	9.93	7.70	26.18	—	—	—	**26.18**
21	南スーダン	8.71	8.71	16.85	25.56	—	—	—	**25.56**
22	ナミビア	0.15	—	3.36	3.51	27.72	6.03	21.69	**25.21**
23	ルワンダ	11.84	2.20	12.44	24.28	—	—	—	**24.28**
24	カメルーン	13.03	—	6.69	19.72	3.96	—	3.96	**23.68**
25	ブルンジ	17.63	5.50	3.57	21.20	—	—	—	**21.20**
26	チャド	20.39	20.39	0.43	20.82	—	—	—	**20.82**
27	レソト	19.48	2.26	0.75	20.23	—	—	—	**20.23**
28	ジンバブエ	16.09	15.72	2.01	18.10	—	—	—	**18.10**
29	ジブチ	11.95	6.09	4.62	16.57	—	—	—	**16.57**
30	ニジェール	11.58	8.50	4.27	15.86	—	—	—	**15.86**
31	スワジランド	14.43	—	0.66	15.09	—	2.53	−2.53	**12.55**
32	ガンビア	11.27	—	0.18	11.45	—	—	—	**11.45**
33	アンゴラ	7.65	4.81	3.77	11.42	—	—	—	**11.42**
34	ガボン	8.76	—	4.55	13.31	—	2.36	−2.36	**10.96**
35	マダガスカル	—	—	10.70	10.70	—	—	—	**10.70**
36	モーリタニア	9.03	2.00	0.96	9.99	—	—	—	**9.99**
37	ギニアビサウ	8.71	0.50	1.07	9.78	—	—	—	**9.78**
38	エリトリア	7.25	1.50	2.19	9.44	—	—	—	**9.44**
39	トーゴ	126.61 (5.77)	0.16 (0.16)	3.10 (3.10)	129.70 (8.87)	— —	120.44 —	−120.44 —	**9.26 (8.87)**
40	コートジボワール	6.25	6.25	0.36	6.61	1.56	—	1.56	**8.17**
41	南アフリカ	2.04	—	7.25	9.29	—	1.18	−1.18	**8.11**
42	コンゴ共和国	6.94	6.82	0.28	7.21	—	—	—	**7.21**
43	コモロ	2.11	—	1.55	3.66	—	—	—	**3.66**
44	サントメ・プリンシペ	3.44	—	0.10	3.54	—	—	—	**3.54**
45	ギニア	1.00	1.00	0.98	1.98	—	—	—	**1.98**
46	セーシェル	1.12	—	0.12	1.24	—	—	—	**1.24**
47	赤道ギニア	0.28	—	0.04	0.32	—	—	—	**0.32**
48	ボツワナ	0.27	—	5.29	5.57	—	5.66	−5.66	**−0.09**
49	モーリシャス	0.27	—	1.15	1.41	0.06	3.91	−3.85	**−2.44**
	サブサハラ・アフリカの複数国向け	24.87	21.66	16.24	41.12	105.39	—	105.39	**146.50**
サブサハラ・アフリカ地域合計		**2,493.41 (1,048.90)**	**446.38 (446.38)**	**450.63 (450.63)**	**2,944.05 (1,499.54)**	**240.28 (240.28)**	**1,450.66 (102.94)**	**−1,210.38 (137.34)**	**1,733.67 (1,636.88)**

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊3　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　合計は卒業国向け援助を含む
＊6　（　）内の値は債務救済を含まない金額

開発協力トピックス

アフリカ開発の現状とTICAD Vへの課題

近年、アフリカの年平均経済成長率は5%を超え、資源価格の高騰等を背景に貿易はこの10年間で約4倍に拡大しています。今や「希望と機会の大陸」として国際社会の注目を集め、アジアに次ぐ経済フロンティアとしてその存在感を増しています。一方、アフリカは依然として紛争、貧困、飢餓、経済格差等克服すべき多くの課題も抱えています。アフリカは、豊富な天然資源や人口ボーナス（生産年齢人口が子どもや老人の人口に比べ相対的に多い人口構成が、経済成長にプラスに作用すること）といった強みを活かし、国際社会の支援を受けながら、現下の経済成長を維持しつつ、女性や貧困層等の社会的弱者を含むすべての人々が利益を享受できるような経済・社会の実現や、干ばつ等の自然の脅威や経済・社会的変動に耐え得る強靱（きょうじん）性の向上を目指しています。

アフリカが取り組んでいる課題の一つにインフラ開発があります。アフリカ経済は資源価格高騰の恩恵が大きい反面、世界経済の動向に左右されやすい側面があります。このため、強固で持続可能な成長に向けて産業の多角化を推進する必要があり、その基盤整備となるインフラ開発の重要性が増しています。アフリカ主導による「アフリカ・インフラ開発プログラム（PIDA）[注1]」は、運輸、エネルギー、水資源、情報通信技術（ICT）の4分野で51件総額680億ドル（2012年～2020年）の投資プロジェクトを計画しています。今後は、官民連携の下で、これらの投資プロジェクトを商業ベースで実施できるような創意工夫が、日本を含むドナー（援助国）側とアフリカ側双方の課題となっています。

ルワンダの地下の電線を探査する作業員と日本人専門家
（写真：今村健志朗/JICA）

農業・食料安全保障も重要な課題の一つです。アフリカの農業セクターは多くの雇用を担っており、特に小農や女性に配慮した農業・農村開発は貧困削減にも貢献します。また、アフリカは1980年代以降、食料純輸入地域であり、度重なる干ばつや世界的な食料価格高騰による危機に瀕し、食料安全保障の観点からも食料の大幅な増産が課題です。現在、アフリカ主導による農業投資の優先的な実施を目的とした「包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）[注2]」で、各国は農業生産性の年率6%増と国家予算の10%を農業関連投資に充てることを目標に政策が進められています。さらに、気候変動もアフリカの農業と密接に関係する深刻な問題であり、アフリカの気候変動への適応（たとえば、干ばつに強い作物の品種改良や灌漑（かんがい）施設の整備など）のための支援も課題です。

保健分野においては、HIV/エイズの蔓延（まんえん）防止で一定の成果を上げていますが、妊産婦および乳幼児の死亡率低減等の母子保健分野ではさらなる取組が必要です。また、2015年までのミレニアム開発目標（MDGs）の達成が極めて困難となっている国々を含めたアフリカ全体のMDGs達成の加速化に向けた包括的な取組も必要です。

強固で持続可能な経済成長や、MDGsの達成に向けた包摂（ほうせつ）的で強靱な社会づくりの前提となる平和と安定の達成のために、南北スーダン問題、ソマリア沖の海賊問題、サヘル地域（主に西アフリカのサハラ砂漠南端部周辺）での諸問題等に対してアフリカ側はアフリカ連合（AU）や地域機関を通じて主体的に取り組んでおり、国際社会も平和の定着に向けたこうしたアフリカ側の努力を後押しすることが必要です。

国際社会によるアフリカへの支援枠組みには、様々なものがある中で、その主要な取組であるアフリカ開発会議

(TICAD(ティカッド))は、日本主導で始めたアフリカ開発をテーマとする政策フォーラムです。1993年に第1回TICADを東京で開催して以来、アフリカ諸国の「オーナーシップ(自助努力)」と日本を含む国際社会の「パートナーシップ」を重視しつつ、アフリカ開発の取組を推進してきました。TICADは、日本が国連、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、およびアフリカ連合委員会(AUC)と共に開催し、多数の国際機関、地域機関、市民社会、アジア地域のドナー等も参加する「国際フォーラム」であり、日本の対アフリカ支援表明の場にとどまらず、アジアの開発経験をアフリカと共有する場、また、アフリカの開発パートナーとの連携強化の場としても機能してきました。TICADプロセス20周年を迎える2013年の6月には、横浜で第5回アフリカ開発会議(TICAD V)を開催します。

2008年に横浜で開催されたTICAD IVは、アフリカから国家元首・首脳級41名を含む51か国の参加者のほか、ドナー諸国・国際機関の参加者も含め計3,000名以上が参加し、日本が開催する最大規模の国際会議になりました。TICAD IVでアフリカ開発の方向性を示す「横浜行動計画」が採択され、日本の対アフリカ支援策を発表しました。主な公約として、①2012年までに日本の対アフリカODAを18億ドルに倍増すること、②2012年までに日本の対アフリカ投資を34億ドルに倍増することなどを掲げ、これまで着実に取り組んでいます。

TICAD IVの後、「横浜行動計画」の実施状況の概観・評価、ハイレベルの政策提言を行うためのフォローアップメカニズムとしてTICAD閣僚級フォローアップ会合が設けられました。この会合は2009年から毎年アフリカで開催されており、アフリカ側からは日本を含むドナー側の説明責任(アカウンタビリティー)向上のモデルとして高く評価されています。

2012年5月にモロッコで開催されたフォローアップ会合では、TICAD Vに向けた課題として、①現下のアフリカの経済成長と課題、②MDGsの達成と2015年以降のポストMDGsの課題、③平和の定着とグッドガバナンス(良い統治)、④気候変動について議論しました。これらの課題は、前述したアフリカの開発課題に呼応しており、TICAD Vの成功に向け、日本を含むドナー側とアフリカ側の双方が協働していくべきものです。これらの課題の解決には、ドナー側の支援だけでなく、オーナーシップを掲げるアフリカ側の自主的な取組を強化することが重要です。

TICAD Vでは、官民連携を通じた民間セクターの関与の促進が重要になります。2012年8月、TICAD Vに向けて、対アフリカ貿易・投資を後押しするための官民連携のあり方を検討するため、外務大臣と経団連副会長を共同議長とする日本の主要企業の経営者と関係省庁および政府機関の代表から成る「TICAD V推進官民連携協議会」を立ち上げました。同協議会では、日本企業のアフリカでのビジネスを促進するために日本政府やアフリカ各国が講ずべき措置等について議論し、具体的な提言を行う予定です。

ネリカ米を栽培する農場にて談笑するウガンダの農民と青年海外協力隊員
(写真：佐藤浩治/JICA)

2013年6月のTICAD Vでは、アフリカにおける強固で持続可能な経済成長、MDGs達成に向けた包摂的で強靱な社会づくり、平和と安定の実現に向けて、アフリカ側の「オーナーシップ」と日本を含む開発パートナーの「パートナーシップ」の強化に役立つような取組を推進していきます。TICAD Vを通じて日本とアフリカとの関係は、より一層強いものになり、双方にメリットがある「WIN-WIN」の関係へと発展していくことが期待できます。

注1　アフリカ・インフラ開発プログラム PIDA：Programme for Infrastructure Development in Africa
注2　包括的アフリカ農業開発プログラム CAADP：Comprehensive Africa Agriculture Development Programme

アフリカ開発会議（TICAD）
Tokyo International Conference on African Development

アフリカ開発をテーマとする日本主導の国際的な政策フォーラム。1993年の第1回会議以降、5年に1度、首脳級会議を日本で開催。国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行およびアフリカ連合委員会（AUC）が共催者。

主な特徴

- アフリカ諸国による「オーナーシップ（自助努力）」の重要性と国際社会との「パートナーシップ」の必要性を提唱
- アフリカ諸国のみならず、ドナー諸国、国際機関、NGO等が幅広く参加する「国際フォーラム」
- フォローアップ・メカニズム（モニター機能）を通じた説明責任向上の取組

日本の対アフリカODA総額 （2003年～2011年）

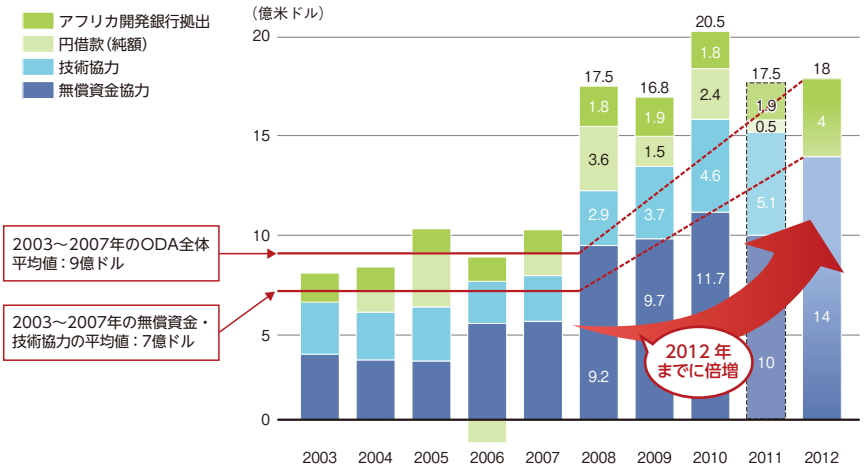

2012年までに対アフリカODAを2003年～2007年の平均値の9億ドルから18億ドルへ倍増

TICAD I（1993年）
冷戦終結後に国際社会のアフリカへの関心が低下する中、アフリカへの関心を喚起すべく「東京宣言」を採択。

TICAD II（1998年）
「アフリカの貧困削減と世界経済への統合」がテーマ。社会開発（教育、保健、貧困削減）、経済開発（民間セクター・農業開発）および開発の基盤を支援するための「東京行動計画」を採択。

TICAD III（2003年）
「TICAD10周年宣言」を採択。平和の定着、人間中心の開発（教育、水、保健医療）、経済成長を通じた貧困削減（農村開発、インフラ、貿易・投資促進）というアフリカ開発の3本柱を提示。

TICAD IV（2008年）
経済成長の加速化、MDGs達成、平和の定着、環境・気候変動問題への対処等に関する具体的取組を示した「横浜行動計画」を採択、2012年までの対アフリカODA倍増等の支援策を表明。

TICAD V（2013年）
2013年6月に横浜で開催予定。TICADプロセス20周年を迎え、「躍動のアフリカと手を携えて」がテーマ。成長の質の向上を目指し、民間投資の拡大やアフリカが抱える様々な開発・社会課題に向けた協力などを議論する予定。

日本の実績 （一部を除き2012年3月時点）

インフラ	広域運輸インフラ整備（道路・湾港など） 通関手続円滑化（OSBP）支援を13か所で実施 広域電力インフラ整備（地熱や持続可能なクリーン・エネルギーを促進）
農業	コメ生産量倍増の目標達成に向けた稲作振興支援 農業指導員46,045人の育成 アフリカの角（つの）での干ばつ対策など緊急食糧支援
水・衛生	13,064人の水資源管理者の人材育成 約985万人への安全な水の提供（農村、都市の給水・衛生施設整備）
教育	874 小・中学校（4,589教室）の建設 約40万人の理数科教員の能力向上支援 18,376校の学校運営改善プロジェクト
保健	32か国、3,935の病院・保健センターの建設、修復、施設への機材提供 20万3,671人の保健医療従事者の能力向上支援 ★WHOの推計によると、日本が、他のドナーおよび被援助国との協力の下、2008年から2012年までの間に命を救うことができる子どもの数は、アフリカ12か国で50万人以上

アフリカ連合（AU）：2002年「アフリカ統一機構」（1963年設立）から発展、改組されたアフリカ54か国・地域が加盟する世界最大の地域機関。アフリカの一層高度な政治的・経済的統合の実現と、紛争の予防・解決に向けた取組強化を目的とする。近年は開発分野でも役割を増している。本部はエチオピア首都のアディスアベバ。

援助の現場から 12

メイド・イン・ボツワナ 手づくり工芸品で生活向上を

～少数民族の定住地域で活動する青年海外協力隊～

ショップとして見本市に参加する地域住民と白岩さん（写真：白岩鮎美）

アフリカ南部のボツワナには、アフリカゾウやライオンなどの野生動物が生息する大自然が残っています。また、狩猟採集を本来の生業とする先住民族、サンの人たち（入植した白人から「ブッシュマン」と呼ばれてきた人たち）が住んでいます。しかし、開発が進み、野生動物を追って移動していた彼らの多くは、ボツワナ政府の政策により定住して生活するようになりました。

定住したサンの人たちが多く居住する地域に、青年海外協力隊の隊員として派遣されたのが白岩鮎美（しらいわあゆみ）さんです。高校生のころから国内でボランティア活動を続け、アクセサリーや銀細工などのものづくりにも取り組んできました。アフリカでのボランティアを希望し、ボツワナで村落開発に取り組むことになりました。

2010年10月、白岩さんは首都ハボロネから600kmほど離れたセントラル県ボテティ郡の中心地である任地のレタカネに赴きました。まずは土地とその住民を知るために、社会福祉の職員と共に、周辺に点在するサン人定住地での配給活動等に参加しました。

白岩さんが村落で目にしたのは、農村部に暮らすサンの人たちの姿でした。狩猟という伝統的な生活を失った人々の中には仕事が見つからない人たちも多く、政府の先住民族保護政策によって生活物資や現金は支給されるものの、福祉制度のことを知らずに困窮する人たちもいました。定住したサンの人たちの状況に直面し、白岩さんは自分が村落開発普及員として何ができるのかを考えました。「あるときサン人の女性がオフィスに、編んで作ったバスケットを持ってきたのです。また、村を歩いていると、思ったよりも多くの人がバスケットを編んでいることに気づきました。ここには、こんな伝統工芸があるのだと思い、自分でビラを貼って、ものづくりに興味がある人を探し始めました。」

伝統的なバスケット作りをするサンの女性たち（写真：白岩鮎美）

ものづくりによって人々の暮らしを改善できないかと考えた白岩さんは、女性たちの作ったバスケットを定期的にハボロネまで持って行き、販売しました。それまでは、こぢんまりと村に買いにやって来る人に、作ったバスケットをその人の言い値で売っていた女性たちは、白岩さんに販売を委託するようになりました。白岩さんはさらに、「旅行者は大きいと持ち帰れないので小さなバスケットを作ったほうがいい」「質の良い材料で作らないと、ヨーロッパや日本の観光客は買ってくれない」と、より良い製品づくりに向けて指導を行いました。底抜けに明るいサンの女性たちは、白岩さんの真剣な取組に懸命に応えてくれました。

白岩さんは、レタカネに工芸品販売のためのクラフトショップを作れば、工芸品を売りたい人たちが売るためのスペースを確保できると考え、実現に向けて動きだしました。そんな店ができれば、ボテティ郡に18ある村落の工芸品を代理販売することもできます。それまでボツワナではほとんどの生活物資を隣国から輸入しており、観光客への土産物も例外ではありませんでした。白岩さんたちの活動によって「メイド・イン・ボツワナ」の工芸品が商品化されたのです。ボツワナ政府の観光省も白岩さんたちの活動を理解し、協力を申し出てくれました。

自分たちの作ったものが売れて、現金収入になるとの実感は少しずつサンの人たちの意識を変えていきました。「バスケット作りの材料を集めにブッシュに行きたいから車に乗せていってほしい」「人形づくりを覚えたいから講習会を開いてほしい」「友人を紹介するから売る手助けをしてやってほしい」と自発的に要望が出るようになったのです。徐々に商品を委託する人が増え、白岩さんのオフィスでは手狭になってきました。店を開くのであれば、ある程度の広さが必要です。白岩さんはビジネスプランを書き、企業に支援をお願いしました。幸い協力者が見つかり、大きなショップをオープンすることが決まりました。現在はオープンに向けてその準備中です。

「私は残念ながら2年間の任期が終わり、帰国することになりましたが、このプロジェクトが続けられるよう、JICAや国連ボランティア計画などに提案を行っています。私自身が現地で手助けすることはできませんが、これは彼女たちサンやボツワナの人たちのプロジェクトです。私がいなくても、自分たちで続けられなければ意味がありません。彼女たちが主役となって、プロジェクトが続いていくことを願っています。」

6. 中南米地域

中南米地域の人口は5億9,000万人で、この地域は域内総生産4.8兆ドルの巨大市場です。また、民主主義が根付き、安定した成長を続けてきた上、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル(希少金属)、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、国際社会での存在感を高めつつあります。平均所得の水準はODA対象国の中では比較的高いものの、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多いことも、この地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、地震、ハリケーンなど自然災害に弱い地域でもあることから、環境・気候変動、防災での取組も重要となっています。

＜日本の取組＞

日本は中南米諸国と伝統的に友好的な関係を築いています。日本のODAを通じて、これらの国々の持続的な成長への基盤づくり、貧困削減・格差是正のための支援、平和の定着、南南協力*などへの支援を行っています。中南米地域の持続的成長への支援としては、インフラ整備や様々な分野での人材育成を行っています。また、この地域の歴史的な課題となっている貧困と所得格差を改善するため、保健医療、教育、地域開発などの社会開発分野での支援も実施しています。さらに、2010年1月に発生したハイチの地震など、被災国に対する緊急・復興支援も積極的に実施しています。

より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題については、中米統合機構(SICA)[注67]やカリブ共同体(CARICOM)[注68]といった地域共同体とも協力しつつ、広い地域にかかわる案件の形成を進めています。たとえば、CARICOM加盟諸国に対し、日本は「日本・カリコム・パートナーシップ・プログラム」に基づき、世界経済への統合、環境・気候変動の分野等での広域的な協力を実施しています。

モラレス・ドミニカ共和国外務大臣と会談する若林健太外務大臣政務官

また、長年の日本の経済協力の実績が実を結び、第三国への支援が可能な段階になっているブラジル、メキシコ、チリ、アルゼンチンの4か国との間では、中南米、アフリカ諸国などを対象として、第三国研修*や第三国専門家派遣*などを協力して実施しています。たとえば、ブラジルと共に、アフリカのモザンビークでの農業開発協力を進めているほか、メキシコ、アルゼンチン、ドミニカ共和国と協力し、震災後のハイチの復興支援を行っています。

中南米地域では、アマゾンの森林の減少、オゾンホールの拡大、気候変動によるアンデス氷河の減退や、ハリケーンなどの自然災害の多発といった環境問題も深刻になりつつあります。日本は、これらに歯止めをかけ、また影響をやわらげるため、自然環境保全、防災などの面で支援を実施しています。

日本は官民連携で地上デジタル放送の日本方式(ISDB-T方式)[注69]の普及に取り組み、2012年6月時点までに中南米では10か国が、日本方式を採用しています。日本はこれら採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材育成を行っています。

また、地震により多大な被害のあったハイチに対し、日本は地震発生直後から国際緊急援助隊医療チームおよび自衛隊部隊の派遣、国際機関を通じた医療・衛生分野での支援、食料・水・シェルターの供給、日本のNGOを通じた被災者支援を行いました。日本はこれまで総額1億ドルを超える復興支援を実施してきてお

注67　中米統合機構 SICA：Sistema de la Integración Centroamericana
注68　カリブ共同体 CARICOM：Caribbean Community
注69　地上デジタル放送 ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial

り、引き続きハイチの中長期的な震災復興のために、保健・衛生や教育といった基礎社会サービス分野を中心に支援を行っています。

さらに、2011年10月に発生した熱帯性低気圧の停滞により洪水などの災害に見舞われたエルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグアに対し、発電機・毛布などの緊急援助物資を供与しました。

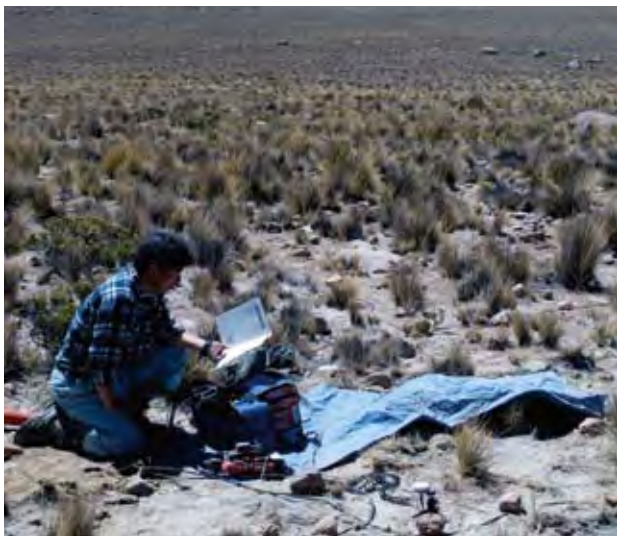
ペルーの山岳地域にて有望な熱源の探査を行う日本人専門家（写真：JICA）

＊用語解説

南南協力
より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、ドナー（援助国）や国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

第三国研修
開発途上国が、援助国・国際機関の資金や技術支援を受け、他の途上国から研修員を受け入れて、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及のための研修を行うこと。日本はそれに対して、資金的・技術的な支援を行っている。

第三国専門家派遣
技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国からの人材を専門家として派遣する制度。

グアテマラ　ティカル国立公園文化遺産保存研究センター建設計画
一般文化無償資金協力（2010年３月～2012年７月）

ジャングルの中に巨大ピラミッドがそびえ立つ、グアテマラのティカル国立公園は、マヤ文明を代表する文化遺産と自然保護地域から構成され、1979年にUNESCO（ユネスコ）の世界複合遺産に登録されました。現在、年間20万人を超える人々が訪れるグアテマラ有数の観光地となっています。マヤ文明最大規模の遺跡群であるティカル遺跡からは、陶器や石彫りなどの貴重な文化財が発掘されていますが、グアテマラには出土品を保存・修復できる施設がないため、貴重な文化財が劣化・損傷の危機にさらされていました。

そこで日本は、ティカル遺跡の貴重な文化財を保存・修復し、調査研究を行い、観光客に対して教育啓蒙活動を行うことのできる複合的施設「ティカル国立公園文化遺産保存研究センター」を建設しました。同センターの建設には日本人の研究者がかかわってきたほか、完成したセンターに環境への負荷を最低限に抑えるための日本の最先端環境技術が導入されるなど、日本の顔が見える援助となっています。また、日本の大学がグアテマラ文化スポーツ省との間で学術交流協定を結んでおり、その研究活動においてこのセンターが重要な拠点となることも計画されています。

今後、日本とグアテマラの協力により、ティカル遺跡の保存・研究が進み、グアテマラにおける文化遺産保護・文化振興が促進されることが期待されています。

ティカル国立公園文化遺産保存研究センターの外観

センター内部の展示ホール

中南米地域における日本の国際協力の方針

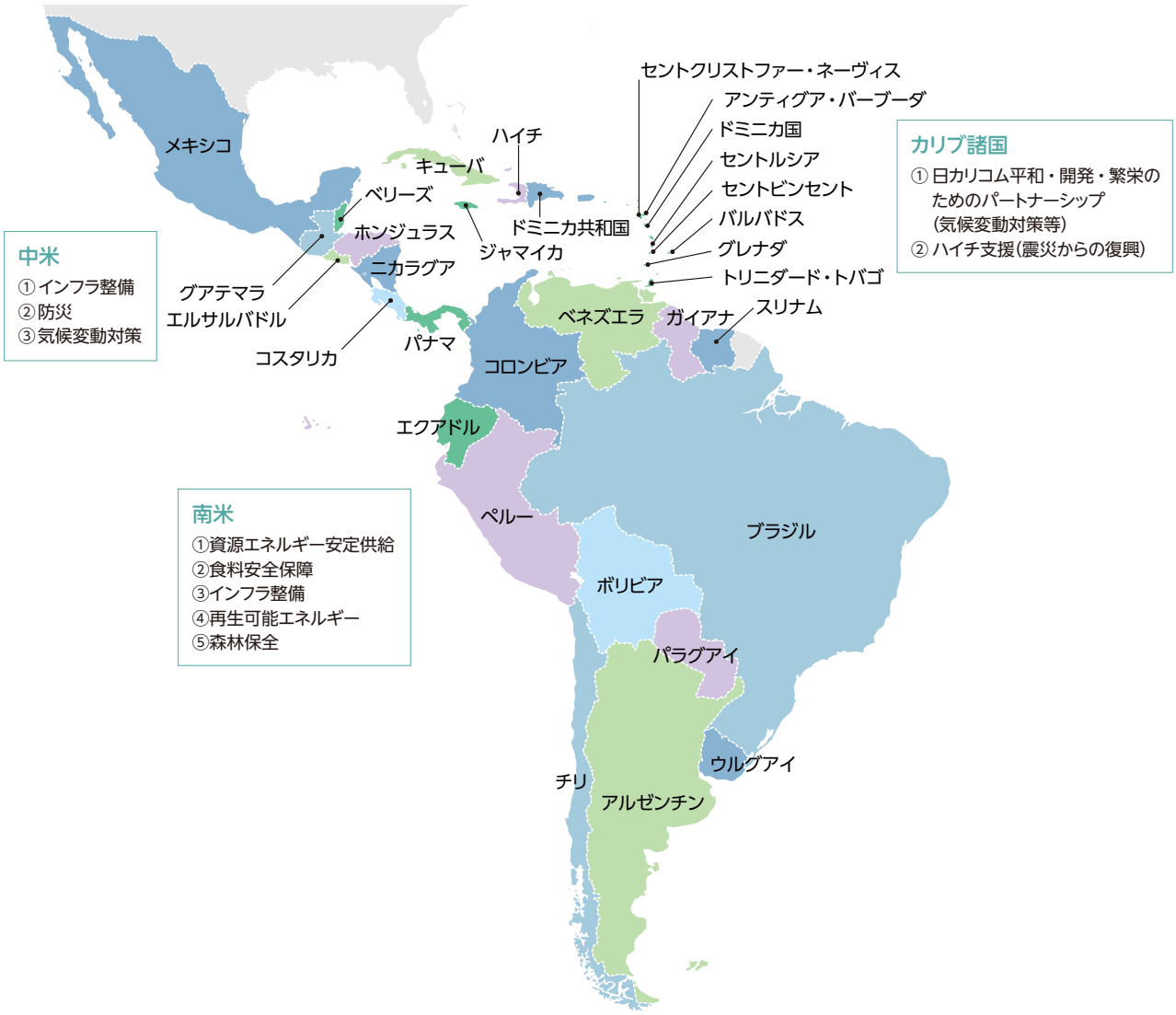

図表 III-13　中南米地域における日本の援助実績

2011年

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	ブラジル	4.09	—	28.65	32.74	241.51	121.61	119.90	**152.63**
2	ペルー	43.33	0.13	19.61	62.94	135.68	123.35	12.33	**75.27**
3	パナマ	1.06	—	6.48	7.54	64.15	8.78	55.37	**62.90**
4	ボリビア	23.18	—	15.89	39.08	—	0.22	-0.22	**38.86**
5	ハイチ	17.78	2.68	4.45	22.24	—	—	—	**22.24**
6	ニカラグア	11.04	—	8.76	19.80	—	—	—	**19.80**
7	グアテマラ	6.03	0.35	10.57	16.60	9.95	11.31	−1.37	**15.23**
8	ホンジュラス	2.83	—	7.93	10.76	—	—	—	**10.76**
9	アンティグア・バーブーダ	9.14	—	0.50	9.64	—	—	—	**9.64**
10	アルゼンチン	1.51	—	8.65	10.16	—	1.43	−1.43	**8.73**
11	グレナダ	8.36	—	0.12	8.49	—	—	—	**8.49**
12	キューバ	0.48	—	4.25	4.73	—	—	—	**4.73**
13	チリ	1.25	—	3.65	4.90	—	1.27	−1.27	**3.64**
14	ベネズエラ	1.46	—	1.97	3.43	—	—	—	**3.43**
15	ドミニカ国	2.64	—	0.76	3.40	—	—	—	**3.40**
16	コロンビア	3.46	—	7.99	11.45	—	9.02	−9.02	**2.42**
17	セントルシア	0.14	—	1.88	2.02	—	—	—	**2.02**
18	ベリーズ	0.12	—	1.10	1.22	—	—	—	**1.22**
19	ガイアナ	0.14	—	0.72	0.85	—	—	—	**0.85**
20	セントクリストファー・ネーヴィス	—	—	0.73	0.73	—	—	—	**0.73**
21	セントビンセント	—	—	0.69	0.69	—	—	—	**0.69**
22	ウルグアイ	0.49	—	2.44	2.93	—	2.43	−2.43	**0.51**
23	スリナム	—	—	0.03	0.03	—	—	—	**0.03**
24	コスタリカ	1.74	—	5.64	7.38	11.38	21.89	−10.50	**−3.12**
25	ドミニカ共和国	2.49	—	8.70	11.18	—	17.36	−17.36	**−6.17**
26	エルサルバドル	3.84	—	11.08	14.92	—	23.57	−23.57	**−8.65**
27	エクアドル	9.63	—	5.64	15.27	—	25.56	−25.56	**−10.29**
28	ジャマイカ	0.35	—	2.17	2.51	—	25.14	−25.14	**−22.63**
29	パラグアイ	3.72	—	14.88	18.60	3.44	45.96	−42.52	**−23.92**
30	メキシコ	0.34	—	11.67	12.01	—	63.99	−63.99	**−51.99**
	中南米の複数国向け	1.05	—	11.76	12.82	—	—	—	**12.82**
中南米地域合計		**162.25**	**3.15**	**209.48**	**371.72**	**466.10**	**502.90**	**−36.80**	**334.93**

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊3　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　合計は卒業国向け援助を含む

援助の現場から 13

上下水道の整備支援で住民の健康と生活を改善

～ペルー・リマの水を支える円借款～

カルメラ・ガボネル・パラレスさん。ワチパ浄水場にて（写真：松本周介）

南米・ペルーでは、乾燥した沿岸部に人口が集中しています。とりわけ同国の約3割に当たる900万人が住む首都リマでは、年間を通じて降水量が少なく、すべての住民への飲料水供給の改善は急務の課題です。上下水道が整備されていない地域の人々は、巡回する給水車から水を購入していますが、その水は川から汲み上げたものに塩素を少量加えただけです。丘の上の集落に住む人々は、水の入ったポリタンクを持って急な階段を登り、時には転倒する事故も起きていました。運搬するのは女性や子どもの仕事で、中にはあまりの重さに背骨が歪んでしまう人もいたほどです。

日本政府では、1990年代からの円借款の供与を通じて、リマ上下水道公社が運営する水道施設の拡張や改修を支援してきました。2000年、「リマ首都圏周辺居住地域衛生改善事業」がスタート。2011年7月には、240万人に安全かつ安定的に水を供給するワチパ浄水場が完成するとともに、5万世帯25万人の上下水道網も整備されました。

しかし、ここに至る道のりは平坦ではありませんでした。この円借款はフジモリ政権時代（1990～2000年）に決まりましたが、その後、ペルー政府内では上下水道公社を民営化する案が浮上するなど、上下水道を整備する円借款は白紙になりかけたのです。「異議を唱えたのは住民でした。」こう語るのは住民との折衝に当たってきた水道公社のカルメラ・ガボネル・パラレスさんです。「水道事業が民営化になれば、利益の上がらない地域では整備が行われないのは明らかです。水道が通っている地区でも料金も5倍に跳ね上がります。対象の18地区の住民はデモ隊を組織しました。」

住民たちはデモ行進を通じ、上下水道公社の民営化案に反対し、上下水道整備の必要性を訴えました。その後、ペルー政府は最終的に住民の主張を受け入れ、事業の実施を決定しました。

上下水道が未整備だったころは、汚水は道に垂れ流されていたので、夏になると乾燥した汚泥が空気中を舞い、気管支系の感染症を患う住民が数多くいました。水は汚染されており、下痢や腸チフス、蚊によるデング熱などの感染症も大きな問題となっていました。上下水道の完成後、病気が劇的に減少したといいます。病気が減ったことで、家庭の負担する医療費も減り、子どもたちが学校を欠席する回数も減りました。

上下水道の整備は、地域の女性たちの生活も大きく変えました。かつては毎週土曜になると大量の衣類を抱えて洗濯場（コンクリートでできた簡易な水溜め）に集まり洗濯をしていました。洗濯物を運びながら、長い距離を歩くのは一苦労です。今は昼夜を問わず洗濯ができるようになりました。「自宅での洗濯がこんなに楽だと初めて知った。」と語る女性もいたそうです。

また、思いがけない嬉しい話として、サン・ファン・デ・ルリガンチョ地区では、水道水を利用したレタスの水耕栽培も始まりました。雨がほとんど降らない同地区の住民が農業省のセミナーに参加し、レタスであれば水だけで容易に栽培できると知ったことがきっかけでした。必要経費は住民が賄っており、生産したレタスは自分たちで消費するほか、地域で販売し、収益は水を通すパイプなど資機材の購入に充てています。

水道公社のガボネルさんは上下水道の整備によって住民が目標を抱くようになったと語ります。「住民は将来的に子どもたちの栄養改善に役立つ根菜類の栽培も行いたいと考えているのです。」日本の国際協力によって実現した上下水道の整備は、リマの人々の生活そのものを大きく改善したのです。

急斜面にある住宅。整備前はポリバケツ（右）を水瓶に（写真：レジーナ・トミー）

「水は権利である」と書いた横断幕を掲げる住民たち（写真：レジーナ・トミー）

7. 大洋州地域

太平洋島嶼国・地域は、日本にとって太平洋を共有する「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国・地域は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域、EEZ）[注70]を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である上、遠洋漁業にとって大切な漁場を提供しています。太平洋島嶼国・地域の平和と繁栄は日本にとって極めて重要です。

一方、太平洋島嶼国・地域には比較的新しい独立国が多く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。加えて小規模で、第一次産業依存型の経済、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいこと、海面上昇により国土を失ってしまう可能性があることなど、島嶼国・地域に特有の共通の問題があります。さらにフィジーにおける民主化に関する問題も抱えています。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国・地域の良きパートナーとして、各国・地域の事情を考慮した援助を実施しています。

＜日本の取組＞

太平洋島嶼国・地域における政治的な安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国・地域で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）[注71]との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに日本と太平洋島嶼国・地域との首脳会議である太平洋・島サミットを開催しています。

2012年5月に沖縄県名護市で開催された第6回太平洋・島サミットでは、「We are Islanders: 広げよう太平洋のキズナ」というキャッチフレーズの下、日本は、①東日本大震災の経験を踏まえた防災協力、②環境・気候変動、③持続可能な開発と人間の安全保障、④人的交流、⑤海洋問題という5本柱に沿って協力を進めるため、今後3年間で最大5億ドルの援助を行うべく最大限努力することを表明しました。この支援の5本柱の一つである「東日本大震災の経験を踏まえた防災協力」では、東日本大震災の教訓を共有しつつ、太平洋災害早期警報システムの整備などの協力を行っていくこととしています。

太平洋島嶼国・地域は、環境・気候変動、教育や保健などの分野においても課題を抱えており、これらの国々の持続的な発展のため、日本は、各国への協力のみならず、太平洋島嶼国・地域全体の利益を考慮した地域協力を実施しています。

たとえば、気候変動による影響が大きく、自然災害を受けやすい太平洋島嶼国・地域の防災能力を向上させるために、住民が適切に避難できる体制づくりなどを支援しています。また、サモアにある地域国際機関である南太平洋地域環境計画（SPREP）[注72]と連携し、国家廃棄物管理計画の策定や廃棄物管理に携わる人材の育成を支援しています。

太平洋・島サミットで開催された首脳討議（写真：共同通信社）

注70　排他的経済水域 EEZ：Exclusive Economic Zone
注71　太平洋諸島フォーラム PIF：Pacific Islands Forum
PIF加盟国・地域：オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン諸島、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ、クック諸島、ニウエ
注72　南太平洋地域環境計画 SPREP：South Pacific Regional Environment Programme

トンガ　美ら島（ちゅらしま）ババウもったいない運動プロジェクト
草の根技術協力（地域提案型）（2011年９月～実施中）

大洋州の島嶼（とうしょ）国トンガでは、生活様式の変化や輸入品の増加により、プラスチックなどの容器包装類や自家用車など、自然環境の中では処理が困難な廃棄物が増加しており、国土が小さいことも重なって、廃棄物の管理方法が社会問題の一つとなっています。首都ヌクアロファのあるトンガタプ島から300km弱離れたババウ島においては、廃棄物の処分は家庭や集落に任されており、廃棄物の回収システムの構築や有価物（鉄、アルミ、古紙類など他者に買い取ってもらえる不要物）の分別はほとんど行われていません。

島嶼国においては、最終処分場の整備や住民への啓発活動を行うだけではなく、缶やビンなどの有価物のリサイクル・ルート（輸出ルート）を確立し、廃棄物の減量を図る必要があります。特に、これら有価物の輸出を事業として成立させていくことが、持続的な廃棄物管理を行う上で重要となります。これはかつて沖縄が経験してきたことでもあります。

そこで、那覇市および沖縄リサイクル運動市民の会が中心となって、沖縄がこれまで培ってきた知識・経験を活かし、ババウ島での有価物リサイクルの仕組みの構築を目指した支援を行っています。（2012年12月時点）

リサイクルのワークショップを開催（写真：JICA）

キリバスのベシオ病院救急外来で活動する青年海外協力隊員（写真：木下史夫）

大洋州地域における日本の国際協力の方針

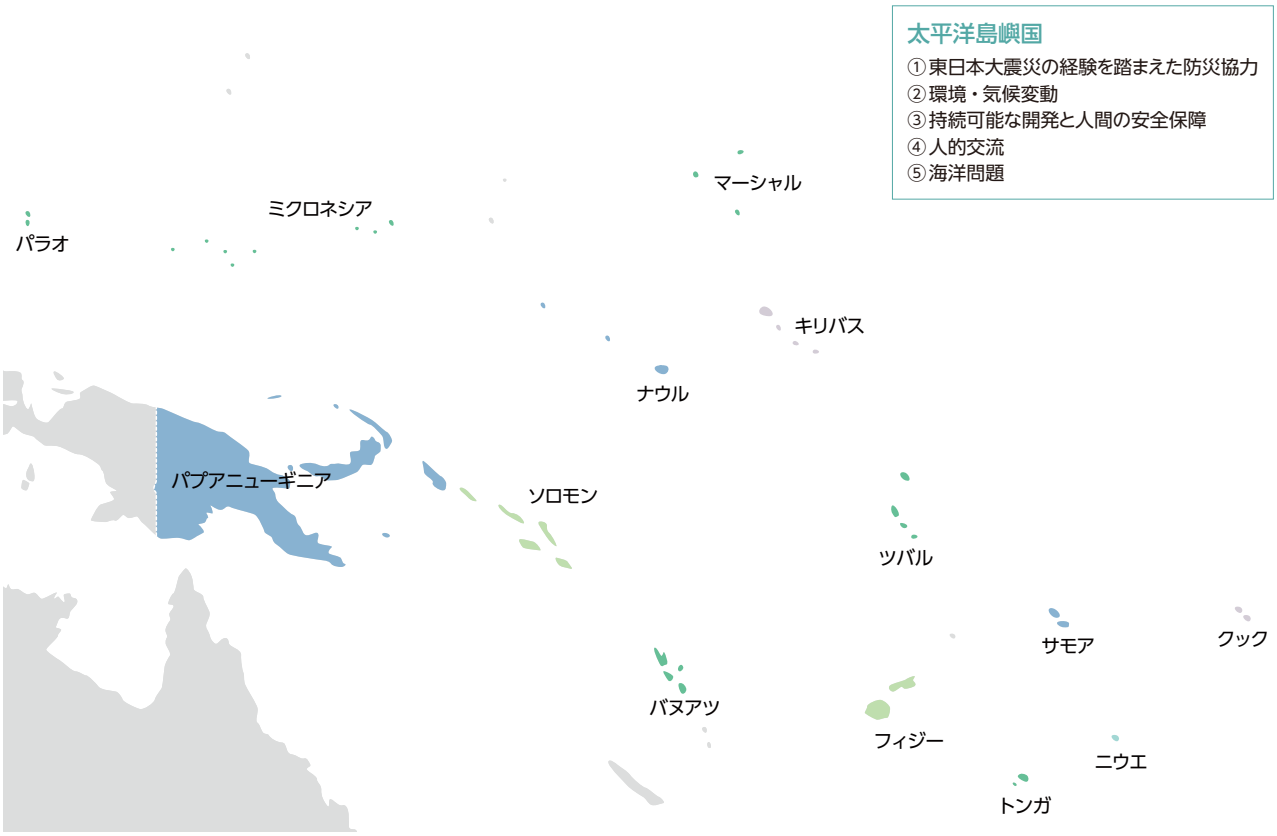

図表 III-14　大洋州地域における日本の援助実績

2011年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	ミクロネシア連邦	25.53	—	2.86	28.39	—	—	—	28.39
2	ソロモン	19.95	—	4.15	24.11	—	—	—	24.11
3	フィジー	9.39	—	10.90	20.29	—	1.52	−1.52	18.76
4	トンガ	15.12	—	3.49	18.61	—	—	—	18.61
5	サモア	0.66	—	4.11	4.76	12.63	—	12.63	17.39
6	ツバル	12.73	—	1.40	14.13	—	—	—	14.13
7	パプアニューギニア	23.03	—	10.98	34.01	0.10	22.77	−22.67	11.34
8	バヌアツ	3.75	—	3.64	7.39	—	—	—	7.39
9	マーシャル	3.91	—	2.30	6.21	—	—	—	6.21
10	キリバス	2.99	—	0.86	3.84	—	—	—	3.84
11	パラオ	1.08	—	2.64	3.73	—	—	—	3.73
12	ナウル	1.77	—	0.05	1.82	—	—	—	1.82
13	クック	—	—	0.07	0.07	—	—	—	0.07
14	[ニウエ]	—	—	0.04	0.04	—	—	—	0.04
	大洋州の複数国向け	0.92	0.43	2.30	3.22	—	—	—	3.22
大洋州地域合計		120.84	0.43	49.80	170.63	12.73	24.29	−11.56	159.07

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊3　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　合計は卒業国向け援助を含む

援助の現場から 14

太平洋の孤島キリバスで いのちをつなぐ港を作る

～ベシオ港で大型船舶の接岸を可能に～

キリバス政府の通信・運輸・観光開発省担当官と阿南さん（写真：阿南正典）

南太平洋の赤道周辺にあるキリバスは、東西約4000km、南北約2000kmという広大な海域に散在する島々から成り立っている国です。30以上の島々を合わせても、国土の面積は720km²ほど。これは長崎県の対馬とほぼ同じです。珊瑚礁に囲まれた島々の土壌は農業には適さず、野菜をはじめとする生活物資のほとんどを、ニュージーランドやオーストラリアからの輸入に頼っています。海外からの物資を受け入れるのは、首都のあるタラワ環礁のベシオ港です。キリバス唯一の国際港であり、島国キリバスの生命線といえるでしょう。

日本は以前からベシオ港の開発にかかわってきました。1997年から2000年にかけて、貨物船が接岸してコンテナの取り扱いができる岸壁とヤード(コンテナ貨物を保管したり、受け渡しする場所)の整備をしました。その後も、エルニーニョ現象の影響と考えられる異常波浪で破壊された護岸の修復を支援してきました。近年、物資を輸送するための船舶が大型化しています。ベシオ港の岸壁前の水深が不足して接岸できない貨物船もあり、その場合は充分に水深がある場所に船を停泊し、洋上ではしけにコンテナを降ろした上で、それを岸壁に接岸して荷揚げしなければなりません。このようなコンテナの積み替え作業のコストは物資の価格に上乗せされます。

2011年からスタートした無償資金協力「ベシオ港拡張計画(本体工事)」では、4年をかけて、大型の貨物船が接岸でき、直接荷降ろしができるようにしていきます。工事を実施する大日本土木㈱・東亜建設工業㈱共同企業体の現場所長、阿南正典（あなんまさのり）さんは、1997年の援助開始当初のベシオ港整備計画工事プロジェクトにもかかわってきた人物です。1982年に大日本土木㈱に入社して以来15年間、国外の援助の現場で働いてきた阿南さんは、現地の状況をこう語ります。「キリバスで充分自給できるものといえば、魚やココナツなどの限られた産品で、燃料や食料など店頭で売られている物はほとんどすべて輸入品です。店舗から商品がなくなれば、次の定期便を待つしかありません。」

キリバスでは、資材もすべて海外から調達しなければなりません。今回のプロジェクトのために貨物船をチャーターし、1万トンの資材を日本から運びました。物資が到着したとき、荷下ろしに当たったキリバス人作業員の仕事の質の高さに阿南さんは驚きました。「作業員たちの仕事の手際は予想以上でした。実は、荷降ろしのときに多少は物資に傷がついてしまうかもしれないと覚悟していました。それが終わってみれば、傷一つなく荷降ろしが完了したのです。」過去から現在までのODAによるキリバスでの工事が、キリバス人労働者の質を上げていたのです。

今回のプロジェクトは2年目に入りました。現在は、日本製の鋼管杭を海底に打ち込んでいます。期待される品質のために、最新の工法を採用しました。作業員たちも慣れて、作業は順調に進んでいるといいます。阿南さんは、このプロジェクトが現地の人々から求められていることを感じています。キリバス政府はプロジェクトを推進させるために、事務処理などに率先して対応してくれます。国が小さいために、一般国民の大多数が日本の援助によって港が整備されていることを知っており、感謝の気持ちを表現してくれるのだそうです。日本の援助で建設した島間連絡道路の工事に携わっている大日本土木㈱への敬意を込めて「ダイニッポン小学校」と名付けられた小学校もあります。人々の感謝の気持ちを受け取りながらも、阿南さんにはある思いがあります。「完成後、維持管理もしっかりしてもらえたらいいですね。発展するためには物を大切にすることが重要だと思います。」キリバスの生命線であるベシオ港。阿南さんは、キリバスという国が発展していくために人々が港を大切に守っていってくれることを心から願っています。

施工中の連絡橋全景、奥に見えるのはコンテナヤード（写真：阿南正典）

8. 欧州地域

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の欧州地域の多くの国々では、その後民主化と自由化を達成し、現在は民主的政権の下で市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これら地域および欧州全体の一層の安定と発展のため、また普遍的価値（人権、民主主義、市場経済、法の支配）を共有できる関係を築くため、市場経済化、経済インフラの再建および環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

＜日本の取組＞

西バルカン諸国[注73]は、1990 年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していました。しかし、各援助国や国際機関などの支援があり、またそれぞれの国が自身で改革のための努力を行ったことにより、復興支援を必要とする段階を卒業しました。現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は2004年にEU（欧州連合）と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の３本柱を援助の重点分野として支援を展開してきました。引き続き、特に「平和の定着・民族融和（異なる民族間で争いが起きないこと）」および「環境・気候変動問題への対策」を重点方針として支援しています。

旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUの間に位置するという政治・外交上での地理的な重要性を持っています。これら諸国の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとってなくてはならないものです。民主主義が根付き、市場経済を確立させるための努力を支援しています。

日本は、欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、EUに加盟した国に対しては、援助を卒業したものとして、その支援を段階的に縮小させるとともに、ドナー（援助国）として欧州地域の後発国に対する援助に一層積極的になることを促していきます。一方、西バルカン地域やウクライナ等の後発国に対しては、各々の国の経済水準も考えながら、適切な支援を実施していきます。また、どの国に支援を行う場合にも、各援助国および国際機関等の動きに注意を払いながら、日本の知識と経験を活かして、より成果を重視した効率的かつ効果的な支援を行っていくことに努めます。

また、かつて日本のODA対象国であった国々の中には、EUへ加盟する際に日本のODA対象国から外れ、援助国としての国際的な役割を担い始めている国もあります。日本は、これらの国々と援助国としての経験を共有するための取組も行っています。

ボスニア・ヘルツェゴビナ　IT教育近代化プロジェクト フェーズ２
技術協力プロジェクト（2010年８月～実施中）

長年にわたって民族間の対立が続いてきたボスニア・ヘルツェゴビナでは、紛争終結後17年経過した今でも、民族間に生じた不信感が根強く残っています。民族同士の和解に向けた教育統合は2002年に開始されましたが、未だに民族ごとに異なるカリキュラムの下、異なる教室で、異なる教科書を使って授業が行われている状況です。

このような状況を受けて、日本は、2006年に旧ユーゴスラビア屈指の名門校として知られていたモスタル高校において、「モスタル高校IT教育近代化プロジェクト」を開始しました。日本の高校で使われているIT教育の教科書を基に、現地語の新しい教科書を作成し、ボシュニャック系とクロアチア系の二つの民族の生徒が同じカリキュラムで、共にITの授業を受けられるようにするというものです。この活動の評判が広がり、2008年には「IT教育近代化プロジェクトフェーズ1」として、対象をセルビア系にも広げるとともに、対象校を全国18の高校に拡大することとなりました。3民族それぞれの民族的感情や自尊心に配慮し、宗教的立場を尊重しながら進めていくのは容易ではありませんが、2010年に始まったフェーズ2では、同国内のすべての普通科高校において、生徒が民族の枠を越えてIT教育を受けられるようにするための共通カリキュラム導入に向けた取組を行っています。（2012年12月時点）

生徒たちが民族の分け隔てなく学ぶ和やかな授業の風景（写真：JICA）

注73　西バルカン諸国：アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ

欧州地域における日本の国際協力の方針

図表 III-15　欧州地域における日本の援助実績

2011年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与				政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	ウクライナ	0.98	—	3.24	4.22	107.08	—	107.08	**111.30**
2	セルビア	4.71	—	4.73	9.44	—	0.28	−0.28	**9.17**
3	モルドバ	5.48	—	2.62	8.10	—	—	—	**8.10**
4	アルバニア	6.02	—	2.22	8.23	1.87	4.26	−2.39	**5.85**
5	モンテネグロ	4.60	—	0.07	4.67	—	—	—	**4.67**
6	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.57	—	1.82	2.39	7.92	6.57	1.35	**3.75**
7	コソボ	0.39	—	1.49	1.88	—	—	—	**1.88**
8	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.36	—	1.68	3.04	0.16	1.69	−1.53	**1.51**
9	ベラルーシ	—	—	0.08	0.08	—	—	—	**0.08**
	欧州の複数国向け	0.63	0.63	0.34	0.97	—	—	—	**0.97**
欧州地域合計		**28.97**	**0.63**	**23.67**	**52.64**	**194.14**	**72.96**	**121.17**	**173.82**

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊3　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　合計は卒業国向け援助を含む

第4節 援助実施の原則の運用

日本政府は、ODA大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等および内政不干渉）や以下の援助実施の原則を踏まえ、開発途上国の援助需要、社会経済の状況、二国間関係などを総合的に判断した上でODAを実施しています。

①環境と開発を両立させる。
②軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する。
③テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
④開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力、ならびに基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う。

●具体的な運用について

援助実施の原則の具体的な運用に際しては、一律の基準を機械的に適用するのではなく、相手国の様々な事情やその他の状況を総合的に考え、案件ごとの事情に応じて判断することが重要です。また、開発途上国の国民への人道的な配慮も必要です。日本が援助実施の原則を踏まえ、援助の停止や削減を行う場合、最も深刻な影響を受けるのは援助を受ける側の一般国民、特に貧困層の人々です。したがって、援助を停止・削減する場合でも、緊急的・人道的支援の実施については、特別な配慮が求められます。

●環境や社会への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害被害の経験を活かし、ODAの実施に当たっては環境への悪影響が最小化されるよう、慎重に支援を行っています。また、開発政策によって現地社会、特に貧困層や女性、少数民族、障害者などの社会的弱者に望ましくない影響が出ないよう配慮しています。たとえば、JICAは2010年４月に新環境社会配慮ガイドラインを発表し、事前の調査、環境レビュー（見直し）、実施段階のモニタリング（目標達成状況の検証）などにおいて、環境社会配慮を確認する手続きを行っています。

また、日本は、「開発におけるジェンダー主流化」の推進のため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れていく方針をとっています。

●軍事的用途および国際紛争助長への使用の回避

ODAが開発途上国の軍事的な用途や国際紛争の助長目的で使用されることを回避するために、日本は開発途上国の軍や軍人を直接の対象とするODAは実施していません。

日本はテロとの闘いや平和構築に積極的に貢献していますが、日本の援助物資や資金が軍事目的に使われることを避けるため、たとえテロ対策などのためにODAを活用する場合でも、援助実施の原則を十分に踏まえて行っています。

●民主化の促進、基本的人権、自由の保障のための対応

開発途上国において政治的な動乱後に成立した政権には、民主的な正統性に疑いがある場合があり、人権侵害に歯止めをかけるはずの憲法が停止されたり、住民の基本的人権が侵害される懸念が生じることがあります。また、反政府デモが多発している開発途上国においては、政府による弾圧が行われ、住民の基本的人権の侵害が懸念される場合もあります。このような場合、日本は、ODAが適正に使われていることを確認すると同時に、開発途上国の民主化状況や人権状況などに日本として強い関心を持っているとのメッセージを相手国に伝え、ODAによる支援に慎重な対応を取ることとしています。

ミャンマー

従来日本は、ミャンマーに対する経済協力について、民主化および人権状況の改善を見守りつつ、民衆が直接恩恵を受ける基礎生活分野(BHN)[注74]の案件を中心にケース・バイ・ケースで検討の上、実施することとしていましたが、2011年以降、政治犯の釈放、テイン・セイン大統領とアウン・サン・スー・チー氏との直接対話、少数民族武装勢力との停戦等の措置がミャンマー政府によってとられたこと、2012年4月1日の議会補欠選挙の結果、アウン・サン・スー・チー氏を含む幅広い関係者の政治参加が実現したこと、複数為替制度の廃止をはじめとする経済改革の進展などを踏まえ、同国に対する経済協力方針を変更し、また、本格支援再開の前提となる延滞債務問題を包括的に解決する道筋について合意し、4月21日の日ミャンマー首脳会談において表明しました。2013年1月、ブリッジローン(短期のつなぎ融資)を活用した返済や債務免除等により、ミャンマーの世界銀行・アジア開発銀行(ADB)および日本に対する延滞債務が解消され、日本による円借款供与は26年ぶり、世銀・ＡＤＢによるミャンマーに対する本格支援が30年ぶりに再開されることになります。新たな経済協力方針の下では、ミャンマーの民主化および国民和解、持続的経済発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革の進捗(しんちょく)を見守りつつ、民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるよう、以下の分野を中心に支援を実施することとしています。

①国民の生活向上のための支援(少数民族や貧困層支援、農業開発, 地域開発を含む)
②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援(民主化推進のための支援を含む)
③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援

シリア

2011年3月からシリア国内各地で反政府デモが発生し、シリア治安当局がデモ隊に対し、武力により押さえ込む事態となりました。日本は、シリア政府が、民間人への暴力を直ちに停止し、国民が求める政治、経済などの面における様々な改革を早急に実施し、国内の安定を回復することを強く求めました。この立場から、同国に対しては、緊急・人道的な援助を除き、新規の経済協力の実施を見合わせることにしています。

注74　人間の基礎生活分野 BHN：Basic Human Needs

第5節 援助政策の立案および実施における取組

政府開発援助（ODA）大綱は、ODAをより効率的で効果的なものとするために進めるべき措置を、援助政策の立案および実施体制、国民参加の拡大、戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項の３つに分けて示しています。

1. 援助政策の立案および実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

2006年８月、外務省は経済協力局を改編し、国際協力局を設置しました。国際協力局は、援助にかかわる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体を通して調整する中心的な役割を担っています。2009年７月には、さらに、外務省におけるODAの政策・企画立案機能を強化するため、国際協力局の機構改革を行いました。ODA政策の企画・立案を担当していた総合計画課と援助手法を担当していた無償資金・技術協力課および有償資金協力課を統合し、国別開発協力課を強化しました。この機構改革により、新設された開発協力総括課の下、３つの国別開発協力課によって有償資金協力、無償資金協力、技術協力の３つの援助手法を一体とした支援が可能となりました。

また、二国間援助と多国間援助（国際機関を通じた援助）に関しては、これまで以上に各課の連携を図り、国際協力の戦略性を強化し、より効果的な援助の実施に取り組んでいます。また、関係府省庁の間で情報の共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知識と経験を政策に反映しています。

(2) 政府と実施機関の連携

外務省は、年度ごとの国際協力重点方針等、各種政策を援助実施に速やかに活かすことができるよう、援助実施機関であるJICAとの連携を図っています。

2008年10月には、技術協力の実施と無償資金協力を推し進めてきたJICAと、円借款など有償資金協力の実施を担当していた国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部もJICAに移され、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力という３つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となりました。

(3) 政策協議の強化

より効果的な開発支援を実行するため、開発途上国との密接な政策協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。日本は、その国が自助努力で発展できるような支援をするという観点からODAを実施しており、開発途上国からの要請を重視する一方、要請を受ける前の段階で相手国の政府関係者と政策協議を実施することで、相手国の開発政策や援助の需要を十分に理解し、日本の援助政策との協調を図っています。

(4) 現地機能の強化

開発途上国政府との政策の協議を強化するため、原則としてすべてのODA対象国について、在外公館(海外の大使館・総領事館)やJICAの現地事務所などで構成される「現地ODAタスクフォース」を設置しています。[注75]タスクフォースは、開発途上国の援助需要を把握した上で、国別援助方針や事業展開計画などの援助政策を決めるプロセスにも参加します。また、開発途上国政府との政策に関する協議を行います。さらに、他の援助国や国際機関と連携しながら、援助手法の面での連携や見直しに関する提言を行い、援助対象となる候補案件の検討・選定などを行っています。

また、貧困削減戦略文書(PRSP)*の策定や見直しの動きなどに合わせて、開発途上国における援助協調*が各地で本格化している状況に対応し、日本は2006年度から一部の在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報の収集・調査を行っているほか、他国に対し、日本の政策に関する情報を発信したり、提言を現場にて行う体制をとっています。

*用語解説

貧困削減戦略文書
(PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper)
世界銀行・国際通貨基金(IMF)により、1999年に導入された、重債務貧困国(巨額の借金を抱えている貧困国)が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずにすんだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は途上国政府のオーナーシップ(自助努力)の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。

援助協調
援助の効果を増大させるために、複数のドナーが情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。従来の援助協調は、案件ごとのドナー間の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が、サブサハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになっている。

注75　JICAが本部で所管する一部の国を除く

(5) 様々な担い手との連携

日本は、民間企業、非政府組織(NGO)、大学、地方自治体、国際機関や他の援助国とも連携しながら国際協力を行っています。

● NGOとの連携

近年、NGOは開発、環境、人権、貿易、軍備縮小など、主要な外交分野における政策についての提言などを通じて、国際社会で重要な役割を果たしています。日本のNGOは、開発途上国において教育、保健・医療、農村開発、難民支援、地雷処理など様々な分野で質の高い援助活動を実施しています。また、地震などの自然災害や紛争の現場でいち早く人道支援活動を展開しています。政府では手の届きにくい草の根レベルで活動するNGOは、地域に密着し、住民のニーズにきめ細かく対応することが可能であり、日本の「顔の見える援助」の実現にもつながっていると考えています。日本は、ODA大綱をはじめとする各種の政策においてNGOとの連携を進めることを掲げています。NGOの援助活動への資金面での協力、能力強化への支援、協議の機会を多くするなど、様々な連携策を実施しています。

ア. NGOが行う事業との協力

日本は、NGOが円滑に援助活動を実施できるように様々な協力を行っています。たとえば、NGOによる草の根レベルの経済社会開発事業に資金を供与する「日本NGO連携無償資金協力」を通じて、2011年度に45団体が、学校建設、障害者支援、職業訓練、母子保健の改善など計81件の事業を実施しました(直近の5年間で資金協力の規模が倍増しています)。また、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」には、2012年7月時点で36のNGOが参加しています。事前に拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が発生したときなどに生活物資の配布、医療支援などを行っています。2011年度には、ハイチ地震、アフリカの角(つの)地域の干ばつ、パキスタンにおける洪水の被災者支援、スーダン南部、スリランカ北部、アフガニスタン・パキスタンにおける人道支援など、8か国において総額約24億円がJPFを通してNGOが実施する事業に使用されました。

JICAの技術協力プロジェクトではNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があり、NGOや大学といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、JICAはNGOや大学、地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ協力活動について、ODAの一環として事業委託する「草の根技術協力事業」*を実施しています。2011年度は219件の事業を世界48か国で実施しました。

供与された機材を使用してアルパカの毛を使った手工芸品を製作するペルーの地元農民
(写真：ホセ・サト/在ペルー日本大使館)

タンザニアで障害を抱える人たちの就業支援をしている工芸センター
(写真：服部将之/在タンザニア日本大使館)

イ. NGO活動環境の整備

NGO活動へのさらなる支援策として様々な活動環境を整備する事業があります。たとえば「NGO相談員制度」では、外務省の委託を受けた経験豊富なNGO団体が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応しています。そのほか、国際協力イベントなどで相談に応じたり、出張して講演を行うサービスを行っており、多くの人がNGOや国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。また、「国際協力NGOのファンドレイジング(活動のための資金集め)」や「地方の国際協力NGOの能力強化」などのテーマごとにNGOが自分たちで勉強会やシンポジウムを実施する「NGO研究会」を主催するなど、NGOが組織を運営する能力や専門性の向上を支援する取組も行っています。

JICAは、NGOスタッフのために様々な研修を行っています。たとえば、国内外で今後活躍するNGOスタッフの人材育成を通じて団体の組織強化を支援する「組織力アップ！ NGO人材育成研修」、開発途上国でのプロジェクトの計画・立案・評価手法を習得するためプロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)*を活用したプロジェクト運営基礎研修、NGOが国内での広報活動や資金獲得、経理・会計分野の能力等を強化することを目的にこの分野の知識・経験を持つアドバイザーを派遣するNGO組織強化のためのアドバイザー派遣制度、海外においてプロジェクトを効果的に実施するために必要な能力強化の指導を行うアドバイザーを派遣するNGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣制度などを行っています。

ウ. NGOとの対話と連携

1996年以降外務省は、NGOとの対話と連携を進めるため、NGO・外務省定期協議会を開催し、日本の援助政策や日本NGO連携無償資金協力などのNGOを対象とした資金協力の制度に関する協議を活発に実施しています。2002年以降は開発途上国で活動する日本のNGOと意見を交換する場として「NGO・在外ODA協議会(通称：ODA・NGOオダンゴ協議会)」を開設し、これまでネパールやスリランカをはじめとする33か国で、大使館、援助実施機関、NGO等がODAの効率的・効果的な実施について意見交換を行っています。JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA協議会を開催しています。また、NGOの現地での活動を支援するとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICAジャパンデスク」を海外21か国に設置しています。

＊用語解説

草の根技術協力事業

国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAがODAの一環として支援し、共同で実施する事業。団体の規模や種類に応じて、①草の根パートナー型(事業規模：総額1億円以内、期間：5年以内)、②草の根協力支援型(事業規模：総額2,500万円以内、期間：3年以内)、③地域提案型(事業規模：総額3,000万円以内、期間：3年以内)の3つの支援方法がある。

プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)

PCM手法：開発援助プロジェクトの分析・計画・実施・評価という一連のサイクルを、プロジェクト概要表を用いて運営管理する参加型開発手法で、参加型計画とモニタリング・評価から成る。JICAや国際機関などが開発援助の現場で用いる手法。

援助の現場から 15

ザンビアで乳幼児死亡率の改善を図る

～AMDA社会開発機構が取り組む小児保健システム強化プロジェクト～

保健省モニタリングチーム、保健センタースタッフと活動の進捗状況を確認する鈴木さん（写真：鈴木俊介）

アフリカ南部にあるザンビアでは、0歳から5歳の乳幼児1000人のうち119人が小学校就学前に死亡しています。その数は1か月で約2万5000人に及びます。

2011年3月にスタートしたJICAの技術協力「都市コミュニティ小児保健システム強化プロジェクト」は、1997年から10年間、JICAが首都ルサカの都市コミュニティにおいて実施した保健システム強化事業の成果を積極的に評価したザンビア政府が、日本政府に要請したものです。ルサカ以外の地方都市でも保健システムを改善し、乳幼児の死亡率を下げていくことを目的としています。この技術協力は、民間会社とともに、保健サービスの改善に幾多の経験を持つNGO、特定非営利活動法人AMDA（アムダ）社会開発機構が中心となって実施しています。

現地では同機構の理事長である鈴木俊介（すずきしゅんすけ）さんも、プロジェクト総括として他の6人の長短期専門家と共に活躍されています。乳幼児の死亡率の高さについて、鈴木さんはこう説明します。

「これまでザンビア政府も相当の努力をしてきたと思いますが、公共セクターの予算不足、医療分野の人材不足、そして国際援助も社会の隅々まで行き渡らないなどの理由から期待された成果を出せずにいます。また都市部の貧困地域では、田舎で見られるような伝統的な人間関係が希薄で、親は共働きでも十分な収入がなく、栄養や衛生に関する適切な教育も行われていません。いくつもの要因が重なり合っているので、問題解決のためには、保健システムそのものを強化するアプローチも重要になります。」

保健省傘下の組織には、それぞれの州と郡に保健局、そして地域ごとに保健センターがあり、サービスが提供されています。またコミュニティでは、地域保健委員と保健ボランティアが、子どもの健康を願う地域の人々のニーズに対応する仕組みがあります。地域保健委員は約500世帯ごとに選出され、保健センターと地域の保健活動の運営に参画します。一方、保健ボランティアは、栄養や健康、環境衛生などの分野の研修を受講し、一定の知識を持ち合わせ、定期的に行われている乳幼児健診や環境衛生活動で中心的な役割を担います。

子どもの成長をモニタリングする保健ボランティア（写真：鈴木俊介）

しかし、理論上仕組みがあることと、それらが実際に十分な機能を果たしているかは別問題です。本プロジェクトは、保健省とともに、対象の3地域でコミュニティを基盤とした保健システムがしっかり機能しているかを検証していきます。同時に、不足を補うための研修を行って、乳幼児を対象とした予防保健サービスが持続的に提供されるよう、システムを強化していくのです。

鈴木さんたちが支援する保健省主催の研修の一つでは、センター職員とボランティアが6週間をかけて共に学び合うことで信頼を深めていきます。「地域内のことは住民が一番よく知っています。子どもが健康問題を抱える貧しい人々の中には、自発的に保健センターに相談に来ないケースもあります。一歩を踏み出す勇気を与えられるのは地域の人々なのです。保健センターとボランティアがしっかりと手を組むことで、コミュニティ内の活動が活性化し、問題解決に近づいていけるのです。」と鈴木さんはいいます。

今回のプロジェクトは、地方都市の3地域が対象です。鈴木さんたちは、対象地域の担当者に他の地域や首都ルサカを視察する機会を設けるよう保健省に働きかけました。人々はシステム強化が先行する他の地域を見学しながら大いに刺激を受け、「この地域にできて、自分たちにできないはずはない」と意識を高めています。

プロジェクトが終了するのは2014年3月です。しかし、終了時評価はその半年前に実施されるため、残された期間はあまりありません。限られた期間でどうやって成果を生み出すか、鈴木さんは総括としてプロジェクトを後押しするために、「この地域で成果が出れば、他の地域にも波及していくはず」という信念を持って、今日もプロジェクトのために奔走しています。

●民間企業との連携

ア．成長加速化のための官民パートナーシップ

日本の民間企業が開発途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会を創り出し、途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得等に寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を開発途上国にもたらすことができます。このような民間企業の開発途上国における活動を推進するために、2008年4月にODA等と日本企業との連携強化のための新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表しました。民間企業からの開発途上国の経済成長や、貧困削減に役立つ民間企業の活動とODAとの官民連携案件に関する相談や提案を受け付けています。

これまでにこのような官民連携案件を草の根・人間の安全保障無償資金協力を活用したものを含め13件認定しています。たとえば、日本NGO連携無償資金協力を活用し、ラオスにおいて日本企業が生薬（しょうやく）栽培事業を行うに当たり、栽培地の不発弾処理を行った事例があります。もう一つ挙げれば、技術協力を活用し、メキシコから医師団を日本に招き、日本企業の開発した高度な医療技術（心臓カテーテル術）の移転を行いました。（詳しくは18ページ参照）

また、最近、民間企業が進出先の地域社会が抱える課題の解決に対して積極的に貢献することを目指す企業の社会的責任（CSR）活動[注76]や、低所得者層を対象にしたビジネスを通じて、生活の向上や社会的課題の解決への貢献を目指すBOPビジネス*が注目されています。これらを、現地のNGOなどと連携して企業が行う場合に、草の根・人間の安全保障無償資金協力や技術協力が活用できるなど新しい取組も行っています。ほかにも、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指すPPP*にも取り組み、技術協力による制度整備や人材育成のほか、海外投融資や円借款を活用して、プロジェクトの計画段階から一貫した支援を行っています。

さらに、2011年6月に開催されたミレニアム開発目標（MDGs）フォローアップ会合時に、日本は「MDGs官民連携ネットワーク」の設立を発表しました。日本企業が途上国でビジネスや社会貢献活動を円滑に行えるよう支援するもので、日本企業に対して、途上国の開発ニーズに関する情報提供、国内外のNGO、国際機関、大学などを紹介しネットワークづくりを支援、保健分野やポストMDGsなどのテーマごとのワークショップを開催するなどして、MDGs達成に貢献する日本企業の活動を促進しています。

■PPPインフラ事業・BOPビジネス事業の協力準備調査

優れた技術や知識・経験を持ち、海外展開に関心を持つ日本企業の開発への参加を促すため、民間からの提案に基づく2種類の協力準備調査を実施しています。PPPインフラ事業やBOPビジネスの事業化調査のための企画書（プロポーザル）を民間から広く募集し、その提案を行った企業にフィージビリティ調査*（実現の可能性を探るための調査）を委託する民間提案型の調査制度です。これまで上下水道や高速道路案件に係る準備調査などのPPPインフラ事業に関しては34件、保健・医療、農業分野におけるBOPビジネスについては52件を選定しました。これにより、開発途上国の開発課題の解決に民間企業の専門的知識、資金、技術等を活用するとともに、民間企業の海外展開を後押ししていきます。

ルワンダで培養した微生物を移動販売をするオーガニックソリューションズのスタッフ
（写真：今村健志朗/JICA）

注76　企業の社会責任 CSR：Corporate Social Responsibility

■中小企業支援

発展著しい新興国や途上国の経済成長を取り込むことは、日本企業の今後の成長にとって重要な要素となっています。とりわけ、日本の中小企業は優れた製品・技術などを有していますが、人材や知識・経験の不足により多くの企業が海外展開に踏みきれないでいます。一方で、開発途上国においては、こうした製品・技術を活用し、経済社会的課題を解決していくことも期待されています。このような状況を受け、外務省は、2012年度よりODAを活用して、途上国における中小企業の製品・技術等のニーズ調査、ODA案件化のための調査、ODAによる現地への製品・技術等の普及につながる委託事業を開始しました。これにより途上国の開発課題の解決を図りつつ日本企業の海外展開に貢献することを目指します。そのほか、中小企業が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、中小企業等の社員の籍を企業に置いたまま青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」*を2012年に創設し、中小企業の途上国における人脈形成を積極的に支援しています。また、経済産業省でも、中小企業の海外展開に必要なグローバル人材の育成に資する取組として、若手人材の海外インターンシップ派遣事業を新たに開始し、2012年11月には、JICA・経済産業省の共催でグローバル人材育成に関するシンポジウムを開催するなど、日本の中小企業の海外展開を支援しています。（中小企業支援について詳しくは第Ⅰ部24ページ参照）

■海外投融資

途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。そこで、日本はJICA海外投融資*によって、途上国において民間企業が実施する開発事業を直接の出資・融資により支援します。海外投融資については、2001年12月に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、基本的に、2001年度末までに承諾された案件以外、出融資を行わないこととなっていました。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2010年6月に再開が決定され、2011年3月にJICAによる民間企業に対する海外投融資を試行的に再開しました。

その結果、2011年には、パキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業（小規模金融サービス）、ベトナムにおける産業人材育成事業の2件について、さらに、2012年には、ベトナムにおけるロンアン省環境配慮型工業団地関連事業についても政府部内の審査を終了しました。その後2012年10月に本格再開を果たしています。

■インフラ輸出*

「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」は、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応して、インフラ分野の民間企業の取組を支援し、国家横断的かつ政治主導により機動的な判断を行うため設置されました。これを受けて、外務省は在外公館を通じた情報収集体制を強化し、現地の関係機関や商工会との連絡を強めていくため、2012年10月時点で50か国58の在外公館に計126名の「インフラプロジェクト専門官」*を指名しています。また、内閣総理大臣をはじめとする閣僚によるトップセールス（首脳会談時に取り上げるなど）にてインフラ事業を受注するための支援などにも取り組んでいます。

援助の現場から 16

貧困層でも買える冷蔵庫、インド発のチョットクール

～製造業のリーダーを育成～

プロジェクトのマーク入りのシャツを手にする司馬さん。仏陀の「第三の眼」がデザイン化されている（写真：JICA）

急速な経済発展を遂げているインドですが、国内総生産に占める製造業の割合は伸び悩んでいます。雇用吸収力の高い製造業の拡大とそのための質の高い経営幹部クラスの人材育成はインドにとって急務の課題です。危機感を持ったインド政府は「製造業の競争力強化」を重点政策とし、日本に対し支援を求めました。そして2006年の日インド両首脳の合意に基づく両国の共同国家プロジェクトとして「製造業経営幹部育成支援プロジェクト（VLFMプログラム※1）を立ち上げました。インド初の産官学連携事業で、いわば製造業の変革を担うリーダー育成のためのビジネススクールです。その開始に当たりインド政府から要請を受けたJICAは、2007年筑波大学名誉教授の司馬正次（しばしょうじ）さんをチーフアドバイザーに迎え、技術協力「製造業経営幹部育成支援プログラム」をスタートさせました。

司馬さんは米国のマサチューセッツ工科大学で経営学を研究、指導してきました。激動する社会状況の中で画期的なビジネスを創出するブレイクスルー・マネジメントの分野では世界的な権威です。「プロジェクトが始まるずっと以前からインドの関係者が何度も私を訪ねてきて、説得されました。彼らの国を思う心には胸を打たれました。」

プログラムでは日本的なモノづくりの神髄を教える中で、生産や開発などの現場において、困難な局面を打開したり、イノベーションを実現できる人材を育てるのを目的にしています。そのためには、現場に飛び込み自らが体験することで初めて学ぶことができるというのが司馬さんの考え方です。これを「金魚について知りたければ、金魚鉢に飛び込め」という表現を使い、意識の変革を促しました。「VLFMは学ぶ環境を提供するだけです。インドの人が自ら飛び込み、泳ぎ、自分の目で確かめ、何を学んだのかを自問自答する。そうすれば、新しい金魚鉢が見えてくる。人間の真の学びはここにあります。」

「チョットクール」を説明するゴドレジ社のサンドラマン副社長（写真：JICA）

受講者のひとり、インドの大手企業「ゴドレジ社」で副社長を務めるG・サンドラマンさんは「VLFMを受講したことで、視点を変えることを学びました。私利私欲を捨て、崇高な気持ちで社会に貢献することを目指す」ことを学んだといいます。

インドでは、10億人を超える人々が貧困層（BOP層※2）に属していますが、冷蔵庫は価格が高すぎて利用できていません。ゴドレジ社では、VLFMプログラムでの学びを実践した商品「チョットクール」を開発しました。これは、容量43リットルの小型冷蔵庫です。庫内は摂氏5度から15度に維持できるので、家庭で飲み物を冷たくしたり、野菜を傷めずに保存でき、生活費を節約できます。個人経営の売店では飲み物を冷やして売ることも可能です。価格は3,500ルピー（約7,700円）程度で、従来の小型冷蔵庫の約半分ほどに抑えられています。電源はわずか12ボルト。太陽光発電やバッテリーでも動くので、送電網が整備されていない農村部でも使えます。

同社では、製品開発に当たって農村部に足繁く通い、BOP層の人々と多くの時間を共にし、その生活の実態を深く理解しました。さらにはBOP層に近い女性起業家たちの意見を商品づくりに反映していきました。流通ルートには郵便局の配送網を活用するとともに、女性起業家たちによる販売網もできあがりつつあります。チョットクールはすでに南インドを中心に発売されており、2013年からはインド全土での発売を予定しています。

ゴドレジ社のサンドラマンさんは、司馬さんをはじめVLFMプログラムが製品開発に及ぼしている意義をこう語ります。「私たちは『金魚鉢に飛び込む』ことをVLFMで学びました。それは、インフラが乏しく、消費者の教育も行き届いていない厳しい環境で潜在的な需要を発見することに役立っています。これからも司馬先生に教えていただいた、まだ見えていない先まで見通す『仏陀の第三の眼』を開き続けるよう努力していきたいですね。」

VLFMで学んだ人は既に800名を超えています。司馬さんはプログラムがもたらすインドの未来に期待をかけています。「チョットクールはインドが独自の製造業を作り出そうとしている現れです。私が目指すのは、インドが日本やアメリカの真似に終わるのではなく、学んだことを超えて、インド流のマネジメントを創り上げることです。」

※1：VLFMプログラム：Visionary Leader For Manufacturing Programs。製造業経営幹部育成プログラムの略。
※2：165ページ参照

イ．円借款の迅速化

開発途上国の開発を支援するに当たって、官民連携の必要性が広く認識されるようになりました。円借款と民間事業の実施とをより効果が上がるよう組み合わせて、速やかに開発効果が現れるようにすることが求められています。効果的な官民連携を推進する観点からも、民間事業の実施スピードに合わせて、円借款を速く進められるよう一層努力する必要があります。

日本は、借入国側の主体的取組（オーナーシップ）、不正の防止、環境社会への配慮など、説明責任や適正な手続きを確かなものにすることに注意しながら、2007年の「円借款の迅速化について」および2009年の「官民連携推進等のための円借款の迅速化」を踏まえ、2010年７月にも「円借款の迅速化について」を発表しました。早い段階で関心があることを表明するプレ・プレッジを導入したり、現地でのモニタリング（進み具合のチェック）会合の実施国を増やして、問題を早期に発見し、対応策を協議するなどの追加的な措置を定めました。

＊用語解説

BOPビジネス（BOP：Base Of the Pyramid）
途上国の低所得層※を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約40億人、世界人口の約７割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得者層を消費者、生産者、販売者とすることで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。
事例：洗剤やシャンプーなどの衛生商品、水質浄化剤、栄養食品、防虫剤を練り込んだ蚊帳、浄水装置、太陽光発電など。
※ 低所得層：1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたもの。

ODAを活用した官民連携（PPP：Public-Private Partnership）
官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指す。PPPの分野事例：上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

フィージビリティ調査
立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどんな可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。

民間連携ボランティア制度
中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。事業展開を検討している国へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握したり、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後に企業活動に還元されることが期待される。

JICA海外投融資
JICAが行う有償資金協力で、日本の民間企業が途上国で実施する開発事業に対し、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上地域の開発を支援するもの。支援対象分野は①MDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。円借款は途上国政府に行う経済協力であるのに対して、海外投融資は、日本の民間企業が途上国の政府以外の民間企業と行う活動に対し支援を行うことを通じて開発に貢献するもの。

インフラ輸出
アジアを中心とするインフラ需要に対して、民間企業の取組を支援し、日本企業が電力、鉄道、水、道路事業などの海外でのインフラ整備をめぐり、施設建設などのハードインフラだけでなく、その事業運営に必要な知識・経験、技術の移転、管理運営に関する人材育成などのソフトインフラ整備まで支援する考え方。

インフラプロジェクト専門官
各在外公館において、インフラプロジェクトに関する内外の情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ輸出支援を担当する職員。

●大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や県市町村など地方自治体が蓄積してきた実務的な知識を活用しています。JICAは、大学が持つ専門的な知識を活用し、開発途上国の課題に総合的に取り組めるよう、共同で技術協力の実施や円借款事業を推進しています。また、地方自治体との間でも、日本の地域社会の知識・経験を活かし、ODA事業の質的向上、援助を行う人材の育成などについて連携を行い、地方発の海外協力事業がより活発に展開できるよう協力しています。

●開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携

開発途上国の地方自治体やNGOとの連携は、開発途上国の経済社会の開発だけではなく、現地の市民社会やNGOの強化にもつながります。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら援助関係者が実施する経済社会開発事業を支援しています。この資金協力は、学校建設、病院の基礎的医療機材の整備、井戸の掘削など、草の根レベルに直接利益となるきめ細やかで迅速な支援として開発途上国でも高く評価されています。

●国際機関や他国との連携

近年、ミレニアム開発目標(MDGs)などの国際的な開発目標を達成するため、援助の質の改善を目指し、援助効果を向上させるとの観点から、パリ宣言やアクラ行動計画(AAA)[注77]、釜山パートナーシップ文書[注78]に基づいて、様々な国や機関、団体が援助政策について協調していこうとしています。現在、多くの援助される側の国において、保健や教育など分野ごとに作業部会が形成され、その国の分野別開発戦略に沿って、プログラム型の支援が実施されています。日本はタンザニアにおける地方行政改革などのプログラムに参加しています。また、バングラデシュにおいては、2005年の世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、英国国際開発省(DFID)[注79]と同国の貧困削減戦略を支援するための共通戦略パートナーシップを経て、2010年6月には18の国際機関が参加して共同支援戦略(JCS)[注80]が決定されており、分野横断的に(保健、教育などの分野を越えて横のつながりを持ち)、より効果的、効率的な援助を実施するための協調・連携を進めています。また、国際開発金融機関(MDBs)[注81]との具体的な協力として、2005年には、アフリカ開発銀行との間で、エプサ(EPSA:アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ)[注82]を立ち上げ、アフリカの民間セクターに対する円滑な資金供給や、道路や電力整備等を通じた民間投資促進を図るため、これまでに10億ドルを超える協力を行ってまいりました。さらに、2012年には、米州開発銀行との間でも、省エネ・再生可能エネルギー分野における協調融資枠組みとしてコア(CORE)[注83]を立ち上げており、5年で最大3億ドルの協力を行う考えです。

最近では、日本国内に本部のある国際機関との協力・連携も積極的に進めています。これらの取組のほかにも、多国間援助(マルチ)と二国間援助(バイ)の両方の効果的な連携を目指した取組も進めています。国際的な援助の流れを二国間の援助政策へ活かし、日本に比較優位のある二国間援助の方法を援助受入国内および国際社会において中心的な流れにすることを目的としたこのような試みは、日本の援助効果を向上させることに役立つものです。

これまで国際社会では、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC(ダック))の加盟国が中心となって援助を行ってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジルなど、DAC加盟国以外の新興ドナー(援助国)と呼ばれる国々が、開発途上国の開発課題に対し大きな影響力を持つようになっています。G20の枠組みにおいても、開発課題につき先進国のみならず新興国・途上国を交えた形で協議が行われるようになったこともこの現れです。新興ドナーが国際的な取組と調和した援助を行うよう、日本は様々な会合への新興ドナーの参加を促し、話し合いを進めています。たとえば、2011年11月には韓国・釜山で「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム(閣僚級会合)」が開催され、日本を含むDAC加盟国、新興ドナー、民間セクター等が連携して世界の課題を解決するための新たな協力の枠組み(グローバル・パートナーシップ)を構築できたことは大きな進展であるといえます。また、2012年7月には、バンコクでアジア開発フォーラムを開催し、アジアの経験を踏まえた開発援助のあり方について議論を深めました。

タンザニアの村の集会。自分たちでコミュニティの課題に取り組む
(写真:柿崎芳明/JICAタンザニア事務所)

注77　アクラ行動計画 AAA:Accra Agenda for Action
注78　釜山パートナーシップ文書:Busan Partnership for Effective Development Cooperation
注79　英国国際開発省 DFID:Department for International Development
注80　共同支援戦略 JCS:Joint Cooperation Strategy
注81　国際開発金融機関 MDBs:Multilateral Development Banks
注82　アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ EPSA:Enhanced Private Sector Assistance for Africa
注83　コア CORE:Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency

開発協力トピックス

ポスト釜山と新興国

近年、開発援助を取り巻く世界の構造に大きな変化が起こっています。世界経済における新興国の影響力が急速に拡大し、また、気候変動、感染症対策、食料安全保障等の国境を越えたグローバルな開発課題への対応がますます必要になってきています。これらの課題やニーズに対応するには伝統的な援助国である先進国のみならず、民間セクターや市民社会、そして新興国などの新たな開発の担い手の果たすべき役割が注目されるようになっています。実際、途上国への資金の流れの7割ほどを民間資金が占めているといわれています。また、OECD開発援助委員会（DAC）の推計によると、中国、サウジアラビア、ブラジル、インドといった新興援助国の2008年の援助額は同じ年のDAC加盟国のODA総額の10%にも上ります。

このように援助を取り巻く環境が変わりつつあることを背景に、2011年11月末、韓国・釜山において、「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」（以下、釜山HLF）という大きな国際会議が開催されました。釜山HLFとは、今後の開発における効果向上の取組や援助国・国際機関間の協調のあり方を議論することを目的として開催された閣僚級の会合です。釜山HLFでは、国際社会の開発目標を達成するため「途上国側の主体性を尊重すること」「成果を重視すること」「援助の透明性と相互の説明責任を果たすこと」などが重要であることに改めて合意しました。また、特に「新興国」「三角協力・南南協力」「民間セクター」など、開発分野において幅広い主体が関わることの重要性についても確認されました。

釜山HLFの特徴の一つは開発の新たな担い手が多く参加した点にありますが、釜山HLFから半年後の2012年6月、彼らが広く参画できる新たな協力の枠組みとして「効果的な開発協力のためのグローバル・パートナーシップ」（以下、グローバル・パートナーシップ）が正式に立ち上がりました。援助効果の向上に関する議論は従来、主に先進援助国・国際機関の間で、またDACの中で行われていたのに対し、グローバル・パートナーシップは、新興国や民間セクターなど、新しい開発の担い手も参加できる開かれた会合として、DACと国連開発計画（UNDP）の共同事務局の下で、これから活動が始まります。

グローバル・パートナーシップでは、より効果的に開発を進めていくために、地球規模の開発課題にどのように取り組んでいくか、釜山HLFで各参加主体が約束した事柄への取組がどれだけ進んでいるかについて、参加者間で話し合う予定です。このグローバル・パートナーシップは、先進援助国、新興援助国、民間セクター、市民社会、さらに、援助の対象となる途上国が一堂に会して開発を議論するという意味で、画期的なフォーラムです。閣僚級会合の共同議長には、英国のグリーニング国際開発大臣が先進国代表として、ナイジェリアのオコンジョ・イウェアラ財務大臣が途上国代表として、そして、インドネシアのアルミダ・アリシャバナ国家開発企画庁長官が新興国代表の共同議長として就任しました。新興国は、自らの成長の経験を途上国と共有すること、発展段階にある立場として途上国に寄り添ってその声に耳を傾け、先進国と途上国の橋渡しを果たすなど、ユニークな役割が期待されます。また、新興国は自身が援助国としての経験を積んでいる過程にあるため、これまで国際社会で実践されてきた援助実施のルールや手続きなどを学び、それらに沿って援助を実施していくことが求められます。同時に、先進国側も新興国の、従来の援助国・被援助国としての関係というより、水平的なパートナーとしての開発援助のやり方から多くを学ぶことができます。先進国、途上国、新興国、加えて民間セクターや市民社会が共に学び、共有していくことが必要です。多様な開発の担い手による、多様な開発援助のメニューは、援助を効果的に実施していく上でも重要です。ポスト釜山の取組においては、中国やブラジル、インドなど、特に影響力の大きな新興国のかかわりを引き続きどのように求めていくか、という点が焦点の一つでしょう。

モザンビークの稲作生産性向上プロジェクトでは、ベトナムと連携した三角協力に取り組む。現地の水利組合の研修に参加するベトナム人専門家
（写真：谷本美加/JICA）

援助の現場から 17

ベトナムと共にモザンビークの稲作を改善する

～稲作生産向上のための技術改善プロジェクト～

水利組合役員と灌漑施設工事の打合せをする田村さん（写真：田村政人）

アフリカの東海岸に位置するモザンビークでは、1975年にポルトガルから独立した後も、17年間にわたり内戦が続きました。和平達成後の1994年には民主的な選挙が実施され、平和が定着した90年代後半からは年間6～8%の高い経済成長を遂げています。首都マプトは目覚ましい発展ぶりですが、地方都市周辺の農村地帯は未だ貧困状態にあります。JICAでは2011年1月から技術協力「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産向上のための技術改善プロジェクト」を実施しています。同国北部のザンベジア州にあるナンテ地区には、ポルトガル統治下時代に整備された水田が広がっています。しかし、内戦の間に灌漑設備は荒廃し、ほとんど機能していません。今回の技術支援では、現地に合った農業技術を開発し、農民を巻き込みながら灌漑施設を改修し、継続的な農業を可能とする地域力の向上を目指します。

特筆すべきは、JICAでもアフリカ大陸では初めてのベトナムとの三角協力※で実施されていること。日本はプロジェクトの進行や財務を管理し、アジア有数のコメづくりの国、ベトナムの専門家が稲作の技術指導を担当します。モザンビークとベトナム南部はともに熱帯国。気象条件も似通っており、ベトナムの稲作技術はかなりの部分が応用できるといいます。対象地域であるナンテ地区では、田んぼを整備し、試験用の稲作を行っています。しかし、農機具はほとんどありません。ベトナム人の専門家たちは、竹を切り出して自分たちで耕作用の道具を作りました。灌漑用ポンプがなければバケツにロープを括り付けて器用に水を汲み上げていきます。

プロジェクトを統括するJICAの田村政人専門家はこう語ります。「ベトナムも開発途上国。専門家たちは自国でも苦労をしながら農業指導をしているのでしょう。そんな彼らだからこそ、道具がない不便な状況でも農作業を進められました。先進国の専門家だったら音を上げていたと思いますね。」

ベトナム人専門家による農家に対する稲作研修実施（写真：田村政人）

試験圃場の田植えは2012年の1月に行われました。プロジェクトの本部がある街から現場までは約45キロ。専門家たちは朝5時に起きて、1時間かけて現場に向かいます。しかし、悪天候が続き道路は通行不能に。本来であれば1日で終わるはずの田植えは3週間かかりました。ベトナムにとってもJICAと共にアフリカの国を支援するのは初めての経験です。派遣された専門家たちは「失敗はできない」と意気込んでいます。あるとき、栽培中の稲に害虫が発生しました。根がまじめなベトナム人専門家たちは、このままでは稲がダメになってしまうと恐れるあまり「本国から農薬を取り寄せて散布してもいいですか?」と田村さんに詰め寄りました。自身も農業の専門家として35年以上にわたり国際的な農業支援に携わってきた田村さんは彼らに、「農薬を撒いたら、水路の魚はすべて死ぬ。農民は魚を食べているんですよ。」と説明しました。そして「農薬は撒かなくていい。何かあったらすべて責任はとります。」と言うと、ベトナム人たちはようやく落ち着きを取り戻したそうです。

5月、試験圃場で初めての稲が実りました。収穫量は、1ヘクタール当たり7～8トンに上りました。現地の人々の栽培方法と比べ2～3倍の収穫量を達成したのです。ベトナム人専門家たちの地道な努力と実際の収穫によって、現地の農民たちの意識も変わり始め、積極的に意見が出されるようになりました。田村さんはプロジェクトの目標をこう語ります。「灌漑施設が整備され、組織的に農業を行う体制が整えば、日本以上に米を収穫できる環境があります。成果の大きなプロジェクトは周辺地域にも波及し、低予算なのでモザンビークの農業省が国全土に広げることも可能です。2年後にプロジェクトが終了したときに、現地の人々が『自分たちでも十分にできる!』と自信をつけてくれることを目指しています。そして、おいしい米を栽培してブランド米にすることで、量だけでなく収益も高め、生活を向上させてほしい。その成果はベトナムの自信にもつながるでしょう。」

日本とベトナムの初の共同支援でモザンビークの稲作改善が大きく前進しようとしています。

※ 開発における途上国間（モザンビークとベトナム）の協力（南南協力）において、援助する側の途上国（ベトナム）に能力上の制約がある場合、日本のような先進国が技術、資金、援助の経験・知識などを補う。これを三角協力と呼ぶ。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民の理解と支持の促進の重要性

2010年6月に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」では、ODAに対する国民の理解と支持を得ていくことの重要性が強調されています。

外務省およびJICAは、幅広い層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、国民の方々がODAの現場を体験できる機会を提供しています。開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開、地方や幅広い層への発信など様々なレベルや形で国民参加を強化しています。同時に、開発課題の多様化・高度化に適切に対応していくためには、人材育成と研究協力、官民連携も重要と認識しています。国際社会において日本の開発協力に関する考え方への理解を広めることも重要であり、大学をはじめとする教育・研究機関との連携もますます重要となりつつあります。

なお、途上国において日本の支援について多くの人に知ってもらうことはODAの実施において欠かせないプロセス（過程）であり、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地広報に力を入れています。

(2) 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる途上国支援への直接参加

若い人やいろいろな経験を持つ幅広い層の国民が参加できる国際協力を推進するため、JICAは、青年海外協力隊事業やシニア海外ボランティア事業を行っています。青年海外協力隊は、20歳から39歳までの青年が開発途上国に原則2年間滞在し、開発途上国の人々と生活や労働を共にしながら、開発途上国の経済社会開発に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は半世紀近くの歴史を持ち、海外でも高く評価されている日本の「顔の見える援助」の一つです。シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を持つ40歳から69歳までの男女で、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために役に立ちたいという人たちが行う活動を日本政府が支援するという国民参加型事業であり、青年海外協力隊のシニア版として位置付けられています。

人と人とのつながりを地道に構築し、日本と途上国との間に草の根の関係を作り出す海外ボランティア事業は、現地の人たちの日本への親しみを深める効果ももたらします。これは、東日本大震災に際しての諸外国からの支援にもつながっています。また、近年はボランティア経験者が、民間部門の途上国進出等に貢献できるという側面も注目されています。

JICAボランティア事業参加者への外務大臣感謝状授与式でモザンビークから帰国した青年海外協力隊員の山田由美子さんに感謝状を手渡す阿部俊子外務大臣政務官

ペルーの職業訓練学校にて電子工学を教えるボランティア（写真：JICA）

(3) NGOへの支援や活動への参加

国際協力への市民参加の最も身近な例は、国際協力を行っているNGOへの支援やその活動への参加です。日本のNGOの数は、1998年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され法的な整備が進んでから大幅に増加しました。実際に国際協力活動にかかわっている団体は約400といわれています。外務省は日本のNGOを「日本の顔が見える援助」を行う上で不可欠なパートナーとして重視し、連携を強化してきています。具体的には、日本のNGOが海外で行う事業に対し資金面で協力したり(日本NGO連携無償資金協力など)、NGOの能力向上を図るための事業を実施しています。日本のNGOは、ODAの裾野を広げ、国際協力分野の優秀な人材を育て、日本の「顔の見える援助」を担う存在として期待が高まります。(NGOとの連携について詳しくは159ページ参照)

ザンビアでヘルスポスト開所式を喜ぶ住民とNGO関係者(写真:TICO)

(4) ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情にふれていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。スタディツアー(大学のゼミ等)によるODA現地視察、教師や地方自治体関係者等の現地視察への派遣支援にも力を入れています。また、旅行社の企画する体験ツアーや視察ツアーとの連携も強化しつつあります。一般の方々にODAプロジェクトの現場を実際に視察していただき、帰国後に国内の様々なイベントで報告していただく新しい事業「国際協力レポーター」(JICA実施)も、2011年より開始し、同年8月にはケニアとベトナム、2012年8月にはウガンダとスリランカに一般の方を派遣し、各国における日本のODA事業を視察していただきました(派遣人数は1か国10名ずつ)。

説明をメモする国際協力レポーターを覗(のぞ)き込むケニアの子どもたち
(写真:佐藤浩治/JICA)

(5) 議論や対話の促進

ODAを活用した中小企業支援等、ODAに関する取組について外務省やJICAは国内各地で説明会を行うなどの取組を行っています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心をお持ちの市民の方と対話する場を随時設けています。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、地域発信の国際協力の推進とともに地域の活性化を目指しています。

(6) 開発分野における人材育成と研究

開発分野における高度な人材の育成を行うため、外務省は2011年度より、「高度人材育成事業」を開始しました。同事業は、開発の現場で指導的立場に立つ人材を育成するための実践的プログラムであり、既存の開発学科を有する大学の博士課程を補完するコースを有しています。具体的には、①ビジネス実務者による日本の企業文化・産業史・ビジネス史を習得するための講座、②アジアの開発への日本の貢献、アジアの経済発展モデルの他地域への応用（南南協力）の実践的側面についての講座、③国際公法を習得するための講座、④交渉のロールプレイング・ワークショップ、⑤インタビュー／プレゼン能力向上のためのメディア・トレーニング、⑥開発分野で国際的に影響力のある海外の有識者による特別講義・講演等の交流事業の６つのコースから成っています。

JICAは、専門的な知識や多様な経験を持つ人材を確保してそうした人たちに活躍してもらうため、2003年に「国際協力人材センター」を開設しました。また、省庁、JICAやNGO、国際機関といった国際協力に関する求人情報を国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」（http://partner.jica.go.jp/）より提供し、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、そしてキャリア相談（進路相談）なども行っています。

さらに、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保しているほか、ジュニア専門員制度を設け、ある程度の専門性を持ちつつも経験の浅い若い人の育成を目指しています。2008年10月に設立されたJICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の援助経験に基づいた研究を進めています。

(7) 開発教育

外務省は、職員を中学校、高校、大学、地域の自治体、NGOなどに派遣し、国際協力やＯＤＡについての説明や解説を行う「ODA出前講座」を実施しています。また、外務省のホームページにおいては、「義務教育向け開発教育推進ホームページ（「探検しよう！みんなの地球」）」を設け、開発教育のための教材を必要に応じて提供しています。またJICAは、開発教育を推進するため、開発教育の教材を募る「グローバル教育コンクール」[注84]（2011年度からJICAが主催）を開催しています。また、開発教育を支援するため、学校教育の現場や国際化を進める自治体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として学校へ派遣し、途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解促進を図る「国際協力出前講座」や、高校生および大学生等を対象とした「国際協力実体験プログラム」、中学生・高校生を対象にした「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施しています。さらに、教員に対しては、「開発教育指導者研修」や、開発途上国に派遣し、その経験を授業に活かすことが目的の「教師海外研修」などを実施しています。

ODA出前講座で日本のODAについて説明する外務省職員

注84　旧称：開発教育／国際理解教育コンクール（2009年度に改称）

(8) 広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、それぞれODAに関したホームページ[注85]をつくり、相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。2010年10月にはODAプロジェクトの現状などが全体でどのような流れになっているかを分かりやすく説明するため「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設けました。また、ODAメールマガジンを発行し、海外の大使館や総領事館の職員やJICA関係者などによる実際の援助現場での体験談やエピソードなどを紹介しています。

1997年度以来、シリーズもののテレビ番組の放映を通じて国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう努力しています。2012年度放映の「地球VOCE（ヴォーチェ）」（テレビ東京系列にて放映）では、開発途上国で活躍している日本の援助関係者などを取り上げ、開発途上国の現状や援助がなぜ必要か、日本のODAプロジェクトの成果などを紹介しています。

毎年「国際協力の日」（10月6日）*の前後には、日本国内最大の国際協力行事として「グローバルフェスタJAPAN」を開催しています。東京・日比谷公園で土曜日と日曜日の2日間にわたって外務省、JICAとJANIC（国際協力NGOセンター）[注86]が共催しているこの行事には、NGOや国際機関、企業、関係する省庁などが参加し、2012年のイベントには約10万人が来場しました。

JAPAN
Official Development Assistance
ODAシンボルマーク

また、海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献についてよく理解してもらうための活動を行っています。具体的には、援助にかかわる署名式や引渡式に際してプレスリリース（報道機関に向けて紹介する文書）を出すなど現地の報道機関の取材に協力したり、また、日本からの援助物資に日の丸（日章旗）ステッカー（英語、アラビア語）や「ODAシンボルマーク」ステッカー（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、ポルトガル語）を貼っています。在外公館では、現地の報道機関に対して日本の援助現場の視察を企画し、現地の報道などにおいても日本の協力が取り上げられるような機会をつくるように努めています。また、様々な講演活動、英語・現地の言葉によるホームページや広報パンフレットの作成も行っています。

グローバルフェスタには多数のNGOも参加する

＊用語解説

国際協力の日

1954年10月6日、日本はコロンボ・プラン（第二次世界大戦後最も早く1951年に組織された途上国援助のための国際機関）への加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。これに因（ちな）んで、10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められた。

注85　外務省ODAホームページ：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda　JICA：http://www.jica.go.jp　ODA見える化サイト：http://www.jica.go.jp/oda
注86　国際協力NGOセンター JANIC：Japan NGO Center for International Cooperation

3. 戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項

2010年６月に公表された「ODAのあり方に関する検討　最終とりまとめ」において、援助案件の評価結果を含め援助の透明性向上（「見える化」）を徹底するとともに、案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act）というPDCAサイクルを導入し、ODAの説明責任の向上を図ることとしました。さらに2011年１月には、この方針を踏まえて、①PDCAサイクルの強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めていくこととなりました。

(1) 戦略的な援助の実施

●プログラム・アプローチ

プログラム・アプローチとは、途上国との政策協議等を通じて主要な開発目標（プログラム目標）を共有し、そこから具体的なODAのプロジェクトを導き出していくアプローチのことです。たとえば、特定地域の妊産婦死亡率を減らすという目標のために、無償資金協力による病院の建設や、技術協力による助産師の育成といったプロジェクトを導き出すアプローチが考えられます。現在、インドネシア、タンザニア、ガーナなどで試行的な取組を進めており、その経験と成果をそれ以外の国での支援にも活かしていきます。

●国別援助方針

「国別援助方針」は、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、相手国の開発計画、開発上の課題等を総合的に考え合わせて策定する日本の援助方針であり、３年をめどに原則としてすべてのODA対象国について策定することとしています。これまでの国別援助計画とその下で策定された事業展開計画を統合し、より簡潔で戦略性の高いものに改編して、「選択と集中」による援助の方向性の明確化を目指しています。

(2) 効果的な援助の実施

●見える化サイト

ODAに対する国民の理解と支持をさらに得ていくための広報のあり方として、2011年４月にJICAのホームページ上に透明性向上のための「ODA見える化サイト」を立ち上げました。全世界で展開しているODA事業のうち、JICAが実施を担当する有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の各案件について、各事業の概要、案件の形成から完了までの過程を分かりやすく伝えるため、写真や、事前・事後評価などの情報を随時掲載しています。原則としてすべてのODA案件の現状、成果等の公表に向けて取り組んでいます。また、過去に実施された案件について十分な効果の現れていない案件等を含む具体的な達成状況を取りまとめたリストを2011年１月および同年10月に既に２回にわたって公表しています。

ODA見える化サイト　http://www.jica.go.jp/oda

● PDCAサイクル

PDCAサイクル強化については、①すべての被援助国向け国別援助方針の策定、②開発協力適正会議の設立、③評価体制の強化といった取組を進めています。特に、2011年に設置された開発協力適正会議はPDCAサイクルの中核としての役割を果たしています。無償資金協力および有償資金協力の新規案件形成のための調査実施に先立ち、NGO、経済界、学会、言論界からの6名の外部有識者と外務省・JICAの担当部署との間で調査内容等について率直な意見交換を行い、過去の経験や外部有識者の視点が新規案件に反映されるようにしています。こうした取組について一定の評価はいただいていますが、PDCAサイクルをさらに良いものとすべく、引き続き努力を続けていきます。

● 評価の充実

より効果的・効率的なODAを行うためには、援助が実施されている状況やその効果を的確に把握し、改善していくことが必要です。そのため外務省を含む関係府省庁やJICAは、モニタリング（進み具合の検証）や評価を行っています。ODAの評価は、PDCAサイクルの中に位置付けられています。その結果得られた教訓や提言は、将来の計画や、実施過程に活かしていくため、関係する部局をはじめ、途上国の政府にも伝えられます。また国民に対し、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかを説明するために、評価結果をホームページなどで広く公表することで、説明責任（アカウンタビリティー）を果たす役割も持っています。

現在外務省では、主に政策についての評価（国別評価と重点課題別評価）やプログラムについての評価（援助手法別評価と分野別評価）などを行っています。外務省が実施する政策についての評価やプログラムについての評価は開発援助委員会（DAC）の評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト（影響）、自立発展性）を基に、政策は適切であったか、援助によって開発効果が上がったか、援助の実施過程は適切であったかの3つの観点から評価し、その客観性・透明性を確保するため、第三者による評価を行っています。

また、外務省はODA評価の改善を進めています。評価の独立性をより高めるため、ODA評価室を、援助を実施する国際協力局から独立させて大臣官房に移し、ODA評価室長には外部から公募による評価の専門家を迎えました。また、ODAの評価においては開発だけではなく、外交の視点からも評価を行うなど、新しい試みにも取り組んでいます。

一方、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫した評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、これらの評価はDAC評価5項目に基づいて行われ、一定金額以上の案件については、外部評価者による事後評価を実施しています。

こうしたODAの評価で得られた提言と教訓については、それぞれ対応を検討して、ODAの計画・実施へ反映させています。

これら以外にも、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（いわゆる「政策評価法」）に基づいて、外務省では経済協力政策の全般に関する政策評価や一定の金額を超える案件の事前評価、5年間着手されなかった案件（未着手案件）、または10年経っても貸付が終わっていない案件（未了案件）*の事後評価も行っています。

＊用語解説

未着手・未了案件

「5年未着手案件」とは、案件の実施が決定した後、5年を経過した時点においても貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「10年未了案件」とは、案件実施決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

●不正行為の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、援助によって供与された資金の不正使用は絶対に許されません。そのため、政府とJICAは調達などの手続きについて誰でも確認できるようにしています。

ODA案件の調達段階においては、ガイドラインに従って開発途上国側が入札を行い、その結果をJICAが確認し、注文を受けた企業名だけでなく契約金額も公表することで透明性を高める措置をとっています。調達をはじめ、ODA事業実施の過程で不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間、事業の入札・契約に参加させない仕組みが整えられています。

監査に関しては、外部監査の拡充や監査結果に基づく改善の措置を行っています。外部監査を充実させることについては、JICAにおいて会計監査人による外部監査を実施しています。無償資金協力では、300万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力の案件について外部監査を原則として義務付け、順次実施しています。

有償資金協力については、政府間で合意がなされた案件を対象に必要に応じて監査を行うことができる仕組みを導入しています。技術協力では、JICAにおいてサンプリングによる内部監査（一部を抜き出して調べること）を実施しています。無償資金協力についても、JICAにおいて技術的な監査を実施しています。

また、OECD外国公務員贈賄防止条約[注87]の締約国である日本は、ODA事業への信頼を確保するため、外国政府の関係者との不正な取引に対しても、不正競争防止法などの適用を含め厳格に公正な対処を行っています。

ベトナムにおける円借款事業において不正が行われ、2008年に日本の企業関係者がベトナムにおいて有罪の判決を受けた事件がありました。同様の不正腐敗事件が再び起きないようにするため、外務大臣の下に外部の専門知識がある人たちで構成する検討会を設け、この検討会は、2009年９月に報告書を提出しました。これを基に、外務省とJICAで不正行為を行った企業に対してどのような措置をとるべきかについて規程を見直しました。そして、海外にある日本大使館やJICAの現地事務所が現地の日本法人などをサポートできる体制を確立し、関係業界などへ法令を守るよう働きかけました。具体的には、企業団体との協力の下で日本企業向けの国際契約約款に関するセミナーの開催、相手国によるコンサルタントの選定に際してJICAの関与の強化、援助国との間で不正、腐敗を防止するための話し合いなどを実施しました。これらの取組は2011年２月にとりまとめられました。

注87　正式名：「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」（Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions）

(3) 適正な手続きの確保

援助を実施する際には、事業の実施主体となる相手国の政府や関係機関が、環境や現地社会への影響、たとえば、住民の移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認します。従来、有償資金協力や技術協力では、学者やNGOなどを含む有識者からの幅広い意見に基づいて作成した、現地の環境や社会へ配慮するためのガイドライン(指針)を発表しそれを守っています。無償資金協力においても、無償資金協力審査ガイドラインに基づいた支援を実施してきました。2008年10月に新しくJICAが発足したことに伴って、旧JICA、旧JBIC(国際協力銀行)のガイドラインをまとめ合わせ、2010年4月1日付けで新環境社会配慮ガイドラインを発表しました。このような取組は、環境問題への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任を確保することにつながります。

また、ODA事業をより効果的にし、より一層の透明化を図るため、事業の調査実施前において知識・経験を持つ外部の専門家との意見交換を行う開発協力適正会議を一般にも公開する形で開催しています。

(4) 援助関係者の安全確保

援助の関係者が活動する開発途上国の治安状況はとても複雑で、日々刻々と変化しています。2001年の米国同時多発テロ以降、中東地域や南アジア地域では緊張が高まり、世界各地でテロ活動が多発しています。平和構築支援の活動において、どのようにして援助関係者の安全を確保するのかは極めて重要な課題となっています。

政府は、在外公館などを通じて現地の治安状況を把握し、渡航の際の情報などを提供し、援助関係者間での情報共有を行っています。JICAは、援助関係者に対し、出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策アドバイザー*の配置、住居の防犯設備などの整備に努めています。また、在外公館や各国の国際機関の事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルを作成するなど、適時適切な安全対策措置をとっています。さらに、緊急時の対処やリスク管理についての研修を国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)[注88]の国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター(eCentre)[注89]と共に開催するなど、安全管理の強化に取り組んでいます。無償資金協力では、コンサルタントや施工会社へ情報提供を行うとともに、緊急時の連絡体制を整備しています。有償資金協力では、受注した日本の企業への情報提供などにより、その企業の関係者の安全確保を図っています。

＊用語解説

安全対策アドバイザー

JICAでは、現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を「安全対策アドバイザー」として委託、日々の治安情報の収集と発信を行い、住居の防犯から交通事故対策まで幅広い事態に対して24時間体制で対応できるようにしている。

注88　国連難民高等弁務官事務所 UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees
注89　国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター eCentre：Regional Centre for Emergency Training in International Humanitarian Response

第Ⅳ部
資料編

第１章 日本の政府開発援助予算 …… **178**
第１節　2012年度政府開発援助予算（当初予算） …… 178
第２節　各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要 …… 181
第２章 日本の政府開発援助実績 …… **190**
第１節　開発途上国への資金の流れ …… 190
第２節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績 …… 191
第３節　国別実績 …… 193
第４節　分野別実績 …… 202
第５節　緊急援助実績 …… 203
第３章 二国間援助案件リスト …… **205**
第１節　二国間贈与 …… 205
第２節　二国間借款 …… 209
第４章 国際機関を通じた政府開発援助実績 …… **211**
第５章 政府開発援助に関する主な資料 …… **214**
第１節　日本の政府開発援助をめぐる動き
（2011年10月～ 2012年10月） …… 214
第２節　政府開発援助に関する政策 …… 216
第３節　重債務貧困国（HIPCs）一覧 …… 236
（参考）諸外国の政府開発援助 …… **237**
第１節　DAC諸国の政府開発援助実績 …… 237
第２節　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ …… 244
第３節　DAC援助受取国・地域リスト …… 246
第４節　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績 …… 247

第1章 日本の政府開発援助予算

第1節 2012年度政府開発援助予算(当初予算)

図表 IV-1 政府開発援助予算

(単位:億円、%)

	2011年度			2012年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,727	−460	−7.4	5,612	−116	−2.0
事業予算(純額)	11,909	233	2.0	10,986	−923	−7.7
事業規模(総額)	17,856	189	1.1	17,016	−840	−4.7
(参考)円/ドル・レート	89円	—	—	81円	—	—

図表 IV-2 政府開発援助一般会計予算(政府全体)

(単位:億円、%)

区　分	2011年度			2012年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ 贈　与	5,083	−60	−1.2	5,043	−41	−0.8
1. 二国間贈与	4,103	−151	−3.5	4,181	78	1.9
(1) 経済開発等援助	1,519	−23	−1.5	1,616	97	6.4
(2) 技術協力等	2,569	−128	−4.7	2,550	−19	−0.7
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	980	91	10.2	861	−119	−12.1
(1) 国連等諸機関	683	73	11.9	573	−110	−16.1
(2) 国際開発金融機関等	297	18	6.5	288	−9	−2.9
Ⅱ 借　款	644	−400	−38.3	569	−75	−11.6
国際協力機構(有償資金協力部門)	644	−400	−38.3	569	−75	−11.6
Ⅲ 計	5,727	−460	−7.4	5,612	−116	−2.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 IV-3　政府開発援助事業予算の内訳

（単位：億円、%）

区　分	2011年度				2012年度			
	予算額	増減額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈　与	8,282	−367	−4.2	46.4	8,100	−183	−2.2	47.6
借　款	9,573	555	6.2	53.6	8,916	−657	−6.9	52.4
計（事業規模）	17,856	189	1.1	100.0	17,016	−840	−4.7	100.0
（参考）回収金	−5,947	—	—	—	−6,030	—	—	—
純　額	11,909	233	2.0	—	10,986	−923	−7.7	—

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 IV-4　政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳（政府全体）

（単位：億円、%）

区　分	2011年度			2012年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ 贈　与	8,282	−367	−4.2	8,100	−183	−2.2
1. 二国間贈与	4,779	−37	−0.8	4,884	105	2.2
(1) 経済開発等援助	1,519	−23	−1.5	1,616	97	6.4
(2) 技術協力等	3,244	−14	−0.4	3,252	8	0.2
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	3,504	−330	−8.6	3,216	−288	−8.2
(1) 国連等諸機関	699	77	12.4	589	−110	−15.8
(2) 国際開発金融機関等	2,805	−407	−12.7	2,627	−178	−6.3
Ⅱ 借　款	9,573	555	6.2	8,916	−657	−6.9
(1) 国際協力機構(有償資金協力部門)	9,500	590	6.6	8,800	−700	−7.4
(2) その他	73	−35	−32.2	116	43	58.1
Ⅲ 計（事業規模）	17,856	189	1.1	17,016	−840	−4.7
（参考）回収金	−5,947	—	—	−6,030	—	—
純　額	11,909	233	2.0	10,986	−923	−7.7

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 IV-5　政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

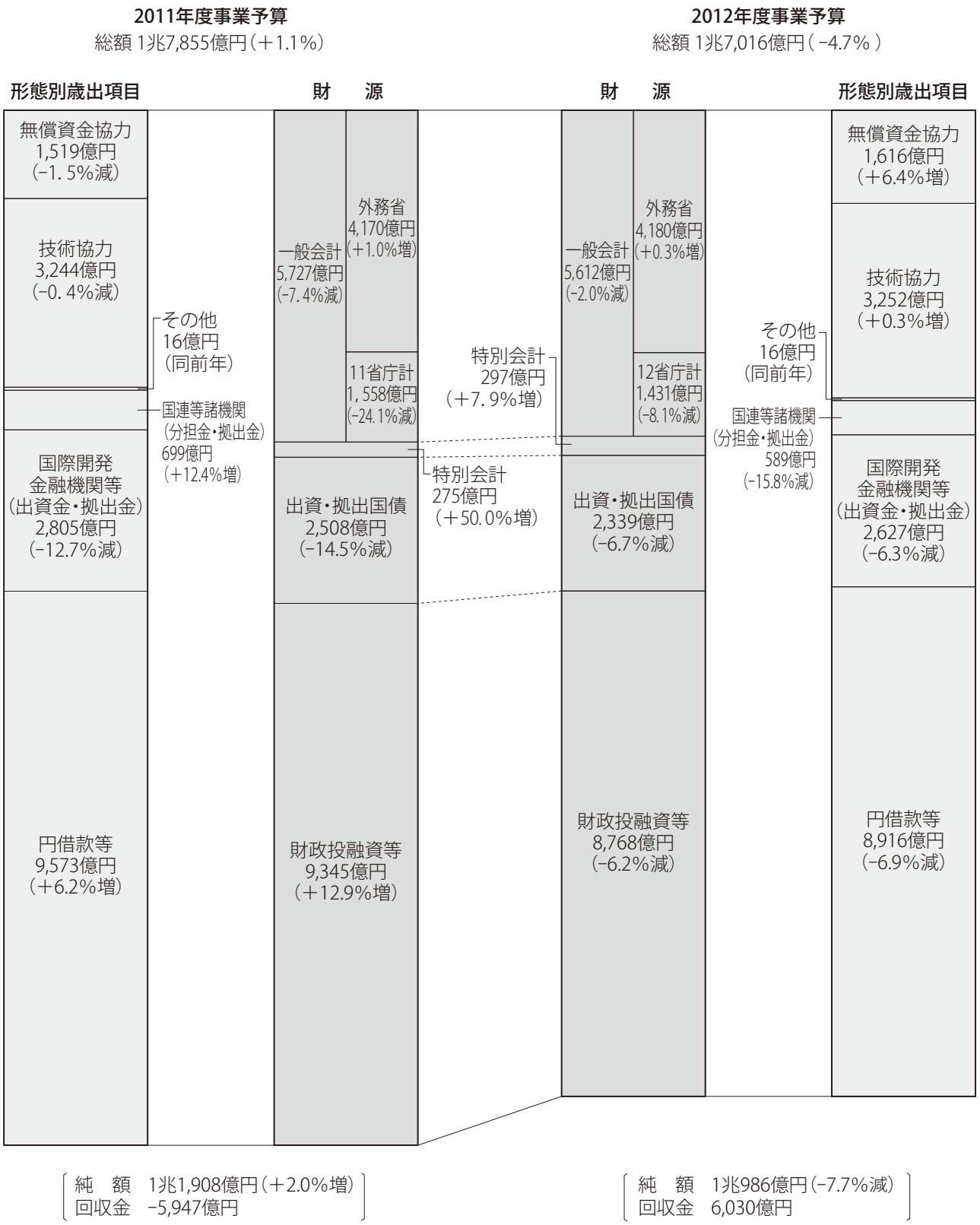

＊　2011年度予算額について、組み替えが生じたため昨年度のODA白書にて公表した額と異なる

第2節 各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要

図表 IV-6 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、%）

	2011年度	2012年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	0	45	45	皆増
警察庁	14	13	−1	−10.3
金融庁	105	101	−4	−3.5
総務省	721	693	−28	−4.0
法務省	133	161	28	20.9
外務省	416,989	418,033	1,043	0.3
財務省	94,663	86,276	−8,387	−8.9
文部科学省	28,697	28,727	30	0.1
厚生労働省	6,685	6,111	−574	−8.6
農林水産省	3,482	3,066	−416	−11.9
経済産業省	19,072	17,103	−1,969	−10.3
国土交通省	360	329	−31	−8.6
環境省	1,827	521	−1,306	−71.5
計	572,749	561,177	−11,572	−2.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 IV-7 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、%）

	2011年度	2012年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	0	45	45	皆増
警察庁	14	13	−1	−10.3
金融庁	105	101	−4	−3.5
総務省	721	693	−28	−4.0
法務省	133	161	28	20.9
外務省	417,203	421,129	3,926	0.9
財務省	1,272,378	1,182,467	−89,911	−7.1
文部科学省	28,697	28,727	30	0.1
厚生労働省	7,252	6,668	−585	−8.1
農林水産省	10,830	14,683	3,852	35.6
経済産業省	42,265	42,415	150	0.4
国土交通省	360	329	−31	−8.6
環境省	5,566	4,146	−1,420	−25.5
計（事業規模）	1,785,525	1,701,576	−83,949	−4.7
（参考）回収金	−594,709	−602,978	—	—
純　額	1,190,816	1,098,598	−92,218	−7.7

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　2011年度予算額について、組み替えが生じたため昨年度のODA白書にて公表した額と異なる

図表 IV-8　各省庁の事業予算（2012年度事業予算）と事業概要

1．贈与

⑴ 二国間贈与

ア．経済開発等援助

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	無償資金協力（161,580）	⑴一般プロジェクト無償：開発途上国が基礎生活分野等において実施する事業（施設整備、資機材の調達等）のために必要な資金を供与する。 ⑵コミュニティ開発支援無償：貧困等に直面するコミュニティの能力開発の支援のために必要な資金を供与する。 ⑶ノン・プロジェクト無償：貧困削減等の経済社会開発努力を実施している開発途上国を支援するため、国外からの資機材等の購入のために必要な資金を供与する。 ⑷草の根・人間の安全保障無償：開発途上国においてNGO、地方自治体等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた比較的小規模な草の根レベルの事業のために必要な資金を供与する。 ⑸日本NGO連携無償：日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクト等のために必要な資金を供与する。 ⑹防災・災害復興支援無償：自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援として、施設整備・修復等を行うために必要な資金を供与する。 ⑺テロ対策等治安無償：開発途上国の経済社会開発である、テロ・海賊対策等治安対策を強化するために必要な資金を供与する。 ⑻環境・気候変動対策無償：気候変動問題等への取組を強化するため、温暖化対策に関する政策・計画の策定や、計画の実施のために必要な資金を供与する。 ⑼貧困削減戦略支援無償：貧困削減戦略の実施・達成に努力している開発途上国のうち、財政管理能力のある特定の国に対して財政支援を行うために必要な資金を供与する。 ⑽人材育成支援無償：日本の高等教育機関での研修による開発途上国の人材育成事業のために必要な資金を供与する。 ⑾水産無償：開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトのために必要な資金を供与する。 ⑿文化無償：開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全等を目的として実施する開発プロジェクト（機材調達、施設整備等）のために必要な資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みにより実施している。 ⒀緊急無償：自然災害，紛争，突発的事故等に起因する災害緊急援助，政変等の緊急事態を受けた民主化支援，緊急人道支援から長期的発展への移行に向けた復興開発支援を目的として緊急に必要な資金を供与する。 ⒁食糧援助：食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物（コメ、小麦、トウモロコシ等）等を購入するために必要な資金を供与する。 ⒂貧困農民支援：開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料等を購入するために必要な資金を供与する。

イ．技術協力等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋薬物取締会議　（13）	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招へいして、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	（17）	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	（483）	(1)情報通信分野における諸外国との政策対話および研究者交流等を行う。 (2)政府統計職員に対する研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所（SIAP）に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 (3)アジア・太平洋電気通信共同体（APT）を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋ＩＴ研究者・技術者育成支援、デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	（161）	(1)アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修・セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (2)アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修・セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。
外務省	JICAを通じて行う技術協力の予算（145,379）	(1)国際約束に基づく技術協力：開発途上国が経済・社会面において自立的・継続的に発展できるよう、開発途上国の開発の担い手である人材育成、日本の技術や経験の移転、開発の障害となっている課題の解決に必要な各種制度や組織の整備・構築等を行うもの。具体的には、開発途上国の国づくりの担い手となる開発途上国の行政官、技術者等を日本や第三国等に受け入れ、多岐にわたる分野で専門知識や技術を伝える「研修員受入事業」や日本の行政官や技術者等を開発途上国へ派遣し、開発途上国の政府機関等に対して、開発計画の立案、調査、研究開発、教育・訓練、普及活動、助言、指導等を行う「専門家派遣事業」、またこれら事業に必要な「機材供与事業」等を有機的に組み合わせて実施している。 (2)ボランティア派遣：国民参加型事業として開発途上国の社会経済の発展に貢献したいと志望する人材を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活を共にしながら、自らの知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの「シニア海外ボランティア」が柱。 (3)人材養成確保：技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保および養成ならびに前記事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行うもの。 (4)国民参加型協力：日本のNGO・地方自治体等による国際協力の促進のための草の根技術協力事業、また、国際協力への理解促進に資する開発教育支援事業等を実施。 (5)開発計画調査型技術協力：政策立案または公共事業計画策定支援にかかわる調査であって、原則、日本の資金協力を必ずしも想定しないもの。 (6)災害援助等協力：海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。 (7)国・課題別事業計画（案件形成等）：案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、３スキームの相乗効果を発現するために、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。また、地域別・国別の援助の実施方針や特定の開発課題に関する援助方針／アプローチ等を検討するため、当該地域・国や当該開発課題にかかわる基礎情報を収集・分析する。 (8)事業評価：事業の改善と国民への説明責任を果たすため、プロジェクト等の事前段階からフィードバックに至るまで一貫した枠組みによる評価を実施する。 (9)その他：海外移住者に対する援助および指導等を実施するもの。
	（独立行政法人）国際交流基金運営費交付金（6,566）	独立行政法人国際交流基金は、日本に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備ならびに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与することを目的として国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行っている。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	その他 (55,421)	(1)効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助計画の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化 (2)援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価 (3)ODAによる途上国支援と中小企業の海外事業展開とのマッチング（ニーズ調査、案件化調査、途上国への普及事業） (4)我が国NGOの活動環境整備およびNGOが実施する事業前後の調査や研修会・講習会等に要する経費 (5)ODAを実施するために必要な行政的諸経費の計上等を行っている。
	総額 207,366	
財務省	財政経済に関する技術協力に必要な経費等 (42,718)	(1)開発途上国現地および日本国内においてセミナーを開催する。 (2)開発途上国へ専門家を派遣する。 (3)開発途上国から客員・実務研究員を受け入れる。 (4)開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。 (5)円借款事業の案件形成や円借款事業に附帯する技術支援等を実施する（JICA有償勘定技術支援）。
文部科学省（日本学生支援機構を含む）	留学生交流の推進 (27,529)	2008年の「留学生30万人計画」、2010年の「新成長戦略」に基づき、2020年をめどに外国人留学生の受入れ30万人、我が国から海外への日本人学生等の海外交流30万人を目指している。 現在、我が国の高等教育機関に在籍している外国人留学生は約13万 8,000人（平成23年5月）、海外の大学等に在籍する日本人学生は約6万人（平成21年）となっている。 （施策例） ・国費外国人留学生の受入れ：開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招聘し、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助：日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を実施。
	大学の世界展開力強化事業（ASEAN諸国等との大学間交流形成支援） (709)	世界に雄飛する日本として誇れる人材の育成を目指し、国際的な枠組みで、単位の相互認定や成績管理等の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入れを行うASEAN等の大学との協働教育による交流の取組を支援。
	その他 (426)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で開発途上国からの研究者等の受入れ・開発途上国への専門家派遣等の各種事業や国際機関を通じて協力。
	総額 28,664	
厚生労働省	(1,274)	(1)開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2)結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻疹根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3)技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4)職業能力開発総合大学校への国費留学生の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 (5)東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア太平洋地域技能就業能力計画、アジア太平洋経済協力（APEC）等への支援。
農林水産省	(1,478)	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上地域における農林水産業および漁村の振興等を図るため、(1)世界の食料生産の拡大や投資の促進、(2)気候変動等地球的規模の課題の解決に向けた支援、(3)海外の森林保全・造成と持続可能な森林経営の推進、(4)関係諸国との協調による海外漁場の確保および漁業協定の円滑な推進に関する事業を実施する。
経済産業省	海外開発計画調査 (1,400)	鉱工業の開発は、開発途上国の経済発展の基盤であり、鉱工業の開発調査は、こうした鉱工業開発の第一段階として、開発途上国における「開発計画の策定」、「プロジェクトの実施計画の策定」に対し、専門家から成る調査団を派遣し、現地調査や国内作業を通じて、その開発計画の推進に寄与する報告書あるいは設計書を作成する事業。
	共同資源開発基礎調査事業 (672)	石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等を通じ、資源を保有する開発途上国における資源開発調査（地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査等）に係る技術協力を行う。 2010年度は、9か国15地域において調査を実施。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
経済産業省	地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（440）	途上国の発展のボトルネックとなっている産業・物流インフラの整備に資し、またCO_2削減等地球環境問題の解決や資源確保に資する円借款及び民活プロジェクトの迅速な形成に役立つ調査を実施する。また海外インフラ事業において我が国企業の受注を強化すべく、中核拠点開発構想の枠組みを活用して事業提案を強化するとともに、海外展開が遅れている主にオペレーターを中心とする中小企業を含めた国内インフラ事業者の海外展開を促進する。
	経済産業人材育成支援事業（2,163）	民間ベースによる開発途上国からの経済産業技術研修生の受入れ、開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等に資する指導・助言を行う専門家の派遣、および、将来、開発途上国の経済成長を支える産業人材となりうる留学生への支援を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。 2011年度は2,388名の研修生受入れ、89名の専門家派遣、約300名の留学生の企業社員寮への入居を実施。
	研究協力推進事業（309）	開発途上国の研究開発能力だけでは解決困難な、開発途上国に固有な技術開発課題（技術ニーズ）について、既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、日本の技術力、研究開発能力を活用しつつ、一貫した研究協力を必要に応じて関係諸国と共同して実施する。具体的には、現地にプラント等研究設備を設置して相手国の研究機関と共同で運転研究、分析等を実施。 2011年度は、10テーマの研究協力を実施。
	独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金（7,093）	日本貿易振興機構（JETRO)は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与するため、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化のための基盤的活動および開発途上国経済研究活動を実施。
	その他（26,668）	貿易投資の環境整備を推進するための専門家派遣等事業や日本の有する省エネルギー等の技術の開発途上国における普及を図るための実証事業等の諸事業を実施。
	総額　38,745	
国土交通省	（215）	国土交通省が行う各分野（国土政策、交通、社会資本整備等）において⑴開発途上国の経済活性化のための支援、⑵人材育成・国際交流の推進、⑶国際協力・交流企画の推進、⑷環境・安全・防災に係る国際協力の推進、⑸環境技術の普及を通じた持続可能な都市の整備への支援、⑹根幹的インフラ整備促進を通じたアジア地域の連携強化、⑺生活を支えるインフラ整備の促進による後発途上国等の成長加速化、等の技術協力を実施する。
環境省	（3,895）	⑴地球環境の保全：クリーンアジア・イニシアティブ推進 ⑵大気・水・土壌環境等の保全：アスベスト飛散防止総合対策費（うち、アジア諸国における石綿対策技術支援事業）、越境大気汚染対策推進費（うち、東アジア大気汚染防止戦略検討調査費）、国際的水環境改善活動推進費（うち、アジア水環境パートナーシップ事業（第2期） ⑶廃棄物・リサイクル対策の推進：アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 ⑷温暖化対策：新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業 ⑸途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業（うち、CDMを利用したコベネフィット支援事業）

ウ．債務削減等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入（1,600）	重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入れを実施。

(2) 国際機関への出資・拠出(出資、拠出、分担金(ただしODA分))

(単位:百万円)

省庁	事業名(予算額)	事業の概要
内閣府本府	拠出金 (45)	野口英世アフリカ賞医療活動分野推薦委員会の運営に必要な資金を拠出するもの。
金融庁	政府開発援助経済協力開発機構(OECD)等拠出金 (84)	経済協力開発機構、保険監督者国際機構ならびに証券監督者国際機構による新興市場国向けの技術支援プロジェクトおよびプログラムの策定、実施を促進するために必要な資金を拠出するもの。
総務省	拠出金・分担金 (209)	国際電気通信連合(ITU)、万国郵便連合(UPU)に対する分担金および東南アジア諸国連合(ASEAN)に対する拠出金。
外務省	国際連合(UN)分担金 (3,463) 国際連合平和維持活動(PKO)分担金 (957)	国際連合は、(1)国際の平和と安全を維持すること、(2)諸国間の友好関係を深めること、(3)国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の尊重を奨励することについて国際協力を達成すること、(4)これらの共通の目的を達成しようとする国々の活動を調和する中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金拠出金(UNへの拠出金) (811)	日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金は、人間一人ひとりに着目する人間の安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連関係国際機関のプロジェクトを支援する。
	国連食糧農業機関(FAO)分担金 (2,661)	国連食糧農業機関は、世界の食糧問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。
	国連教育科学文化機関(UNESCO(ユネスコ))分担金 (2,400)	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、世界の安全と平和に寄与することを目的とし、各分野における国家間の協力および国際的な知的交流の促進、開発途上国の支援事業を実施している。
	国連工業開発機関(UNIDO)分担金 (1,482)	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力等、関連事業を自ら行うとともに、その分野における国連の活動を調整する機関である。
	国連世界食糧計画(WFP)拠出金 (585)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国連児童基金(UNICEF(ユニセフ))拠出金 (1,937)	国連児童基金は、母子保健栄養改善、飲料水供給、教育等児童に関する中長期的援助および自然災害や紛争時の緊急援助を行っている。援助対象国は世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金 (5,156)	国連難民高等弁務官事務所は、(1)世界各地の難民に対する国際的保護の付与、(2)難民に対する水、食糧、住居の提供等の生活支援、(3)難民問題の恒久的解決(本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住)、(4)難民保護のための条約の各国による締結の促進を実施している。
	国連人口基金(UNFPA)拠出金 (2,099)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる取組に対し支援を行っている。地域別にはアジア太平洋地域およびアフリカ地域に重点的資金配分を実施。
	国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金 (208)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健および救済(食糧支援、住宅改善支援等)、福祉(助成対策プログラムの実施、公民館の運営等)、小規模金融、小規模企業活動支援のサービスを実施している。
	環境問題拠出金 (4,004)	国連環境計画(UNEP)をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の実施や遵守の促進にかかわるプロジェクト等を実施しており、これを支援している。
	国連開発計画(UNDP)拠出金 (6,518)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関および最大規模の資金供与機関として、貧困削減、民主的ガバナンス、危機予防と復興、環境と持続可能な開発の4分野に活動の重点を置いて、開発途上国の持続可能な開発を多角的に支援している。日本は、コア・ファンドへの拠出、特定の目的に沿った各種の特別基金の設置・拠出、無償資金協力によるUNDP経由の事業実施のほか、補正予算等を通じてUNDPに資金拠出し、開発途上国への支援を実施している。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	国際原子力機関（IAEA）拠出金（856）	国際原子力機関では技術協力基金等を設立し、開発途上国の要請に基づき原子力物理学、原子力工学および技術、核物質の探鉱、採鉱および処理、原子力安全、農業、医療、工業等における放射線等利用の各分野で専門家派遣、機材供与、研修員受入れ、並びに核セキュリティ強化等の支援を行っている。
	国際農業研究協議グループ（CGIAR）拠出金（291）	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	赤十字国際委員会（ICRC）拠出金（229）	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）にのっとり、保護（ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護）、救援（紛争犠牲者に対する医療・水・食糧・非食糧物資分野の支援）、予防（国際人道法の普及）等を行っている。
	世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金（10,268）	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。
	国際農業開発基金（IFAD）拠出金（2,965）	小規模農家の自助努力による貧困克服を目的とし、農業・農村開発、農村金融、灌漑、貯蔵・加工等の分野において、加盟国に貸付及び無償資金供与を行う。
	その他（2,196）	開発援助に関する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を拠出している。
	総額　49,086	
財務省	国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）拠出金（12,332）	国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）は、途上国の貧困削減と持続可能な経済成長の実現を使命として、加盟国に金融支援、技術支援等を提供している。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	国際復興開発銀行（IBRD）出資金（3,921）	国際復興開発銀行（IBRD）は、中所得国および信用力のある貧困国に融資、保証、および分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、持続可能な開発を推進することで、これらの国の貧困を削減することを目的としている。
	国際開発協会（IDA）出資金（111,857）	国際開発協会(IDA)は、市場の条件で借入れを行うことがほとんど、もしくは全くできない世界の最貧国に対して、無利子の長期融資と贈与を提供している。
	国際金融公社（IFC）拠出金（700）	国際金融公社（IFC）は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、開発途上国における持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本部の融資・出資による支援を補完し、開発途上国の企業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けや民間企業の設立支援等の技術支援活動を推進している。
	アジア開発銀行（ADB）拠出金（6,936）	アジア開発銀行（ADB）は、包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の促進等を通して、アジア太平洋地域の開発途上国の貧困削減に必要な支援を行っている。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発銀行（ADB）出資金（8,301）	アジア開発銀行（ADB）は、包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の促進等を通して、アジア太平洋地域の開発途上国の貧困削減に必要な支援を行っている。
	アジア開発基金（ADF）拠出金（44,002）	アジア開発基金（ADF）は、アジア太平洋地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	アフリカ開発銀行（AfDB）拠出金（373）	アフリカ開発銀行（AfDB）は、アフリカ地域の経済・社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完し、加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等を行っている。
	アフリカ開発銀行（AfDB出資金（2,109）	アフリカ開発銀行（AfDB）は、アフリカ地域の経済・社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
財務省	アフリカ開発基金（AfDF）出資金（12,812）	アフリカ開発基金(AfDF)は、アフリカ地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行（IDB）拠出金（796）	米州開発銀行（IDB)は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	米州開発銀行（IDB）出資金（1,479）	米州開発銀行（IDB)は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。
	米州開発銀行特別業務基金（FSO）拠出金（416）	特別業務基金は、中南米・カリブ海地域における低所得の開発途上国の経済・社会開発の促進に寄与するために、緩和された条件での融資等を実施している。
	欧州復興開発銀行（EBRD）拠出金（36）	欧州復興開発銀行（EBRD）は、中東欧旧ソ連等諸国の開放された市場指向型経済への移行や、民間および企業家の自発的活動を促進することを支援する機関である。本拠出金は、日本が出資国としてEBRDの運営に携わるために必要な経費である。
	地球環境ファシリティ（GEF）信託基金拠出金（12,094）	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多国間資金メカニズム。⑴気候変動対策、⑵生物多様性の保護、⑶国際水域管理、⑷オゾン層の保護、⑸土地劣化防止、⑹残留性有機汚染物質（POPs)対策の６分野を支援。
	気候投資基金（CIF）拠出金（37,062）	開発途上国の気候変動問題への取組を支援するため、国際復興開発銀行（IBRD）に設立された多国間基金。温室効果ガス削減に資するプロジェクト、適応対策や森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。
	その他拠出金（4,523）	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援や債務救済等のための拠出金。国際通貨基金（IMF)、関税協力理事会（WCO)、経済協力開発機構（OECD)、アジア太平洋経済協力（APEC)、東南アジア諸国連合（ASEAN)等がある。
	総額 259,749	
文部科学省	分担金等（63）	文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）分担金、世界知的所有権機関（WIPO）事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関（WHO）分担金（3,583）	世界保健機関(WHO）は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関である。
	世界保健機関等拠出金（1,116）	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業に対して、また世界エイズ対策を推進する国連合同エイズ計画(UNAIDS)に対して、任意による資金の拠出を行っている。
	国際労働機関（ILO）分担金等（695）	国際労働機関(ILO)に対する分担金の拠出。ILOが企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画に対する拠出金。
	総額 5,394	
農林水産省	拠出金（1,588）	開発途上国の持続可能な農林水産業・農山漁村開発等を通じ、世界の食料安全保障への貢献および気候変動や越境性疾病等の地球的規模の課題の解決に資するため、国連食糧農業機関（FAO)、国連世界食糧計画(WFP)、国際農業研究協議グループ(CGIAR)傘下機関、アセアン事務局（ASEAN)、国際協同組合同盟（ICA)、メコン河委員会(MRC)、国際獣疫事務局（OIE)、国際熱帯木材機関(ITTO)、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT)、国連大学等の行うプロジェクト等に対する拠出を実施する。
経済産業省	拠出金等（2,069）	国際連合工業開発機関（UNIDO)、ASEAN貿易投資観光促進センター、日アセアン経済産業協力委員会、アジア太平洋経済協力(APEC)事務局、APECビジネス諮問委員会、世界知的所有権機関（WIPO）事務局、国際エネルギー機関（IEA)、アジア太平洋エネルギー研究センターに対する拠出金、世界知的所有権機関事務局分担金、国際再生可能エネルギー機関分担金。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
国土交通省	拠出金等（114）	観光や気象等運輸分野の開発や技術協力に関係する国際機関（ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関）に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等（251）	国連環境計画（UNEP）、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）、国連環境計画アジア太平洋地域事務所（UNEP-ROAP）、国連地域開発センター（UNCRD）、国際自然保護連合（IUCN）、国際湿地保全連合（WI）に対する拠出金、分担金。

2．借款等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
財務省（注）	円借款および海外投融資（880,000）	開発途上地域の経済および社会の開発または経済の安定に寄与するため、JICAを通じ、金利、償還期間等について緩やかな条件を付して資金を貸し付けるものである。 (注)JICAの有償資金協力業務は、一般会計出資金、財政投融資資金および自己資金等を財源として行われる。
農林水産省	海外漁業協力事業資金融資（11,616）	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に資することを目的として、本邦法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金(相手国において行う開発可能性調査およびその他の技術協力、合弁により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付)に対して、公益財団法人海外漁業協力財団(OFCF)により、その投資に必要な資金を融資するものである。

第2章 日本の政府開発援助実績

第1節 開発途上国への資金の流れ

図表 IV-9 日本から開発途上国への資金の流れ

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

項目 ＼ 暦年				2010年	2011年	対前年伸び率
政府開発援助	二国間	贈与		6,955	8,230	18.3
			無償資金協力	3,466	4,687	35.2
			技術協力	3,488	3,543	1.6
		政府貸付等		474	−1,720	−462.9
		（二国間）計		7,428	6,511	−12.4
	国際機関に対する出資・拠出等			3,684	4,239	15.1
	（ODA）計			11,112	10,750	−3.3
	（対GNI比（%））			(0.20)	(0.18)	—
その他政府資金	輸出信用（1年超）			−992	−509	48.7
	直接投資金融等			6,151	5,402	−12.2
	国際機関への融資等			485	−362	−174.7
	（OOF）計			5,644	4,531	−19.7
民間資金	輸出信用（1年超）			−8,637	2,915	133.8
	直接投資			26,300	49,106	86.7
	その他二国間証券投資等			4,020	4,928	22.6
	国際機関に対する融資等			992	−419	−142.2
	（PF）計			22,674	56,531	149.3
民間非営利団体による贈与				692	497	−28.1
資金の流れ総計				40,123	72,309	80.2
（対GNI比（%））				(0.71)	(1.19)	—
国民総所得（GNI）（億ドル）				56,293	60,567	7.6

＊1　換算率：2010年＝87.7606円／ドル、2011年＝79.7068円／ドル（OECD-DAC指定レート）
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊3　東欧および卒業国向け援助を含む
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）その他の政府資金（OOF：Other Official Flows）民間資金（PF：Private Flows）

参考：技術協力に行政経費、NGO事業補助および開発啓発などを含まない場合の実績は下記のとおり

（単位：百万ドル、%）

項目 ＼ 暦年		2010年	2011年	対前年伸び率
贈与		6,942.7	8,216.0	18.3
	うち技術協力	2,670.0	2,747.1	2.9

＊　東欧および卒業国向け援助を除く

第2節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表 IV-10　二国間政府開発援助の所得グループ別実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

受取国グループ	2010年	2011年	供与相手国・地域数（2011年）
後発開発途上国（LDCs）	2,711.4	2522.0	48
低所得国（LICs）	1,342.3	188.6	5
低中所得国（LMICs）	823.2	2158.7	39
高中所得国（UMICs）	740.5	−331.4	50
分類不能	1,720.0	2054.4	―
合　　計	7,337.4	6592.3	142

＊1　東欧および卒業国向け援助を除く
＊2　分類不能には、複数受取国グループにまたがる援助等を含む
＊3　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊4　2010年と2011年の受取国グループを構成する国・地域は異なる
＊5　LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域リストはP246の図表IV-36DAC援助受取国・地域リストを参照
＊6　LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域の分類基準は下記のとおり

＊6.1　後発開発途上国（LDCs:Least Developed Countries）
国連開発政策委員会（CDP：UN Committee for Development Policy）が設定した基準（下表）に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。LDCとしての認定には、すべての基準を満たし、該当国の同意を条件とする

LDCリストへの掲載基準

2008～ 2010年の1人当たりGNI平均	HAI	EVI
992ドル以下	60以下	32以上

LDCリストからの卒業基準

2008～ 2010年の1人当たりGNI平均	HAI	EVI
1,190ドル以上	66以上	32以下

上記条件の2つ以上を満たすか、あるいは、GNIが基準値の2倍以上となると、LDCリストからの卒業が的確と判断され、LDC卒業に向けたプロセスが開始される

HAI：Human Assets Index
人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①栄養不良人口の割合、②5歳以下の乳幼児死亡率、③中等教育就学率、④成人識字率、を指標化したもの
EVI：Economic Vulnerability Index
経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①人口規模、②（世界的市場からの）遠隔度、③商品輸出の集中度、④GDPに占める農林水産業の割合、⑤低標高沿岸地帯に住む人口の割合、⑥財・サービスの輸出不安定度、⑦自然災害の被害者の割合、⑧農業生産の不安定度、を指標化したもの

＊6.2　低所得国（LICs：Low Income Countries）
2010年の国民1人当たりのGNIが1,005ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）
＊6.3　低中所得国（LMICs：Lower Middle Income Countries）
2010年の国民1人当たりのGNIが1,006ドル以上 3,975ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）
＊6.4　高中所得国（UMICs：Upper Middle Income Countries）
2010年の国民1人当たりのGNIが3,976ドル以上 12,275ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）

出典：世銀アトラス、DAC統計（Dac statistics on OECD.STAT）

図表 IV-11　二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較

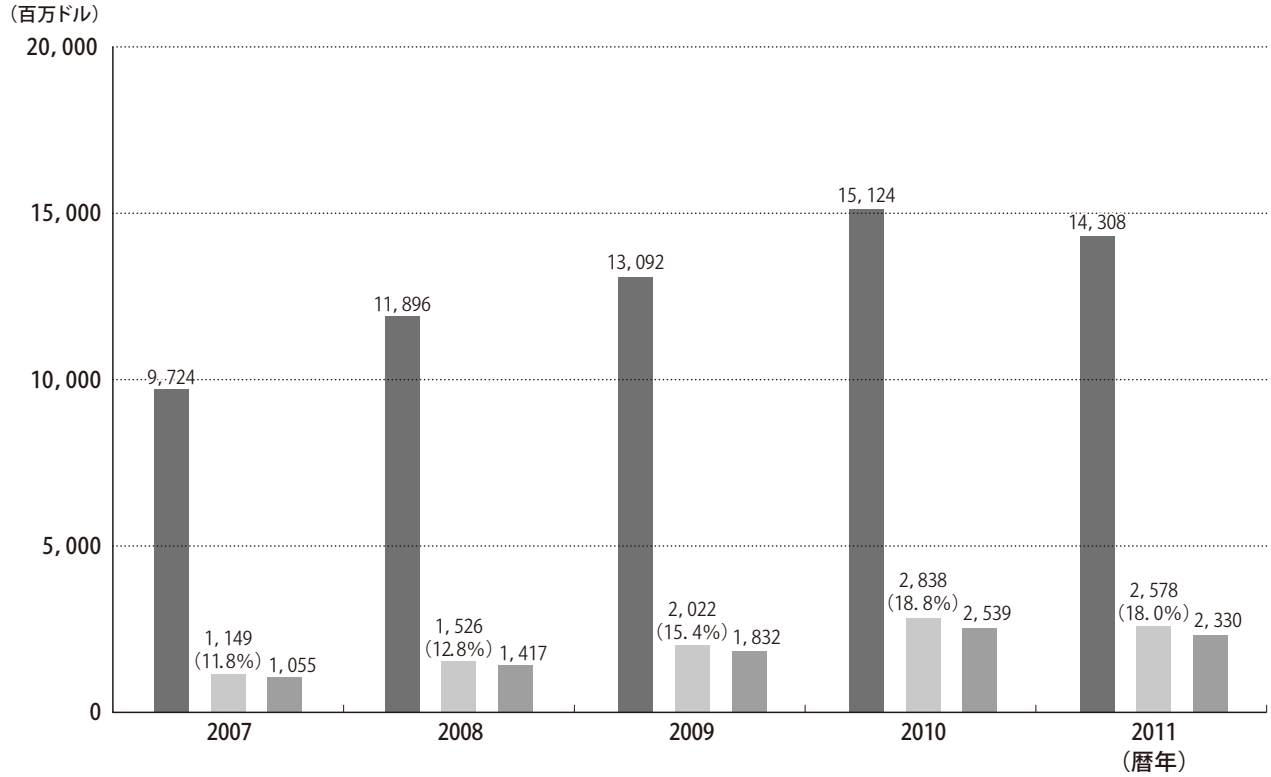

＊1　支出総額ベース
＊2　債務救済を除く
＊3　東欧および卒業国向け援助を除く

二国間政府開発援助額
LDCs向け援助額
（　　）二国間政府開発援助額に占めるLDCs向け援助額の割合
LDCs向け贈与額

第3節 国別実績

図表 IV-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2011年） 贈与 無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	政府貸付等 貸付実行額	回収額	計	合計
ア　ジ　ア	840.73	358.12	1,050.82	1,891.55	5,854.85	6,375.18	−520.32	1,371.22
東アジア	282.94	28.11	798.47	1,081.41	3,397.69	5,020.98	−1,623.29	−541.88
北東アジア	71.88		310.58	382.46	575.00	1,362.95	−787.95	−405.49
中　国	13.42		286.97	300.38	560.44	1,342.14	−781.70	−481.32
※［香　港］			0.19	0.19				0.19
モンゴル	58.47		23.42	81.88	14.56	20.81	−6.25	75.63
東南アジア	210.93	28.11	481.67	692.59	2,822.68	3,658.02	−835.34	−142.75
インドネシア	23.95	0.98	110.17	134.12	879.74	1,647.58	−767.83	−633.71
カンボジア	62.12	14.67	50.25	112.37	20.88	2.32	18.56	130.93
※シンガポール			1.09	1.09				1.09
タイ	7.25	1.25	45.89	53.14	240.89	478.04	−237.15	−184.01
東ティモール	18.08	1.69	8.63	26.71				26.71
フィリピン	37.62	0.81	59.00	96.62	311.79	975.30	−663.51	−566.89
※ブルネイ			0.09	0.09				0.09
ベトナム	26.74		125.07	151.81	1,198.72	337.48	861.24	1,013.05
マレーシア	6.87		22.03	28.91	163.82	213.74	−49.92	−21.01
ミャンマー	19.70	7.70	22.80	42.50				42.50
ラオス	8.60	1.00	36.63	45.23	6.85	3.57	3.28	48.51
（ASEAN）	192.84	26.41	473.04	665.88	2,822.68	3,658.02	−835.34	−169.46
東アジアの複数国向け	0.13		6.23	6.36				6.36
南アジア	463.66	306.49	147.76	611.42	2,305.64	1,254.98	1,050.65	1,662.07
インド	5.82	2.41	28.09	33.91	1,585.04	822.58	762.46	796.37
スリランカ	27.87	1.84	29.96	57.82	352.51	242.28	110.23	168.05
ネパール	51.45	0.88	23.26	74.71	0.31	11.55	−11.24	63.47
パキスタン	336.85	289.63	22.35	359.20	214.12	44.85	169.26	528.47
バングラデシュ	23.35	11.69	32.80	56.15	145.47	133.72	11.76	67.91
ブータン	18.26		7.67	25.93	5.95		5.95	31.88
モルディブ			2.31	2.31	2.24		2.24	4.55
南アジアの複数国向け	0.07	0.04	1.31	1.38				1.38
中央アジア・コーカサス	71.90	15.21	32.83	104.73	151.53	99.22	52.31	157.05
アゼルバイジャン	4.85		1.08	5.93	115.58	16.04	99.54	105.47
アルメニア	2.71		0.98	3.70	6.93	3.22	3.71	7.41
ウズベキスタン	10.19	0.78	10.78	20.97	8.45	33.06	−24.60	−3.64
カザフスタン	1.42	1.06	3.70	5.12	13.88	40.52	−26.64	−21.51
キルギス	20.46	3.96	9.81	30.27		0.37	−0.37	29.90
グルジア	0.75		0.55	1.30	6.68	3.26	3.42	4.71
タジキスタン	31.00	9.01	4.28	35.28				35.28
トルクメニスタン	0.48	0.40	0.51	0.99		2.74	−2.74	−1.75
中央アジア・コーカサスの複数国向け	0.03		1.15	1.18				1.18

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2011年）							合計
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を通じた贈与						
アジアの複数国向け	22.22	8.31	71.76	93.98				93.98
中東・北アフリカ	824.32	657.17	190.09	1,014.42	845.97	908.00	−62.04	952.38
アフガニスタン	686.12	598.99	64.22	750.34				750.34
※アラブ首長国連邦			0.14	0.14				0.14
アルジェリア	0.01		1.42	1.43				1.43
イエメン	12.39	1.25	2.26	14.66		2.08	−2.08	12.58
※イスラエル			0.24	0.24				0.24
イラク	5.81	2.51	10.48	16.29	360.92	7.01	353.91	370.21
イラン	7.22	6.00	8.53	15.75		31.12	−31.12	−15.37
エジプト	0.14		34.88	35.02	80.27	206.57	−126.30	−91.29
※オマーン	0.01		0.55	0.56				0.56
※カタール			0.05	0.05				0.05
※クウェート			0.09	0.09				0.09
※サウジアラビア			1.67	1.67		113.10	−113.10	-111.43
シリア	8.92		12.02	20.94		55.22	−55.22	−34.27
チュニジア	0.16		7.68	7.85	101.02	83.90	17.13	24.97
トルコ	12.44		8.71	21.15	204.64	200.14	4.50	25.66
※バーレーン			0.07	0.07				0.07
［パレスチナ自治区］	64.60	36.23	10.23	74.83				74.83
モロッコ	1.74		10.16	11.90	86.68	68.47	18.21	30.11
ヨルダン	11.42	0.14	13.88	25.30	2.40	131.57	−129.16	−103.86
リビア	8.13	8.13	0.05	8.18				8.18
レバノン	3.65	2.52	1.84	5.49	10.03	8.83	1.20	6.69
中東・北アフリカの複数国向け	1.56	1.39	0.91	2.47				2.47
サブサハラ・アフリカ	2,493.41	446.38	450.63	2,944.05	240.28	1,450.66	-1,210.38	1,733.67
	(1,048.90)	(446.38)	(450.63)	(1,499.54)	(240.28)	(102.94)	(137.34)	(1,636.88)
アンゴラ	7.65	4.81	3.77	11.42				11.42
ウガンダ	28.19	13.71	27.79	55.97	1.15		1.15	57.12
エチオピア	86.12	30.89	33.59	119.70				119.70
エリトリア	7.25	1.50	2.19	9.44				9.44
ガーナ	22.04	0.89	23.90	45.94				45.94
カーボヴェルデ	4.74		1.17	5.91	20.63		20.63	26.54
ガボン	8.76		4.55	13.31		2.36	−2.36	10.96
カメルーン	13.03		6.69	19.72	3.96		3.96	23.68
ガンビア	11.27		0.18	11.45				11.45
ギニア	1.00	1.00	0.98	1.98				1.98
ギニアビサウ	8.71	0.50	1.07	9.78				9.78
ケニア	100.53	40.55	36.39	136.91	24.10	81.27	−57.17	79.74
コートジボワール	6.25	6.25	0.36	6.61	1.56		1.56	8.17
コモロ	2.11		1.55	3.66				3.66
コンゴ共和国	6.94	6.82	0.28	7.21				7.21

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2011年）							合計
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
コンゴ民主共和国	1,206.16	35.37	9.62	1,215.78		1,029.04	−1,029.04	186.74
	(82.86)	(35.37)	(9.62)	(92.48)				(92.48)
サントメ・プリンシペ	3.44		0.10	3.54				3.54
ザンビア	19.70		25.79	45.49	0.59		0.59	46.08
シエラレオネ	18.42	3.00	8.11	26.53				26.53
ジブチ	11.95	6.09	4.62	16.57				16.57
ジンバブエ	16.09	15.72	2.01	18.10				18.10
スーダン	73.45	72.15	23.28	96.72				96.72
スワジランド	14.43		0.66	15.09		2.53	−2.53	12.55
セーシェル	1.12		0.12	1.24				1.24
セネガル	56.34	2.74	26.49	82.83				82.83
ソマリア	51.96	51.96	0.01	51.97				51.97
タンザニア	43.73	8.65	37.80	81.53	37.91		37.91	119.44
チャド	20.39	20.39	0.43	20.82				20.82
トーゴ	126.61	0.16	3.10	129.70		120.44	−120.44	9.26
	(5.77)	(0.16)	(3.10)	(8.87)				(8.87)
ナイジェリア	25.26	20.38	13.30	38.57				38.57
ナミビア	0.15		3.36	3.51	27.72	6.03	21.69	25.21
ニジェール	11.58	8.50	4.27	15.86				15.86
ブルキナファソ	24.08	0.82	16.22	40.30				40.30
ブルンジ	17.63	5.50	3.57	21.20				21.20
ベナン	18.47	9.93	7.70	26.18				26.18
ボツワナ	0.27		5.29	5.57		5.66	−5.66	−0.09
マダガスカル			10.70	10.70				10.70
マラウイ	11.37		17.27	28.64				28.64
マ　リ	36.70		7.36	44.06				44.06
モーリシャス	0.27		1.15	1.41	0.06	3.91	−3.85	−2.44
モーリタニア	9.03	2.00	0.96	9.99				9.99
モザンビーク	14.20		17.08	31.28	17.21		17.21	48.49
リベリア	240.64	13.81	2.14	242.79		198.24	−198.24	44.55
	(40.27)	(13.81)	(2.14)	(42.42)				(42.42)
ルワンダ	11.84	2.20	12.44	24.28				24.28
レソト	19.48	2.26	0.75	20.23				20.23
赤道ギニア	0.28		0.04	0.32				0.32
中央アフリカ	38.14	27.46	0.11	38.25				38.25
南アフリカ	2.04		7.25	9.29		1.18	−1.18	8.11
南スーダン	8.71	8.71	16.85	25.56				25.56
サブサハラ・アフリカの複数国向け	24.87	21.66	16.24	41.12	105.39		105.39	146.50
中　南　米	162.25	3.15	209.48	371.72	466.10	502.90	−36.80	334.93
アルゼンチン	1.51		8.65	10.16		1.43	−1.43	8.73
アンティグア・バーブーダ	9.14		0.50	9.64				9.64
ウルグアイ	0.49		2.44	2.93		2.43	−2.43	0.51

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2011年）							合計
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を通じた贈与						
エクアドル	9.63		5.64	15.27		25.56	−25.56	−10.29
エルサルバドル	3.84		11.08	14.92		23.57	−23.57	−8.65
ガイアナ	0.14		0.72	0.85				0.85
キューバ	0.48		4.25	4.73				4.73
グアテマラ	6.03	0.35	10.57	16.60	9.95	11.31	−1.37	15.23
グレナダ	8.36		0.12	8.49				8.49
コスタリカ	1.74		5.64	7.38	11.38	21.89	−10.50	−3.12
コロンビア	3.46		7.99	11.45		9.02	−9.02	2.42
ジャマイカ	0.35		2.17	2.51		25.14	−25.14	−22.63
スリナム			0.03	0.03				0.03
セントクリストファー・ネーヴィス			0.73	0.73				0.73
セントビンセント			0.69	0.69				0.69
セントルシア	0.14		1.88	2.02				2.02
チリ	1.25		3.65	4.90		1.27	−1.27	3.64
ドミニカ共和国	2.49		8.70	11.18		17.36	−17.36	−6.17
ドミニカ国	2.64		0.76	3.40				3.40
※トリニダード・トバゴ	0.02		0.05	0.07				0.07
ニカラグア	11.04		8.76	19.80				19.80
ハイチ	17.78	2.68	4.45	22.24				22.24
パナマ	1.06		6.48	7.54	64.15	8.78	55.37	62.90
パラグアイ	3.72		14.88	18.60	3.44	45.96	−42.52	−23.92
※バルバドス	0.52		0.09	0.61				0.61
ブラジル	4.09		28.65	32.74	241.51	121.61	119.90	152.63
ベネズエラ	1.46		1.97	3.43				3.43
ベリーズ	0.12		1.10	1.22				1.22
ペルー	43.33	0.13	19.61	62.94	135.68	123.35	12.33	75.27
ボリビア	23.18		15.89	39.08		0.22	−0.22	38.86
ホンジュラス	2.83		7.93	10.76				10.76
メキシコ	0.34		11.67	12.01		63.99	−63.99	−51.99
中南米の複数国向け	1.05		11.76	12.82				12.82
大洋州	120.84	0.43	49.80	170.63	12.73	24.29	−11.56	159.07
キリバス	2.99		0.86	3.84				3.84
クック			0.07	0.07				0.07
サモア	0.66		4.11	4.76	12.63		12.63	17.39
ソロモン	19.95		4.15	24.11				24.11
ツバル	12.73		1.40	14.13				14.13
トンガ	15.12		3.49	18.61				18.61
ナウル	1.77		0.05	1.82				1.82
［ニウエ］			0.04	0.04				0.04
※［ニューカレドニア］			0.01	0.01				0.01
バヌアツ	3.75		3.64	7.39				7.39
パプアニューギニア	23.03		10.98	34.01	0.10	22.77	−22.67	11.34

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2011年） 贈与 無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	政府貸付等 貸付実行額	回収額	計	合計
パラオ	1.08		2.64	3.73				3.73
フィジー	9.39		10.90	20.29		1.52	−1.52	18.76
マーシャル	3.91		2.30	6.21				6.21
ミクロネシア連邦	25.53		2.86	28.39				28.39
大洋州の複数国向け	0.92	0.43	2.30	3.22				3.22
欧　　州	28.97	0.63	23.67	52.64	194.14	72.96	121.17	173.82
アルバニア	6.02		2.22	8.23	1.87	4.26	−2.39	5.85
ウクライナ	0.98		3.24	4.22	107.08		107.08	111.30
※エストニア			0.16	0.16				0.16
※キプロス			0.05	0.05				0.05
※クロアチア	3.39		0.16	3.55				3.55
コソボ	0.39		1.49	1.88				1.88
※スロベニア			0.18	0.18				0.18
セルビア	4.71		4.73	9.44		0.28	−0.28	9.17
ベラルーシ			0.08	0.08				0.08
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.36		1.68	3.04	0.16	1.69	−1.53	1.51
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.57		1.82	2.39	7.92	6.57	1.35	3.75
※マルタ			0.01	0.01				0.01
モルドバ	5.48		2.62	8.10				8.10
モンテネグロ	4.60		0.07	4.67				4.67
※ラトビア			0.16	0.16				0.16
※リトアニア			0.19	0.19				0.19
（旧ユーゴスラビア）	15.02		10.14	25.16	8.08	8.53	−0.45	24.71
欧州の複数国向け	0.63	0.63	0.34	0.97				0.97
東欧	0.84		4.48	5.33	77.10	60.17	16.93	22.26
※スロバキア			0.14	0.14		7.43	−7.43	−7.29
※チェコ			0.31	0.31				0.31
※ハンガリー			1.34	1.34				1.34
※ブルガリア	0.73		0.89	1.61	0.69	12.13	−11.44	−9.83
※ポーランド			0.74	0.74		14.51	−14.51	−13.76
※ルーマニア	0.12		1.05	1.17	76.41	26.11	50.30	51.48
※東欧の複数国向け			0.01	0.01				0.01
複数地域にまたがる援助等	216.50	156.21	1,568.99	1,785.49				1,785.49
二国間政府開発援助計	4,687.02 (3,242.51)	1,622.08 (1,622.08)	3,543.48 (3,543.48)	8,230.50 (6,785.99)	7,614.07 (7,614.07)	9,334.00 (7,986.28)	−1,719.93 −(372.21)	6,510.57 (6,413.78)

＊1　※は卒業国・地域、［ ］は地域名を示す
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊3　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、各地域の複数の国にまたがる援助
＊5　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊6　（　）内の値は債務救済を含まない金額
＊7　債務救済には円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない
＊8　複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む
＊9　（ASEAN）は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計
＊10（旧ユーゴスラビア）は、クロアチア、コソボ、スロベニア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロを対象とした援助額の合計

図表 IV-13 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国

1．二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国【債務救済を含む】（2011年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

無償資金協力			技術協力		
順位	国または地域名	実績	順位	国または地域名	実績
1	コンゴ民主共和国	1,206.16	1	中国	286.97
2	アフガニスタン	686.12	2	ベトナム	125.07
3	パキスタン	336.85	3	インドネシア	110.17
4	リベリア	240.64	4	アフガニスタン	64.22
5	トーゴ	126.61	5	フィリピン	59.00
6	ケニア	100.53	6	カンボジア	50.25
7	エチオピア	86.12	7	タイ	45.89
8	スーダン	73.45	8	タンザニア	37.80
9	[パレスチナ自治区]	64.60	9	ラオス	36.63
10	カンボジア	62.12	10	ケニア	36.39
10か国計		2,983.20	10か国計		852.39
11	モンゴル	58.47	11	エジプト	34.88
12	セネガル	56.34	12	エチオピア	33.59
13	ソマリア	51.96	13	バングラデシュ	32.80
14	ネパール	51.45	14	スリランカ	29.96
15	タンザニア	43.73	15	ブラジル	28.65
16	ペルー	43.33	16	インド	28.09
17	中央アフリカ	38.14	17	ウガンダ	27.79
18	フィリピン	37.62	18	セネガル	26.49
19	マリ	36.70	19	ザンビア	25.79
20	タジキスタン	31.00	20	ガーナ	23.90
20か国計		3,431.92	20か国計		1,144.31
21	ウガンダ	28.19	21	モンゴル	23.42
22	スリランカ	27.87	22	スーダン	23.28
23	ベトナム	26.74	23	ネパール	23.26
24	ミクロネシア連邦	25.53	24	ミャンマー	22.80
25	ナイジェリア	25.26	25	パキスタン	22.35
26	ブルキナファソ	24.08	26	マレーシア	22.03
27	インドネシア	23.95	27	ペルー	19.61
28	バングラデシュ	23.35	28	マラウイ	17.27
29	ボリビア	23.18	29	モザンビーク	17.08
30	パプアニューギニア	23.03	30	南スーダン	16.85
30か国計		3,683.10	30か国計		1,352.26
開発途上国計		4,687.02	開発途上国計		3,543.48

政府貸付等			二国間援助計		
順位	国または地域名	実績	順位	国または地域名	実績
1	ベトナム	861.24	1	ベトナム	1,013.05
2	インド	762.46	2	インド	796.37
3	イラク	353.91	3	アフガニスタン	750.34
4	パキスタン	169.26	4	パキスタン	528.47
5	ブラジル	119.90	5	イラク	370.21
6	スリランカ	110.23	6	コンゴ民主共和国	186.74
7	ウクライナ	107.08	7	スリランカ	168.05
8	アゼルバイジャン	99.54	8	ブラジル	152.63
9	パナマ	55.37	9	カンボジア	130.93
10	※ルーマニア	50.30	10	エチオピア	119.70
10か国計		2,689.29	10か国計		4,216.49
11	タンザニア	37.91	11	タンザニア	119.44
12	ナミビア	21.69	12	ウクライナ	111.30
13	カーボヴェルデ	20.63	13	アゼルバイジャン	105.47
14	カンボジア	18.56	14	スーダン	96.72
15	モロッコ	18.21	15	セネガル	82.83
16	モザンビーク	17.21	16	ケニア	79.74
17	チュニジア	17.13	17	モンゴル	75.63
18	サモア	12.63	18	ペルー	75.27
19	ペルー	12.33	19	[パレスチナ自治区]	74.83
20	バングラデシュ	11.76	20	バングラデシュ	67.91
20か国計		2,877.35	20か国計		5,105.63
21	ブータン	5.95	21	ネパール	63.47
22	トルコ	4.50	22	パナマ	62.90
23	カメルーン	3.96	23	ウガンダ	57.12
24	アルメニア	3.71	24	ソマリア	51.97
25	グルジア	3.42	25	※ルーマニア	51.48
26	ラオス	3.28	26	ラオス	48.51
27	モルディブ	2.24	27	モザンビーク	48.49
28	コートジボワール	1.56	28	ザンビア	46.08
29	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	1.35	29	ガーナ	45.94
30	レバノン	1.20	30	リベリア	44.55
30か国計		2,908.50	30か国計		5,626.15
開発途上国計		-1,719.93	開発途上国計		6,510.57

＊1　※は卒業国・地域、［　］は地域名を示す
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊3　開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む
＊4　債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない
＊5　政府貸付については、暦年中の貸付額から、開発途上国からの返済額（回収額）と、債務救済の額とを差し引いた金額（純額）を計上している

2. 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国【債務救済を除く】（2011年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

無償資金協力			技術協力		
順位	国または地域名	実績	順位	国または地域名	実績
1	アフガニスタン	686.12	1	中国	286.97
2	パキスタン	336.85	2	ベトナム	125.07
3	ケニア	100.53	3	インドネシア	110.17
4	エチオピア	86.12	4	アフガニスタン	64.22
5	コンゴ民主共和国	82.86	5	フィリピン	59.00
6	スーダン	73.45	6	カンボジア	50.25
7	［パレスチナ自治区］	64.60	7	タイ	45.89
8	カンボジア	62.12	8	タンザニア	37.80
9	モンゴル	58.47	9	ラオス	36.63
10	セネガル	56.34	10	ケニア	36.39
10か国計		1,607.44	10か国計		852.39
11	ソマリア	51.96	11	エジプト	34.88
12	ネパール	51.45	12	エチオピア	33.59
13	タンザニア	43.73	13	バングラデシュ	32.80
14	ペルー	43.33	14	スリランカ	29.96
15	リベリア	40.27	15	ブラジル	28.65
16	中央アフリカ	38.14	16	インド	28.09
17	フィリピン	37.62	17	ウガンダ	27.79
18	マリ	36.70	18	セネガル	26.49
19	タジキスタン	31.00	19	ザンビア	25.79
20	ウガンダ	28.19	20	ガーナ	23.90
20か国計		2,009.83	20か国計		1,144.31
21	スリランカ	27.87	21	モンゴル	23.42
22	ベトナム	26.74	22	スーダン	23.28
23	ミクロネシア連邦	25.53	23	ネパール	23.26
24	ナイジェリア	25.26	24	ミャンマー	22.80
25	ブルキナファソ	24.08	25	パキスタン	22.35
26	インドネシア	23.95	26	マレーシア	22.03
27	バングラデシュ	23.35	27	ペルー	19.61
28	ボリビア	23.18	28	マラウイ	17.27
29	パプアニューギニア	23.03	29	モザンビーク	17.08
30	ガーナ	22.04	30	南スーダン	16.85
30か国計		2,254.86	30か国計		1,352.26
開発途上国計		3,242.51	開発途上国計		3,543.48

政府貸付等			二国間援助計		
順位	国または地域名	実績	順位	国または地域名	実績
1	ベトナム	861.24	1	ベトナム	1,013.05
2	インド	762.46	2	インド	796.37
3	イラク	353.91	3	アフガニスタン	750.34
4	パキスタン	169.26	4	パキスタン	528.47
5	ブラジル	119.90	5	イラク	370.21
6	スリランカ	110.23	6	スリランカ	168.05
7	ウクライナ	107.08	7	ブラジル	152.63
8	アゼルバイジャン	99.54	8	カンボジア	130.93
9	パナマ	55.37	9	エチオピア	119.70
10	※ルーマニア	50.30	10	タンザニア	119.44
10か国計		2,689.29	10か国計		4,149.19
11	タンザニア	37.91	11	ウクライナ	111.30
12	ナミビア	21.69	12	アゼルバイジャン	105.47
13	カーボヴェルデ	20.63	13	スーダン	96.72
14	カンボジア	18.56	14	コンゴ民主共和国	92.48
15	モロッコ	18.21	15	セネガル	82.83
16	モザンビーク	17.21	16	ケニア	79.74
17	チュニジア	17.13	17	モンゴル	75.63
18	サモア	12.63	18	ペルー	75.27
19	ペルー	12.33	19	［パレスチナ自治区］	74.83
20	バングラデシュ	11.76	20	バングラデシュ	67.91
20か国計		2,877.35	20か国計		5,011.37
21	ブータン	5.95	21	ネパール	63.47
22	トルコ	4.50	22	パナマ	62.90
23	カメルーン	3.96	23	ウガンダ	57.12
24	アルメニア	3.71	24	ソマリア	51.97
25	グルジア	3.42	25	※ルーマニア	51.48
26	ラオス	3.28	26	ラオス	48.51
27	モルディブ	2.24	27	モザンビーク	48.49
28	コートジボワール	1.56	28	ザンビア	46.08
29	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	1.35	29	ガーナ	45.94
30	レバノン	1.20	30	マリ	44.06
30か国計		2,908.50	30か国計		5,531.40
開発途上国計		-372.21	開発途上国計		6,413.78

＊1　※は卒業国・地域、［　］は地域名を示す
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊3　開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む
＊4　債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない
＊5　政府貸付については、暦年中の貸付額から、開発途上国からの返済額（回収額）を差し引いた金額（純額）を計上している

図表 IV-14 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

2006年	金額	2007年	金額	2008年	金額	2009年	金額	2010年	金額
アンティグア・バーブーダ	1.99	アルメニア	85.23	アンティグア・バーブーダ	0.63	アルメニア	98.70	アルゼンチン	40.33
オマーン	1.50	ウズベキスタン	56.32	ウズベキスタン	48.63	ガンビア	11.39	アンティグア・バーブーダ	6.76
ガンビア	10.99	カンボジア	113.56	エリトリア	17.71	カンボジア	127.49	インド	981.14
カンボジア	106.25	キリバス	13.05	カンボジア	114.77	コスタリカ	58.29	ウルグアイ	11.36
キリバス	9.88	スリランカ	44.16	スリランカ	96.69	スリランカ	91.62	エリトリア	9.86
サウジアラビア	4.61	スワジランド	7.26	セントビンセント	9.47	セーシェル	9.06	ガンビア	17.22
サモア	16.81	セーシェル	0.76	セントルシア	1.47	セントビンセント	3.67	カンボジア	147.46
スリランカ	202.63	タンザニア	721.66	ツバル	5.76	セントルシア	6.40	ギニアビサウ	16.11
スワジランド	11.62	中国	435.66	ドミニカ国	1.20	ツバル	8.58	グレナダ	5.84
セントクリストファー・ネーヴィス	4.27	パラグアイ	28.90	パラグアイ	30.85	ドミニカ国	4.46	コスタリカ	63.74
セントビンセント	1.38	フィリピン	222.16	ブータン	20.34	トルコ	210.75	スリランカ	155.43
セントルシア	1.95	ブータン	18.07	ベトナム	619.04	パナマ	33.51	セントクリストファー・ネーヴィス	0.72
中国	561.08	ベトナム	640.04	マレーシア	113.83	フィジー	23.23	セントビンセント	0.87
ツバル	8.28	マレーシア	222.97	モルディブ	9.32	ブータン	23.92	セントルシア	2.55
トリニダード・トバゴ	1.33	ミャンマー	30.52	モンゴル	60.70	ベトナム	1,191.36	ドミニカ国	2.75
パラグアイ	25.92	モンゴル	51.55	ラオス	66.29	マレーシア	91.78	トルコ	543.49
フィリピン	263.58	ラオス	81.46			モルディブ	17.99	トンガ	23.77
ブータン	20.84					モンゴル	74.68	パナマ	101.83
ベトナム	562.73					ラオス	92.36	バルバドス	1.20
ベリーズ	1.61							ブータン	43.23
ホンジュラス	138.01							ベトナム	807.81
マレーシア	201.70							ベリーズ	7.46
ミャンマー	30.84							マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	23.05
モーリシャス	4.01							ミャンマー	46.83
モルディブ	4.81							モルディブ	37.30
モンゴル	46.92							モンゴル	53.89
ラオス	64.05							ラオス	121.45
(27か国)		(17か国)		(16か国)		(19か国)		(27か国)	

出典:DAC統計(DAC statistics on OECD.STAT)
＊1　地域は含まない
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く
参考:日本が第2位の援助供与国となっている国は、次のとおり(2010年実績)
アフガニスタン、アルジェリア、アルメニア、アンゴラ、イラク、オマーン、ガボン、キリバス、コモロ、サモア、サントメ・プリンシペ、ジブチ、スーダン、スワジランド、セーシェル、タジキスタン、チリ、ツバル、ナミビア、ネパール、パラオ、フィジー、ボツワナ、マーシャル、ミクロネシア連邦、モロッコ、リベリア(計27か国)

図表 IV-15　日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2011年実績まで）

(1)　日本がこれまでに二国間政府開発援助を供与したことのある国・地域…189
(2)　2011年［暦年］に、日本が援助を行った国・地域…168
　　詳細は図表IV-12 「二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳」参照

［　］は地域

地域区分	日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域	卒業国・地域	計
東アジア	インドネシア、カンボジア、タイ、中国、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	シンガポール、ブルネイ、［香港］、韓国、［台湾］、［マカオ］	17か国・地域
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ		7か国
中央アジア・コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン		8か国
中東・北アフリカ	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン、［パレスチナ自治区］	アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン、オマーン	21か国・地域
サブサハラ・アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト、［セント・ヘレナ］	［レユニオン］	51か国・地域
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、［モンセラット］	バハマ、［蘭領アンティル］、［ケイマン諸島］、［バミューダ］、［グァドループ］、［マルチニーク］、［仏領ギアナ］、［アルバ］、バルバドス、トリニダード・トバゴ	41か国・地域
大洋州	キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦、［ニウエ］、［ワリス・フツナ］	［ニューカレドニア］、［仏領ポリネシア］、［米領太平洋諸島］、［北マリアナ諸島］	19か国・地域
欧州	アルバニア、ウクライナ、コソボ、セルビア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ	エストニア、キプロス、ギリシャ、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、クロアチア	25か国

＊1　卒業国・地域のうち、2011年に日本が援助［各省庁、地方自治体からの援助や留学生に対する支援を含む］を行った国については、下線を引いた
＊2　セント・ヘレナ島、ワリス・フツナおよび英領モンセラットについては、卒業国・地域ではないが、2011年に日本による援助を行っていない
＊3　米領太平洋諸島には現在独立しているマーシャル、ミクロネシア連邦、パラオ、北マリアナ諸島が含まれる
参考：日本が援助実績を有していない国・地域…8
　　アジア：北朝鮮、アフリカ：マイヨット島、中南米：アンギラ、タークス・カイコス諸島、フォークランド諸島、サンピエール・ミクロン島、英領ヴァージン諸島、大洋州：トケラウ諸島

第4節 分野別実績

図表 IV-16 二国間政府開発援助分野別配分

2011年(暦年)　　(約束額ベース、単位:百万ドル)

分野＼形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	構成比(%)
Ⅰ. 社会インフラおよびサービス	1,138.73	1,139.45	2,278.18	1,531.74	3,809.92	24.51
1. 教育	294.35	542.36	836.71	86.42	923.12	5.94
2. 保健	147.05	119.35	266.40	62.64	329.04	2.12
3. 人口政策およびリプロタクティブ・ヘルス	20.10	42.41	62.51	-	62.51	0.40
4. 水と衛生(上下水道等)	260.36	153.50	413.87	1,278.66	1,692.53	10.89
5. 政府と市民社会	370.73	140.44	511.17	104.02	615.19	3.96
6. その他社会インフラおよびサービス	46.13	141.39	187.53	-	187.53	1.21
Ⅱ. 経済インフラおよびサービス	544.33	293.58	837.91	5,609.60	6,447.51	41.48
1. 輸送および貯蔵	403.58	148.81	552.39	3,112.78	3,665.17	23.58
2. 通信	3.50	33.11	36.61	-	36.61	0.24
3. エネルギー	134.71	75.46	210.18	2,496.81	2,706.99	17.42
4. 銀行および金融サービス	2.12	24.73	26.85	-	26.85	0.17
5. ビジネス支援	0.42	11.47	11.89	-	11.89	0.08
Ⅲ. 生産セクター	111.55	468.05	579.60	858.89	1,438.48	9.26
1. 農林水産業	87.28	255.34	342.62	313.89	656.51	4.22
1) 農業	68.93	190.01	258.94	116.30	375.24	2.41
2) 林業	4.61	41.00	45.61	197.59	243.20	1.56
3) 漁業	13.75	24.32	38.07	-	38.07	0.24
2. 製造業・鉱業・建設業	21.30	112.53	133.83	545.00	678.82	4.37
1) 製造業	21.30	93.60	114.90	545.00	659.90	4.25
2) 鉱物資源および鉱業	-	18.61	18.61	-	18.61	0.12
3) 建設業	-	0.32	0.32	-	0.32	0.00
3. 貿易および観光	2.96	100.19	103.15	-	103.15	0.66
1) 貿易	2.96	86.10	89.07	-	89.07	0.57
2) 観光	-	14.09	14.09	-	14.09	0.09
Ⅳ. マルチセクター援助	226.36	885.24	1,111.60	414.72	1,526.32	9.82
1. 環境保護(生物多様性、洪水防止等)	82.59	76.33	158.93	326.90	485.82	3.13
2. その他マルチセクター(都市・地方開発等)	143.77	808.90	952.67	87.82	1,040.49	6.69
Ⅴ. 商品援助／一般プログラム援助	377.67	-	377.67	125.46	503.13	3.24
1. 一般財政支援	4.27	-	4.27	62.73	67.00	0.43
2. 食糧援助	242.74	-	242.74	-	242.74	1.56
3. 輸入支援	130.67	-	130.67	62.73	193.40	1.24
Ⅵ. 債務救済	96.79	-	96.79	-	96.79	0.62
Ⅶ. 人道支援(緊急食糧援助、復興、防災等)	897.60	-	897.60	-	897.60	5.78
Ⅷ. 行政経費等	22.20	800.29	822.49	-	822.49	5.29
総　合　計	3,415.23	3,586.61	7,001.84	8,540.40	15,542.24	100.00

人間の基礎生活分野(BHN)	2,366.35	1,394.79	3,761.14	1,845.63	5,606.77	36.07

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　東欧および卒業国向け援助を含む
＊3　「Ⅵ.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない
＊4　人間の基礎生活分野(BHN)は上記の項目のうちⅠ.社会インフラ、Ⅲ.1農林水産業、Ⅴ.2食糧援助、Ⅶ.人道支援を加えたもの
BHN:Basic Human Needs　人間の基礎生活分野(衣食住や教育など人間として最低限必要なもの)

Ⅰ-3 人口政策・リプロダクティブヘルス(性と生殖に関する健康)とは母子保健、エイズ対策を含む
Ⅰ-5 政府と市民社会とは人権、ジェンダー、法制度整備支援、平和構築を含む
Ⅰ-6 その他の社会インフラとは社会福祉、博物館等の文化施設を含む
Ⅱ-1 輸送および貯蔵とは輸送(道路、鉄道、水上、航空インフラ)貯蔵(倉庫)を含む

第5節 緊急援助実績

図表 IV-17 緊急無償案件（2011年度）

（単位：千ドル）

国名	決定日	案件名	資金協力額
ケニア	2011年７月19日	「アフリカの角」地域の飢饉に対する緊急無償資金協力	2,000
ウガンダ	2011年７月19日	「アフリカの角」地域の飢饉に対する緊急無償資金協力	500
ソマリア	2011年７月19日	「アフリカの角」地域の飢饉に対する緊急無償資金協力	1,000
エチオピア	2011年７月19日	「アフリカの角」地域の飢饉に対する緊急無償資金協力	1,000
ジブチ	2011年７月19日	「アフリカの角」地域の飢饉に対する緊急無償資金協力	500
キルギス	2011年８月23日	キルギスにおける大統領選挙に対する緊急無償資金協力	350
リビア	2011年９月13日	リビアにおける武力衝突により発生した負傷者支援のための緊急無償資金協力	2,000
パキスタン	2011年９月27日	パキスタンにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	10,000
タイ	2011年11月１日	タイにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	11,236
トルコ	2011年11月４日	トルコにおける地震被害に対する緊急無償資金協力	10,000
フィリピン	2012年１月６日	フィリピンにおける台風被害に対する緊急無償資金協力	2,000
イエメン	2012年１月６日	イエメンにおける大統領選挙に対する緊急無償資金協力	1,139
ギニアビサウ	2012年２月17日	ギニアビサウにおける大統領選挙に対する緊急無償資金協力	336
シリア	2012年２月24日	シリアにおける政情不安により発生した難民・国内避難民等に対する緊急無償資金協力	3,000
パラオ	2012年２月24日	パラオにおける電力危機に対する緊急無償資金協力	3,371

図表 IV-18 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与案件（2011年度）

国・地域名	決定日	案件名	援助内容
米国	2011年５月３日	米国南東部における竜巻被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ナミビア	2011年５月24日	ナミビアにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ケニア	2011年８月５日	「アフリカの角」地域における干ばつ支援（ケニア国内の難民キャンプを支援するための緊急援助物資の供与）	緊急援助物資供与
ロシア	2011年８月11日	ハバロフスク地方での石油精製工場火災事故に対する緊急援助	緊急援助隊専門家チーム派遣
エチオピア	2011年９月７日	「アフリカの角」地域における干ばつ支援（エチオピア国内の難民キャンプを支援するための緊急援助物資の供与）	緊急援助物資供与
パキスタン	2011年９月９日	パキスタンにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
カンボジア	2011年10月７日	カンボジアにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
タイ	2011年10月10日	タイにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ツバル	2011年10月13日	ツバルにおける水不足被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
エルサルバドル	2011年10月18日	エルサルバドルにおける大雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
タイ	2011年10月18日	タイにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ホンジュラス	2011年10月20日	ホンジュラスにおける大雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
トルコ	2011年10月25日	トルコにおける地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
タイ	2011年10月25日	タイにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助隊専門家チーム派遣
	2011年10月25日	タイにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助隊専門家チーム派遣
	2011年10月26日	タイにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助隊専門家チーム派遣
ニカラグア	2011年10月27日	ニカラグアにおける大雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ミャンマー	2011年10月27日	ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ベトナム	2011年10月31日	ベトナムにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
タイ	2011年11月２日	タイにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助隊専門家チーム派遣
フィリピン	2011年12月19日	フィリピンにおける台風被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィジー	2012年１月27日	フィジーにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
モザンビーク	2012年２月３日	モザンビークにおけるサイクロン及び洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
コンゴ共和国	2012年３月９日	コンゴ共和国における弾薬庫爆発事故に伴う被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与

図表 IV-19 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2011年度)

被災国・地域名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与	
			派遣期間	チーム構成	品目	援助額
米国	竜巻	5月3日			毛布、プラスチックシート	約1,000万円相当
ナミビア	洪水	5月24日			毛布、プラスチックシート、簡易水槽、浄水器	約1,200万円相当
ケニア	干ばつ	8月5日			テント、スリーピングパッド、プラスチックシート、毛布、ポリタンク、簡易水槽、発電機、コードリール	約5,000万円相当
ロシア	工場火災	8月11日	8月11日～8月14日(4日間)	専門家チーム(火傷治療専門家、2名)		
エチオピア	干ばつ	9月7日			テント、発電機、コードリール	約4,000万円相当
パキスタン	洪水	9月9日			テント、浄水タブレット	約3,500万円相当
カンボジア	洪水	10月7日			テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器	約2,500万円相当
タイ	洪水	10月10日			テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機、コードリール	約3,000万円相当
ツバル	水不足	10月13日			日本製海水淡水化装置の補修用部品	約800万円相当
エルサルバドル	洪水	10月18日			毛布、スリーピングパッド、発電機、コードリール	約1,500万円相当
タイ	洪水	10月18日			救援ボート用船外機、ライフジャケット、仮設トイレ	約2,500万円相当
ホンジュラス	洪水	10月20日			スリーピングパッド、毛布、ポリタンク、浄水器	約1,300万円相当
トルコ	地震	10月25日			テント	約3,000万円相当
タイ	洪水	10月25日	10月26日～11月2日(8日間)	専門家チーム(地下鉄施設対応専門家、2名)		
	洪水	10月25日	10月26日～11月19日(25日間)	専門家チーム(上水道施設対応専門家、4名)		
	洪水	10月26日	10月27日～11月2日(7日間)	専門家チーム(空港施設対応専門家、2名)		
ニカラグア	洪水	10月27日			浄水器、ポリタンク、発電機、コードリール	約800万円相当
ミャンマー	洪水	10月27日			浄水器、発電機、コードリール、テント、毛布、スリーピングパッド	約1,000万円相当
ベトナム	洪水	10月31日			簡易水槽、ポリタンク、発電機、コードリール	約2,000万円相当
タイ	洪水	11月2日	11月2日～12月27日(56日間)	専門家チーム(排水ポンプ車チーム、51名)		
フィリピン	台風	12月19日			簡易水槽、発電機、コードリール、ポリタンク、テント、スリーピングパッド、プラスチックシート、毛布	約2,500万円相当
フィジー	洪水	1月27日			テント、プラスチックシート、ポリタンク	約1,800万円相当
モザンビーク	サイクロン・洪水	2月3日			発電機、コードリール、ポリタンク、毛布、テント、プラスチックシート	約1,900万円相当
コンゴ共和国	武器庫爆発	3月9日			テント、毛布	約1,000万円相当
実績計				5チーム	19件	約40,300万円相当

＊ 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

第3章　二国間援助案件リスト

第1節　二国間贈与

図表 IV-20　無償資金協力案件一覧

●2011年度：地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日	金額（億円）
東アジア地域			
インドネシア	プルイット排水機場緊急改修計画	2011年8月18日	19.85
カンボジア	国立、市及び州病院医療機材整備計画	2012年3月20日	3.74
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2012年3月20日	6.00
	食糧援助（WFP連携）（途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与）	2012年3月16日	2.10
	カンボジア工科大学地圏資源・地質工学部教育機材整備計画	2011年8月15日	0.56
	貧困農民支援	2011年7月4日	2.90
	人材育成奨学計画	2011年6月14日	2.73
中国	人材育成奨学計画	2011年8月12日	3.83
東ティモール	民主的な国政選挙による平和構築計画（UNDP連携）	2011年8月11日	1.35
フィリピン	広域防災システム整備計画	2012年3月29日	10.00
	第二次農地改革地域橋梁整備計画	2012年3月29日	13.94
	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年3月21日	2.50
	マヨン火山周辺地域避難所整備計画	2011年8月16日	7.39
	人材育成奨学計画	2011年6月28日	2.62
ベトナム	ハノイ首都圏高速道路交通管制システム整備計画	2012年3月29日	5.27
	税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画	2012年3月22日	26.61
	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年3月21日	3.00
	ノン・プロジェクト無償資金協力		6.00
	人材育成奨学計画	2011年7月20日	3.29
ミャンマー	ノン・プロジェクト無償資金協力	2012年3月21日	16.00
	中央乾燥地村落給水計画	2011年9月28日	6.29
	人材育成奨学計画		2.60
モンゴル	ウランバートル市消火技術及び消防機材改善計画	2012年3月12日	8.40
	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）		3.00
	文化遺産センター分析機材整備計画		0.47
	ウランバートル市水供給改善計画	2011年6月21日	33.05
	人材育成奨学計画		2.20
ラオス	ノン・プロジェクト無償	2012年3月16日	6.00
	国道九号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画	2011年8月2日	32.73
	ビエンチャン国際空港拡張計画		19.35
	人材育成奨学計画	2011年6月14日	2.52
南アジア地域			
インド	ポリオ撲滅計画（UNICEF連携）	2012年3月26日	1.20
スリランカ	食糧援助（WFP連携）（途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与）	2012年3月16日	1.20
	ノン・プロジェクト無償（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年3月6日	3.00
	キリノッチ上水道復旧計画		6.77
	ケラニア大学及びサバラガムワ大学日本語学習機材整備計画		0.48
	北部州紛争影響地域和解・再統合支援計画（IOM連携）	2011年10月27日	1.22
	マンムナイ橋梁建設計画	2011年9月13日	12.06
	人材育成奨学計画	2011年6月29日	2.08

国名	案件名	交換公文締結日	金額（億円）
ネパール	基礎教育改革プログラム支援のための学校改善計画	2012年２月24日	9.30
	シンズリ道路建設計画（第三工区）	2012年２月15日	5.77
パキスタン	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年３月７日	3.00
	ペシャワール・トルハム間道路沿線のアフガニスタン難民受入コミュニティにおける社会的連帯及び平和構築計画（UNDP連携）	2012年３月１日	9.96
	ポリオ感染拡大防止・撲滅計画（UNICEF連携）	2011年11月３日	2.03
	洪水警報及び管理能力強化計画（UNESCO連携）	2011年７月12日	2.84
	パンジャブ州技術短期大学強化計画	2011年７月６日	8.67
バングラデシュ	食糧備蓄能力強化計画（詳細設計）	2012年１月24日	0.42
	食糧援助（WFP連携）	2011年８月31日	8.10
	人材育成奨学計画	2011年６月26日	1.95
ブータン	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年11月28日	2.00
	サイクロン災害復興支援計画	2011年８月８日	10.19
モルディブ	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年３月12日	2.50
中央アジア及びコーカサス地域			
ウズベキスタン	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年３月20日	2.50
	人材育成奨学計画	2011年７月25日	2.02
キルギス	基礎教育整備計画（UNICEF連携）	2012年３月19日	3.77
	体育庁柔道器材整備計画	2011年10月７日	0.69
	人材育成奨学計画	2011年６月24日	2.18
	出入国管理システム近代化計画（IOM連携）	2011年５月20日	1.31
タジキスタン	貧困農民支援	2012年３月15日	1.90
	第二次クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画	2011年12月12日	18.89
	人材育成奨学計画	2011年６月20日	1.05
	第二次ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画	2011年６月２日	7.79
中東地域			
アフガニスタン	社会人口及び経済統計調査支援計画（国際連合人口基金（UNFPA）連携）	2012年３月11日	8.88
	カブール国際空港駐機場改修計画	2012年３月10日	19.60
	カブール市郊外小規模灌漑施設・農村道路整備計画		6.96
	カブール市東西幹線道路等整備計画		25.09
	バーミヤン空港改修計画		12.60
	カブール大学整備計画		6.68
	ノン・プロジェクト無償資金協力		28.00
	刑事司法能力強化計画（国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）連携）	2012年１月24日	7.01
	ゴール県病院改修計画	2012年１月15日	6.23
	中央高地三県における学校建設計画（UNICEF連携）	2012年１月12日	18.95
	警察能力強化計画（UNDP連携）	2011年12月28日	4.29
	小児感染症予防計画（UNICEF連携）	2011年12月10日	7.16
	カブール県及びバーミヤン県における灌漑設備整備計画（FAO連携）	2011年11月26日	13.10
	バーミヤン郡道路整備計画	2011年９月13日	12.18
	警察識字能力強化計画（UNESCO連携）	2011年６月14日	2.49
	第二次農業生産拡大及び生産性向上計画（FAO連携）	2011年６月６日	9.14
エジプト	ノン・プロジェクト無償資金協力	2012年２月12日	5.00
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年11月17日	5.00
パレスチナ	食糧援助（WFP連携）	2011年８月25日	2.70
	食糧援助（UNRWA連携）	2011年８月17日	6.00
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年６月30日	10.00
モロッコ	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年３月５日	3.00
ヨルダン	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年３月８日	2.50
	南部地域給水改善計画	2011年６月14日	19.11
アフリカ地域			
カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び中央アフリカ	コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画（国際熱帯木材機関（ITTO）連携）	2012年１月25日	2.78
アンゴラ	ヴィアナ職業訓練センター機材整備計画	2011年12月１日	2.20

国名	案件名	交換公文締結日	金額（億円）
ウガンダ	ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画	2012年２月23日	11.53
	食糧援助（WFP連携）	2011年８月31日	4.90
エチオピア	貧困農民支援	2012年３月６日	4.90
	食糧援助（WFP連携）	2011年10月27日	5.80
	国道一号線アワシュ橋架け替え計画	2011年６月９日	12.01
	第四次幹線道路改修計画		41.58
	アムハラ州中学校建設計画		12.08
ガーナ	食糧援助（WFP連携）（途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与）	2012年３月16日	1.90
	貧困削減戦略支援無償資金協力（貧困削減支援）	2012年２月28日	3.50
	貧困削減戦略支援無償資金協力（セクター財政支援（保健））		2.00
カーボヴェルデ	食糧援助	2012年１月19日	2.40
カメルーン	第五次小学校建設計画	2011年７月19日	9.66
ガンビア	食糧援助	2012年１月24日	2.70
ギニア	ノン・プロジェクト無償資金協力	2012年３月12日	11.00
	若年層への職業訓練支援計画（国連工業開発機関（UNIDO）連携）	2012年３月７日	2.34
ギニアビサウ	ビサウ市小学校建設計画	2012年２月13日	9.98
ケニア	食糧援助（WFP連携）	2011年10月27日	6.00
	第二次地方給水計画	2011年８月８日	6.09
	ワクチン保管施設強化計画		8.99
	アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画		5.81
コートジボワール	小型武器拡散対策支援計画（UNDP連携）	2012年３月６日	3.84
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2012年２月24日	7.00
コモロ	食糧援助	2012年１月17日	1.00
コンゴ共和国	食糧援助（WFP連携）（途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与）	2012年３月16日	2.00
	コミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画（UNICEF連携）	2011年６月20日	5.29
コンゴ民主共和国	北キブ州の鉱物資源手採掘地域における平和の定着計画（UNDP連携）	2012年２月29日	5.10
	選挙サイクル支援計画	2011年11月７日	0.77
	キンシャサ保健人材センター整備計画	2011年８月11日	17.67
サントメ・プリンシペ	食糧援助	2012年２月23日	2.40
ザンビア	貧困削減戦略支援無償資金協力	2012年３月28日	3.00
	ルサカ南部地域居住環境改善計画	2011年６月29日	27.76
	ンドラ市上水道改善計画		21.16
	第二次ルアプラ州地下水開発計画	2011年６月２日	7.12
シエラレオネ	食糧援助	2011年12月８日	2.50
ジブチ	食糧援助（WFP連携）	2011年10月27日	2.10
スーダン	食糧援助（WFP連携）	2011年10月27日	4.10
	カッサラ市給水計画（詳細設計）	2011年８月22日	0.96
	カッサラ市給水緊急改善計画	2011年４月６日	10.86
セネガル	食糧援助（WFP連携）（途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与）	2012年３月16日	2.80
ソマリア	食糧援助（WFP連携）	2011年10月27日	3.10
タンザニア	貧困削減戦略支援無償資金協力	2011年12月５日	1.50
	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	2011年８月29日	18.60
	ダルエスサラーム市交通機能向上計画（詳細設計）		0.37
チャド	食糧援助（WFP連携）	2011年８月31日	2.70
中央アフリカ	食糧援助（WFP連携）	2011年８月31日	2.50
	北部及び南東部における社会生活基盤の再構築計画（UNICEF連携）	2011年６月27日	9.98
トーゴ	マリタイム及びサバネス地域村落給水計画	2012年２月17日	8.99
	食糧援助	2011年12月20日	4.20
ナイジェリア	小児感染症予防計画（UNICEF連携）	2012年３月20日	6.00
	地方給水改善計画	2012年２月23日	11.63
	ジェバ水力発電所緊急改修計画	2011年４月11日	19.90
ニジェール	食糧援助	2012年１月17日	4.90
ブルキナファソ	食糧援助	2012年２月２日	4.80
ブルンジ	貧困農民支援	2012年３月２日	1.50

国名	案件名	交換公文締結日	金額（億円）
ベナン	食糧援助	2011年12月５日	3.40
	貧困農民支援（FAO連携）	2011年８月30日	2.10
	ジョグー初等教員養成機関能力強化計画	2011年８月12日	6.77
マラウイ	第二次中等学校改善計画	2012年３月30日	10.85
	第二次国道一号線南ルクル橋架け替え計画		1.11
マリ	第四次小学校建設計画	2011年８月24日	10.11
南スーダン	食糧援助（WFP連携）	2011年10月27日	2.00
モザンビーク	マプト魚市場建設計画	2012年２月21日	9.18
	食糧援助	2012年１月10日	6.30
モーリタニア	食糧援助	2011年12月21日	4.30
リベリア	食糧援助	2011年11月14日	5.40
ルワンダ	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	2011年９月６日	18.60
レソト	食糧援助（WFP連携）	2011年８月31日	1.80
中南米地域			
エクアドル	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年３月16日	3.00
ガイアナ	第二次東デメララ貯水池修復計画	2011年９月６日	3.02
グアテマラ	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年３月９日	3.00
ニカラグア	マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画	2011年６月20日	18.78
ハイチ	食糧援助	2012年３月７日	4.90
	貧困農民支援	2011年12月20日	3.70
パラグアイ	コンセプシオン市及びピラール市給水システム改善計画	2011年８月30日	14.89
	貧困農民支援	2011年６月29日	1.30
ホンジュラス	首都圏地滑り防止計画	2011年６月16日	10.53
キューバ	国営ラジオ・テレビ協会番組ソフト整備計画	2012年３月９日	0.32
コロンビア	コミュニティ・先住民ラジオ放送局番組制作機材整備計画	2011年９月13日	0.67
大洋州地域			
キリバス	ベシオ港拡張計画（本体工事）	2011年６月29日	30.52
サモア	貧困削減戦略支援無償資金協力	2012年３月23日	1.00
ツバル	ノン・プロジェクト無償資金協力	2012年２月３日	1.00
	モトフォウア高等教育施設整備計画	2011年８月24日	6.92
トンガ	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年３月８日	2.50
ナウル	ノン・プロジェクト無償資金協力	2012年２月３日	1.00
バヌアツ	ビラ中央病院改善計画（詳細設計）	2012年１月24日	0.65
パプアニューギニア	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年３月12日	1.50
マーシャル	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年２月29日	2.50
ミクロネシア連邦	ノン・プロジェクト無償資金協力（途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与）	2012年２月22日	2.50
ヨーロッパ地域			
モルドバ	太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画	2011年5月11日	4.17

＊　2011年度に交換公文を締結した案件を実績として記載している。ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力を除く

第2節 二国間借款

図表 IV-21 有償資金協力案件一覧

●2011年度：地域・国名別

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
東アジア地域			
インドネシア	インドラマユ石炭火力発電計画（E/S）	2011年８月18日	17.27
	地熱開発促進プログラム		552.99
	バンドン市内有料道路計画		136.05
	チタルム川上流支川流域洪水対策セクターローン		33.11
カンボジア	シェムリアップ上水道拡張計画	2012年３月29日	71.61
	トンレサップ西部流域灌漑施設改修計画	2011年８月15日	42.69
東ティモール	国道一号線整備計画	2012年３月19日	52.78
フィリピン	中部ルソン接続高速道路計画	2012年３月29日	227.96
	幹線道路バイパス計画（II）		45.91
	パッシグ・マリキナ川河川改修計画（III）		118.36
	洪水リスク管理計画（カガヤン川、タゴロアン川、イムス川）		75.46
	灌漑セクター改修・改善計画		61.87
	ミンダナオ持続的農地改革・農業開発計画		60.63
	森林管理計画	2011年９月27日	92.44
ベトナム	ホアラック科学技術都市振興計画（第一期）	2012年３月30日	152.18
	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画（第二期）		205.84
	ホーチミン都市鉄道建設計画（ベンタインースオイティエン間（1号線））（第二期）		443.02
	国道三号線道路ネットワーク整備計画（第二期）		164.86
	第二期南部ビンズオン省水環境改善計画		199.61
	保全林造林・持続的管理計画		77.03
	地方病院医療開発計画（第二期）		86.93
	第十次貧困削減支援貸付		35.00
	ラックフェン国際港建設計画（港湾）（第一期）	2011年10月31日	119.24
	ラックフェン国際港建設計画（道路・橋梁）（第一期）		90.71
	南北高速道路建設計画（ベンルックーロンタイン間）（第一期）		140.93
	衛星情報の活用による災害・気候変動対策計画（第一期）		72.27
	ギソン火力発電所建設計画（第三期）		403.30
	気候変動対策支援プログラム（第二期）		100.00
	南北高速道路建設計画（ダナンークアンガイ間）（第一期）	2011年６月14日	159.12
	南北高速道路建設計画（ホーチミンーゾーザイ間）（第二期）		250.34
マレーシア	マレーシア日本国際工科院（MJIIT）整備計画	2011年12月27日	66.97
モンゴル	社会セクター支援プログラム（II）	2012年３月12日	15.50
ラオス	南部地域電力系統整備計画	2012年３月16日	41.73
南アジア地域			
インド	デリー高速輸送システム建設計画フェーズ3	2012年３月29日	1279.17
	西ベンガル州森林・生物多様性保全計画		63.71
	アンドラ・プラデシュ州農村部高圧配電網整備計画	2011年６月６日	185.90
	バンガロール・メトロ建設計画（第二期）		198.32
	ビハール州国道整備計画		229.03
	マディヤ・プラデシュ州送電網整備計画		184.75
	ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画（フェーズ2）		157.49
	中小零細企業・省エネ支援計画（フェーズ2）		300.00
	新・再生可能エネルギー支援計画		300.00
スリランカ	バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）	2011年３月28日	289.69
	地方基礎社会サービス改善計画		39.35
	ハバラナ・ヴェヤンゴダ送電線建設計画		95.73
	緊急災害復旧支援計画	2011年９月29日	70.00
パキスタン	ポリオ撲滅計画	2011年８月15日	49.93

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
バングラデシュ	母子保健改善計画（保健・人口・栄養セクター開発プログラム（フェーズ1））	2012年１月25日	50.40
	中小企業振興金融セクター計画	2011年５月18日	50.00
	クルナ水供給計画		157.29
	パドマ多目的橋建設計画		342.00
ブータン	地方電化計画（フェーズ2）	2011年６月23日	21.87
中央アジアおよびコーカサス地域			
ウズベキスタン	カルシーテルメズ鉄道電化計画	2012年２月27日	180.67
中東地域			
エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備計画	2012年３月19日	327.17
チュニジア	ガベスーメドニン間マグレブ横断道路整備計画	2012年１月25日	150.84
	地方都市給水網整備計画		60.94
トルコ	地方自治体下水道整備計画	2011年６月22日	127.84
	チョルフ川流域保全計画		42.25
モロッコ	地方道路整備計画（II）	2011年７月29日	59.81
	フェズ・メクネス地域上水道整備計画		174.40
アフリカ地域			
アフリカ開発銀行	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（III）	2011年10月17日	84.40
カーボヴェルデ	送配電システム整備計画	2012年３月30日	61.86
コンゴ民主共和国	債務救済措置（債務免除方式）	2011年６月24日	約899.43
タンザニア	第八次貧困削減支援貸付	2011年５月19日	15.00
トーゴ	債務救済措置（債務免除方式）	2011年６月９日	約96.31
中南米地域			
アンティグア・バーブーダ	債務救済措置（債務繰延方式）	2011年６月27日	約16.65
ブラジル	サンパウロ州無収水対策計画	2011年６月30日	335.84
	ベレン都市圏幹線バスシステム計画		164.12
ペルー	山岳地域小中規模灌漑整備計画	2012年２月21日	44.06
	地方アマゾン給水・衛生計画		32.10
ヨーロッパ地域			
セルビア	ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画	2011年11月24日	282.52

＊　2011年度に交換公文を締結した案件を実績として記載

第4章　国際機関を通じた政府開発援助実績

図表 IV-22　国際機関に対する政府開発援助実績の推移

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

区分＼暦年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
1. 国際機関贈与	1,047.8	1,103.8	1,498.0	1,352.9	807.1	1,234.2	916.1	1,126.9	796.8	960.8
（1）　国連諸機関	804.6	865.7	1,242.8	1,070.8	587.7	584.9	602.6	662.3	517.6	593.5
（2）　その他機関	243.2	238.2	255.2	282.1	219.4	649.3	313.5	464.6	279.2	367.3
2. 国際機関出資等	1,542.9	1,441.6	1,507.3	1,387.5	3,066.9	684.8	1,861.4	2,163.4	2,887.2	3,278.4
（1）　世銀グループ	1,123.5	916.5	1,034.9	896.9	2,575.6	172.7	1,253.4	1,404.4	1,931.0	2,209.0
（2）　その他	419.4	525.1	472.4	490.5	491.3	512.2	608.0	759.0	956.3	1,069.4
合　　計	2,590.7	2,545.4	3,005.3	2,740.4	3,874.0	1,919.0	2,777.5	3,290.4	3,684.0	4,239.2
政府開発援助全体に占める割合(%)	27.9	28.7	33.7	20.9	34.8	24.9	28.9	34.8	33.4	39.1

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊2　政府開発援助全体に占める割合の算出に関しては、東欧および卒業国向け援助を除く

図表 IV-23 主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位５か国）

	国際機関名	2010年				2011年			
1	国連食糧農業機関（FAO）	順位	国　名	分担率(%)	分担額（千ドル）	順位	国　名	分担率(%)	分担額（千ドル）
		1	米国	22.0	110,784	1	米国	22.0	110,784
		2	日本	16.7	84,125	2	日本	16.7	84,125
		3	ドイツ	8.6	43,402	3	ドイツ	8.6	43,402
		4	英国	6.7	33,613	4	英国	6.7	33,613
		5	フランス	6.3	31,886	5	フランス	6.3	31,886
2	国連世界食糧計画（WFP）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）
		1	米国	41.1	1,571,458	1	米国	34.0	1,240,525
		2	EC	7.6	289,928	2	カナダ	8.1	294,961
		3	カナダ	7.5	285,529	3	日本	7.7	281,863
		4	日本	5.6	214,406	4	EC	7.1	257,920
		5	英国	4.1	156,998	5	ドイツ	5.3	194,673
3	国連教育科学文化機関（UNESCO）	順位	国　名	分担率(%)	分担額（千ドル）	順位	国　名	分担率(%)	分担額（千ドル）
		1	米国	22.0	71,830	1	米国	22.0	(一部未払い)71,830
		2	日本	12.5	40,813	2	日本	12.5	40,813
		3	ドイツ	8.0	26,120	3	ドイツ	8.0	26,120
		4	英国	6.6	21,549	4	英国	6.6	21,549
		5	フランス	6.1	19,917	5	フランス	6.1	19,917
4	国連工業開発機関（UNIDO）	順位	国　名	分担率(%)	分担額（千ユーロ）	順位	国　名	分担率(%)	分担額（千ユーロ）
		1	日本	22.0	17,227	1	日本	22.0	17,227
		2	ドイツ	11.9	9,334	2	ドイツ	11.9	9,334
		3	英国	9.2	7,228	3	英国	9.2	7,228
		4	フランス	8.8	6,859	4	フランス	8.8	6,859
		5	イタリア	7.1	5,528	5	イタリア	7.1	5,528
5	国連児童基金（UNICEF）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）
		1	米国	17.6	340,671	1	米国	16.9	345,432
		2	英国	13.3	258,134	2	英国	14.2	290,662
		3	ノルウェー	10.6	204,967	3	ノルウェー	11.1	225,725
		4	日本	9.0	175,046	4	EC	10.6	216,527
		5	オランダ	8.2	158,758	5	日本	9.4	192,817
6	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）
		1	米国	38.2	712,221	1	米国	33.4	698,168
		2	日本	7.7	143,494	2	日本	10.8	226,107
		3	EC	6.3	118,215	3	EC	6.4	133,191
		4	スウェーデン	6.0	111,937	4	英国	5.8	120,693
		5	ノルウェー	4.3	80,975	5	スウェーデン	5.7	118,674
7	国連人口基金（UNFPA）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）
		1	オランダ	15.0	73,601	1	スウェーデン	15.4	69,371
		2	スウェーデン	12.3	60,564	2	オランダ	13.3	59,913
		3	ノルウェー	11.0	54,133	3	ノルウェー	12.4	55,742
		4	米国	10.5	51,400	4	フィンランド	9.0	40,598
		5	デンマーク	7.6	37,124	5	デンマーク	8.3	37,484
		9	日本	5.2	25,438	8	日本	5.7	25,439
8	国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）
		1	米国	29.5	247,873	1	米国	24.2	239,441
		2	ＥＣ	19.7	165,244	2	EC	19.4	192,444
		3	スウェーデン	5.6	47,217	3	サウジアラビア	7.8	76,784
		4	英国	5.4	45,733	4	英国	7.7	76,230
		5	ノルウェー	4.8	40,112	5	スウェーデン	5.7	56,650
		8	日本	2.5	20,763	11	日本	1.6	15,524
9	国連開発計画（UNDP）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額（千ドル）
		1	オランダ	12.6	121,457	1	ノルウェー	13.6	132,462
		2	ノルウェー	12.2	117,665	2	スウェーデン	10.8	104,766
		3	米国	10.3	99,331	3	オランダ	9.7	94,850
		4	スウェーデン	9.1	88,018	4	英国	9.0	87,814
		5	英国	8.8	85,365	5	米国	8.6	84,060
		6	日本	7.6	73,318	6	日本	8.4	82,115
10	世界保健機関（WHO）	順位	国　名	分担率(%)	分担額（千ドル）	順位	国　名	分担率(%)	分担額（千ドル）
		1	米国	22.0	106,573	1	米国	22.0	102,172
		2	日本	16.6	77,212	2	日本	12.5	58,196
		3	ドイツ	8.6	39,837	3	ドイツ	8.0	37,240
		4	英国	6.6	30,850	4	英国	6.6	30,673
		5	フランス	6.3	30,477	5	フランス	6.1	28,438

	国際機関名	2010年				2011年			
		順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
11	国連復興開発銀行(IBRD)	1	米国	16.8	31,965	1	米国	16.5	31,965
		2	日本	8.1	15,321	2	日本	9.9	19,109
		3	ドイツ	4.6	8,734	3	ドイツ	4.5	8,734
		4	フランス	4.4	8,372	4	フランス	4.3	8,372
		4	英国	4.4	8,372	4	英国	4.3	8,372
12	国際開発協会(IDA)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万SDR)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万SDR)
		1	英国	14.1	2,802	1	米国	12.1	2,713
		2	米国	12.2	2,430	2	英国	12.0	2,696
		3	日本	10.0	1,994	3	日本	10.9	2,442
		4	ドイツ	7.1	1,406	4	ドイツ	6.4	1,448
		5	フランス	6.5	1,296	5	フランス	5.0	1,128
13	国際通貨基金(IMF)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万SDR)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万SDR)
		1	米国	17.1	37,149	1	米国	17.7	42,122
		2	日本	6.1	13,313	2	日本	6.6	15,629
		3	ドイツ	6.0	13,008	3	ドイツ	6.1	14,566
		4	フランス	4.9	10,739	4	フランス	4.5	10,739
		4	英国	4.9	10,739	4	英国	4.5	10,739
14	アジア開発銀行(ADB)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	日本	15.6	19,985	1	日本	15.6	19,985
		1	米国	15.6	19,985	1	米国	15.6	19,985
		3	中国	6.4	8,251	3	中国	6.4	8,251
		4	インド	6.3	8,107	4	インド	6.3	8,107
		5	オーストラリア	5.8	7,410	5	オーストラリア	5.8	7,410
15	アジア開発基金(ADF)	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額(百万SDR)	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額(百万SDR)
		1	日本	38.5	1,016	1	日本	35.0	1,016
		2	米国	11.0	291	2	米国	10.0	291
		3	オーストラリア	7.1	188	3	オーストラリア	6.5	188
		4	英国	5.1	147	4	英国	5.1	147
		5	ドイツ	4.8	140	5	ドイツ	4.8	140
16	アフリカ開発銀行(AfDB)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万UA)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万UA)
		1	ナイジェリア	8.1	1,932	1	ナイジェリア	9.3	6,109
		2	米国	6.0	1,441	2	米国	6.6	4,334
		3	日本	5.0	1,194	3	日本	5.5	3,593
		4	エジプト	4.7	1,118	4	エジプト	5.4	3,535
		5	南アフリカ	4.2	999	5	南アフリカ	4.8	3,165
17	アフリカ開発基金(AfDF)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万UA)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万UA)
		1	英国	14.8	548	1	英国	14.0	572
		2	フランス	10.9	404	2	ドイツ	10.0	387
		3	ドイツ	10.8	400	3	米国	9.0	381
		4	米国	8.3	307	4	フランス	9.0	356
		5	日本	7.1	263	5	日本	7.0	275
18	米州開発銀行(IDB)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	米国	30.0	30,310	1	米国	30.0	30,310
		2	アルゼンチン	10.8	10,859	2	アルゼンチン	10.8	10,859
		2	ブラジル	10.8	10,859	2	ブラジル	10.8	10,859
		4	メキシコ	6.9	6,980	4	メキシコ	6.9	6,980
		5	ベネズエラ	5.8	5,818	5	ベネズエラ	5.8	5,818
		6	日本	5.0	5,050	6	日本	5.0	5,050
19	欧州復興開発銀行(EBRD)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ユーロ)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ユーロ)
		1	米国	10.1	2,101	1	米国	10.1	3,001
		2	日本	8.6	1,790	2	日本	8.6	2,557
		2	英国	8.6	1,790	2	英国	8.6	2,557
		2	フランス	8.6	1,790	2	フランス	8.6	2,557
		2	ドイツ	8.6	1,790	2	ドイツ	8.6	2,557
		2	イタリア	8.6	1,790	2	イタリア	8.6	2,557

＊上記の実績には国際機関を通じた事業に対する援助（二国間援助の一部）を含む場合がある

第5章 政府開発援助に関する主な資料

第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き(2011年10月～2012年10月)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2011.10	第1回開発協力適正会議開催(2012年10月末までの間に第6回まで開催)		
10―12	タイにおける洪水被害に対する緊急援助物資の供与、国際緊急援助隊(専門家チーム)の派遣、緊急無償資金協力の実施		
10―11	トルコにおける地震被害に対する緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力の実施		
11	第３回日本・メコン地域諸国首脳会議(於:インドネシア・バリ)	2011.11	G20カンヌ・サミット(於:フランス・カンヌ)
		11	第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム(於:韓国・釜山)
		11	アフガニスタン地域協力に関するイスタンブール・プロセス[アジアの中核]閣僚級会合(於:イスタンブール)
		11	対人地雷禁止条約第11回締約国会議(於:カンボジア・プノンペン)
		11―12	国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)(於:南アフリカ・ダーバン)
		12	アフガニスタンに関するボン会議(於:ドイツ・ボン)
		12	ポスト・ミレニアム開発目標(MDGs)コンタクト・グループ第１回会合 (於:ニューヨーク)
2012.1	平成23年度外務省委託「平和構築人材育成事業」の本コースの開講		
2	シリアにおける政情不安により発生した難民・国内避難民に対する緊急無償資金協力の実施	2012.2	英国主催ソマリア首脳級会合(於:ロンドン)
		2	第1回シリア・フレンズ会合(於:チュニジア)
		2	ポストMDGsコンタクト・グループ第2回会合(於:メキシコ)
3	インドにおけるデリー高速輸送システム建設計画の円借款供与の実施	3	第5回アフガニスタン地域経済協力会議(RECCAV) (於:タジキスタン・ドゥシャンベ)
4	第4回日本・メコン地域諸国首脳会議 (於:東京)	4	G8外相会合(於:ワシントン)
4	日・ミャンマー首脳会談にてミャンマーへの支援方針を改訂(於:東京)	4	第2回シリア・フレンズ会合(於:イスタンブール)
		4	第13回国連貿易開発会議(於:カタール・ドーハ)
5	シリアにおける政情不安により発生した難民等に対する緊急無償資金援助の実施	5	第4回TICAD閣僚級フォローアップ会合 (於:モロッコ・マラケシュ)
5	第6回太平洋・島サミット(PALM6) (於:沖縄県)	5	G8キャンプ・デービッド・サミット (於:米・キャンプ・デービッド)
		5	ポストMDGsコンタクト・グループ第3回会合(於:東京)
		5	第1回ポストＭＤＧｓに関するテーマ別コンサルテーション(成長と雇用) (於:東京)
		5	イエメン・フレンズ第3回閣僚会合(於:サウジアラビア)
		5	国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)第68回総会(於:バンコク)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
6	平成24年度外務省委託「ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業」の開始	6	G20ロスカボス・サミット（於：メキシコ・ロスカボス）
6	平成24年度国際協力重点方針を公表	6	国連持続可能な開発会議（リオ＋20）（於：リオデジャネイロ）
		6	アフガニスタン地域協力に関するイスタンブール・プロセス「アジアの中核」閣僚級会合（於：アフガニスタン・カブール）
7	「大学とODA－援助の担い手の拡大に向けた新たなフロンティアー」シンポジウムの開催	7	世界防災閣僚会議in東北(於：東北)
		7	第3回シリア・フレンズ会合（於：パリ）
7	平成24年度外務省委託「平和構築人材育成事業」の開始	7	アフガニスタンに関する東京会合（於：東京）
7	第5回日メコン外相会議（於：カンボジア・プノンペン）	7	第2回メコン河下流域開発（LMI）閣僚級フレンズ会合（於：カンボジア・プノンペン）
7	日・ASEAN外相会議（於：カンボジア・プノンペン）	7	ポスト2015年開発目標に関するハイレベルパネルの発足
8	シリアから流出した難民に対する緊急無償資金協力の実施	8	第2回国連小型武器行動計画（PoA）履行検討会議（於：ニューヨーク）
		9	太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話（於：クック・ラロトンガ）
		9	ポストMDGsコンタクト・グループ第4回会合(於：ニューヨーク)
		9	人間の安全保障に関する国連総会決議の採択
		9	ポストMDGs国連総会サイドイベント（於：ニューヨーク）
		9	ポリオ撲滅に関するハイレベル会合（於：ニューヨーク）
		9	平和構築ハイレベル会合（於：ニューヨーク）
		9	G8食料安全保障および栄養のためのニュー・アライアンス　サイドイベント（於：ニューヨーク）
		9	イエメン・フレンズ第4回閣僚会合（於：ニューヨーク）
		9	G8ドーヴィル・パートナーシップ外相会合（於：ニューヨーク）
		9	G7+「ニュー・ディール」サイドイベント（於：ニューヨーク）
		9	クラスター弾に関する条約第3回締約国会議（於：ノルウェー・オスロ）
10	インドネシアとジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA)の第３回運営委員会を開催し、MPAマスタープランを承認	10	IMF・世界銀行総会（於：東京）
		10	仙台ダイアログ（防災会合）（於：仙台）
10	JICA海外投融資の本格再開	10	ポストMDGsに関するIMF・世銀総会公式セミナー（於：東京）
		10	アジア防災閣僚会議（於：インドネシア）
		10	生物多様性条約第11回締約国会議（於：インド・ハイデラバード）
		10	ミャンマーに関する東京会合（於：東京）
		10	ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー、ハイレベル政府間会合（於：韓国・仁川）

第2節 政府開発援助に関する政策

1 政府開発援助大綱（2003年８月閣議決定）

政府開発援助大綱の改定について

平成15年8月29日
閣　議　決　定

平成4年に閣議にて決定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法の精神にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理 念 ― 目的、方針、重点

1. 目 的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確

保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

⑴ 開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

⑵「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

⑶ 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

⑷ 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

⑸ 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意

しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

II. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干渉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

⑴ 環境と開発を両立させる。

⑵ 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。

⑶ テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。

⑷ 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

⑴ 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

⑵ 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

⑶ 政府と実施機関の連携

政府と実施機関（国際協力機構、国際協力銀行）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連関を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

⑷ 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

⑸ 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

⑹ 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

⑴ 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

⑵ 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

⑶ 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

⑷ 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

⑴ 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

⑵ 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

⑶ 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

⑷ 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

IV. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助（ODA）白書」において明らかにする。

平成15年8月29日
閣　議　決　定

2　政府開発援助に関する中期政策

平成17年2月4日

1．中期政策の位置付け

⑴ 平成15年8月に閣議決定により改定された政府開発援助大綱（以下、ODA大綱）は、「この大綱の下に、ODA中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る」こととしている。また、旧ODA中期政策は、旧ODA大綱の下で平成11年8月に策定されたものであり、策定後5年が経過している。これらを踏まえ、今般、ODA中期政策を抜本的に見直し、ここに新たな中期政策（以下、新ODA中期政策）を策定する。

⑵ ミレニアム開発目標（MDGs）、地球的規模の問題を始めとする開発課題への取組を進めるとともに、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築することは、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題である。また、我が国と密接な関係を有する開発途上国との経済連携の推進等を通じ、これら諸国の持続的成長を図ることは重要な課題である。このような国際社会の直面する喫緊の課題への取組において、我が国としては、ODA大綱がODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、戦略的かつ効率的なODAの活用を通じて、我が国の地位にふさわしい役割を果たす考えである。

　このような考え方に基づき、新ODA中期政策では、ODA大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心としたものとし、ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、そして「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組について記述し、大綱にのっとってODAを一層戦略的に実施するための方途を示す。

⑶ 国別援助計画の策定に当たっては、ODA大綱に加え、大綱の内容を更に具体化した新ODA中期政策を併せて踏まえることとする。なお、新ODA中期政策における記載の有無は、ODA大綱に盛り込まれている事項自体の重要性や必要性等を変更するものではない。新ODA中期政策は向こう3 ～ 5年を念頭に置き、国内外の情勢を踏まえつつ、それ以前にも必要に応じ、実施状況を評価した上で改定することとする。

⑷ ODAに対する国民の理解と支持を得るためにも、我が国ODAに関し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報し、援助活動への国民参加を促進することとする。また、評価を充実し、効果的な援助の実施に努めていく。

2．「人間の安全保障」の視点について

⑴「人間の安全保障」の考え方

㈠ 近年、グローバル化の深化により、国際社会はこれまでにない緊密な相互依存関係を持つようになった。しかし、同時に、テロや環境破壊、HIV/エイズ等の感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大している。これらに対応していくにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入する必要がある。

㈡ 「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」

や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

(ハ) 我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

(2)「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

(イ) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

(ロ) 地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には、政府の行政能力の向上を図るとともに、政府に対する支援だけでは、援助が人々に直接届かないおそれがあることから、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また、地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める。

(ハ) 人々の能力強化を重視する援助

人々を援助の対象としてのみならず、自らの社会の「開発の担い手」ととらえ、自立に向けての能力強化を重視する。具体的には、人々を保護し、保健、教育など必要な社会サービスを提供するだけでなく、職業訓練等を通じて生計能力の向上を図り、さらに、人々の能力の発揮に資する制度、政策を整備して、人々の「自立」を支援する。

(ニ) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助では、貧困を始めとする「欠乏からの自由」と紛争のような「恐怖からの自由」の双方を視野に入れ、人々が直面している脅威に対して、可能な限り包括的に対処していく必要がある。

また、その際、生命、生活及び尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々がどこに分布し、何を必要としているのかを把握した上で重点的に援助を実施する。

(ホ) 文化の多様性を尊重する援助

人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援する。また、文化の名の下に個人の人権や尊厳が脅かされないように配慮する。

(ヘ) 様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助

貧困や紛争が発生する国々では、人々が直面する問題の構造は極めて複雑である。これらの問題に対処するためには、問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用して、分野横断的な支援を実施する。

(注) 「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例を、本文末の附属に示した。なお、「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件は、これらに限られるものではなく、今後ともその反映に努力していく。

3. 重点課題について

重点課題に取り組むに当たっては、ODA大綱の基本方針である開発途上国の自助努力（オーナーシップ）支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる。

(1) 貧困削減

(イ) 貧困削減の考え方

a. 開発途上地域では、いまだに約11億人が1日1ドル未満の貧しい生活を余儀なくされている。このような状況に対処するため、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットを経て、貧困削減、ジェンダー格差、保健、教育、HIV/エイズを含む感染症の拡大防止、環境等について2015年までに達成すべき目標を盛り込んだミレニアム開発目標（MDGs）が設定された。MDGsはより良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としては、その達成に向けて、効果的なODAの活用等を通じて積極的に貢献する。

b. 貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面も有する。MDGsは、多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標である。同時に、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件である。したがって、経済・社会の両側面から包括的に貧困削減の達成を目指すことが必要である。

c. それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要である。この観点から、開発途上国自身が策定する貧困削減戦略に貢献するとともに、その貧困削減戦略と整合性の取れた支援を行う。

(ロ) 貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

a. 発展段階に応じた分野横断的な支援

貧困は様々な要因を背景とし、また、貧困層の抱える問題は多様であることから、貧困削減に効果的に取り組むためには、分野横断的な援助が必要である。そのために、案件形成に先立って、国や地域ごとに異なる貧困事情の把握や貧困人口のニーズの分析に努める。貧困層にかかわる様々な情報収集のために、政府やNGO、大学、研究機関、民間企業等とのネットワークを強化する。また、分析に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の二国間援助スキーム及び国際機関を活用した支援を国や地域ごとの事情や相手国の発展段階に応じて効果的に組み合わせて実施する。

例えば、HIV/エイズ対策は、保健医療にとどまらない問題として、各種スキームを活用しつつ、セクター横断的な対策を行う。具体的には、予防及び自発的カウンセリングと検査（VCT）の強化に重点を置くが、同時に、地域保健医療システム全体の強化にも配慮する。また、ニーズに応じて感染者の雇用支援や、治療・ケア、感染者や家族、エイズ遺児等への社会的支援も行う。経済活動の発展に伴う人の移動・集中によるHIV/エイズ流行の危険性、児童や女性の人身売買、麻薬問題等に伴うHIV/エイズ感染リスクの拡大などを考慮し、必要に応じそれぞれの開発援助プログラムにエイズ対策を加えるよう配慮する。

b. 貧困層を対象とした直接的な支援

貧困削減を図る上で、貧困層に焦点を当てた直接的な支援は重要な意義がある。その際、人間の安全保障の視点から、貧困層や地域社会の能力を強化し、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において貧困層が参加できるようにすることが必要である。特に、草の根レベルで多様なニーズに応じた対応が

可能なNGO等と協働していく。

(i) 基礎社会サービスの拡充

貧困層の生活の質の向上を図るため、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、電化等の基礎社会サービスの拡充を当該国のガバナンス改善も慫慂しながら積極的に支援する。例えば、貧しい地域で建設された学校で井戸、トイレの設置により衛生状態の改善及び意識の向上を図るほか、給食を通じて児童の栄養改善を図る。基礎社会サービス供給の強化の観点から、中央政府及び地方政府の能力強化や保健医療システム等の強化を支援すると同時に病院や学校へのアクセス改善を目的とした運輸・通信・電力インフラの整備を行う。また、サービスの質の向上を目的として、人材養成・研修、教材の普及を支援する。さらに、女性と子供の健康、リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策、女性の能力構築に資する支援を行う。

(ii) 生計能力の強化

貧困層の貧困状態からの脱出を可能とするためには、貧困層の生計能力を強化し、自らの生産的活動を通じた収入確保を図ることが重要である。貧困層が裨益するような農産物市場や漁港、農道、灌漑施設等の小規模な経済インフラを整備し、小規模金融（マイクロファイナンス）支援や貧困層を対象とした失業プログラムを実施する。同時に、貧困層に対する技能訓練等、貧困層の能力開発を行う。

(iii) 突然の脅威からの保護

貧困層は経済危機、麻薬、犯罪等の社会問題や自然災害等に対して極めて脆弱であることから、こうした脅威からの保護及び対応能力の強化が重要となる。そのために、貧困層を対象とした失業対策、栄養改善プログラムや社会サービスの提供等の「セーフティー・ネット」の構築を支援する。2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、「防災協力イニシアティブ」に基づき、地震、津波を始めとする自然災害に包括的かつ一貫性のある協力を行う。災害予防を国家政策、都市計画、地域計画に反映・定着させる上で必要な政策提言や制度構築、人材育成及び計画の着実な実施を支援する。また、災害発生後、被災者への支援が速やかに届けられるよう迅速な支援を実施するとともに、復興時において災害と貧困の悪循環を断つことにより、貧困層の災害への脆弱性の緩和に努める。

c. 成長を通じた貧困削減のための支援

貧困削減のためには、貧困層に対する直接的な支援と同様に、国全体あるいは貧困地域を含む地方全体の経済成長を促進して貧困削減につなげるアプローチが重要である。特に、貧困層に裨益効果をもたらす成長となるよう配慮する。

(i) 雇用創出

就業を通じた所得の向上は、貧困層の生活水準を高めるための重要な手段である。このため、特に、労働集約的な中小・零細企業育成を支援する。また、企業活動の基盤となる経済インフラ整備、零細企業の参入・国内外からの投資を拡大するための制度改革及び労働環境整備を支援する。文化面の魅力を活用して観光の振興を図ることは雇用の創出にもつながる。

(ii) 均衡の取れた発展

経済成長を遂げている国においても、地域間格差の問題が存在する。この格差は、多くの場合、貧しい農村地域と比較的恵まれた都市部との間で生じている。農村地域の発展のためには、農業生産性向上が重要であることから、農業関連政策立案支援、灌漑や農道等の生産基盤の強化、アフリカにおけるネリカ稲など生産技術の普及及び研究開発、住民組織の強化を支援する。加えて、農村地域における農産物加工、市場流通や食品販売の振興等の農業以外の経済活動の育成を支援する。

また、このような地域間格差が存在する都市部と村落地域を結びつける運輸、エネルギー、通信等の基幹インフラを整備する。その際、幹線道路に農道を結びつける等の工夫により、基幹インフラが貧困層による経済・社会活動への参加に役立つよう配慮をする。

都市部においても、人口増加や村落地域からの人口流入などにより極めて貧しい地区が存在している。労働集約的な中小・零細企業育成を支援し、特に都市部において小規模金融やその育成に資するような技術協力を行う。

なお、貧困層は自然資源を直接生活の糧としている場合が多いこともあり、環境劣化により特に深刻な影響を受けるため、成長を通じた貧困削減においては、特に持続可能な開発の視点に十分留意する。

d. 貧困削減のための制度・政策に関する支援

(i) 貧困削減のためには、法の下の平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度、政策の構築が重要である。そのため、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する。

(ii) 開発途上国政府が適切な開発戦略を策定し、実施できるよう能力向上を支援する。

(iii) 経済危機やインフレーションなどによる貧困層への影響を回避する観点から、適切な財政・金融政策を通じたマクロ経済の安定化は不可欠である。そのために、専門家派遣等を通じて政府関係者の能力強化を支援する。

(2) 持続的成長

(イ) 持続的成長の考え方

a. 貧困を削減し、また、開発の成果を持続的なものとするためにも、開発途上国の持続的成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、ODAによって、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することが重要である。加えて、ODAを通じて途上国の多角的自由貿易体制への参画を支援することも重要である。

b. 国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の持続的成長のために積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。

c. 持続的成長の阻害要因を国ごとに分析し、各国の個別状況及び発展段階に応じて経済社会基盤の整備、政策立案・制度整備、人づくりを包括的に支援することが重要である。これらの包括的な支援を通じて各国の投資環境の改善と経済の持続的成長を追求する。

d. 近年、各国間で進んでいる経済連携は、貿易・投資の自由化に加え、経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義がある。我が国は、東アジア地域を始め各国との経済連携の強化を進めているが、相手国のうち開発途上国に対しては、経済連携を強化し、その効果を一層引き出すための貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援するため、ODAを戦略的に活用していく。

(ロ) 持続的成長のアプローチ及び具体的取組

a. 経済社会基盤の整備

民間セクターの活動を促進する上で、インフラは根本的な重要性を有する。我が国は、従来、経済成長の下支え

となる経済・社会インフラの整備を円借款などを通じて積極的に支援し、アジア地域を中心に経済成長の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。経済・社会インフラ整備を促進するに当たっては適切な規模の中長期資金が必要であること、また、十分な自己財源や民間資金の流入を確保し得る開発途上国がまだ一部に限られていることにも留意する必要がある。この観点から、途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備等に資する経済社会基盤の整備を支援する。また、インフラの維持管理と持続性の確保のため、インフラ整備への支援と併せて、分野ごとの課題に関する政策策定・対話の推進、人材育成等、インフラのソフト面での支援も行う。

インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで裨益をもたらす場合もあることから、支援を行うに当たっては、地域全体の発展という観点を考慮する。また、国境を越えた人・モノの移動の円滑化を確保する観点から保安上の問題への対処能力向上や安全対策を支援する。開発途上国にとってのODA以外の資金の重要性にかんがみ、民間資金及びODA以外の公的資金（OOF）との役割分担と連携や、民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ（PPP：Public Private Partnership）の構築を重視する。インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底する。

b. 政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は、民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。

マクロ経済の安定化に関しては、適切かつ持続可能な財政・金融政策、公的債務管理、経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに、貿易・投資の拡大を見据えた産業政策、地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には、財務管理、金融、税務、税関分野の制度構築、人材育成のための支援を行い、また、地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては、政策、制度構築、法整備、人材育成を含めた市場経済化支援を行う。

貿易・投資促進のための制度整備に関しては、各国の経済状況に配慮しつつ、政府調達、基準・認証制度、知的財産権保護制度、物流網構築やその運用に向けた支援を含め、国際経済ルールにのっとった制度整備を支援していく。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上は、民主的で公正な社会の実現のためにも、また、投資環境の改善のためにも重要であることから、ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

c. 人づくり支援

人づくりは、労働力の質的な改善につながるとともに、新たな技術革新を生み出す力ともなる。我が国の経済発展の経験に照らしても、国の経済・社会開発や科学技術振興に必要な官民の人材育成が経済成長に果たした役割は大きい。したがって、開発途上国における基礎教育、高等教育及び職業訓練の充実に向けた支援に加え、我が国の高等教育機関への留学生の受入れなどを通じた幅広い分野における人材育成のための支援を行う。また、専門家の派遣や研修制度等を活用し、我が国の技術、知見、人材を活用して我が国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展を始めとする様々な分野における人材育成を支援する。

d. 経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術（ICT）、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野における協力を行う。

⑶ 地球的規模の問題への取組

地球温暖化を始めとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国境を越えて個々の人間の生存にかかわる脅威である。国際社会の安全と繁栄を実現するために、我が国はODAを用いて積極的に貢献する。中期政策では、これらの地球的規模の問題のうち、特に貧困削減と持続的成長の達成に密接かつ包括的に関係する環境問題、及び2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、地震、津波を始めとする自然災害への対応を取り上げる。

㈠ 環境問題及び災害への取組に関する考え方

a. 環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めていくことは世界共通の課題である。地球温暖化の進行、開発途上国における経済成長に伴う深刻な環境汚染、人口増加や貧困を背景とした自然環境の劣化の急速な進行などは、開発途上国の人々の生活の脅威となっている。これら環境問題の解決のためには、広範にわたる一貫した取組が必要である。また、地震や津波などによる災害は、発生直後の被害のみならずその後も人間の生存や社会経済開発を脅かす問題であり、その対応のためには開発途上国の自助努力を支援するとともに緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が重要である。

b. 我が国は、環境問題に対して、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」、「京都イニシアティブ」などに基づき、また、災害問題に対して、「防災協力イニシアティブ」を踏まえて、ODAを活用して積極的に取り組む。

㈡ 環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組

①再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減（京都メカニズム活用のための支援を含む。）、気候変動による悪影響への適応（気象災害対策を含む。）などの「地球温暖化対策」、②大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理などの「環境汚染対策」、及び、③自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」の3つを重点分野として、以下のアプローチ及び具体的取組により協力を推進する。

a. 環境問題への取組に関する能力の向上

各国の実情に応じ、開発途上国の関係当局や研究機関などの環境問題への取組に関する能力を総合的に高めるため、人材育成支援を推進するとともに、的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対する協力を行う。

b. 環境要素の積極的な取り込み

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力を行う。

c. 我が国の先導的な働きかけ

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて開発途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

d. 総合的・包括的枠組みによる協力

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせて総合的・包括的枠組による協力を実施する。

e. 我が国が持つ経験と科学技術の活用

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国への

支援を行う。それらの経験・ノウハウや、観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術は、地方自治体、民間企業、各種研究機関、NGOなど我が国政府機関以外の組織にも幅広く蓄積されており、支援においてはそれらとの積極的な連携を図る。また、専門的知見や実施体制を有する国際機関などとの連携も図る。

(ハ) 災害への取組に関するアプローチ及び具体的取組

地震や津波などによる災害に対して我が国が国際的に高い比較優位を有する自国の経験や技術（観測などに関する科学技術を含む。）、人材を活用して、上記(ロ)と同様のアプローチにより取り組む。

(4) 平和の構築

(イ) 平和の構築の考え方

a. 冷戦後の国際社会では、地域・国内紛争が多く発生している。また、いったん停戦が成立した後、紛争が再発することも少なくない。紛争は、難民・国内避難民の発生、経済・社会基盤の破壊、統治組織の機能不全といった様々な問題を引き起こす。その結果、人々の生命や生活、尊厳を維持することが極めて困難となるほか、その国及び地域全体の開発も妨げられる。その意味で平和と安定は開発の前提条件である。

b. 平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そして、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目的としている。紛争予防や紛争の終結段階における支援、紛争後の緊急人道援助、そして、中長期的な復興開発支援は、平和を定着させるために欠かせない。例えば、ODAによる雇用創出事業や病院、学校の復旧事業を通じ、人々は生計を立て保健・教育サービスを受けられるようになる。その結果、人々は「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながる。

平和の構築に関する支援に当たっては、対立グループ間の対話など、和平のための政治的プロセスを十分踏まえて、これを促進するよう配慮する必要がある。さらに、政治、社会、歴史、文化といった各国又は地域の個別状況を十分踏まえる必要がある。

c. 我が国としては、国際機関や、他ドナー、さらには国内の民間部門やNGOと協力しつつ積極的に貢献する考えである。

(ロ) 平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

我が国の平和の構築に関する支援には、現地の治安状況や政府の機能不全など様々な難しい障害があり得ることに留意する必要がある。我が国が平和の構築に取り組むに当たっては、支援関係要員の安全に最大限の配慮を払いつつ、できることを着実に実施するという姿勢で取り組むべきである。

a. 紛争前後の段階に応じた支援

紛争の予防・再発防止、紛争直後の段階から復興・再建段階、そして中長期的な開発といった段階に応じて、以下のような支援を行う。

(i) 紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては、紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては、被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し、裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また、例えば、環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって、対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また、紛争予防の観点から、兵器の拡散を防止することは重要であり、輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

(ii) 紛争後直ちに必要となる緊急人道支援

紛争直後、難民や国内避難民を始めとする人々が自らの生命、生活を守るためには、最低限必要な「衣食住」にかかわる緊急人道支援を迅速かつ効果的に提供することが必要である。このため、難民・避難民の帰還や住居、食料、水、衛生、保健、教育などに関する緊急人道支援を実施する。

(iii) 紛争後の復興支援

復興支援においては、人材育成を支援しつつ、紛争により破壊された病院、学校、道路、公共交通、上下水道、エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して、経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため、我が国は、社会資本の復旧を支援するとともに、政府の統治機能の回復のための選挙支援、法制度整備に関する支援、民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

(iv) 中長期的な開発支援

中長期的な開発支援においては、開発を軌道に乗せることが必要である。このためには貧困削減や持続的成長を目的とする幅広い支援を実施する。

b. 一貫性のある支援

平和の構築の実施に当たっては、紛争前後の段階に応じて必要な対応を継ぎ目なく一貫性を持って行うことが不可欠であり、この観点から、紛争直後の段階から中長期的な支援に至るニーズを正確に把握することが必要である。そのため被援助国において、政府及び援助実施機関等の関係者との間で十分な意思疎通を図り、具体的なニーズの発掘や案件の形成に当たるとともに、我が国のODAの考え方等について認識の共有に努める。また、復興計画策定と即応的な復旧事業の形成を同時に行う緊急開発調査を活用しつつ、必要なタイミングで調査の結果得られた情報を活用できるよう準備しておく。そして、緊急人道支援からその後の復興開発協力へのスムーズな移行を確保し、両者の間で生じやすい空白（ギャップ）を極力解消していく。

c. 迅速かつ効果的な支援

紛争は、多数の難民・国内避難民の発生、インフラの破壊や統治組織の崩壊、食糧不足、貧困、病気の蔓延など様々な問題を引き起こす。このような危機的状況の下では、人間の生命、生活を保護するため迅速な対応が必要となる。国際機関、地域機関、内外のNGOなどと連携してより効果的な援助を実施する。

また、我が国が、今後、平和の構築を積極的・効果的に行っていくためには、平和の構築支援に携わる人材の育成が不可欠となる。そのため、JICA職員・専門家、コンサルタント、NGO等を対象とした各種研修を実施する。また、治安の状況に応じた協力形態を柔軟に活用するとともに、派遣される各人に対して治安対策研修を行う。必要なときに迅速な要員派遣を可能とする制度の整備を強化し大使館・JICAの体制を整備する。

d. 政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合せ

紛争後の状況においては中央政府や地方政府がしばしば機能不全に陥る。政府の機能不全を緊急に補うため、地域社会に対する草の根レベルの支援を通じ保健医療、教育、飲料水、食料などの基礎社会サービス提供を行い、地域コミュニティの再生に努める。同時に、中央政府・地方政府の人材育成や制度整備を支援することによって政府の機能の回復に努め、早急に国として自立できるように努める。

e. 国内の安定と治安の確保のための支援

紛争が終了しても政府の治安を維持する能力が不十分である場合が多く、このために人々の安全が脅かされ、開発活動が妨げられ、さらには紛争再発に至ることもある。したがって、人道・復興支援と平行して、治安強化・紛争再発予防のために、ODA大綱との整合性に留意しつつ、警察支援、雇用創出を通じた除隊兵士の社会復帰、地雷や

小型武器を含む武器の回収及び廃棄、司法制度の改革等を支援する。

f. 社会的弱者への配慮

健康等を害している人や女性、児童等紛争により特に深刻な影響を受ける人々や紛争により直接の被害を受けた人々を速やかに保護する。地雷被害者を含む社会的弱者の能力強化に対し特段の配慮を図る。

g. 周辺国を視野に入れた支援

紛争国に隣接する国の中には、難民の流入、貿易や投資への悪影響など紛争に起因する問題に直面し、困難な状況に陥る場合がある。また、こうした周辺国は、紛争国と密接な関係を持っており、政治的な発言力を有していることから、仲介によって紛争解決に貢献することが可能であるほか、貿易や人の交流を通じても地域の安定・紛争予防に重要な役割を担っているケースも少なくない。他方、周辺国が紛争当事国内の特定勢力を支援し、勢力間の対立関係に周辺国間の力関係が反映された場合も多く見られる。したがって、このような事情を踏まえて紛争の解決や予防、地域の安定も念頭に置きつつ周辺国の支援を検討する。

4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

⑴ 援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

効率的・効果的な援助実施のためには、我が国の援助政策の立案及び実施の体制を強化し、政策立案から実施まで一貫性を持って行うことが重要である。我が国は主要な被援助国について、被援助国の開発計画や国際的な開発目標とも整合性を確保しつつ、国別援助計画及び重点課題別・分野別の援助方針を策定してきている。今後、我が国は国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、これらの政策立案能力を一層強化するとともに、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化する。そのためには、被援助国と我が国の二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや援助の実態を最も直接的に把握できる立場にある在外公館や援助実施機関現地事務所等、現地の機能を強化することが必須である。中期政策では、現地機能強化について具体的取組及び体制整備を取り上げる。

⑵ 現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心にJICA、JBIC等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース（以下、現地TF）を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地TF及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地TFが主導的な役割を果たすよう、現地TFは、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地TFの提言を尊重する。

なお、現地TFが設置されていない被援助国においても、在外公館がIT等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

㈠ 開発ニーズ等の調査・分析

現地TFは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地TFは、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

㈺ 援助政策の立案・検討

a. 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記⑵㈠の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう5年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地TFは、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と整合的な内容となるよう、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を最大限に活用して積極的に参画する。

b. 重点課題別・分野別援助方針の策定への参画

現地TFは、上記⑵㈺a. の国別援助計画及び下記⑵㈺c. の政策協議を通じて明確にされた重点分野・項目に沿って、より具体的な重点課題別、分野別の援助方針策定に関して積極的に提言を行い、これにより、開発ニーズを真に反映した案件の形成・実施につなげることを目指す。東京は現地TFの提言を尊重する。

c. 政策協議の実施

現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する。

なお、国別援助計画が策定されていない国については、ODA大綱及び中期政策を踏まえ、政策協議を通じて現地TFが主導的に我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確化する。

㈹ 援助対象候補案件の形成・選定

a. 現地TFの主導的役割

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たす。具体的には、現地TFは、被援助国の要請（要望調査結果）を東京に報告する際に、援助候補案件の優先度について東京に提言する。東京は、案件を選定する際に、こうした現地TFの提言を尊重する。

b. 援助手法の連携と見直しへの提言

我が国の援助が全体として最大の効果を上げるためには、各援助手法の有機的連携が重要である。このため、現地TFは、特に、無償資金協力、円借款、技術協力それぞれの援助手法の適切な役割分担を明確化しつつ、これら3手法が相当程度実施されている被援助国について、具体的な連携モデル案件の形成に努める。また、現地TFは、国際機関や他ドナーとの援助協調等の国際的な動向を踏まえつつ、当該国における援助手法の見直しの必要性と可能性につき、具体的提言を行う。東京は、現地TFからのこれら提言を踏まえて、援助手法の連携と見直しにつき検討する。

㈻ 現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、援助コミュニティにおいて、ミレニアム開発目標（MDGs）を始めとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している。こうした動向を踏まえ、現地TFは、我が国援助の効果を向上させる観点から、国際機関や他ドナーを始めとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、我が国の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画していく。こうした取組は、現地において我が国の存在感を高めることにもつながり得る。特に、我が国の援助の重点分野において援助協調が推進されている場合には、我が国が主導的役割を果たすことも含め、被援助国政府の自助努力を促しつつ当該国の開発政策の策定・実施の過程に積極的に関与する。

㈼ 被援助国における我が国関係者との連携強化

我が国が有する優れた技術、知見、人材、制度を活用することも重要であることから、現地TFは、被援助国にお

いて活動する我が国のNGOや学術機関、経済団体（現地に進出している民間企業を含む。）等との連携強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行う。

(ヘ) 我が国ODAのレビュー

現地TFは、被援助国に対する政策レベル及びプログラムレベルでのODA評価の結果等も参考にしつつ、被援助国に対するこれまでの我が国援助が所期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたか等についてレビューを行う。

また、現地TFは、このレビューの結果を踏まえて、国別援助計画や重点課題別・分野別援助方針の策定・改定等への参画に際して、適切な改善を図る。

(ト) 情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、東京からの支援も得つつ、タスクフォースの活動、国別援助計画や政策協議等の内容について、ホームページ等を活用した積極的な広報に努める。

(3) 現地機能強化のための体制整備

上記(2)に列挙された現地の機能強化を行うためには、現地TFのみならず、東京も含めた体制の強化が重要である。このため、以下を始めとする具体的施策を可能な範囲で実施する。

(イ) 適切な人員配置と人材育成（外部人材の積極的な活用を含む。）

現地TF及び東京の両方において、援助業務に関する経験と高い実務能力を備えた人材及び現地の政治・経済・社会情勢に精通した人材等、政府内及び外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、適切な人員配置を行う。また、援助においては緊急に対応を必要とする場合もあることから、そのような事態にも柔軟に対応できるよう、機動的かつ柔軟な人員配置も併せて行う。

現地機能を強化する上で、援助協調等の国際的潮流や我が国援助の政策や実施の全般について広い経験と知見を有する人員の確保は必須であるため、現地TF及び東京の両方においてIT等も活用して研修を充実させることも含め、援助に携わる人材育成を通じて我が国援助の裾野を広げることを目指す。

(ロ) IT等を活用した情報・知見の共有の促進

東京は、現地TFが、特に(2)(ロ)b. の重点課題別・分野別援助方針等を策定するに当たって有益と考えられる関連情報や知見を、IT等を活用して積極的に現地TFに紹介・共有する。

附属

「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例（2004年現在実施中のもの）

●セネガルにおける住民参加型の給水整備

セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供達は日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在する。

我が国は、水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力により給水施設の整備を行った。給水施設の整備に加え、人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力により住民の能力強化につながる支援を行った。具体的には、我が国は村落レベルで給水設備の運営・維持管理が行えるよう、住民組織を形成して保守・点検方法や、料金徴収方法を研修したり、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。また、これに関連して、給水施設管理の余剰金で住民自らが養鶏事業を始める等世帯収入が向上した。これらの活動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するものであり、また、女性や子供といった脆弱な層への支援、保健・衛生・教育分野等の分野横断的な支援や、他国の援助機関が普及に努めている住民組織モデルを活用することによる他機関との連携などを組み合わせたものである。

これらの我が国の援助によって、村落地域の多くの女性や子供達が水汲み労働から解放され、住民はより衛生的な生活を実現できるようになってきている。

●カンボジアにおける HIV/ エイズからの保護

カンボジアでは、HIV/エイズの感染率が高く、経済活動の活発化に伴う人の移動・集中によりHIV/エイズ感染が更に拡大するおそれがあり、その結果、住民や労働者がHIV/エイズの脅威にさらされる可能性がある。

我が国は、有償資金協力により支援したカンボジアのシハヌークビル港改修事業において、人々をHIV/エイズの脅威から保護し、また自らを守る能力を強化するためのプログラムを事業の中に取り込むなど、「人間の安全保障」の視点を反映させるよう工夫した。

具体的には、HIV/エイズという脅威から周辺住民を含む事業関係者を保護するために、労働者に検診を義務付け、またコンドーム配布を教育活動と組み合わせて人々の行動を変えるような措置を採ったり、労働者の中からリーダーを育成し仲間同士の会合の場で保健衛生についての知識を深めるような活動を行ったほか、HIV/エイズに対する問題提起や広報活動を広く行った。また、これらの活動が関係者に確実に浸透するよう現地のNGOと連携して実施した。

この試みの結果、HIV/エイズ及び性感染症に関する感染経路や予防手段等が認識され、労働及び住民自らが HIV/エイズ感染のリスクから身を守る能力が強化された。

3　現行の分野別開発政策一覧

分野	開発政策・イニシアティブ	概　　要
ジェンダー	ジェンダーと開発イニシアティブ （Initiative on Gender and Development(GAD)） 第49回国連婦人の地位委員会（2005年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/gender/initiative.html	(1) 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化 (2) ジェンダー分析の強化および女性の参加促進 (3) ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 (4) 国際社会・NGOとの連携強化 (5) 組織の能力向上および体制整備
教育	日本の教育協力政策2011-2015 MDGs国連首脳会合（2010年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/pdfs/edu_pol_ful_jp.pdf	万人のための教育(EFA) およびミレニアム開発目標（MDGs）の達成と人間の安全保障の実現のため、2011～ 2015年の５年間で35億ドルの支援を行い、少なくとも700万人（延べ2,500万人）の子どもに質の高い教育環境を提供 (1) 基礎教育支援（「School for All」モデルにより、学校・コミュニティ・行政が一体となった包括的な学習環境の改善を行い、質の高い教育環境をすべての子どもと若者に提供することを目指す） (2) ポスト基礎教育支援（初等教育修了後の中等教育、職業訓練、高等教育など） (3) 疎外された子どもや脆弱国等手が届きにくいところへの支援
保健	国際保健政策2011-2015 MDGs国連首脳会合（2010年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/pdfs/hea_pol_ful_jp.pdf	人間の安全保障の実現を通じた保健関連ミレニアム開発目標（MDGs）達成のため、2011～ 2015年の５年間で50億ドルの支援を実施 (1) 母子保健（「EMBRACE」モデルにより、産前から産後まで切れ目のない手当を確保。他の開発パートナーと共に、43万人の母親と1,130万人の乳幼児の命を救う） (2) 三大感染症（世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じた支援の強化、世界基金と我が国の二国間支援の補完性強化） (3) 国際的な公衆衛生緊急事態等への対応
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ （WASABI：Water and Sanitation Broad Partnership Initiative） 第4回 世界水フォーラム・閣僚級国際会議（2006年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1) 統合水資源管理の推進 (2) 安全な飲料水と衛生の供給 (3) 食料生産等のための水利用支援 (4) 水質汚濁防止と生態系保全 (5) 水関連災害による被害の軽減
環境	気候変動対策に関する我が国の2012年までの途上国支援「鳩山イニシアティブ」として気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）（2009年12月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/pdfs/2012tojokoku.pdf	排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、および気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で、国際交渉の進展状況および国内の復興状況を踏まえ、官民合わせて約1兆7,500億円（おおむね150億ドル）規模の支援（うち公的資金1兆3,000億円（おおむね110億ドル））を実施。
	生物多様性保全に関する途上国支援イニシアティブ（いのちの共生イニシアティブ） 生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）（2010年10月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/environment/initiative.html	CBD/COP10で合意されたポスト2010年目標（愛知目標）の達成を目指す途上国の努力を支援するため、2010年からの３年間で、生物多様性保全に資する分野で総額20億ドルの支援を実施 【重点分野】 (1) 生態系の保全 途上国における住民の生活の保障と自然環境の保全の両立 保護区の適切な保護・管理の推進 (2) 持続可能な自然資源利用 自然資源の過剰な利用による生物多様性の損失の阻止 (3) 遺伝資源へのアクセスと利益の配分 途上国における遺伝資源の価値の発見と，その利用による利益配分の拡大
	「緑の未来」イニシアティブ 国連持続可能な開発会議（リオ＋20）（2012年6月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html	人間の安全保障を指導理念とし、世界のグリーン経済への移行、災害に強い社会づくりに貢献 (1) 環境未来都市の世界への普及 途上国の都市開発関係者を年間100人招聘 環境未来都市に関する国際会議を日本で開催 (2) 世界のグリーン経済移行への貢献 政策対話の強化(東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、TICAD低炭素成長・気候変動に強靭な開発戦略) 途上国に対し3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成 再生可能エネルギー等の気候変動分野で3年間で30億ドルの支援 二国間オフセット・クレジット制度の構築 (3) 強靭な社会づくり 途上国に対し総合的な災害対策について３年間で30億ドルの支援 （世界防災閣僚会議in東北でも紹介）

分野	開発政策・イニシアティブ	概　　要
貿易・投資	開発イニシアティブ2009 (Development Initiative for Trade 2009) WTO第2回貿易のための援助グローバル・レビュー会合(2009)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/eito_0706.html	「貿易のための援助(Aid for Trade)」として以下を実施 (1) 技術協力として合計4万人の専門家派遣、研修員受入れを含め、3年間(2009～ 2011年)で総額120億ドルの二国間資金協力 (2) 途上国との貿易の最新の情報を踏まえた一般特恵関税制度(GSP)の改正 (3) 貿易のための援助(Aid for Trade)の効率化、保護主義の抑止、貿易金融等の関連分野への積極的な貢献
防災	防災協力イニシアティブ (Initiative for Disaster Reduction through ODA) 国連防災世界会議(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/bosai_gaiyo.html 防災分野における途上国支援の資金コミットメント リオ＋20および世界防災閣僚会議in東北(2012年)で発表	(1) 防災への優先度の向上 (2) 人間の安全保障の視点 (3) ジェンダーの視点 (4) ソフト面での支援の重要性 (5) 日本の経験、知識および技術の活用 (6) 現地適合技術の活用・普及 (7) 様々な関係者との連携促進 開発および国際協力における防災の主流化の推進のため2013～2015年の3年間に30億ドルの支援

第3節　重債務貧困国(HIPCs)一覧

2012年9月末現在

	地域	件数	国名
完了時点到達国 (34か国)	アフリカ	28	ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	中東	1	アフガニスタン
	中南米	5	ガイアナ、ニカラグア、ハイチ、ボリビア、ホンジュラス
決定時点到達国 (2か国)	アフリカ	2	コモロ、チャド
決定時点未到達国 (3か国)	アフリカ	3	エリトリア、ソマリア、スーダン

＊1　決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる
＊2　決定時点に到達するには、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の使途についての指針を盛り込んだ貧困削減戦略文書(PRSP)を策定し、世銀／IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀／IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求められた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する
＊3　HIPCs：Heavily Indebted Poor Countries

参考 諸外国の政府開発援助

第1節 DAC諸国の政府開発援助実績

図表 IV-24 DAC諸国の政府開発援助実績（2011年）

（単位：百万ドル）

国名	支出純額ベース			支出総額ベース			
	順位	実績	対前年伸び率（%）	順位	実績	構成比（%）	対前年伸び率（%）
米国	1	30,924	1.9	1	32,133	21.6	3.1
ドイツ	2	14,093	8.5	3	15,596	10.5	8.4
英国	3	13,832	6.0	5	14,174	9.5	5.8
フランス	4	12,997	0.6	4	14,436	9.7	0.4
日本	5	10,831	−1.7	2	19,992	13.4	6.2
オランダ	6	6,344	−0.2	6	6,558	4.4	1.4
スウェーデン	7	5,603	23.6	7	5,606	3.8	23.5
カナダ	8	5,457	4.8	8	5,504	3.7	4.8
オーストラリア	9	4,983	30.2	9	4,983	3.3	30.2
ノルウェー	10	4,934	7.7	10	4,934	3.3	7.7
イタリア	11	4,326	44.4	11	4,626	3.1	45.5
スペイン	12	4,173	-29.9	12	4,477	3.0	-29.1
スイス	13	3,076	33.7	13	3,128	2.1	35.1
デンマーク	14	2,931	2.1	15	3,001	2.0	0.8
ベルギー	15	2,807	−6.5	14	3,018	2.0	−1.1
フィンランド	16	1,406	5.5	16	1,426	1.0	7.0
韓国	17	1,328	13.2	17	1,373	0.9	13.8
オーストリア	18	1,111	−8.0	18	1,116	0.7	−8.1
アイルランド	19	914	2.1	19	914	0.6	2.1
ポルトガル	20	708	9.1	20	746	0.5	8.9
ギリシャ	21	425	-16.3	21	425	0.3	-16.3
ニュージーランド	22	424	23.9	22	424	0.3	23.9
ルクセンブルク	23	409	1.6	23	413	0.3	2.6
DAC諸国計		134,038	4.3		149,005	100.0	5.5

出典：DACプレスリリース、DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　DAC：経済協力開発機構開発援助委員会 OECD-DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee
＊2　国名は政府開発援助実績（支出純額ベース）の順
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊4　東欧および卒業国向け援助を除く

図表 IV-25 DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2010年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	30,353	26,587	26,789	595	−798	3,766
2	英国	13,053	8,017	7,047	677	292	5,036
3	ドイツ	12,985	8,036	2,422	4,475	1,139	4,950
4	フランス	12,915	7,787	3,979	2,680	1,128	5,128
5	日本	11,021	7,337	4,273	2,670	395	3,684
6	オランダ	6,357	4,841	4,556	396	−111	1,516
7	スペイン	5,949	3,999	2,666	673	660	1,951
8	カナダ	5,209	3,926	1,785	2,185	−43	1,282
9	ノルウェー	4,580	3,561	3,180	276	105	1,019
10	スウェーデン	4,533	2,915	2,212	697	6	1,618
11	オーストラリア	3,826	3,241	1,559	1,650	33	585
12	ベルギー	3,004	2,051	1,384	672	−4	953
13	イタリア	2,996	759	701	115	−57	2,237
14	デンマーク	2,871	2,109	2,095	53	−38	763
15	スイス	2,300	1,712	1,538	161	14	588
16	フィンランド	1,333	839	486	315	39	494
17	オーストリア	1,208	612	400	212	1	596
18	韓国	1,174	901	379	195	327	273
19	アイルランド	895	585	573	12	—	310
20	ポルトガル	649	396	116	97	183	253
21	ギリシャ	508	212	84	128	—	296
22	ルクセンブルク	403	262	256	6	0	141
23	ニュージーランド	342	271	209	62	—	71
DAC諸国計		128,466	90,958	68,688	19,002	3,269	37,508
DAC諸国平均		5,585	3,955	2,986	826	142	1,631

出典：DAC統計（DAC statitics on OECD.STAT）
＊1　順位は政府開発援助実績（支出純額ベース）の順
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊3　東欧および卒業国向け援助を除く
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

図表 IV-26　地域別実績における主要DAC援助国（2010年）

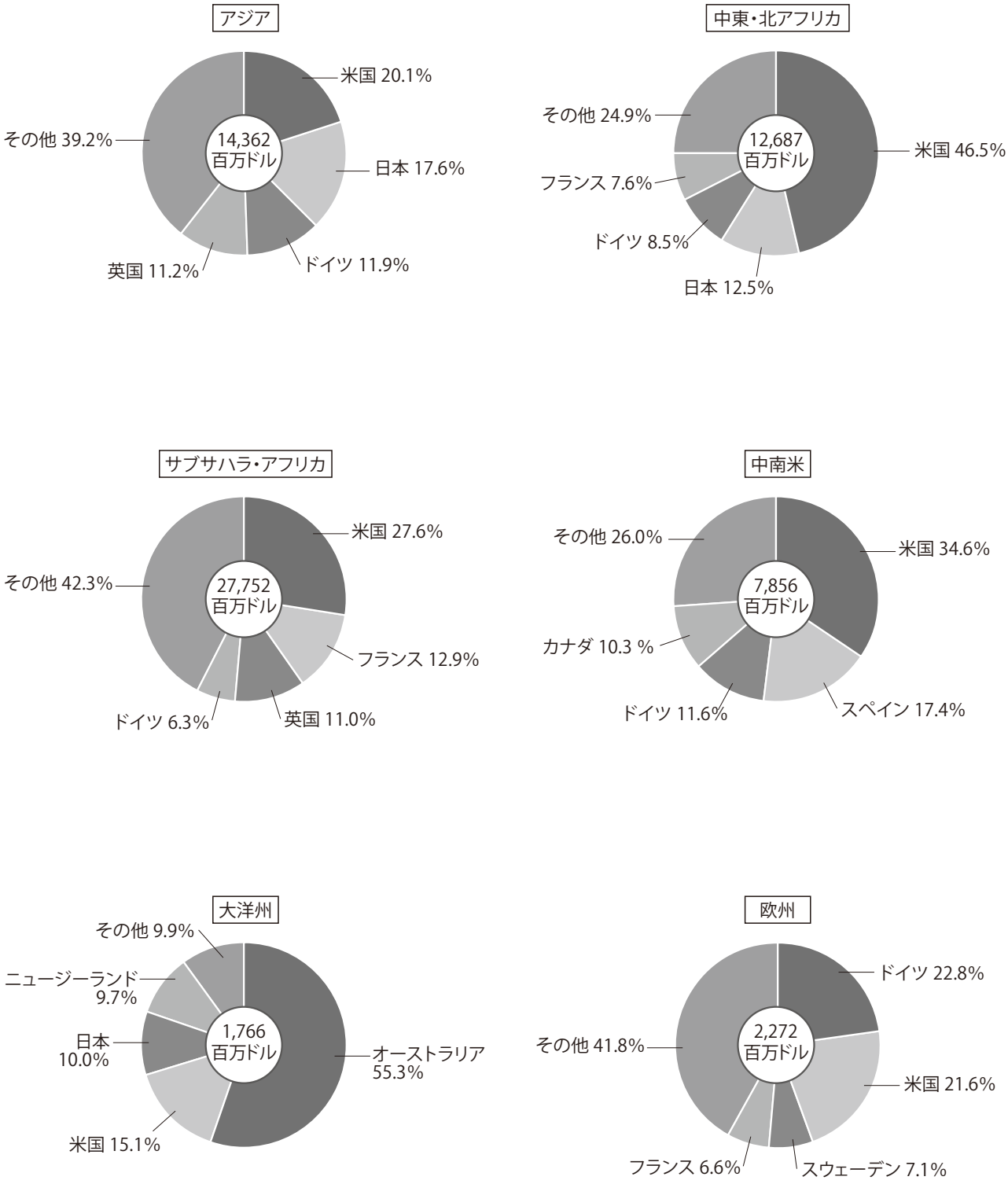

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　支出総額ベース
＊2　地域分類は図表IV-12二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳に同じ
＊3　東欧および卒業国向け援助を除く
＊4　グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計

図表 IV-27 DAC諸国の贈与比率

（約束額ベース、2か年の平均値、単位：%）

国　　名	順位	2009／2010年	順位	2008／2009年
カナダ	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
米国	6	100.0	7	100.0
アイルランド	7	100.0	1	100.0
オーストリア	8	99.7	8	99.4
スウェーデン	9	98.9	12	98.5
デンマーク	10	98.8	10	98.9
スイス	11	98.8	9	99.2
オーストラリア	12	98.2	11	98.8
フィンランド	13	98.0	14	97.4
ベルギー	14	97.7	13	98.4
ノルウェー	15	97.4	15	96.3
イタリア	16	95.4	17	93.5
英国	17	95.1	16	95.0
スペイン	18	88.7	19	85.2
ドイツ	19	81.0	20	84.0
ポルトガル	20	75.2	18	87.0
フランス	21	67.6	21	73.2
日本	22	52.3	22	47.2
韓国	23	45.7	23	44.0
DAC諸国平均		86.3		86.9

出典：DAC議長報告
＊1　国名は2009/2010年平均における贈与比率の高い順
＊2　債務救済を除く
＊3　%の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある

図表 IV-28 DAC諸国の贈与額

（2か年の平均値、単位：百万ドル）

国　　名	順位	2009／2010年	順位	2008／2009年
米国	1	30,409	1	28,535
英国	2	11,849	3	11,067
ドイツ	3	11,788	2	13,020
フランス	4	10,884	4	10,486
日本	5	9,705	5	9,662
オランダ	6	6,527	6	6,931
スペイン	7	5,749	7	6,525
カナダ	8	4,647	9	4,437
スウェーデン	9	4,495	8	4,570
ノルウェー	10	4,256	11	3,953
オーストラリア	11	3,234	13	2,787
イタリア	12	3,174	10	4,118
デンマーク	13	2,878	12	2,823
ベルギー	14	2,828	14	2,560
スイス	15	2,290	15	2,159
フィンランド	16	1,279	17	1,209
オーストリア	17	1,180	16	1,455
アイルランド	18	950	18	1,167
韓国	19	724	20	617
ギリシャ	20	557	19	655
ポルトガル	21	464	21	473
ルクセンブルク	22	409	22	415
ニュージーランド	23	326	23	329
合計		120,602		119,951

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊　国名は2009/2010年平均における贈与額の多い順

図表 IV-29　DAC諸国のグラント・エレメント

（約束額ベース、2か年の平均値、単位：%）

国　　名	順位	2009／ 2010年	順位	2008／ 2009年
オーストリア	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0
英国	1	100.0	1	100.0
米国	1	100.0	1	100.0
フィンランド	13	100.0	13	100.0
スウェーデン	14	99.9	14	99.9
ベルギー	15	99.6	15	99.7
オーストラリア	16	99.4	16	99.6
イタリア	17	99.0	17	98.9
スペイン	18	97.2	19	95.9
韓国	19	93.5	21	89.8
ポルトガル	20	92.9	18	96.4
ドイツ	21	91.0	20	92.7
日本	22	87.6	23	85.8
フランス	23	86.1	22	89.4
DAC諸国平均		95.4		96.1

出典：DAC議長報告
＊1　国名は2009／ 2010年平均におけるグラント・エレメントの高い順
＊2　債務救済を除く
＊3　グラント・エレメント（G.E.：Grant Element）：援助条件の緩やかさを表示するための指標。商業条件（金利10%と仮定した場合）の借款をG.E.0%とし、条件（金利、返済期間、据置期間）が緩和されるに従ってG.E. の%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる
＊4　%の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある

図表 IV-30　DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス

（約束額ベース、単位：%）

国　　名	アンタイド		部分アンタイド		タイド	
	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年
アイルランド	100.0	100.0	—	—	—	—
英国	100.0	100.0	—	—	—	—
ノルウェー	100.0	100.0	—	—	—	0.0
スウェーデン	100.0	99.9	—	—	—	0.1
カナダ	99.3	98.3	—	0.0	0.7	1.7
ルクセンブルク	99.0	100.0	—	—	1.0	—
フランス	96.6	89.5	—	—	3.4	10.5
ドイツ	96.0	97.1	—	—	4.0	2.9
日本	93.7	94.8	3.4	—	2.9	5.2
デンマーク	93.5	96.6	—	—	6.5	3.4
ベルギー	93.2	95.5	—	—	6.8	4.5
オランダ	93.2	80.8	—	—	6.8	19.2
ニュージーランド	89.4	90.1	—	—	10.6	9.9
フィンランド	84.3	90.3	—	—	15.7	9.7
スペイン	76.2	76.6	16.6	3.7	7.3	19.7
スイス	74.0	99.2	—	—	26.0	0.8
米国	69.5	69.8	—	—	30.5	30.2
オーストリア	67.7	55.2	—	—	32.3	44.8
ギリシャ	62.2	49.8	0.0	0.1	37.8	50.1
イタリア	58.5	56.2	1.0	0.5	40.5	43.2
韓国	35.7	48.4	—	—	64.3	51.6
ポルトガル	32.9	28.1	—	—	67.1	71.9
オーストラリア	—	90.8	—	—	—	9.2
DAC諸国平均	83.6	84.5	1.3	0.2	15.1	15.4

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　アンタイド：実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を援助供与国に限定しない資金協力
＊2　タイド：実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を援助供与国に限定する資金協力
＊3　国名はアンタイドの比率の高い順
＊4　四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある
＊5　技術協力および行政経費を除く

図表 IV-31 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

	支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計
援助の量的側面からの比較	政府開発援助実績総額(億ドル)									
	2010年		110.2	303.5	130.5	129.2	129.9	30.0	52.1	1,284.7
	2011年		108.3	309.2	138.3	130.0	140.9	43.3	54.6	1,340.4
	対GNI比(%) 2010年		0.20	0.21	0.57	0.50	0.39	0.15	0.34	0.32
	2011年		0.18	0.20	0.56	0.46	0.39	0.20	0.32	0.31
	DAC諸国全体に占める割合(2011年、%)		8.1	23.1	10.3	9.7	10.5	3.2	4.1	100.0
	対前年伸び率(2010年→2011年、%)		−1.7	1.9	6.0	0.6	8.5	44.4	4.8	4.3
	2010年の約束額(債務救済を含む)(億ドル)		217.6	371.3	92.8	157.1	165.2	34.8	49.5	1,518.5
	多国間援助の割合(2009年〜2010年平均、%)		34.0	12.5	36.7	41.3	39.6	74.0	23.3	29.7
	配分(2009年〜2010年平均、%)	対LDCs(後開発途上国)	47.5	46.7	50.9	34.2	40.0	46.8	63.6	46.6
		対LICs(低所得国)	27.6	15.1	18.4	16.3	12.8	11.0	15.2	16.0
援助の質的側面からの比較	約束額ベース(単位:%)									
	政府開発援助全体のグラント・エレメント(2009年〜 2010年平均、債務救済を除く)		87.6	100.0	100.0	86.1	91.0	99.0	100.0	95.4
	二国間借款のグラント・エレメント(2009年〜 2010年平均、債務救済を除く)		87.9	65.7	—	47.7	—	74.1	—	87.4
	二国間ODAの対LDCsグラント・エレメント(2009年〜 2010年平均、債務救済を除く)		96.9	100.0	100.0	93.1	100.0	100.0	100.0	99.1
	政府開発援助全体の贈与比率(2009年〜 2010年平均、債務救済を除く)		52.3	100.0	95.1	67.6	81.0	95.4	100.0	86.3
	二国間政府開発援助の贈与比率(2009年〜 2010年平均、債務救済を除く)		40.9	100.0	92.3	57.8	69.5	81.7	100.0	82.3
	二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス(2010年)(*)	アンタイド	93.7	69.5	100.0	96.6	96.0	58.5	99.3	83.6
		部分アンタイド	3.4	—	—	—	—	1.0	—	1.3
		タイド	2.9	30.5	—	3.4	4.0	40.5	0.7	15.1

出典:DAC議長報告、DAC統計(DAC statistics on OECD.STAT)
＊　二国間政府開発援助のタイイング・ステイタスは技術協力および行政経費を除く

図表 IV-32 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分(2010年)

(約束額ベース、単位:%)

分野＼国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ(教育、保健、上下水道等)	22.5	48.2	43.7	29.3	39.6	33.0	40.8	37.5
経済インフラ(輸送、通信、電力等)	48.0	10.3	8.1	8.8	34.1	6.5	3.0	17.2
農業分野(農業、林業、漁業等)	4.2	6.2	1.8	3.9	4.2	4.0	12.9	5.6
工業等その他生産分野(鉱業、環境等)	10.6	7.4	21.8	27.0	10.9	14.3	11.1	14.7
緊急援助(人道支援、食糧援助等)	4.1	16.8	6.8	0.5	3.4	7.5	13.4	8.7
プログラム援助等(債務救済、行政経費等)	10.6	11.1	17.7	30.5	7.8	34.8	18.8	16.2
合　　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)
＊1　四捨五入の関係上、各分野の計が100%とならないことがある
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く

図表 IV-33　主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関に対する拠出額の割合

（支出純額ベース、2か年平均、単位：%）

国名＼暦年	2004/2005年平均	2005/2006年平均	2006/2007年平均	2007/2008年平均	2008/2009年平均	2009/2010年平均
日本	26.1	27.3	30.8	27.2	31.8	34.0
米国	12.2	9.2	11.6	12.2	12.0	12.5
英国	27.6	27.2	35.7	39.5	35.4	36.7
フランス	30.8	26.5	30.8	37.8	41.1	41.3
ドイツ	36.0	29.4	34.1	35.2	38.0	39.6
イタリア	60.6	51.1	57.0	64.8	66.7	74.0
カナダ	24.1	27.9	26.8	26.5	26.0	23.3
DAC平均	26.7	24.7	27.9	29.2	29.5	29.7

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

第2節 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

図表 IV-34 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2010年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

国　　名	政府開発援助	その他政府資金	NGO贈与	民間資金	総計	対GNI比（%）
米国	30,353	5	22,786	161,234	214,378	1.46
英国	13,053	−19	352	12,246	25,632	1.12
ドイツ	12,985	−408	1,464	27,595	41,637	1.24
フランス	12,915	−573	—	22,856	35,198	1.35
日本	11,021	3,662	692	32,837	48,213	0.86
オランダ	6,357	—	657	5,999	13,013	1.67
スペイン	5,949	—	—	4,391	10,340	0.74
カナダ	5,209	1,351	1,953	14,124	22,636	1.46
ノルウェー	4,580	1	—	1,504	6,084	1.46
スウェーデン	4,533	0	221	372	5,127	1.10
オーストラリア	3,826	266	928	9,511	14,531	1.23
ベルギー	3,004	−15	377	4,530	7,896	1.68
イタリア	2,996	−151	150	6,612	9,608	0.47
デンマーク	2,871	−34	178	1,779	4,794	1.52
スイス	2,300	—	414	19,255	21,968	3.86
フィンランド	1,333	43	14	2,922	4,312	1.78
オーストリア	1,208	−154	167	3,609	4,830	1.29
韓国	1,174	1,895	49	8,716	11,834	1.17
アイルランド	895	—	300	1,500	2,695	1.57
ポルトガル	649	—	5	−492	162	0.07
ギリシャ	508	—	10	243	761	0.26
ルクセンブルク	403	—	9	—	411	1.07
ニュージーランド	342	8	49	26	426	0.32
DAC諸国計	128,466	5,878	30,775	341,368	506,487	1.26

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　国名は政府開発援助実績（支出純額ベース）の順
＊2　四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある
＊3　東欧および卒業国向け援助を除く
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
＊5　「0」は「1」に満たない実績を示す

図表 IV-35 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGO自己資金（百万ドル）		政府開発援助実績（百万ドル）		NGO自己資金に対する政府開発援助実績の比率		対NGO政府補助金（百万ドル）		政府開発援助に占めるNGO補助金（%）		国民1人当たりのNGO援助実績（ドル）		NGO援助実績に占める政府補助金（%）	
国名＼暦年	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009
日本	692	533	11,021	9,467	1: 15.9	1: 17.7	141	123	1.3	1.3	6.5	5.1	16.9	18.8
アイルランド	300	182	895	1,006	1: 3.0	1: 5.5	93	118	10.4	11.7	85.8	67.3	23.6	39.2
イタリア	150	162	2,996	3,297	1: 19.9	1: 20.3	15	0	0.5	0.0	2.7	2.7	9.0	0.1
オーストラリア	928	—	3,826	2,762	1: 4.1	—	92	3	2.4	0.1	45.7	0.1	9.0	100.0
オーストリア	167	140	1,208	1,142	1: 7.2	1: 8.2	0	1	0.0	0.1	20.0	16.8	0.2	0.7
オランダ	657	542	6,357	6,426	1: 9.7	1: 11.9	135	887	2.1	13.8	48.0	86.2	17.0	62.1
カナダ	1,953	1,338	5,209	4,000	1: 2.7	1: 3.0	24	26	0.5	0.7	58.0	40.1	1.2	1.9
ギリシャ	10	2	508	607	1: 48.8	1: 311.4	—	0	—	0.0	0.9	0.2	—	1.0
スイス	414	357	2,300	2,310	1: 5.6	1: 6.5	88	69	3.8	3.0	66.6	54.8	17.5	16.3
スウェーデン	221	74	4,533	4,548	1: 20.5	1: 61.2	104	210	2.3	4.6	36.1	30.4	31.9	73.9
スペイン	—	—	5,949	6,584	—	—	34	9	0.6	0.1	0.7	0.2	100.0	100.0
デンマーク	178	116	2,871	2,810	1: 16.1	1: 24.3	135	202	4.7	7.2	56.2	57.5	43.1	63.6
ドイツ	1,464	1,369	12,985	12,079	1: 8.9	1: 8.8	—	—	—	—	17.9	16.7	—	—
ニュージーランド	49	46	342	309	1: 6.9	1: 6.7	8	18	2.4	6.0	13.2	14.9	14.3	28.6
ノルウェー	—	—	4,580	4,081	—	—	225	—	4.9	—	45.6	—	100.0	—
フィンランド	14	17	1,333	1,290	1: 97.2	1: 74.7	3	1	0.2	0.1	3.1	3.5	18.0	6.6
フランス	—	—	12,915	12,602	—	—	12	21	0.1	0.2	0.2	0.3	100.0	100.0
ベルギー	377	377	3,004	2,610	1: 8.0	1: 6.9	185	179	6.2	6.9	51.8	51.5	32.9	32.2
ポルトガル	5	4	649	513	1: 131.6	1: 114.2	0	0	0.0	0.0	0.5	0.4	5.4	2.4
ルクセンブルク	9	13	403	415	1: 45.8	1: 32.1	6	5	1.4	1.3	28.6	37.4	39.6	29.7
英国	352	329	13,053	11,283	1: 37.1	1: 34.3	269	248	2.1	2.2	10.0	9.5	43.3	43.0
韓国	49	156	1,174	816	1: 23.9	1: 5.2	1	7	0.0	0.9	1.0	3.3	1.1	4.5
米国	22,786	16,288	30,353	28,831	1: 1.3	1: 1.8	—	—	—	—	73.7	53.1	—	—
DAC計（平均）	30,775	22,047	128,466	119,787	1: 4.2	1: 5.4	1,568	2,130	1.2	1.8	33.8	25.4	4.8	8.8

出典：DAC議長報告
＊1　政府開発援助実績は支出純額ベース
＊2　NGO援助実績＝NGO自己資金＋対NGO政府補助金
＊3　「0」は「1」に満たない実績を示す

第3節 DAC援助受取国・地域リスト

図表 IV-36 DAC援助受取国・地域リスト(2011年)

(2011年実績に適用)

後発開発途上国(LDCs)(48か国)		LDCsでない低所得国(LICs)1人当たりGNI $1,005以下	LDCsでない低中所得国(LMICs)1人当たりGNI $1,006～$3,975以下		高中所得国(UMICs)1人当たりGNI $3,976～$12,275以下	
アフガニスタン	トーゴ	北朝鮮	アルメニア	パラグアイ	アゼルバイジャン	チリ
アンゴラ	ニジェール	キルギス	イラク	パレスチナ自治区	アルゼンチン	ドミニカ国
イエメン	ネパール	ケニア	インド	フィリピン	アルジェリア	ドミニカ共和国
ウガンダ	ハイチ	ジンバブエ	インドネシア	フィジー	アルバニア	トルコ
エチオピア	バヌアツ	タジキスタン	ウクライナ	ベトナム	アンギラ	ナウル
エリトリア	バングラデシュ	南スーダン	ウズベキスタン	ベリーズ	アンティグア・バーブーダ	ナミビア
ガンビア	東ティモール		エジプト	ボリビア	イラン	ニウエ
カンボジア	ブータン		エルサルバドル	ホンジュラス	ウルグアイ	パナマ
ギニア	ブルキナファソ		ガーナ	マーシャル	エクアドル	パラオ
ギニアビサウ	ブルンジ		カーボヴェルデ	ミクロネシア連邦	カザフスタン	ブラジル
キリバス	ベナン		ガイアナ	モルドバ	ガボン	ベネズエラ
コモロ	マダガスカル		カメルーン	モロッコ	キューバ	ベラルーシ
コンゴ民主共和国	マラウイ		グアテマラ	モンゴル	クック	ペルー
サモア	マリ		グルジア		グレナダ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
サントメ・プリンシペ	ミャンマー		コートジボワール		コスタリカ	ボツワナ
ザンビア	モーリタニア		コソボ		コロンビア	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
シエラレオネ	モザンビーク		コンゴ共和国		ジャマイカ	マレーシア
ジブチ	ラオス		シリア		スリナム	メキシコ
スーダン	リベリア		スリランカ		セーシェル	モーリシャス
赤道ギニア	ルワンダ		スワジランド		セルビア	モルディブ
セネガル	レソト		トケラウ諸島		セント・ヘレナ	モンテネグロ
ソマリア			トルクメニスタン		セントクリストファー・ネーヴィス	モンセラット
ソロモン			トンガ		セントビンセント	リビア
タンザニア			ナイジェリア		セントルシア	ヨルダン
チャド			ニカラグア		タイ	レバノン
中央アフリカ			パキスタン		中国	南アフリカ
ツバル			パプアニューギニア		チュニジア	ワリス・フツナ

DAC資料より作成
＊1　GNI値は2010年の数値
＊2　LDCsについては191ページ図表IV-10を参照

第4節 非DAC諸国･地域の政府開発援助実績

図表 IV-37 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

供与国・地域名＼暦年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
OECD加盟非DAC諸国					
チェコ	161	179	249	215	228
エストニア	14	16	22	18	19
ハンガリー	149	103	107	117	114
アイスランド	42	48	48	34	29
イスラエル	90	111	138	124	145
ポーランド	297	363	372	375	378
スロバキア	55	67	92	75	74
スロベニア	44	54	68	71	59
トルコ	714	602	780	707	967
アラブ諸国					
クウェート	158	110	283	221	211
サウジアラビア	2,025	1,551	4,979	3,134	3,480
アラブ首長国連邦	783	2,426	1,266	834	412
その他援助国・地域					
台湾	513	514	435	411	381
ロシア	—	—	—	—	472
タイ	74	67	178	40	10
その他	63	119	253	296	259
合　計	5,182	6,329	9,271	6,672	7,235
うち、二国間 OECD加盟非DAC諸国					
チェコ	78	81	117	101	79
エストニア	2	3	6	4	5
ハンガリー	84	33	15	30	28
アイスランド	28	37	36	25	21
イスラエル	75	96	119	108	128
ポーランド	119	156	84	92	96
スロバキア	25	28	41	20	20
スロベニア	18	21	29	25	22
トルコ	643	545	736	665	920
アラブ諸国					
クウェート	157	109	282	220	211
サウジアラビア	1,980	1,526	4,958	2,925	2,870
アラブ首長国連邦	779	2,416	1,258	834	380
その他援助国・地域					
台湾	494	495	407	402	326
ロシア	—	—	—	—	302
タイ	65	61	166	35	-4
その他	24	64	89	96	105
合　計	4,571	5,671	8,343	5,582	5,509

出典：2010年DAC議長報告
＊1　開発途上国からイスラエルへの移民に対する次の支援額を含む：2006年45.5百万ドル、2007年42.9百万ドル、2008年43.6百万ドル、2009年35.4百万ドル、2010年40.2百万ドル
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
注：上記の表には、非OEDC加盟国の中、主要な新興ドナーによる援助については、情報が開示されていないため、反映されていない

2012年版政府開発援助(ODA)白書で紹介されている案件リスト

課題別の取組

1.貧困削減

・教育
ブルキナファソ　学校運営委員会(COGES)支援プロジェクト …… 60
パキスタン　パンジャブ州技術短期大学強化計画 …… 60

・保健医療・福祉、人口
バングラデシュ　(1)母性保護サービス強化プロジェクト
(2)母子保健改善計画　フェーズ1 …… 63
パレスチナ　母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ2 …… 63
コロンビア　地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト …… 65

・水と衛生
ケニア　ソマリア難民キャンプホストコミュニティの水・衛生改善プロジェクト …… 67
カンボジア　上下水道インフラ整備プログラムにおける上水道整備支援 …… 67

・農業
ケニア　小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト(SHEP UP) …… 71

・ジェンダー
タイ　人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト …… 74
ネパール　ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト …… 74

2.持続的成長

・経済社会基盤
モンゴル　ウランバートル市高架橋建設計画 …… 75

・情報通信技術(ICT)
ラオス　国立大学ITサービス産業人材育成プロジェクト …… 77

・貿易・投資、ＯＤＡ以外の資金との連携
ベトナム　ベトナム日本人材協力センター・ビジネス人材育成プロジェクト …… 79

・政策立案・制度整備
カンボジア　法制度整備支援プロジェクト …… 81

・文化復興・振興
エチオピア　メケレ大学日本語学習機材整備計画 …… 84

3.地球規模課題への取組

・環境・気候変動問題
カリブ広域　カリブ島嶼国における持続可能な廃棄物管理 …… 85
ガボン　野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全 …… 92
チュニジア　乾燥地生物資源の機能解析と有効利用 …… 92

・感染症
ミャンマー　主要感染症対策プロジェクト …… 95
ニカラグア　シャーガス病対策プロジェクト …… 95

・食料
中央アフリカ　国内避難民およびスーダン/コンゴ民主共和国からの難民に対する食糧支援 …… 96

・資源・エネルギー
インドネシア　クリーンコールテクノロジー(CCT)導入促進プロジェクト …… 98

・防災と災害援助
アルメニア　地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト …… 103

・国境を越える犯罪・テロ
ヨルダン　空港治安対策強化計画 …… 105

4.平和構築

エジプト　エジプトの新しい国づくりへの支援(選挙支援) …… 108
スリランカ　マナー県再定住コミュニティ緊急復旧計画プロジェクト …… 109
アフガニスタン　(1)カブール国際空港誘導路改修計画
(2)カブール国際空港駐機場改修計画 …… 114
南スーダン　ジュバ市道路橋梁整備計画 …… 117
モザンビーク　マニカ州人道的地雷除去計画III …… 119

地域別の取組

・東アジア地域
マレーシア　マレーシア日本国際工科院（MJIIT）整備計画 …… 124

・南アジア地域
インド　タミル・ナド州生物多様性保全・植林計画 …… 127

・中央アジア・コーカサス地域
タジキスタン　第二次クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画 …… 130

・中東・北アフリカ地域
オマーン　電力省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト …… 133

・サブサハラ・アフリカ地域
タンザニア／ルワンダ　ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画 …… 137
セネガル　ティエス保健センター整備計画 …… 138

・中南米地域
グアテマラ　ティカル国立公園文化遺産保存研究センター建設計画 …… 145

・大洋州地域
トンガ　美ら島（ちゅらしま）ババウもったいない運動プロジェクト …… 150

・欧州地域
ボスニア・ヘルツェゴビナ　IT教育近代化プロジェクト　フェーズ2 …… 153

略語一覧

（注）本白書に掲載されていない略語も含む。

A

AAA　Accra Agenda for Action
アクラ行動計画

ABS　Access and Benefit-Sharing
遺伝資源へのアクセスと利益配分

ADB　Asian Development Bank
アジア開発銀行

ADF　Asian Development Fund
アジア開発基金

AfDB　African Development Bank
アフリカ開発銀行

AfDF　African Development Fund
アフリカ開発基金

AfT　Aid for Trade
貿易のための援助

AHA Centre　ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance
ASEAN防災人道支援調整センター

ALOS　Advanced Land Observing Satellite
地球観測衛星

AMIS　Agricultural Market Information System
農業市場情報システム

AMRO　ASEAN+3 Macroeconomic Research Office
ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス

APEC　Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力

APO　Asian Productivity Organization
アジア生産性機構

APT　Asia-Pacific Telecommunity
アジア・太平洋電気通信共同体

ASEAN　Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合

ASEM　Asia-Europe Meeting
アジア欧州会合

AUN/SEED-Net　ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network
アセアン工学系高等教育ネットワーク

AU　African Union
アフリカ連合

B

BEGIN　Basic Education for Growth Initiative
成長のための基礎教育イニシアティブ

BHN　Basic Human Needs
人間の基礎生活分野／人間の基本的ニーズ

BOP　Base Of the economic Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

CARD　Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体

CARICOM　Caribbean Community
カリブ共同体

CBD　Convention on Biological Diversity
生物多様性条約

CCT　Clean Coal Technology
クリーンコールテクノロジー

CDP　UN Committee for Development Policy
国連開発政策委員会

CEPA　Comprehensive Economic Partnership Agreement
包括的経済連携協定

CERT　Computer Emergency Response Team
コンピュータ緊急対応チーム

CGIAR　Consultative Group on International Agricultural Research
国際農業研究協議グループ

CGIF　Credit Guarantee and Investment Facility
信用保証・投資ファシリティ

CIF　Climate Investment Fund
気候投資基金

CMI Chiang Mai Initiative
チェンマイ・イニシアティブ

COP Conference of Parties
条約の締約国会議

CORE Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency
（省エネ・再生可能エネルギー分野における協調融資枠組み）コア

CPA Comprehensive Peace Agreement
包括的和平合意（スーダン）

CPCJF Crime Prevention and Criminal Justice Fund
犯罪防止刑事司法基金

CSR Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

D

DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰

DFC Dedicated Freight Corridor
貨物専用鉄道建設計画（インド）

DFID Department for International Development
国際開発省（英国）

DMIC Delhi-Mumbai Industrial Corridor
デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（インド）

E

E/N Exchange of Notes
交換公文

EAS East Asia Summit
東アジア首脳会議

EBRD European Bank for Reconstruction and Development
欧州復興開発銀行

eCentre Regional Centre for Emergency Training in International Humanitarian Response
国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター

EcoISD Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ

EEZ Exclusive Economic Zone
排他的経済水域

EFA Education for All
万人のための教育

EITI Extractive Industries Transparency Initiative
採取産業透明性イニシアティブ

EMBRACE Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care
EMBRACE（エンブレイス）モデル

EPA Economic Partnership Agreement
経済連携協定

EPSA Enhanced Private Sector Assistance for Africa
アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ

ERIA Economic Research Institute for ASEAN and East Asia
東アジア・ASEAN経済研究センター

EU European Union
欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関

FTA Free Trade Area
自由貿易地域

FTI Fast Track Initiative
ファスト・トラック・イニシアティブ
→GPE（教育のためのグローバル・パートナーシップ）に名称変更

G

GAD Gender and Development
ジェンダーと開発

GAVI the Global Alliance for Vaccines and Immunization
GAVIアライアンス（ワクチン予防接種世界同盟）

GCF Green Climate Fund
緑の気候基金

GDP Gross Domestic Product
国内総生産

GEF Global Environment Facility
地球環境ファシリティ

GF-TADs Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases
越境性感染症の防疫のための世界的枠組み

GNI Gross National Income
国民総所得

GPE Global Partnership for Education
教育のためのグローバル・パートナーシップ

GRIPS National Graduate Institute for Policy Studies
政策研究大学院大学

GSP Generalized System of Preferences
一般特恵関税制度

H

HICs High Income Countries
高所得国

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国

I

IAEA International Atomic Energy Agency
国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行(世界銀行)

ICCROM International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property
文化財保存修復研究国際センター

ICRC International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology
情報通信技術

IDA International Development Association
国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank
米州開発銀行

IEA International Energy Agency
国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation
国際金融公社

ILO International Labour Organization
国際労働機関

IMB International Maritime Bureau
国際海事局

IMF International Monetary Fund
国際通貨基金

IMO International Maritime Organization
国際海事機関

IMT International Monitoring Team
国際監視団

IOM International Organization for Migration
国際移住機関

ISDB-T Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial
地上デジタル放送

ITTO International Tropical Timber Organization
国際熱帯木材機関

ITU International Telecommunication Union
国際電気通信連合

IUCN International Union for Conservation of Nature and Natural Resources
国際自然保護連合

J

JAIF Japan-ASEAN Integration Fund
日・ASEAN統合基金

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター

JAXA Japan Aerospace Exploration Agency
宇宙航空研究開発機構

JBIC Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行

J-BIRD Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development
日本バンサモロ復興開発イニシアティブ

JCS Joint Cooperation Strategy
共同支援戦略

JETRO Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JMAS Japan Mine Action Service
日本地雷処理を支援する会

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JOGMEC Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
石油天然ガス・金属鉱物資源機構

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs Least Developed Countries
後発開発途上国

LICs Low Income Countries
低所得国

LMICs Lower Middle Income Countries
低中所得国

LTTE Liberation Tigers of Tamil Eelam
タミル・イーラム解放の虎(スリランカ)

M

MDBs Multilateral Development Banks
国際開発金融機関

MDGs Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標

MERCOSUR Mercado Común del Sur
南米南部共同市場

MIF Multilateral Investment Fund
多国間投資基金

MILF Moro Islamic Liberation Front
モロ・イスラム解放戦線

MOP Meeting of the Parties
議定書の締約国会議

MRC Mekong River Commission
メコン河委員会

N

NERICA New Rice for Africa
ネリカ稲(ネリカ米)

NEXI Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization
非政府組織

NPIF Nagoya Protocol Implementation Fund
名古屋議定書実施基金

O

ODA Official Development Assistance
政府開発援助

OECD Organisation for Economic Co-operation and Development
経済協力開発機構

OECD-DAC OECD Development Assistance Committee
経済協力開発機構　開発援助委員会

OFCF Overseas Fishery Cooperation Foundation of Japan
財団法人海外漁業協力財団

OIE World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局

OOF Other Official Flows
ODA以外の公的資金

P

PIF Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム

PKO Peacekeeping Operations
国連平和維持活動

PPP Public-Private Partnership
官民連携

PRSP Poverty Reduction Strategy Paper
貧困削減戦略文書

PTWC Pacific Tsunami Warning Center
太平洋津波警報センター

R

RAI Responsible Agricultural Investment
責任ある農業投資

RECCA Regional Economic Cooperation Conference on Afghanistan
アフガニスタン地域経済協力会議

REDD Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries
途上国における森林減少・劣化による温室効果ガスの排出量を削減する

S

SATREPS Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development
地球規模課題対応国際科学技術協力

SICA Sistema de la Integración Centroamericana
中米統合機構

SMASE-WECSA Strengthening of Mathematics and Science Education in Western, Eastern, Central and Southern Africa
アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク

SPREP South Pacific Regional Environmental Programme
南太平洋地域環境計画

T

TICAD Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議

U

UMICs Upper Middle Income Countries
高中所得国

UN United Nations
国際連合

UNAFEI United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
国連アジア極東犯罪防止研修所

UNAIDS Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
国連合同エイズ計画

UNCED United Nations Conference on Environment and Development
国連環境開発会議(地球サミット)

UNCRD United Nations Centre for Regional Development
国連地域開発センター

UNDAC United Nations Disaster Assessment and Coordination
国連災害評価調整

UNDCP United Nations International Drug Control Programme
国連薬物統制計画

UNDP United Nations Development Programme
国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
国連環境計画

UNEP/IETC UNEP/International Environmental Technology Centre
国連環境計画国際環境技術センター

UNEP/ROAP UNEP/Regional Office for Asia and the Pacific
国連環境計画アジア太平洋地域事務所

UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
国連教育科学文化機関

UNFPA United Nations Population Fund
国連人口基金

UN-HABITAT United Nations Human Settlements Programme
国連人間居住計画

UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees
国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund
国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development Organization
国連工業開発機関

UNISDR United Nations International Strategy for Disaster Reduction
国連国際防災戦略

UNMAS United Nations Mine Action Service
国連PKO局地雷対策サービス部

UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan
国連南スーダン共和国ミッション

UNOCHA United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
国連人道問題調整部

UNODC United Nations Office on Drugs and Crime
国連薬物犯罪事務所

UNRWA United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
国連パレスチナ難民救済事業機関

UN Women United Nations Equity for Gender Equality and the Empowerment of Women
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関

UPU Universal Postal Union
万国郵便連合

USP University of the South Pacific
南太平洋大学

V

VCT Voluntary Counseling and Testing
自発的カウンセリングと検査

W

WASABI Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

WCO World Customs Organization
世界税関機構(条約上の名称は関税協力理事会)

WFP World Food Programme
国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
世界保健機関

WI Wetlands International
国際湿地保全連合

WID Women in Development
開発と女性

WIPO World Intellectual Property Organization
世界知的所有権機関

W-SAT The Water Security Action Team
水の防衛隊

WSSD World Summit on Sustainable Development
持続可能な開発に関する世界首脳会議

WTO World Trade Organization
世界貿易機関

用語集

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、物資およびサービスの調達先が経済協力開発機構（OECD）加盟国および援助受取国に開かれている援助のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会（DAC）で後発開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象）、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国（HIPCs）にも拡大された。同勧告は、アンタイドの政府開発援助（ODA）を「ほぼすべての被援助国およびOECD諸国からの自由かつ十分な調達が可能な融資または補助金のことを指す」と定義している。
インフラ輸出	「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」は、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応して、インフラ分野の民間企業の取組を支援し、国家横断的かつ政治主導により機動的な判断を行うため、設置された。これを受けて、外務省は在外公館を通じた情報収集体制を強化し、現地の関係機関や商工会との連絡を強めていくため、2012年10月時点で50か国58の在外公館に計126名の「インフラプロジェクト専門官」を指名している。また、総理大臣をはじめとする閣僚によるトップセールス（首脳会談時に取り上げるなど）にてインフラ事業を受注するための支援などにも取り組んでいる。
インフラプロジェクト専門官	各在外公館において、インフラプロジェクトに関する内外の情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ海外展開支援を担当する職員。
援助協調	途上国の開発目標を明確にし、その下で様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけではなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。
技術協力	開発途上国の人々に対する技術の普及、またはその水準の向上を目的として技術の移転を無償で行う経済協力の一形態。
技術協力専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の実情に即した知識や技術の移転を図る事業。
研修員受入事業	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などを日本あるいは第三国に招聘し、専門知識・技術の移転を図る研修事業。
機材供与	専門家などが効果的な協力をするにあたって必要な機材を相手国に供与すること。
技術協力プロジェクト	一定の目標達成のため、必要とされる援助手法（専門家派遣、機材供与、研修員受入れなど）を柔軟に組み合わせて効果的な技術移転を実施する事業。
第三国研修	開発途上国が、援助国・国際機関の資金や技術支援を受け、他の途上国から研修員を受け入れて、すぐれた開発経験や知識・技術の移転・普及のための研修を行うこと。
第三国専門家派遣	技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国からの人材を専門家として派遣する制度。
開発計画調査型技術協力	開発途上国の都市や農業、運輸などの開発計画の作成や、資源の開発などを支援するとともに、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。
地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)	地球規模課題解決のために日本と開発途上国の大学・研究機関等が共同で研究を行う3〜5年間の研究プログラム。対象研究分野は、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の4つ。

有償勘定技術支援-円借款附帯プロジェクト	円借款に関連する専門家の派遣、研修員の受入れ、資機材の供与や施設整備を組み合わせて、円借款事業の迅速化や開発効果の増大を図る事業。
国際緊急援助隊	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な災害(紛争起因災害は除く。)に対し、被災国等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を派遣する事業のこと。国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の4種類がある。
青年海外協力隊 (JOCV:Japan Overseas Cooperation Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
シニア海外ボランティア (SV:Senior Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ日本の40歳から69歳までのシニア層を原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
青年海外協力隊現職教員特別参加制度	文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、日本の学年に合わせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間(通常2年3か月のところ)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。
民間連携ボランティア制度	中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして派遣し、開発途上国の開発に貢献するとともに企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも寄与するもの。民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談し決定する。派遣された社員は活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等に対する理解を深め、また実用的な語学力のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などを身に付ける等、帰国後に企業活動に還元することが期待される。
基礎教育	生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育(日本の中学校に相当)、就学前教育、成人識字教育などを指す。
基礎生活分野/ 人間の基本的ニーズ (BHN:Basic Human Needs)	食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップメント(能力開発)	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が総体として向上していく過程を指している。
国別援助方針	ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の開発ニーズ(政治・経済・社会情勢)を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する日本の援助方針。
グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映しパーセントで表示される。DAC統計では、商業条件(金利10%と仮定した場合)の借款を参照条件としており、利率10%の借款はグラント・エレメント=0%、贈与はグラント・エレメント=100%となる。数字が高いほど緩和された条件が高いとされる。
経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC:Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee)	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟34か国のうち、23か国および欧州連合(EU)からなる。
経済連携協定(EPA)	特定の国(または地域)の間で、関税の撤廃や物品およびサービス貿易の自由化などを定めた自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動や投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野での経済協定。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICAなどの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを実施している。
交換公文 (E/N:Exchange of Notes)	日本政府と被援助国政府との間の合意事項を記した法的文書。日本では閣議決定が必要。有償資金協力(円借款)および無償資金協力などを供与する際に必要とされる。

後発開発途上国 (LDCs：Least Developed Countries)	国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国々。2008～2010年の1人当たり国民総所得(GNI)992ドル以下などの基準を満たした国。2012年12月現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州5か国の48か国。
国際協力機構 (JICA：Japan International Cooperation Agency)	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行(当時)が担当してきた有償資金協力(円借款)、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部が統合された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行 (JBIC：Japan Bank for International Cooperation)	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務(円借款等)を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。なお、国際的信用の維持などの観点から、日本政策金融公庫では、「国際協力銀行」(JBIC)の名称が使用されている。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり(債務繰延：リスケジュール)、これを免除(債務免除または債務削減)すること。
サブサハラ・アフリカ	北アフリカ(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト)を除く、サハラ砂漠以南のアフリカ。
政府開発援助 (ODA：Official Development Assistance)	(1)ODAとは、OECD-DACが作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域への贈与および貸付のうち次の3つの条件を満たすものを指す。 ①公的機関によって供与されるものであること。 ②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③有償資金協力については、緩和された供与条件のもの(グラント・エレメント(前述を参照)が25%以上)であること。 (2)ODAは、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出から成る。
政府開発援助(ODA)以外の公的資金 (OOF：Other Official Flows)	公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資などがこれに当たる。
政府開発援助大綱 (ODA大綱)	政府開発援助政策の根幹をなすものとして、政府開発援助の理念(目的、方針、重点)や原則などを定めたもの。1992年9月に策定されたものを、2003年8月に閣議決定により改定。
政府開発援助に関する中期政策(ODA中期政策)	ODA大綱に基づき、援助の指針を示したもの。旧ODA大綱下で1999年8月に策定された中期政策を抜本的に見直し、2005年2月に新ODA中期政策を策定した。ODA大綱のうち、考え方や取組などを内外に対してより具体的に示すべき事項を中心に記述している。ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、4つの重点課題(「貧困削減」・「持続的成長」・「地球的規模課題への取組」・「平和構築」)、「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」の各項目を取り上げている。
卒業	DACが作成する援助受取国・地域のリスト(246ページ参照)から外れること。原則として世界銀行の融資基準で3年間高所得国(high income countries)に分類された国はリストから除外、すなわち「卒業」(graduate)することになる。
南南協力	より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。
万人のための教育(EFA)	すべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関(国連教育科学文化機関UNESCO、世界銀行、国連開発計画UNDP、国連児童基金UNICEF、国連人口基金UNFPA)のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。

貧困削減戦略文書	世界銀行・国際通貨基金(IMF)により、1999年に導入された、重債務貧困国(巨額の借金を抱えている貧困国)が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずにすんだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は途上国政府のオーナーシップ(自助努力)の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。
フィージビリティ調査	立案されたプロジェクトが実行(実現)可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどんな可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること。具体的には①和平プロセスの促進、②国内の安定・治安の確保、③人道・復旧支援の実現を3つの柱としている。
ミレニアム開発目標(MDGs:Millennium Development Goals)	国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。毎年、国連はそれぞれの指標の進捗状況を報告書としてまとめ公表している。(10ページ図版参照)
無償資金協力	開発途上国や国際機関に資金を贈与する援助形態。政府の決定に基づき、開発途上国が経済・社会開発のために、必要な資機材、設備およびサービスを調達する資金を、返済の義務を課さずに供与する経済協力の一形態。
一般プロジェクト無償	開発途上国が基礎生活分野、インフラ分野などで実施する施設整備、資機材の購入などに対する無償資金協力。
ノン・プロジェクト無償	貧困削減などの経済・社会改革を実施している開発途上国による、国外からの資機材などの購入に対する無償資金協力。
紛争予防・平和構築無償	平和の定着、紛争の再発防止、さらには安定的な復興開発を図り、平和構築に貢献することを目的とする無償資金協力。多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間援助を継続的かつ機動的に行うために、小型武器廃棄支援などのプログラム型事業に供与する。二国間および国際機関に対する支援のいずれかの形態により実施。
草の根・人間の安全保障無償	開発途上国において地方自治体、NGOなどが実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対する無償資金協力。
日本NGO連携無償	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
人材育成支援無償	開発途上国の若手行政官などの育成支援に対する無償資金協力。
テロ対策等治安無償	開発途上国の経済・社会開発に必要であり、また、日本の平和と繁栄にも直結するテロ・海賊対策など治安対策を強化するための無償資金協力。
防災・災害復興支援無償	自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援のための施設整備・修復に対する無償資金協力。
コミュニティ開発支援無償	貧困などに直面する開発途上国のコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする無償資金協力。
貧困削減戦略支援無償	貧困削減に取り組む開発途上国に対して財政支援を行う無償資金協力。
環境・気候変動対策無償	気候変動問題への取組を強化するため、開発途上国の温暖化対策などに関する政策・計画の策定や、政策・計画の実施のためのプロジェクトに対する無償資金協力。
水産無償	開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトに対する無償資金協力。
一般文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関などを対象としている。
草の根文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。
緊急無償	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援のために人道的観点から緊急に供与する無償資金協力。

食糧援助(KR)	食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物(コメ、小麦、トウモロコシなど)などを購入するために供与する無償資金協力。
貧困農民支援(2KR)	開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料などを購入するために供与する無償資金協力。
有償資金協力	通常「円借款」と呼ばれる政府直接借款。開発途上国に対し、政府間の国際約束に基づき、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発資金を貸し付ける形態の援助。開発途上国に対する援助では、贈与に加え、借款を供与し、返済義務を課すことによって、その国の自助努力を一層促すことができる。日本は、供与相手国の所得水準など様々な要素を考慮して借款条件を決定している。
JICA海外投融資	途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にある。そこで、日本はJICA海外投融資によって、途上国において民間企業が実施する開発事業を直接の出資・融資により支援している。海外投融資については、2001年12月に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、基本的に、2001年度末までに承諾された案件以外、出融資を行わないこととなっていた。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2010年6月に再開が決定され、2011年3月にJICAによる民間企業に対する海外投融資を試行的に再開した。その結果、2011年には、パキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業(小規模金融サービス)、ベトナムにおける産業人材育成事業の2件について、さらに、2012年には、ベトナムにおけるロンアン省環境配慮型工業団地関連事業についても政府部内の審査を終了した。
ODAを活用した官民連携(PPP:Public-Private Partnership)	官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指す。 PPPの分野事例:上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

索引

あ

愛知目標…… 89, 92, 235
アクラ行動計画 ……166
アジア開発基金(ADF) …… 187, 213
アジア開発銀行(ADB)
…… 3, 122, 130, 156, 166, 187, 213
アジア太平洋経済協力(APEC) …… 184, 188
アセアンASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
アフガニスタン支援 ……111
アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)…… 69, 70
アフリカ開発会議(TICAD)
…… 23, 27, 32, 59, 66, 136,137,
138, **140**, **141**, **142**, 214, 235
アフリカ開発基金(AfDF) …… 187, 213
アフリカ開発銀行(AfDB) …… 187, 213
アフリカ連合(AU) ……117, 140, 142
安全対策アドバイザー ……176
アンタイド／タイド …… 241, 242

い

一村一品キャンペーン／運動 …… 78, 79
一般財政支援…… 202
一般特恵関税制度(GSP) …… 78, 236
インフラ海外展開 ……163
インフラ整備
……4, 5, 7, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 67,
75, 79, 96, 97, 106, 111, 113, 117, 121, 124, 126,
130, 133, 137, 142, 144, 165, 185, 225, 227, 229
インフラプロジェクト専門官 …… 163, 165
インフラ輸出 …… 26, 163, 165
インフルエンザ …… 62, 93

え

英国国際開発省(DFID) ……166
援助協調……56, 158, 232, 233
援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム……167
エンブレイス(EMBRACE)モデル……62, 235

お

欧州復興開発銀行(EBRD) …… 188, 213
オーナーシップ …… 136, 140, 141,
142, 158, 165, 217, 224
温室効果ガス…… 86, 87, 88, 98, 99, 127, 188, 228

か

開発イニシアティブ …… 56, 78, 79, 236
開発におけるジェンダー主流化 ……73, 155
顧みられない熱帯病 …… 93, 94
顔の見える援助 …12, 13, 80, 130, 138, 159, 169, 170
カリブ共同体(CARICOM) ……144
カルタヘナ議定書 …… 89, 92
官民連携／官民パートナーシップ(PPP)
…… 18, 21, 27, 28, 32, 122, 138,
140, 141, 144, 162, 165, 169

き

気候投資基金(CIF) ……188
気候変動対策…… 28, 41, 46, 86, 87, 98,
99, 165, 182, 188, 209, 235
気候変動枠組条約……86, 88, 90, 91, 99, 214, 235
基礎教育…… 57, 58, 59, 113, 206, 227, 235
教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)
…… 58, 59
緊急無償…… 42, 101, 137, 182, 203, 214, 215

く

草の根技術協力……19, 64, 68, 150, 159, 160, 183
草の根・人間の安全保障無償資金協力
…… 119, 138, 162, 166, 175, 182
グッド・ガバナンス ≫ 良い統治
国別援助方針(国別援助計画) … 55, 56, 158, 173, 174
クラスター弾に関する条約 …… 118, 215
グラント・エレメント …… 241, 242
グリーン経済 …… 90, 91, 235
グリーン・メコンに向けた10年 ……121
グローバルフェスタJAPAN ……172

け

経済回廊……27, 28, 29, 30, 137, 205
経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)
……48, 166, 167, 237
経済協力調整員……158
経済産業人材育成支援事業……185
経済社会基盤 ≫ インフラ整備
経済連携協定(EPA) …… 78, 79
ゲイツ財団 …… 94
研究協力推進事業……185
研修員受入事業……183
現地ODAタスクフォース …… 56, 158, 184, 231

こ

後発開発途上国(LDCs)
…… 78, 79, 121, 133, 136, 191, 192, 219, 246
国際移住機関(IOM) ……105
国際海事機関(IMO) …… 15, 106
国際開発協会(IDA) …… 187, 213
国際協力局(外務省) …… 157, 174
国際協力銀行(JBIC)
…… 31, 56, 97, 122, 157, 176, 219
国際協力重点方針…… 55, 56, 157, 215
国際協力人材センター ……171
国際協力の日……172
国際緊急援助隊…… 37, 42, 43, **101**, 102, 103,
126, 144, 183, 203, 204, 214
国際原子力機関(IAEA) ……186
国際獣疫事務局(OIE) …… 96, 188
国際通貨基金(IMF) …… 110, 158, 188, 213
国際農業開発基金(IFAD) …… 69, 96, 187
国際農業研究協議グループ(CGIAR) …… 69, 187, 188
国際復興開発銀行(IBRD) ……187, 188, 213
国際保健政策…… 62, 93, 235
国際労働機関(ILO) ……188
国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI) …… 80, 104
国連開発計画(UNDP)
…… 4, 44, 59, 137, 140, 142, 167, 186, 212
国連環境計画(UNEP) …… 186, 188
国連教育科学文化機関(UNESCO)
……14, 58, 59, 84, 186, 212
国連工業開発機関(UNIDO) ……186, 207, 212
国連合同エイズ計画(UNAIDS) ……188
国連国際防災戦略(UNISDR) …… 37, 44, 102
国連児童基金(UNICEF) ……59, 93, 94, 186, 212
国連食糧農業機関(FAO)…… 69, 96, 186, 188, 212
国連人口基金(UNFPA) …… 59, 186, 212
国連世界食糧計画(WFP)
……5, 38, 69, 96, 186, 188, 212
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)
…… 5, 176, 186, 212
国連人間の安全保障基金…… 105, 186
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)
…… 63, 186, 212
国連平和構築委員会……107
国連平和維持活動(PKO) …… 118, 186
国連防災世界会議…… 37, 44, 101, 102, 236
国連ミレニアム・サミット …… 10, 224
国連薬物犯罪事務所(UNODC) ……104, 105, 206
コミュニティ開発支援無償 ……182

さ

再生可能エネルギー …… 24, 86, **87**, 91, **97**, **99**,
166, 188, 209, 228, 235
三角協力……145, 167, 168
三大感染症…… 62, 93, 187, 235

し

ジェンダー …… 10, 57, 71, **73**, 74,
155, 202, 224, 235, 236
ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ ……73, 235

事業展開計画…… 55, 56, 158, 173
資金洗浄(マネーロンダリング)…… 104, 106
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ
(EcoISD) …… 228
シニア海外ボランティア…… 25, 66, 69, 100,
129, 163, 165, 169, 183
ジャパン・プラットフォーム(JPF) …… 19, 159
重債務貧困国(HIPCs) ……158, 185, 236
情報通信技術(ICT) … 26, 75, **76**, 77, 140, 218, 227
食料安全保障
…… 23, 69, 70, **96**, 140, 167, 184, 188, 215
新環境社会配慮ガイドライン …… 155, 176
新興・再興感染症 …… 93, 94
新興ドナー …… 166, 247
新成長戦略……184

す

水産無償……182
スクール・フォー・オール …… 58
ストップ結核世界計画2006-2015年…… 93

せ

成長加速化のための官民パートナーシップ ……162
成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN) …… 57
青年海外協力隊(JOCV) …… 18, **25**, 59, 63,
65, 66, 70, 93, 94, 143, 163, 165, **169**, 171, 183
青年海外協力隊現職教員特別参加制度…… 59
政府開発援助以外の公的資金(OOF)
…… 78, 79, 190, 227
政府開発援助大綱(ODA大綱) ……55, 216
政府開発援助に関する中期政策(ODA中期政策)
…… 55, 56, 73, 222
生物多様性条約…… **89**, **90**, **91**, 215, 235
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)
……61, 62, 93, 95, 187, 235
世界銀行防災グローバル・ファシリティ ……102
世界貿易機関(WTO) …… 78
世界保健機関(WHO) …… 93, 188, 212
世界水フォーラム ……66, 235
赤十字国際委員会(ICRC) ……187
戦略計画2011－2020 ≫ 愛知目標

た

第三国研修…… 13, 144, 145
第三国専門家…… 144, 145
太平洋諸島フォーラム(PIF) …… 149, 215

ち

チェンマイ・イニシアティブ(CMI) …… 122, 123
地球環境ファシリティ (GEF) ……89, 188
地上デジタル放送日本方式(ISDB-T) …… 76, 77
中米統合機構(SICA) ……144

て

低炭素…… 86, 87, 90, 99, 121, 185, 235
テロ対策等治安無償 …… 105, 182
テロの脅威に対処するための新戦略 ……110

と

東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC) ……188
東南アジア諸国連合(ASEAN)
…… **13**, 27, 29, **40**, **41**, 76, 86, 102,
121, **122**, **123**, 184, 186, 188, 193, 197, 215, 218
東南アジア諸国連合(ASEAN)連結性 ≫ ASEAN連結性
ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ) …… 78, 79

な

名古屋議定書…… 89, 92
名古屋・クアラルンプール補足議定書 …… 89, 92
南南協力
…… 118, 144, 145, 167, 168, 171, 217, 224

に

日本NGO連携無償
…… 5, 20, 159, 160, 162, 170, 182, 208
日本・カリコム・パートナーシップ・プログラム ……144
日本センター …… 12, 13, 130

日本の教育協力政策2011-2015 ……57, 235
日本貿易振興機構(JETRO) …… 24, 32, 56, 185
日本貿易保険(NEXI) …… 97
日本・メコン地域諸国首脳会議 …… 121, 214
人間の安全保障…… **8**, 20, 29, 35, 55, 61, 62, 86, 101, 105, 113, 119, 122, 126, 133, 138, 149, 162, 166, 175, 182, 186, 208, 215, 217, 222, 223, 224, 234, 235, 236
人間の基礎生活分野/人間の基礎的ニーズ(BHN) …… 26, 117,156, 202

ね

ネリカ稲/米(NERICA) …… 69, 70, 225

の

ノン・プロジェクト無償 …… 24, 182, 205 ～ 208

は

パリ宣言 ……166
犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)……104
万人のための教育(EFA) …… 57, 58, 59, 235

ひ

非政府組織 ≫ NGO
兵庫行動枠組…… 36, 37, 44, 101, 102
貧困削減戦略文書(PRSP) …… 158, 236

ふ

ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI) …… 58, 59
フィージビリティ調査 …… 162, 165
プログラム・アプローチ ……173
プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM) ……160
文化無償…… 83, 84, 182, 208
分野別開発政策…… 55, 56, 235

へ

米州開発銀行(IDB) ……166, 188, 213
平和構築人材育成事業……109, 214, 215
平和と繁栄の回廊(パレスチナ) ……116
平和の構築/平和構築 …… **107**, 108, 109, 117, 122, 155, 176, 202, 205, 206, 214, 215, 216, 218
平和の定着…… 5, **107**, 108, 117, 137, 140, 141, 142, 144, 153, 207, 218, 219

ほ

貿易のための援助(AfT) …… 78, 79, 236
防災協力イニシアティブ …… 101, 225, 228, 236
防災グローバル・プラットフォーム ……44, 102
防災・災害復興支援無償 …… 14, 37, 182
法制度整備支援…… 26, 80, 81, 108, 183, 202
保健システム ……61, 62, 64, 93, 161, 187
「保健と開発」に関するイニシアティブ …… 61
母子保健…… 5, 29, **61**, **62**, **63**, **64**, 93, 111, 126, 140, 159, 186, 187, 202, 210, 235
ポストハーベスト・ロス …… 69, 70
ポリオ … 62, 93, **94**, 111, 184, 205, 206, 209, 215

み

水と衛生 ……**66**, 202, 218, 235
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)……66, 235
水の防衛隊(W-SAT) …… 66
未着手・未了案件 ……174
南太平洋地域環境計画(SPREP) ……149

む

ムスコカ・イニシアティブ …… 61
無税無枠措置…… 78, 79

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)
……107, 117, 218

よ

良い統治(グッド・ガバナンス) …… 55, 80, 141, 217
横浜行動計画…… 136, 140, 141, 142

り

リプロダクティブ・ヘルス …… 61, 63, 186, 225
留学生受入れ…… 59, 184, 185

A

ADB ≫ アジア開発銀行
ADF ≫ アジア開発基金
AfDB ≫ アフリカ開発銀行
AfDF ≫ アフリカ開発基金
AfT ≫ 貿易のための援助
APEC ≫ アジア太平洋経済協力
ASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
ASEAN防災人道支援調整センター（AHA Centre)
…… 41, 102
ASEAN連結性 …… 122, 123
AU ≫ アフリカ連合

B

BEGIN ≫ 成長のための基礎教育イニシアティブ
BHN ≫ 人間の基礎生活分野 / 人間の基礎的ニーズ
BOPビジネス…… 21, 32, 162, 165

C

CARD ≫ アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM ≫ カリブ共同体
CGIAR ≫ 国際農業研究協議グループ
CIF ≫ 気候投資基金
CMI ≫ チェンマイ・イニシアティブ
CPCJF ≫ 犯罪防止刑事司法基金

D

DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
DDR ≫ 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰
DFID ≫ 英国国際開発省

E

EBRD ≫ 欧州復興開発銀行
EcoISD ≫ 持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ
EFA ≫ 万人のための教育
EMBRACE ≫ エンブレイスモデル
EPA ≫ 経済連携協定

F

FAO ≫ 国連食糧農業機関
FTI ≫ ファスト・トラック・イニシアティブ

G

G8キャンプ・デービッド・サミット …… 70
G8九州・沖縄サミット …… 61, 93
G8ドーヴィル・サミット …… 132, 133
G8北海道洞爺湖サミット …… 61
G8ムスコカ・サミット …… 61
G8ラクイラ・サミット …… 69, 70
G20ロスカボス・サミット …… 70
GAD ≫ ジェンダーと開発
GAVIアライアンス …… 94
GEF ≫ 地球環境ファシリティ
GSP ≫ 一般特恵関税制度

H

HIPCs ≫ 重債務貧困国

I

IAEA ≫ 国際原子力機関
IBRD ≫ 国際復興開発銀行
ICRC ≫ 赤十字国際委員会
ICT ≫ 情報通信技術
IDA ≫ 国際開発協会
IDB ≫ 米州開発銀行
IFAD ≫ 国際農業開発基金
ILO ≫ 国際労働機関
IMF ≫ 国際通貨基金
IMO ≫ 国際海事機関
IOM ≫ 国際移住機関

J

JBIC ≫ 国際協力銀行
JETRO ≫ 日本貿易振興機構
JICA海外投融資 …… 27, 28, 163, 165, 215
JOCV ≫ 青年海外協力隊
JPF ≫ ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs ≫ 後発開発途上国

M

MDGs国連首脳会合

N

NERICA ≫ ネリカ稲
NEXI ≫ 日本貿易保険
NGO（非政府組織)との連携
…… 19, 20, 159, 160, 166, 170, 235

O

ODAのあり方に関する検討…… 55, 56, 169, 173
ODA評価 …… 174, 233
ODA見える化サイト …… 172, 173
OECD-DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
OECD外国公務員贈賄防止条約 ……175
OIE ≫ 国際獣疫事務局
OOF ≫ 政府開発援助以外の公的資金

P

PDCAサイクル …… 173, 174
PIF ≫ 太平洋諸島フォーラム
PKO ≫ 国連平和維持活動
PPP ≫ 官民連携／官民パートナーシップ
PRSP ≫ 貧困削減戦略文書

R

REDD(レッド) …… 88

S

SEAFDEC ≫ 東南アジア漁業開発センター
SICA ≫ 中米統合機構
SPREP ≫ 南太平洋地域環境計画

T

TICAD ≫ アフリカ開発会議

U

UNAFEI ≫ 国連アジア極東犯罪防止研修所
UNAIDS ≫ 国連合同エイズ計画
UNDP ≫ 国連開発計画
UNEP ≫ 国連環境計画
UNESCO ≫ 国連教育科学文化機関
UNFPA ≫ 国連人口基金

UNHCR ≫ 国連難民高等弁務官事務所
UNICEF ≫ 国連児童基金
UNIDO ≫ 国連工業開発機関
UNISDR ≫ 国連国際防災戦略
UNODC ≫ 国連薬物犯罪事務所
UNRWA ≫ 国連パレスチナ難民救済事業機関

W

W-SAT ≫ 水の防衛隊
WASABI ≫ 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ
WFP ≫ 国連世界食糧計画
WHO ≫ 世界保健機関
WTO ≫ 世界貿易機関

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html

携帯版ホームページはこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/m

政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html

2012年版政府開発援助（ODA）白書　日本の国際協力

平成25年3月26日 発行

編　集　外　務　省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電　話（03）3580-3311（代表）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/

©2013 Printed in Japan

2012年版　政府開発援助（ODA）白書

日本の国際協力